2022.12.14
第19回「副首都ビジョン」のバージョンアップに向けた意見交換会

参考資料１－３

2023.1.5 訂正版

大阪市役所の点検・棚卸し結果
（2008～2022年）

副首都推進局

（2023.4.28 更新）

○ 大阪府市では、2008年以降、府市が連携して取り組んだ様々な改革や政策転換を評価・総括し、今後の政策課題に役立てていくものとして、関係所属の協力を得て、2014年、2018年の２回にわたり、「改革評価プロジェクト」として「大阪府庁の点検・棚卸し結果」、「大阪市役所の点検・棚卸し結果」を作成し、公表してきました。

○ 前回の改革評価から４年が経過した今般、９月29日の第７回副首都推進本部（大阪府市）会議において、これまでの到達点検証を行うべきとの意見がありました。それを受けて、「副首都ビジョン」のバージョンアップの参考等にも資するため、今回改めて府市で点検・棚卸しを実施しました。

「総括シート」様式

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
改革前の課題。他都市比較等も踏まえつつ、改革が必要となった背景等を記載。	改革の方向性。どのような戦略や方向性を打ち出したかを記載。	何をどう変えたか。具体的に用いた手法や実施した内容を記載。	主な成果。改革の結果、どのような影響・効果が生じたかを記載。

目　　次

Ⅰ　政策の刷新

（１）　現役世代への重点投資（子育て/教育）　4頁
（２）　教育改革　15頁
（３）　西成特区構想　28頁
（４）　福祉施策の再構築　42頁
（５）　インフラ整備　44頁

Ⅱ　公民連携/経営形態の見直し

【民営化の取組】

（１）　地下鉄　50頁
（２）　バス　74頁
（３）　水道　88頁
（４）　工業用水道　104頁
（５）　下水道　113頁
（６）　幼稚園・保育所　121頁
（７）　ごみ（一般廃棄物）　124頁

【独立行政法人化】

（８）　病院　134頁
（９）　博物館　137頁
（10）　動物園　146頁

【公民連携の推進】

（11）　ＰＦＩ・指定管理者制度の活用　153頁
（12）　サウンディング型市場調査の実施　154頁
（13）　企業等との連携　155頁
（14）　天王寺公園ｴﾝﾄﾗﾝｽｴﾘｱ（愛称：てんしば）・大阪城公園PMO・難波宮跡公園　163頁
（15）　水道基幹管路PFI　170頁

Ⅲ　行財政改革

【財政】

（１）　財政再建　177頁
（２）　財務マネジメント　187頁

【人事】

（３）　人事・給与制度　194頁
（４）　公募制度　205頁

【業務執行の刷新】

（５）　市町村との連携強化、市町村支援等　213頁
（６）　サービス改善（動物園など）　219頁
（７）　区役所への権限移譲　224頁
（８）　補助金等の見直し　228頁
（９）　市民利用施設の見直し　236頁
（10）　ＩＣＴの徹底活用　240頁
（11）　働き方改革　255頁

Ⅳ　新型コロナウイルス感染症対策　257頁

Ⅴ　その他　338頁

付属資料

資料１　施策・事業のゼロベースの見直し　376頁
資料２　市税の減免措置の見直し　381頁
資料３　使用料の減免措置の見直し　385頁
資料４　外郭団体との競争性のない随意契約の見直し　392頁

Ⅰ　政策の刷新（主なもの）

（１）現役世代への重点投資
（子育て/教育）

（２）教育改革

（３）西成特区構想

（４）福祉施策の再構築

（５）インフラ整備

Ⅰ（１）現役世代への重点投資（子育て/教育）

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
子育てや教育、就労などに関して、現役世代が能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整えるため、安心して子育てができ、働くことができる環境が必要。	・子育てや教育など現役世代を支援するための施策に対し予算を重点投資。現役世代への支援により、大阪の活力を生み出すことで、高齢世代を支えるといった流れを作る。 ・市政改革プランに基づき、ムダを徹底的に排除し、成果重視で施策も見直し、スリムな行財政運営にして、現役世代への重点投資など大きな政策転換を行う。 ・将来を担うこどもたちの個性や才能を伸ばし、さらにはグローバル（国際的）な舞台に挑戦し活躍できるような人材を育成。	・こども、教育の分野を中心に施策・事業を展開① 【主な施策（②）】 子育て （拡充） a.妊婦健康診査の拡充 b.こども医療費助成の拡充 c.待機児童の解消 ・庁舎や市有地への保育施設設置、送迎バス等の特別対策 ・新規採用保育士特別給付、働き方改革推進事業等による保育人材の確保 ・医療的ケア児対応看護師の配置　など （新規） d.学校外教育における塾代助成事業の実施 e.幼児教育の無償化 f.こどもの貧困対策 g.児童相談体制等の拡充 h.ヤングケアラー支援の推進 教育 a.普通教室の空調機設置 b.中学校給食の実施 c.学校教育・校務支援ICTの導入 d.校長経営戦略等の実施 e.公設民営学校（国際バカロレア等）の設置 f.児童生徒の急増に伴う教育環境改善	・現役世代への重点投資として、こども・教育の分野において予算の重点配分 ・重点投資額 2011年度予算　67億円 ↓ 2014年度予算　270億円 ↓ 2018年度予算　537億円 ↓ 2022年度予算　630億円

①　こども・教育の分野への予算の重点配分（予算推移）

・現役世代への重点投資として、こども・教育の分野において予算の重点配分
　重点投資の額：2011年度予算　67億円　⇒　2022年度予算　630億円

○ 「現役世代への重点投資」（こども・教育）の予算推移

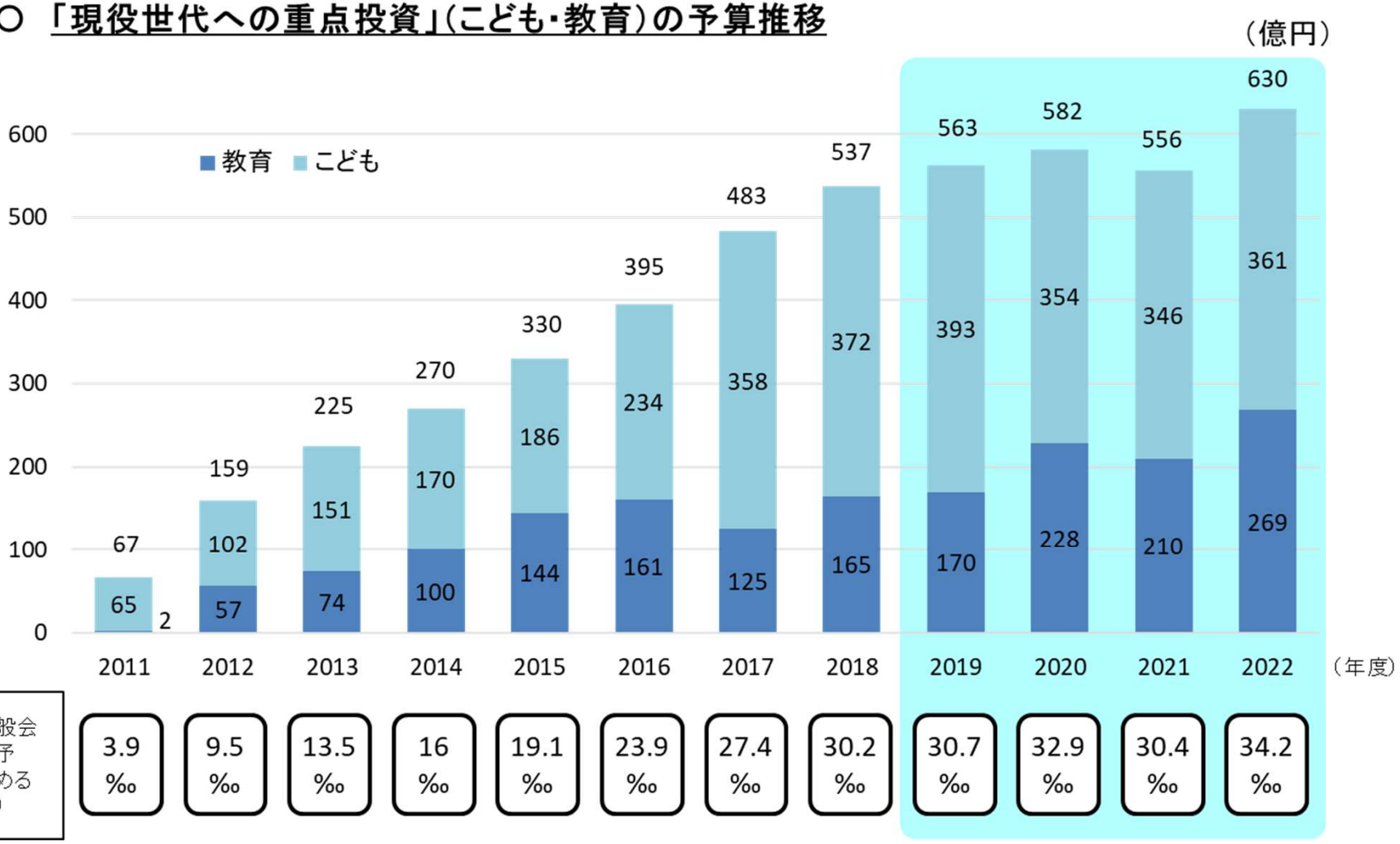

Ⅰ　政策の刷新・現役世代の重点投資（子育て/教育）

②－１　こども・教育の分野への予算の重点配分（主な事業）

主な取組み

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
現役世代への重点投資	67	159	225	270	330	395	483	537
こども	65	102	151	170	186	234	358	372
妊婦健康診査	13	標準項目実質無料化 22	22	23	23	22	23	24
こども医療費助成	35	通院を中学校修了まで拡充 51	77	73	小学校修了まで所得制限撤廃 74	77	入・通院を高校修了まで拡充 82	88
待機児童解消の取組み	17	28	公募制を導入 42	小規模事業保育実施 57	賃料補助制度を創設 70	保育所等整備補助対象の拡大 84	特別対策を実施 171	171
塾代助成事業		1	全市実施 10	17	助成対象者を拡大 19	26	25	25
幼児教育の無償化						5歳児の無償化を実施 25	4歳児まで無償化を拡充等 55	57
こどもの貧困対策関連事業							先行的な取組を実施 2	本格的な取組を実施 7
児童相談体制等の拡充						0.2	0.1	0.4
ヤングケアラー支援の推進								
教育	2	57	74	100	144	161	125	165
小中学校の普通教室への空調機等設置	1	28	全中学校に設置 25	39	38	全小学校に設置 39		
中学校給食事業	1	家庭弁当との選択制（デリバリー） 21	15	全員喫食導入（デリバリー） 18	22	学校調理方式へ順次切替開始 26	35	63
学校教育ICT活用事業等		8	15	16	全小中学校にタブレット整備 45	47	39	49
校長戦略予算等			校長経営戦略予算創設 19	26.9	38.9	区担当教育次長執行枠を設置 48.9	50.9	34
公設民営学校(国際バカロレア等)の設置				0.1	0.1	0.1	0.1	2019年4月開校に向けた準備 11
児童生徒の急増に伴う教育環境改善								実施設計増築工事 8

Ⅰ　政策の刷新・現役世代の重点投資（子育て/教育）

②－２　こども・教育の分野への予算の重点配分（主な事業）

主な取組み　追加

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
現役世代への重点投資	563	582	556	630
こども	393	354	346	361
妊婦健康診査	28	28	27	26
こども医療費助成	90	91	96	96
待機児童解消の取組み	都市部における賃借料支援事業 保育士ウェルカム事業開始 163	働き方改革推進事業の開始 176	不動産活用による保育施設整備マッチング事業 医療的ケア児対応看護師等雇用経費助成事業 183	保育所等の事故防止の取組強化 199
塾代助成事業	24	23	24	24
幼児教育の無償化	国の無償化制度開始 無償化対象拡大 78	2	2	1
こどもの貧困対策関連事業	9	こどもサポートネット事業全区実施 12	12	こどもの居場所開設支援事業モデル実施 9
児童相談体制等の拡充	2	22	北部こども相談センター開設 3	5
ヤングケアラー支援の推進			実態調査を実施	先行支援策を実施 0.2
教育	170	228	210	269
小中学校の普通教室への空調機等設置	0	0	0	0
中学校給食事業	全中学校を学校調理方式へ移行 51	40	42	41
学校教育ICT活用事業等	46	1人1台端末実現 90	72	83
校長戦略予算等	33	外国につながる児童生徒受入れのための支援拠点設置 不登校児童生徒のための教育支援センター運営 45	55	不登校特例校の実施設計 44
公設民営学校（国際バカロレア等）の設置	水都国際中・高開校 20	14	13	47
児童生徒の急増に伴う教育環境改善	20	40	27	56

③　新規・拡充した施策・事業の概要

こども・子育て①

新規・拡充	項　目	以前の状況	現在の主な取組み	
			前回棚卸し時点（2018.3）	今回棚卸し時点（2022.11）
拡充	a 妊婦健康診査	妊婦1人当たり公費負担額57,540円（全国最低水準） （2011予算：13億円）	2016年度～：国の示す標準検査項目について実施時期の目安を改定（妊婦1人当たり公費負担額100,930円） 2017年度～：産婦健康診査開始 （2018予算：24億円）	2019年度～：超音波検査の公費負担回数を4回から8回に拡充（妊婦1人当たり公費負担額120,480円） 2020年度～：多胎については基本的な妊婦健康診査受診券2回分を追加交付（妊婦1人当たり公費負担額最大128,170円） （2022予算：26億円）
拡充	b こども医療費助成	通院について、小学校就学前（6歳）まで （2011予算：35億円）	2017年11月～：入・通院を高校修了まで拡充 （2018予算：88億円）	2018年4月～：償還事務センターにて償還払い事務を開始 2019年4月診療～：自動償還開始 （2022予算：96億円）

③　新規・拡充した施策・事業の概要

こども・子育て②

新規・拡充	項　目	以前の状況	現在の主な取組み	
			前回棚卸し時点（2018.3）	今回棚卸し時点（2022.11）
拡充	c 待機児童解消の取組み	待機児童数664人【2012年4月時点】（2011予算：17億円）	待機児童数325人【2017年4月時点】 2017年度は、従来の取組みに加え、市民のニーズにきめ細かに対応するため、従来の手法にとらわれない特別対策などを実施 《特別対策》 ①区役所・市役所本庁舎に保育施設開設 ②保育送迎バス事業の実施 ③保育所用地へ提供した土地所有者への固定資産税等相当額補助 ④保育所等整備補助金の増額 など （2018予算：171億円）	待機児童数4人【2022年4月時点】 2018年度～ ・民間保育所整備用地提供促進補助の実施 2019年度～ ・都市部における保育所等への賃借料支援事業 ・保育士ウェルカム事業の開始 2020年度～ ・都市公園を活用した保育所整備 ・働き方改革推進事業の開始 2021年度～ ・不動産活用による保育施設整備マッチング事業の開始 ・医療的ケア児対応看護師等雇用経費助成事業の開始 2022年度～ ・保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）の開始　　など （2022予算：199億円）
新規	d 塾代助成事業	学校外教育における子育て世帯の経済的負担（2011予算：ー）	2015年10月～：所得要件の緩和による対象者の拡大 （2018予算：25億円）	継続実施 （2022予算：24億円）

③　新規・拡充した施策・事業の概要

こども・子育て③

新規・拡充	項　目	以前の状況	現在の主な取組み	
			前回棚卸し時点（2018.3）	今回棚卸し時点（2022.11）
新規	e 幼児教育の無償化	幼児教育費は各家庭負担 （2011予算：ー）	2016年4月～：5歳児の幼児教育無償化を開始 2017年4月～：5歳児に加え、4歳児にも対象を拡大。一定の条件を満たす認可外保育施設のこどもも新たに対象 （2018予算：57億円）	2019年4月～：5・4歳児に加え、3歳児にも対象を拡大 2019年10月～：国の無償化制度開始 国の無償化の対象とならないこどもに対する認可外保育施設における幼児教育の無償化（市独自制度）を継続実施 （2022予算：1億円）
新規	f こどもの貧困対策関連事業	教育や福祉等の分野における事業として、それぞれ実施 （2011予算：ー）	2016年2月：大阪市こどもの貧困対策推進本部を立ち上げ 2016年6月～7月：「子どもの生活に関する実態調査」を実施（2017年3月調査報告書公表） 2017年度～：調査の速報値（2016年9月公表）から見えた顕著な課題に対して、実効性のある取組みを先行実施 （2017予算：2億円） 2018年3月：「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定 2018年度～：実態調査の詳細な分析結果及び先行実施した施策を検証し、有効性があると認められる取組みを本格実施 （2018予算：7億円）	2018年4月～：「大阪市こどもサポートネット」をモデル7区で実施 2020年4月～：2年間のモデル実施の効果検証を踏まえ、全区で実施 2018年4月～：大阪市社会福祉協議会が事務局を担う「こども支援ネットワーク」への運営補助を開始。 2019年4月～：ネットワーク加入している団体や利用者等を対象とする保険料の全額負担。 2022年4月～：「こどもの居場所開設支援事業」をモデル4区で実施。 （2022予算：9億円）

③　新規・拡充した施策・事業の概要

追加

こども・子育て④

新規・拡充	項　目	以前の状況	現在の主な取組み	
			前回棚卸し時点（2018.3）	今回棚卸し時点（2022.11）
新規	g 児童相談体制等の拡充	（2011予算：ー）		2018～2022年度：こども相談センターにおける体制強化（本務職員262人→422人） 2021年度：大阪市3か所目の児童相談所として「北部こども相談センター」の開設。大阪府警へのオンラインによる全件共有。 2022年度：国の情報共有システムとのデータ連携 2021年度：弘済のぞみ・みらい園の建替え整備方針を決定（2029年度末までに施設の小規模化、地域分散化を図る。） 2022年度：整備に係る基本計画を策定 （2022予算：5億円）
新規	h ヤングケアラー支援の推進	（2011予算：ー）		2021年度：プロジェクトチーム会議設置、市立中学生を対象とした実態調査の実施、全区役所で相談窓口を設置（明確化） 2022年度：実態調査の分析・結果公表、先行支援策の実施（相談環境の充実） （2022予算：0.2億円）

③　新規・拡充した施策・事業の概要

教　育　①

新規・拡充	項　目	以前の状況	現在の主な取組み	
			前回棚卸し時点（2018.3）	今回棚卸し時点（2022.11）
拡充	a 普通教室の空調機設置	（2011予算：1億円）	2016年度末：全小学校普通教室等へ空調機設置 設置後は、夏休み短縮などにより年間40時間程度の授業時間数確保 （2016年度末で事業終了）	2016年度末で事業終了 以降、変更なし
拡充	b 中学校給食の実施	家庭弁当との選択制のための設備投資 （2011予算：1億円）	2016年度から、市内全中学校において学校調理方式（親子方式、自校調理方式）へ本格移行することとし、順次移行 ［2018年8月時点：計63校で提供］ （2018予算：63億円）	2019年度の1学期をもって市内全中学校において、学校調理方式（親子方式、自校調理方式）での給食提供方法に移行 （2022予算：41億円）
拡充	c 学校教育・校務支援ICTの導入等	（2011予算：ー）	2016年度～：全小中学校でタブレット端末等を活用した授業 2017年度～：全普通教室で電子教材等提示用機器や授業用ノートパソコンを使った授業展開 （2018予算：49億円）	2020年度：全小中学校において学習者用端末の1人1台環境の整備を完了 2021年度～：デジタルドリルや協働学習支援ツール等を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを推進 端末を活用した心の天気や相談申告機能等により、児童生徒の心の状態や日々の生活状況の可視化と把握 （2022予算：83億円）

③　新規・拡充した施策・事業の概要

教　育　②

新規・拡充	項　目	以前の状況	現在の主な取組み	
			前回棚卸し時点（2018.3）	今回棚卸し時点（2022.11）
拡充	d 校長経営戦略等の実施	（2011予算：ー）	2016年度：校長経営戦略予算に、区担当教育次長執行枠を設置 （2018予算：34億円）	引き続き、校長経営戦略支援予算（区担当教育次長執行枠を含む）を確保 （2022予算：44億円） 2020年度：外国につながる児童生徒の受け入れ・共生のための支援拠点4か所を設置し、コーディネーターを配置 ・不登校児童生徒のための教育支援センター3か所の運営 2022年度：不登校特例校設置に向けた実施設計（2024開設予定）
拡充	e 公設民営学校（国際バカロレア等）の設置	（2011予算：ー）	グローバル人材の育成を目的に、全国初の公設民営の中高一貫教育校として、2019年4月に「大阪市立水都国際中学校・高等学校」を住之江区で開校 ・2018年度は、校舎等の増改築工事の実施、「国際バカロレアコース」の導入に向けた準備 （2018予算：11億円）	・2020年2月：国際バカロレア認定校となる。 ・2020年4月：国際バカロレアコース開設 ・2022年4月：大阪府へ移管 （2022予算：47億円） 入学者数（応募者数） 2019年度　80名（593名） 2020年度　80名（497名） 2021年度　80名（462名）

③　新規・拡充した施策・事業の概要

教　育　③

新規・拡充	項　目	以前の状況	現在の主な取組み	
			前回棚卸し時点（2018.3）	今回棚卸し時点（2022.11）
拡充	f 児童生徒の急増に伴う教育環境改善	6年間の児童数推計をもとに計画的な校舎増築を実施 （2011予算：ー）	2017年5月に設置したプロジェクトチームの議論を踏まえ、北区、西区、中央区の小学校において、教室不足（163教室）が見込まれる学校の校舎の増築等の実施 ・2018年度は、不足教室の解消のため、実施設計（2校）、増築工事（6校、39教室）を実施 （2018予算：8億円）	0歳が就学する6年後までの児童数推計と、2040年までの中長期的な児童数推計を一定の目安としつつ、増築等の必要な対応を行い、教室が不足しないよう取り組んでいる。 （2022予算：56億円） 【取組実績】 2019年度～2022年度 実施設計（9校） 増築工事（14校、175教室）

Ⅰ（2）教育改革

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
• 小中学生の学力・体力が全国最低レベル • 市民や首長の意向が教育方針に反映されない仕組みになっていた	• 市会・市長・教育委員会が緊密に連携し、教育行政をマネジメント • 教育内容、教育関係の仕組みを刷新する。 • 2013～2016年度の４年間で「カリキュラム」「グローバル」「マネジメント」「ガバナンス」「学校サポート」の５つの柱で改革する。 • 2017～2021年度の５年間で、５つの改革によって構築した教育制度の基盤を堅持しながら、「成果と課題の見える化」「改革のさらなる浸透」「支援の重点化」を施策実施の基本となる視点とし、教育改革の浸透を図る。 • 2022～2025年度の４年間で、「安全・安心な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」「学びを支える教育環境の充実」を３つの最重要目標として取組を進める。	2012年度以降、順次以下の取組を進めている① Ⅰ 教育行政の制度改革 • 教育行政基本条例、大阪市立学校活性化条例制定 • 市長と教育委員の協議の場設置（2014） →総合教育会議の設置（2015） • 分権型教育行政への転換（2015） →教育委員会事務局の４ブロック化（2020） Ⅱ 学校運営の制度改革 • 校長公募の実施、副校長のモデル配置、予算・人事の校長裁量の強化 • 学校選択制の実施、学校協議会の設置 • 大阪市小学校学力経年調査の実施(2016) Ⅲ 教育実践のイノベーション • 幼稚園・保育所に共通の就学前教育カリキュラムの作成、小学校低学年からの英語指導、学校教育へのICT活用 • 小・中学校の普通教室に空調機を段階的に設置、中学校給食の実施、教員個人やグループの主体的な研究活動の支援、校務の効率化に向けたICT活用、学習サポーターの配置、生活指導支援員の配置、民間事業者を活用した課外授業、学力向上支援チーム事業（2022） など • いじめ、不登校への対応、 • 「新・大阪市総合教育センター（仮称）」設置（2024開設予定） • 教員の働き方改革推進（2019） 上記にかかる予算の推移② 主な改革の概要③	• 首長意向の反映（総合教育会議による、教育目標とその達成のための施策設定）及び教育内容と仕組みの改革が進んでいる。 • 保護者や地域住民の学校運営への参画が進んでいる。 • 分権型教育行政への転換により、学校の実情に応じたサポートに繋げている。 • 小中学校の学力が全国平均にはまだ及ばないものの、概ね上向いている。（※全国学力・学習状況調査④） • CEFR A1レベル相当以上の英語力を有する中学3年生の割合が52.6%となった。（2021年度） • 働き方改革による時間外勤務時間の着実な減少 （月平均時間外勤務時間） 2018年度　36時間28分 →2021年度　31時間55分

①　主な取組経過

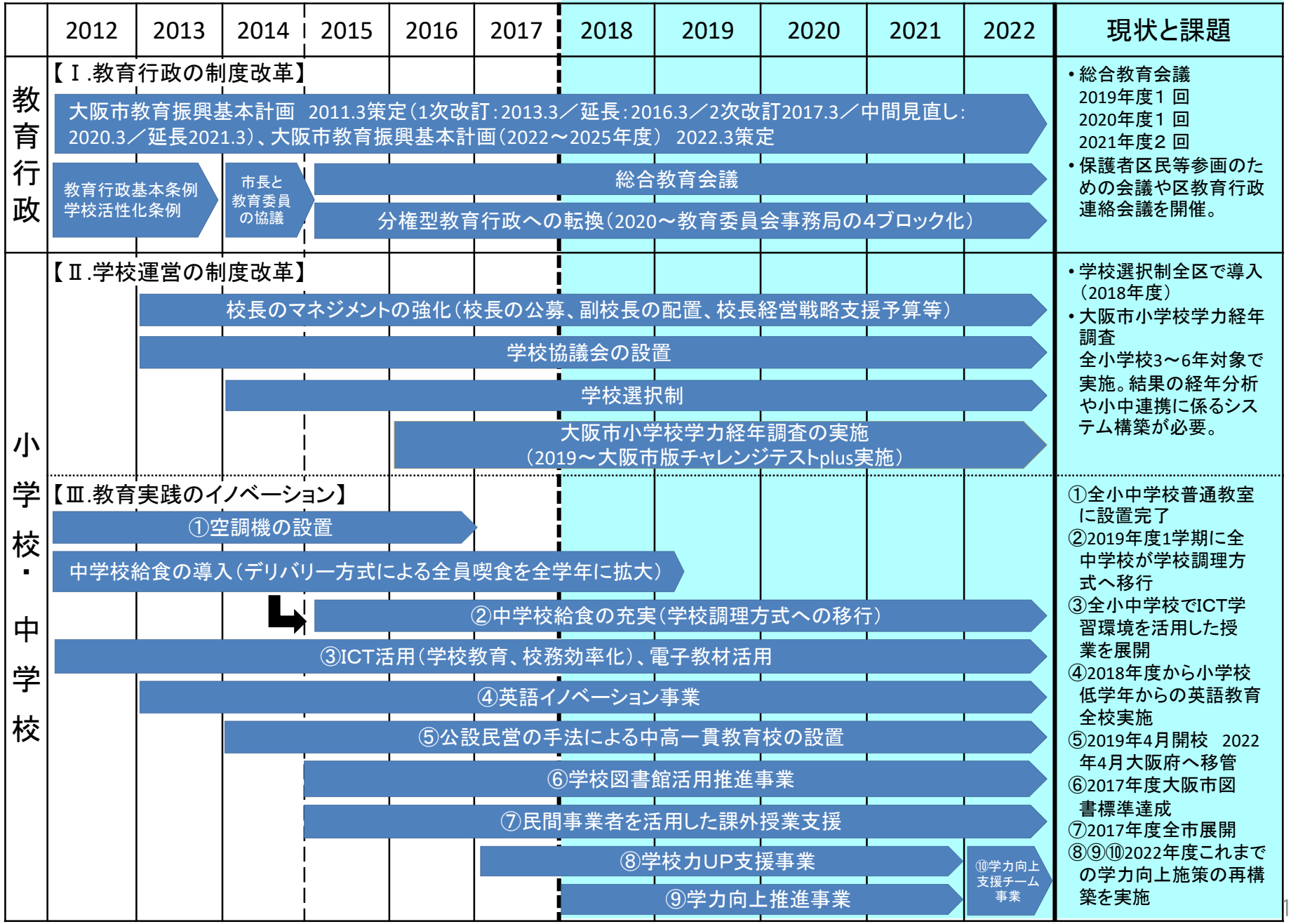
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
現状と課題
教育行政
【Ⅰ.教育行政の制度改革】
大阪市教育振興基本計画　2011.3策定（1次改訂：2013.3／延長：2016.3／2次改訂2017.3／中間見直し：2020.3／延長2021.3）、大阪市教育振興基本計画（2022～2025年度）　2022.3策定
教育行政基本条例
学校活性化条例
市長と教育委員の協議
総合教育会議
分権型教育行政への転換（2020～教育委員会事務局の4ブロック化）
・総合教育会議
2019年度1 回
2020年度1 回
2021年度2 回
・保護者区民等参画のための会議や区教育行政連絡会議を開催。
小学校・中学校
【Ⅱ.学校運営の制度改革】
校長のマネジメントの強化（校長の公募、副校長の配置、校長経営戦略支援予算等）
学校協議会の設置
学校選択制
大阪市小学校学力経年調査の実施
（2019～大阪市版チャレンジテストplus実施）
・学校選択制全区で導入（2018年度）
・大阪市小学校学力経年調査
全小学校3～6年対象で実施。結果の経年分析や小中連携に係るシステム構築が必要。
【Ⅲ.教育実践のイノベーション】
①空調機の設置
中学校給食の導入（デリバリー方式による全員喫食を全学年に拡大）
②中学校給食の充実（学校調理方式への移行）
③ICT活用（学校教育、校務効率化）、電子教材活用
④英語イノベーション事業
⑤公設民営の手法による中高一貫教育校の設置
⑥学校図書館活用推進事業
⑦民間事業者を活用した課外授業支援
⑧学校力UP支援事業
⑨学力向上推進事業
⑩学力向上支援チーム事業
①全小中学校普通教室に設置完了
②2019年度1学期に全中学校が学校調理方式へ移行
③全小中学校でICT学習環境を活用した授業を展開
④2018年度から小学校低学年からの英語教育全校実施
⑤2019年4月開校　2022年4月大阪府へ移管
⑥2017年度大阪市図書標準達成
⑦2017年度全市展開
⑧⑨⑩2022年度これまでの学力向上施策の再構築を実施

②　教育予算の推移

■『現役世代への重点投資』において、教育関連事業に投資を実施

【教育関連事業予算の推移（事業費のみ）】

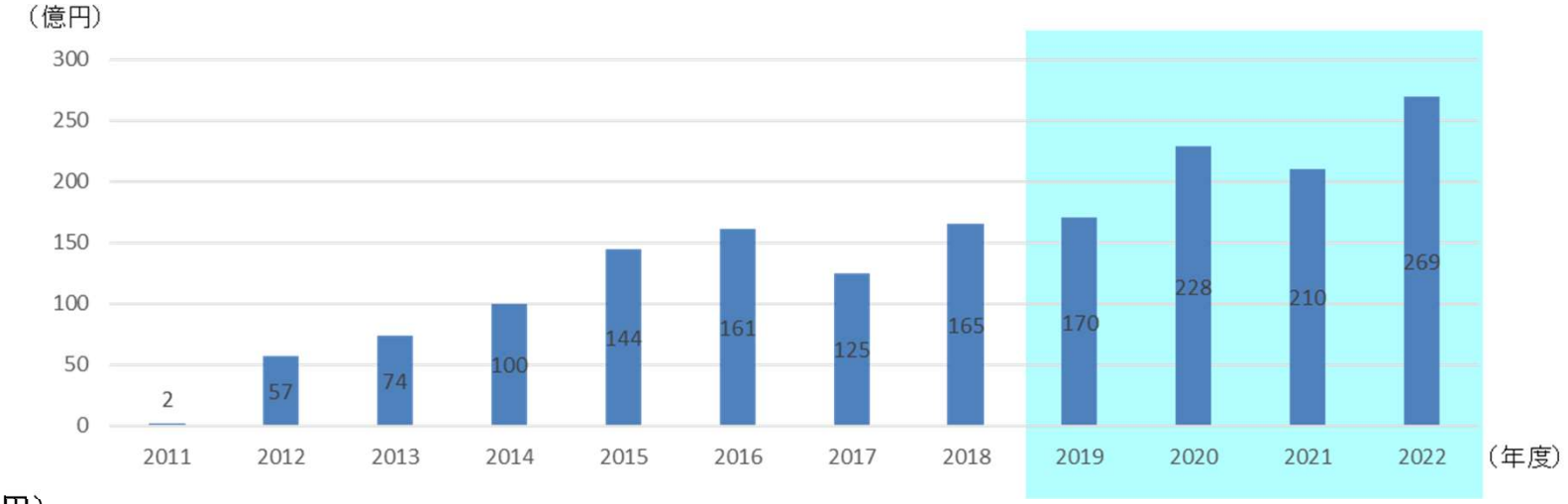

◆主な内訳（億円）

		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
Ⅱ. 学校経営の制度改革	校長経営戦略支援予算等			5	8	9	10	10	10	9	6	7	6
	小学校学力経年調査						2	3	3	3	3	3	3
Ⅲ. 教育実践のイノベーション	空調機設置	1	28	25	39	38	39	0	0	0	0	0	0
	中学校給食	1	21	15	18	22	26	35	63	51	40	42	41
	学校教育・校務支援ICTなど		8	15	16	45	47	39	49	46	90	72	83
	英語イノベーション			6	6	6	6	6	7	7	7	8	7
	図書館活用推進					3	4	3	2	2	3	3	3
	公設民営の手法による中高一貫教育校の設置				0.1	0.1	0.1	0.1	11	20	14	13	47
	児童生徒の急増に伴う教育環境改善								8	20	40	27	56
	その他（課外授業支援等）			8	12.9	20.9	26.9	28.9	12	12	25	35	23

③　主な改革の概要（1／9）

	改革以前	２０１８．３ （前回棚卸し時点）	２０２２．１１ （今回棚卸し時点）	取組みの達成状況と 今後の課題
Ⅰ． 教育行政の制度改革	理念的な教育振興基本計画	2017年3月 ・総合教育会議（市長と教育委員の協議）を経て、教育振興基本計画を改訂	2022年3月 ・総合教育会議（市長と教育委員の協議）を経て、教育振興基本計画（令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）を策定	・首長意向の反映（総合教育会議による、教育目標とその達成のための施策設定）及び教育内容と仕組みの改革が進んでいる。 総合教育会議 2019年度１回 2020年度１回 2021年度２回
	状況が異なる430以上の小中学校を一つの教育委員会がマネジメントするには限界がある	2015年度～ ・分権型教育行政への転換（保護者区民等参画のための会議や区教育行政連絡会議を開催） 2016年度～ ・区担当教育次長執行枠の設置	2019年度～ ・区担当教育次長会議の設置 2020年度～ ・教育委員会事務局の４ブロック化	・学校や地域の実情に応じたきめ細かな支援を決定し、実施することができている。

③ 主な改革の概要（2／9）

	改革以前	２０１８．３ （前回棚卸し時点）	２０２２．１１ （今回棚卸し時点）	取組みの達成状況と 今後の課題
Ⅱ． 学校運営の制度改革	校長のリーダーシップによる組織マネジメントの未確立	2015年度～ ・副校長、教頭補佐（首席）、教頭補助の配置	2018年度～ ・主務教諭の配置	・これまで副校長・教頭補佐（首席）・教頭補助を配置することにより、一定管理職選考の受験者数は改善傾向にあるが、さらなる管理職候補の確保から、引き続き継続配置に取り組んでいく。
	学校運営に保護者・地域住民が参画する仕組みの未整備	【学校選択制】 2014年度～ ・2015年度入学より23区で導入	2018年度～ ・2019年度入学より全区で実施 2022年度 ・学校選択における検証実施	【2022年度】 ・6月学校選択制検証WG設置 ・10月　学校選択制にかかる検証中間まとめ作成 ・現在、年度末の検証結果とりまとめを進めている
	客観的なデータに基づく施策の展開	2016年度～ ・大阪市小学校学力経年調査の実施（全小学校3～6年対象で実施）	2019年度～ ・大阪市版チャレンジテストplusの実施（全中学校１年理科・社会で実施）	・「全国学力・学習状況調査」、「大阪市小学校学力経年調査」、「中学生チャレンジテスト」等、客観的・経年的に行われる調査結果のデータを活用し、誰一人取り残さない学力向上に向けて各学校への支援につなげている。

③　主な改革の概要（3／9）

	改革以前	２０１８．３ （前回棚卸し時点）	２０２２．１１ （今回棚卸し時点）	取組みの達成状況と 今後の課題
Ⅲ． 教育実践の イノベーション	（カリキュラム） 全国学力テストの全ての項目で平均正答率が全国より低い、など多くの課題	【学校教育ICT活用事業】 2015年度～ ・全小・中学校にタブレット端末等の機器を整備 ・ICT活用授業のスタンダードモデルを作成 ・校内ＬＡＮの再構築のための設計・工事	2019年度 ・校内ＬＡＮ工事を完了 2020年度 ・全小中学校において学習者用端末の１人１台環境の整備を完了 2021年度～ ・デジタルドリルや協働学習支援ツール等を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを推進 ・端末を活用した心の天気や相談申告機能等により、児童生徒の心の状態や日々の生活状況の可視化と把握	・校内ＬＡＮ工事を完了 ・全小中学校において１人１台環境の整備を完了 ・各校の状況にあわせた日常的なＩＣＴ活用モデルの運用を進めていく ・引き続き最適なＩＣＴ環境について検討
		【英語イノベーション事業】 2013年度～ ・小学校低学年からの英語教育を段階的に実施。2018年度に全校実施。	2018年度～ ・全小学校で小・中学校9年間を一貫させた英語教育を実施 2020年度～ ・小学校の英語の教科化に伴って、指導案更新 2022年度 ・全小学校で継続実施 ・ネイティブ・スピーカー126人配置 ・英語力調査を4技能「聞く・読む・話す・書く」で実施し、調査結果を指導に反映	・2021年度、小学校学力経年テストの平均正答率５年生80%、６年生83%（全国と同等） ・2021年度、CEFR（※） A1レベル相当以上の英語力を有する中学３年生の割合52.6%（全国47%） ・外国語活動、外国語科との連携が課題 ※CEFR：外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠

③　主な改革の概要（4／9）

	改革以前	２０１８．３ （前回棚卸し時点）	２０２２．１１ （今回棚卸し時点）	取組みの達成状況と 今後の課題
Ⅲ． 教育実践の イノベーション	（教育環境） 中学校給食と家庭弁当との選択制　など	【中学校給食】 2016年度～ ・市内全中学校において学校調理方式（親子方式、自校調理方式）へ本格移行することとし、順次移行	2019年度2学期～ ・2019年度の１学期をもって市内全中学校において、学校調理方式（親子方式、自校調理方式）での給食提供方法に移行完了	・日々の温かいおかずの提供に加えて、分量調整やアレルギー等により柔軟に対応している。
		【空調機設置】 2016年度末 ・全小学校普通教室等へ空調機設置	2016年度末で事業終了 以降、変更なし	・全小中学校への整備完了 （設置後、夏休み短縮などにより年間40時間程度の授業時間数確保）
		【校務支援ICT】 2014年度～ ・校務支援システムの全校（小学校・中学校）稼働 ・指導要録等の電子保存	2021年度～ ・校園ネットワークから教育情報ネットワーク基盤への切り替え 2022年度～ ・幼稚園で校務支援システム導入	・教員一人一台パソコン、システムにより、校務の効率化が図られている。 ・引き続き、教員がシステムを有効活用できるよう、取組をすすめていく。

③　主な改革の概要（5／9）

	改革以前	２０１８．３ （前回棚卸し時点）	２０２２．１１ （今回棚卸し時点）	取組みの達成状況と 今後の課題
Ⅲ． 教育実践の イノベーション	（教育環境） 中学校給食と家庭弁当との選択制　など	【学校図書館活用推進事業】 2015～2017年度 ・学校図書館に必要な図書を整備	2018年度～ ・蔵書構成充実の取組 2022年度～ ・学校司書配置	・2017年度に全小中学校で大阪市図書標準達成、以降、その維持に加えて、適切な蔵書構成に向けた選書支援等を実施 ・学校図書館を活用した授業・その他教育活動の充実を図る
		【教員の働き方改革推進】 －	2018年度～ ・部活動指導員配置 （2018年度69部活動 →2021年度316部活動） ・音声応答装置の設置 ・学校への調査・照会文書等の削減 2019年度～ ・「学校園における働き方改革推進プラン」策定 ・スクールサポートスタッフ配置 （2019年度67校→2021年度356校）	・教員の時間外勤務は概ね順調に減少傾向にある （月平均時間外勤務時間） 2018年度　36時間28分 →2021年度　31時間55分 ・今後も、教員が働きやすく魅力のある職場環境を作ることで、教職の魅力を高め、本市の教員になりたいという人材を増やす

③　主な改革の概要（6／9）

追加

	改革以前	２０１８．３ （前回棚卸し時点）	２０２２．１１ （今回棚卸し時点）	取組みの達成状況と 今後の課題
Ⅲ． 教育実践の イノベーション	（教育環境） 中学校給食と家庭弁当との選択制　など	【外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進】 －	2020年度～ ・共生支援拠点４か所を設置 ・共生支援拠点におけるプレクラスや日本語指導の実施するためのコーディネーターを配置 ・母語・母文化の保障、多文化共生教育を推進するためのコーディネーターを配置	・今後も増えていく日本語指導が必要な子どもに対して、日本語指導に携わる指導員の確保が課題である。
		【特別支援教育の充実】 2015年度～ ・特別支援教育サポーター・インクルーシブ教育推進スタッフの配置 ・巡回指導体制の強化 2016年度～ ・医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校への看護師配置	・引き続き実施	・特別支援教育サポーターの配置や教員研修、巡回指導により、小中学校の特別支援教育体制の充実が図られている。 ・通常学級、特別支援学級、通級による指導において、学びの充実が図れるよう、教員の障がい理解の深化および専門性の向上を図る。
		【いじめへの対応】 －	2018年度～ ・SNSを活用した、いじめ等に対する相談の実施 2019年度～ ・大阪市版スクールロイヤー事業 2021年度～ ・第三者委員会の常設化 ・１人１台学習者用端末に相談申告機能導入	・第三者委員会の常設化、及び大阪市版スクールロイヤー事業により、重大事態を含むいじめ事案の発生を的確に把握するとともに、適時適切な対応支援を行った ・「大阪市いじめ対策基本方針」に則った対応について、全教職員の理解をより一層深める必要がある。

③　主な改革の概要（7／9）

	改革以前	２０１８．３ （前回棚卸し時点）	２０２２．１１ （今回棚卸し時点）	取組みの達成状況と 今後の課題
Ⅲ． 教育実践の イノベーション	（教育環境） 中学校給食と家庭弁当との選択制　など	【不登校への対応】 －	2020年度～ ・不登校児童生徒の集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・支援等を行う教育支援センター3か所の運営 2022年度 ・不登校特例校の実施設計	・教育支援センターにおいて、小中学生を受入れ、在籍校との連携のもと、学習支援及び教育相談の充実に努めている ・不登校児童生徒の在籍比率は、小中学校ともに高い傾向が続いており、個々の状況に応じた適切な支援を図るため、学校と関係機関との連携を緊密にし、学校内外での取組を充実させる必要がある ・2024年度に不登校特例校を開設する予定である
	（教育活動） 全市一律の施策	【民間事業者を活用した課外授業支援】 2015年度～ ・モデル実施 2017年度 ・全市展開	・引き続き全市において実施	・引き続き全市において実施し、基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学習支援に取り組む
		【学力向上に向けた取組】 2017年度～2021年度 「学校力UP支援事業」 ・継続して課題のある学校への重点支援	2018年度～2021年度 「学力向上推進事業」 ・学力向上指導実践チームの実践的指導により教員の指導力向上を図る 2022年度～ 「学力向上支援チーム事業」 ・これまでの取組を再構築し、基本支援として、全学校を対象に教員の授業力向上を図る支援を行い、重点支援校に対しては、基本支援に加えて、放課後支援等の個別支援を重点的に行う。	・学力向上重点施策により、学力に課題の見られる児童生徒の学力に改善が見られた ・学力状況は改善しつつあるが、全国平均には届いておらず、引き続き、改善に向けて取り組む。 【2022年度】 ・支援チームによる訪問指導（小中学校等全409校） ・学びサポーター等による個別支援の充実（重点支援校90校）

③　主な改革の概要（8／9）

	改革以前	２０１８．３ （前回棚卸し時点）	２０２２．１１ （今回棚卸し時点）	取組みの達成状況と 今後の課題
Ⅲ． 教育実践の イノベーション	（教育活動） 全市一律の施策	【公設民営の手法による中高一貫教育校の設置】 2017年度 ・学校設置の関連条例が市会で可決・成立、管理運営を行う指定管理法人の指定議決 ・学校名を大阪市立水都国際中学校・高等学校に決定	2019年4月 ・大阪市立水都国際中学校・高等学校として開校 2020年2月 ・国際バカロレア認定校となる 2020年4月 ・バカロレアコース開設 2022年4月 ・大阪府へ移管	2022年4月の大阪府への移管をもって、本市事業としては終了
		【児童生徒の急増に伴う教育環境改善】 2018年度～ ・2017年5月に設置したプロジェクトチームの議論を踏まえ、北区、西区、中央区の小学校において、教室不足（163教室）が見込まれる学校の校舎の増築等の実施	2019年度～2022年度 ・実施設計（9校） 増築工事（14校、175教室）	０歳が就学する６年後までの児童数推計と、2040年までの中長期的な児童数推計を一定の目安としつつ、増築等の必要な対応を行い、教室が不足しないよう取り組んでいる。

③　主な改革の概要（9／9）

追加

	改革以前	２０１８．３ （前回棚卸し時点）	２０２２．１１ （今回棚卸し時点）	取組みの達成状況と 今後の課題
Ⅲ． 教育実践の イノベーション	（教育活動） 全市一律の施策	【新・大阪市総合教育センター（仮称）の設置】 －	大阪教育大学の敷地内に、総合的なシンクタンク機能を強化した産官学連携による「新・大阪市総合教育センター（仮称）」を設置予定である 2021年度 ・基本設計・実施設計など 2022年度 ・実施設計・建設工事など	2024年度に開設予定である。

④　参考

【大阪市】全国学力・学習状況調査　平均正答率対全国比

〈正答率/対全国比　他都市との比較（抜粋）〉

小学生

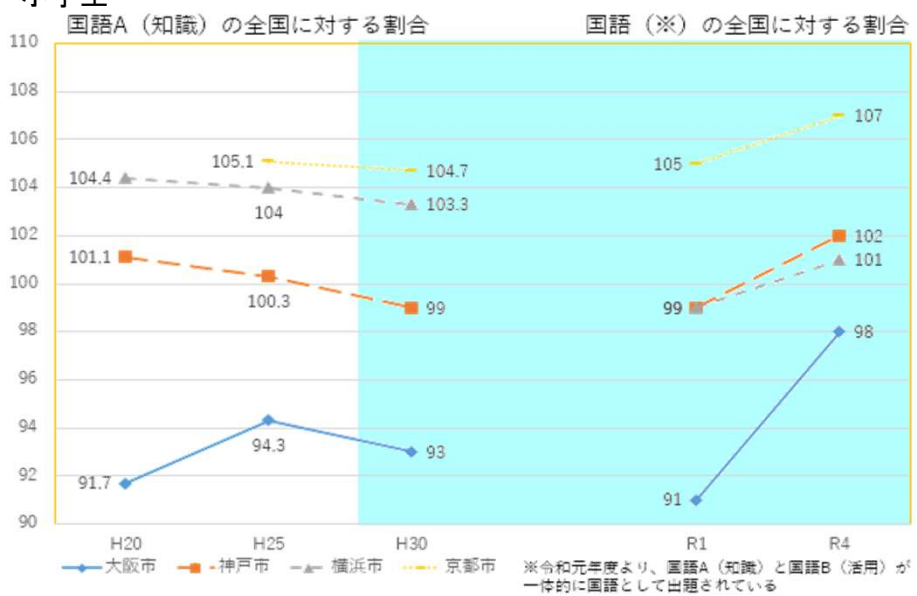

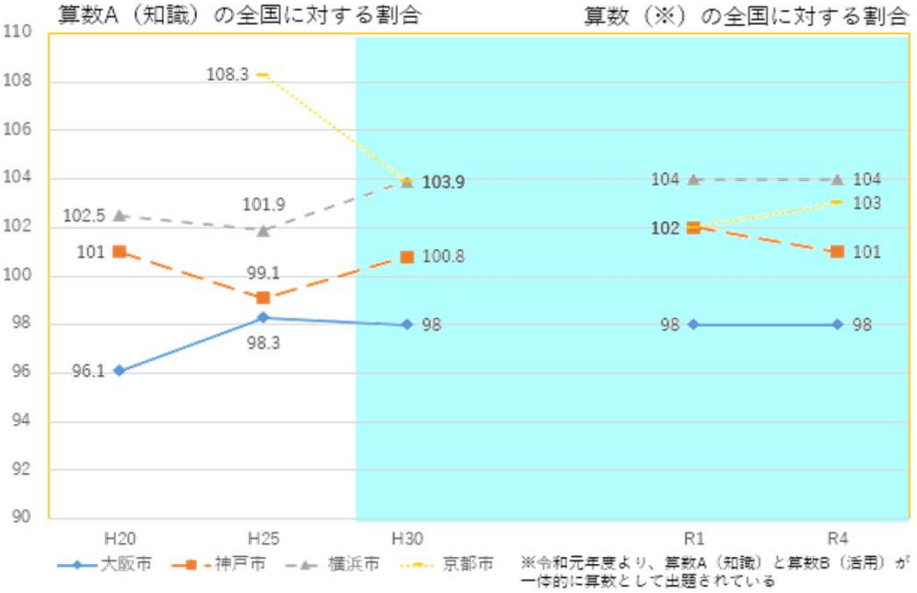

中学生

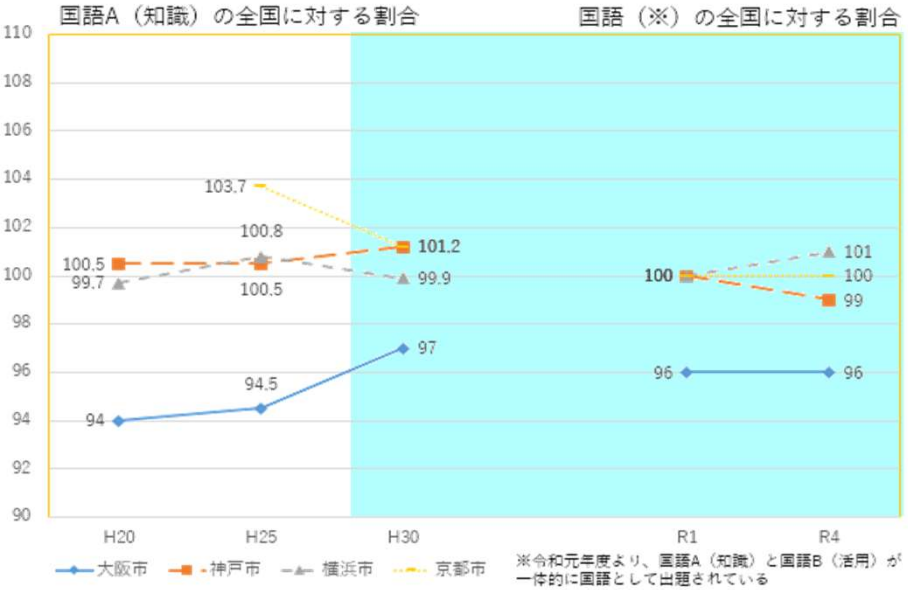

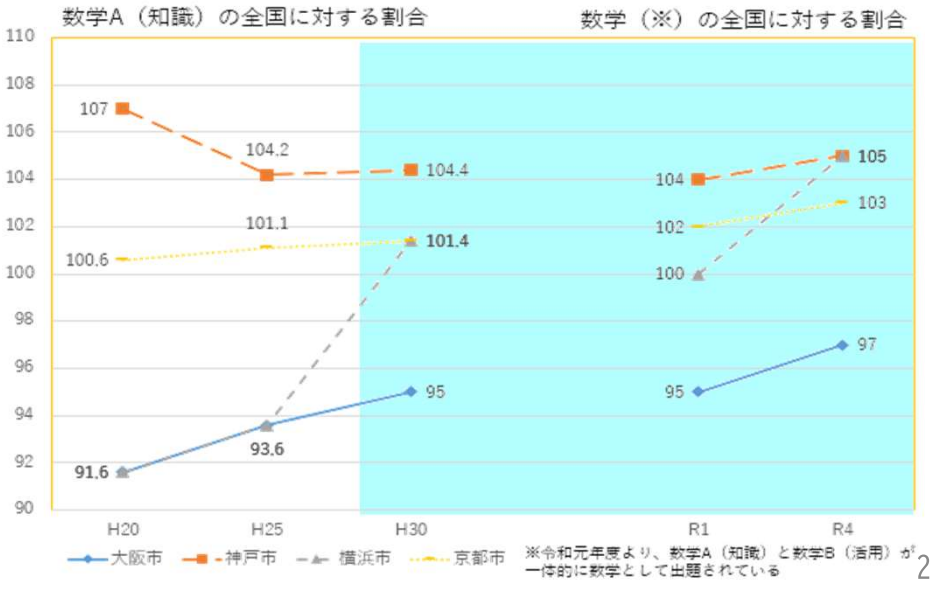

Ⅰ（３）西成特区構想

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・西成区は、全国的に見てもあいりん地域をはじめ生活保護率が非常に高く、また他の区と比べ特に高齢化が進み、子育て層である若い世代が少ないなどの多様な課題が存在 ※生活保護の状況と高齢化（①） ・このような課題の多くは、他区に先駆けて西成区で顕在化しているもの ・そのため、これらの課題を解決し西成区を活性化することができれば、市全体に展開していけるモデルにもなり得る取組みとなる	・西成区に存在する多様な課題を解決し、まちの活性化をはかる ・まず、あいりん地域における環境整備や結核対策などの課題への対応を短期集中的対策と位置付け、集中的に取組み、課題解決をはかる ・あわせて、子育て世帯の呼び込みや教育産業振興、観光振興など、中長期的対策にも取組み、将来に向けた持続可能なまちの活性化をはかる	・取組体制や地域との関係、取組期間をあらため、施策・事業を展開（③） 【主な取組み②・④】 - あいりん地域を中心とした結核対策 - あいりん地域の日雇労働者等の自立支援 -基礎学力向上支援事業（西成ジャガピースクール） - 基礎学力アップ事業（西成まなび塾） - プレーパーク事業 - あいりん地域環境整備事業 -府・府警・市連携によるあいりん地域を中心とする環境整備の取組み -新今宮周辺のにぎわい創出 -旧あいりん総合センター跡地等の利活用の検討	・あいりん地域における不法投棄ごみや迷惑駐輪の削減など ＜不法投棄ごみの減＞ 2013年度 1,631t→2020年度 750t （約54%減） ＜迷惑駐輪の減＞ 2013年度4,500台→2020年度2,357台 （約48%減） ＜結核罹患率（人口10万人対）＞ 西成区全体 2013年度 182.3→2021年度 79.7 あいりん地域 2013年度 438→2021年度 188.1 ・基礎学力向上の取組み ＜西成ジャガピースクール＞ 授業を実施した全学年、全科目で平均点向上（2021年度実績） ＜西成まなび塾＞ 「勉強時間が増えた」と答えた受講生の割合75%以上（2021年度実績） ・あいりん総合センター構成施設の移転・仮移転が完了

①－１　生活保護の状況と高齢化（生活保護）

◎生活保護の状況（2014年3月）

	世帯数	人員	保護率（‰）	順位
北区	2,208	2,633	22.3	21
都島区	2,744	3,431	33	17
福島区	792	990	13.8	24
此花区	2,129	2,954	44.5	13
中央区	1,914	2,261	26.1	20
西区	1,333	1,590	17.9	23
港区	3,281	4,290	52.3	11
大正区	2,827	3,908	58.4	8
天王寺区	1,287	1,599	21.7	22
浪速区	5,185	6,206	93.4	2
西淀川区	2,896	3,848	39.9	14
淀川区	5,183	6,695	38.5	15
東淀川区	7,901	10,951	62.3	7
東成区	2,977	3,803	47.4	12
生野区	7,434	9,510	73.1	3
旭区	3,657	4,817	53	10
城東区	4,252	5,700	34.6	16
鶴見区	2,079	3,133	28	19
阿倍野区	2,628	3,294	30.4	18
住之江区	4,816	6,921	55.8	9
住吉区	7,323	9,950	64.4	6
東住吉区	6,536	8,410	65.2	5
平野区	9,489	13,965	70.8	4
西成区	**24,829**	**27,524**	**231.4**	**1**
市※1	117,909	150,592	56.2	
全国※2	1,602,163	2,171,139	17.1	

※1　大阪市の数値は更生相談所を含むため各区の合計と一致しない。
※2　速報値
出典：大阪市HP（平成26年度版「区政概要」）

◎生活保護の状況（2022年3月）

	世帯数	人員	保護率（‰）	順位
北区	1,910	2,156	15.2	22
都島区	2,678	3,143	29.3	16
福島区	645	734	9.2	24
此花区	2,008	2,595	40.2	13
中央区	1,513	1,686	15.7	20
西区	1,197	1,371	12.8	23
港区	2,896	3,509	44.2	11
大正区	2,665	3,266	53.7	9
天王寺区	1,123	1,305	15.6	21
浪速区	4,356	4,992	64.9	4
西淀川区	2,640	3,152	33.1	15
淀川区	5,056	6,130	33.5	14
東淀川区	8,515	10,647	60.8	7
東成区	2,930	3,469	40.9	12
生野区	7,612	8,860	70.3	2
旭区	3,638	4,403	49.4	10
城東区	4,106	4,895	29.1	17
鶴見区	2,065	2,714	24.2	18
阿倍野区	2,216	2,598	23.4	19
住之江区	4,992	6,355	53.8	8
住吉区	7,476	9,294	61.2	6
東住吉区	6,798	8,092	63.8	5
平野区	10,150	12,999	68.8	3
西成区	22,011	23,617	224.7	1
市※1	111,630	132,417	48.8	
全国※2	1, 642, 821	2, 036, 045	16.3	

※1　大阪市の数値は緊急入院保護業務センターを含むため各区の合計と一致しない。
※2　速報値
出典：大阪市HP（令和４年度版「区政概要」）

①－２　生活保護の状況と高齢化（人口）

◎年齢別人口割合（2013年10月１日現在推計人口）

	15～64歳		65歳～	
	割合（%）	順位	割合（%）	順位
北区	72.0	4	19.3	22
都島区	66.4	9	22.1	16
福島区	68.6	5	19.6	20
此花区	62.8	15	24.9	11
中央区	74.8	1	16.7	23
西区	73.3	3	15.9	24
港区	62.9	14	25.7	9
大正区	60.2	23	28.1	4
天王寺区	67.8	6	19.4	21
浪速区	73.9	2	19.8	19
西淀川区	63.2	12	23.2	14
淀川区	67.7	7	21.6	17
東淀川区	66.7	8	22.2	15
東成区	63.9	10	24.7	12
生野区	60.9	19	29.0	2
旭区	60.8	20	28.2	3
城東区	63.2	11	23.8	13
鶴見区	63.1	13	20.7	18
阿倍野区	62.6	16	25.0	10
住之江区	62.5	17	25.9	8
住吉区	62.0	18	26.0	7
東住吉区	60.6	21	27.6	5
平野区	60.3	22	26.3	6
西成区	**55.5**	**24**	**37.2**	**1**
大阪市	64.4		24.2	
全国	62.1		25.1	

出典：大阪市HP（大阪市の推計人口（平成25年10月1日））
　　総務省HP（推計人口　第三表）

◎年齢別人口割合（2022年10月１日現在推計人口）

	15～64歳		65歳～	
	割合（%）	順位	割合（%）	順位
北区	72.6	4	18.0	4
都島区	64.6	10	24.8	9
福島区	69.2	5	18.8	5
此花区	61.0	16	28.0	16
中央区	75.8	2	14.9	1
西区	73.9	3	15.1	2
港区	62.4	14	27.8	15
大正区	57.9	23	32.4	23
天王寺区	67.0	7	19.5	6
浪速区	76.0	1	17.5	3
西淀川区	63.3	11	26.0	14
淀川区	67.9	6	22.6	7
東淀川区	65.8	8	25.1	11
東成区	65.2	9	25.0	10
生野区	60.0	19	31.4	21
旭区	59.6	20	30.0	20
城東区	62.8	12	25.5	12
鶴見区	62.7	13	23.3	8
阿倍野区	61.5	15	25.8	13
住之江区	58.0	22	31.9	22
住吉区	60.7	17	28.7	17
東住吉区	59.6	21	29.3	18
平野区	60.1	18	29.4	19
西成区	54.9	24	38.7	24
大阪市	64.2		25.4	
全国	59.3		29.1	

出典：大阪市HP（大阪市の推計人口（令和4年10月1日））
　　総務省HP（推計人口　第三表、概数値）

②　これまでの取組み経過

平成24年10月

西成特区構想有識者座談会報告書(8分野56項目の具体的提言)とりまとめ

「短期集中的対策」

野宿生活者・高齢日雇労働者・生活保護受給者の自立・就労支援や、結核対策、治安対策、不法投棄対策など
あいりん地域を中心とした諸課題への対応

「中長期的対策」

子育て施策、教育施策、観光振興、アート振興など、急速な人口減少・需要減少時代を見据えた
西成区全体の将来の活性化に向けての施策

「将来のための投資プロジェクト・大規模事業」

あいりん総合センター・日雇労働市場のあり方、未利用地の戦略的活用など、地域と連携して将来のまちの
あり方を検討

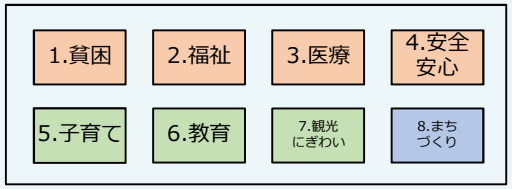

※ 有識者から示された**8分野**

平成25年度～平成29年度（第1期特区構想）

西成特区構想の推進にあたり、有識者・住民・団体・行政等からなる
「エリアマネジメント協議会」を設置し、提言についてテーマ別に
「ボトムアップ方式」で議論を重ね、関係各局等が施策・事業を具体化

平成30年10月

「西成特区構想　まちづくりビジョン有識者提言」とりまとめ
環境の変化等に対応するための具体的な**5つのアクション**が提言

- 日雇建設労働の減少
- 新たな流入層の増加
- 国内外観光客の増加

平成30年度～令和4年度（第2期特区構想）【現在実施中】

第一期から引き続き**「ボトムアップ方式」**で議論を重ね**「西成特区構想有識者座談会報告書」「まちづくりビジョン有識者提言」**に基づいて
関係各局等が施策・事業を具体化

令和4年8月

「第三期西成特区構想　有識者提言書」とりまとめ
これまでの取組みを基盤とした**16項目の提言**がなされた。

- あいりん地域への集中施策の検証と持続
- あいりん地域の施策の区全体及び周辺への展開
- 将来を見据えた新たな社会づくり

令和5年度～令和9年度（第3期特区構想）

令和4年9月7日の戦略会議において実施が決定
「人口減少に歯止めをかける」ことをめざし、各種取組みを進めていく。

③　西成特区構想の概要（取組体制）

項目	これまでの状況	現在の取組み
1．市の取組体制	・福祉・医療・環境改善などに区と局が連携し対応してきたが、全市的な視点を持ちながら課題の対応にあたってきたため、結果的に西成区の個別課題の抜本的解決が困難	・西成特区構想として西成区に特化した対応を進めるため、西成区長をリーダー、関係局長をメンバーとしたプロジェクトチームを設置。 ・西成特区構想の大きな方向性を考える有識者座談会の提言に基づき、関係各局が施策・事業の具体化を実施。 ・また、西成特区構想に呼応して、府・府警・市が協力し、薬物対策などの取組みを2014年度から実施。
2．地域との関係	・行政の押し付けと受け止められかねないような施策立案プロセス ・事業の実施にあたっては、地域住民や関係者の意向や要望を聞いて調整	・地域住民や関係者が当事者として行政とともに施策立案するエリアマネジメント協議会を設置し、官民協働で施策を構築。 ・2015年6月より、あいりん地域のまちづくりに特化した意見聴取の場として、「あいりん地域まちづくり会議」を開催。 ・あいりん地域環境整備事業では、官民協働の仕組みを用いて事業実施。
3．取組期間	期間を設定せず、継続的に実施	・1期5年を計画期間として2013年度から取組みを実施、期末には、総括のうえ継続について判断。2027年度までの取組み継続が決まっている。 （2013～2022年度予算計　137億8千万円） ・府・府警も、2014～2022年度まで集中的な取組みを実施。 （2014～2022年度予算計　9億5千万円）

④　主な取組みと進捗状況（短期集中的対策）

分類	取組み		概要
第一期から継続	あいりん地域環境整備	不法投棄対策	徹底した清掃・収集、ごみの不法投棄抑制に向けた巡回、チラシの配付による啓発などを実施し、さらに警察と連携した不法投棄の抑止を行っている。
		落書き対策	あいりん地域内における落書きの消去を実施するとともに、被害防止にも努めている。
		迷惑駐輪対策	自転車置場の整備や、放置自転車の整理や撤去等を実施して交通支障の解消に努めている。
		違法露店対策	露店経営者の実態調査等を通じて、露店営業を余儀なくされている方に対する生活相談を行うなど福祉的支援等を行うとともに、街頭の防犯カメラの設置等を通じて、府警による取締りを支援した。
		野宿生活者支援	公園等で野宿生活を余儀なくされている方に対して、居宅移行にに向けた福祉的支援等を実施している。
	結核対策		結核健診の拡充による患者の早期発見・早期治療の推進と長期間にわたる服薬に対する支援（DOTSなど）の充実を図っている。
第二期から実施	西成版サービスハブ構築・運営事業		就労に向けた課題を抱え、直ちに就労することが困難な若年層の流入者に対して、課題に応じて段階を踏んだ、丁寧な支援を実施することで、就労などを通じた社会参加につなげている。

◆総括と今後の課題

- ごみの不法投棄対策・迷惑駐輪対策などの短期集中的な取り組みにより、地域の方々からは「まちがきれいになった」との評価。まちのイメージが大きく改善。
- 結核については目標（高まん延状態である100以下）を前倒しで達成したが、他区と比較して依然高い状況である。
- あいりん地域の環境維持に必要な取組は継続しつつ、これまでの成果を活用し、地域外でも散見されるごみ溜まりの対策や結核健診の充実を地域と協働して行うなど、成果を区全体に広げる取組みを行う。

④　主な取組みと進捗状況（中長期的対策）

分類	取組み	概要
第一期から継続	プレーパーク事業	こどもの自由な発想や創意工夫を促して、社会を生き抜く力を育む「居場所づくり」事業として、３つの場（遊び場・学び場・たまり場）を展開している。
	基礎学力向上支援事業 （ジャガピースクール）	基礎学力の向上をめざし、小学校３年生から６年生に対して放課後・夏休みを利用した塾等の事業者による課外授業を実施している。
	基礎学力アップ事業 （西成まなび塾）	学力の向上、学習習慣の定着をめざして、中学生に対して、中学校校舎等の公共施設を活用した課外授業を実施している。
第二期から実施 ※H29～R1年度はモデル実施 →R2年度から本格実施	西成区こども生活・ まなびサポート事業	学校生活を通じて「人間関係」「学力」「社会生活に必要な規範意識」などを身に付けてもらうため、不登校や遅刻を繰り返している小中学生に対して、登校に向けた支援等を実施している。
第二期から実施	新今宮エリアブランド 向上事業	「新今宮エリア」のイメージ向上を図るため、取組方針などをまとめた「プロモーション戦略」を策定するとともに、様々な魅力を効果的に発信するための「ツール」（ポスター・リーフレット、ホームページ）を作成している。 また、来訪された方が、地域を正確に学び、地域で楽しんでいただけるような「新今宮スタディツアー」の定例実施に向けた準備作業等を実施している。

◆総括と今後の課題

- 子育てや教育は個別事業の成果は挙がっているが、特区のめざす子育て世帯の流入促進につながるまでには至っていない。
- にぎわい・観光の取組みとして「新今宮エリア」の魅力の掘り起こしを行ったが、まだまだ認知度は低く、現在は「道半ば」という状況である。
- 子育てや教育については、課題を抱える層だけではなく、子育て世帯の幅広いニーズを満たす取組みを展開するとともに、にぎわい・観光については、コロナ後を見据えたにぎわいの創出に向けて取り組んでいく。

④　主な取組みと進捗状況（将来のための投資プロジェクト・大規模事業）

追加

分類	取組み	概要
第一期から継続	あいりん総合センター構成施設の建替え	耐震性を欠くあいりん総合センターのあり方について、地域関係者との合意に基づいて検討を行った。 同センターを構成していた建物（市営住宅・病院・労働施設）と隣接する市営住宅は、すでに移転または仮移転している。
	あいりん総合センター跡地等の活用	あいりん総合センター及び隣接する市営住宅の跡地等の利活用に向けて、地域関係者との議論を経て、令和３年３月には、大阪府・大阪市で「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想（活用ビジョン）」を策定し、同ビジョンに基づいて、これらの跡地等の活用に向けた地域との対話などを進めている。
第二期から実施	公共空間利用モデル構築事業	区内の公園・広場・オープンスペースなど、様々な公共空間の公平・適正・有効な活用に向けた検討に活かすため、廃校となった萩之茶屋小学校跡地の北西部（萩小の森）を暫定活用して「限られた公共空間を有効活用するための利用モデル構築」に向けたルールづくりなどを実施した。

◆総括と今後の課題

- あいりん総合センター構成施設の建替えなどにより、あいりん地域の風景は一変した。跡地の利活用に関する議論が深まり、新今宮エリアに対する期待が高まっている。
- 今後、特区構想のめざすところの実現に向け、新今宮周辺でのにぎわいの拠点整備を進めるとともに、子育て世帯の定住を促進するため、魅力的なまちづくりに取り組み、特に、「なにわ筋線」の開通で、さらに利便性が高まる天下茶屋エリアについて、西成区の新たなまちづくりの拠点となるよう、検討を進める。

（参考） 主な取組みと進捗状況に関するデータ（短期集中的対策【環境整備事業】）

野宿生活者支援

居宅移行に向けた福祉的支援等を実施することで、あいりん地域の４つの公園の野宿生活者は減少し、公園には１名が居住するのみとなっている。
花園公園では、小屋掛けなどが撤去された後、テニスコートが整備されて小中一貫校の部活等で利用されている。

違法露店対策

露店経営者の実態調査や、街頭の防犯カメラの設置等を通じて府警による取締りを支援し、違法露店を激減させた。

落書き対策

落書きの消去及び再発防止策（落書き防止塗装の塗布等）を実施し、落書きの被害は、ほぼなくなった。

迷惑駐輪対策

自転車置き場の整備や長期放置自転車の撤去、啓発活動により、迷惑駐輪台数は大幅に減少
残る2,000台余りについても日々の整理などで路上に整然と並べており、交通への支障は限定的

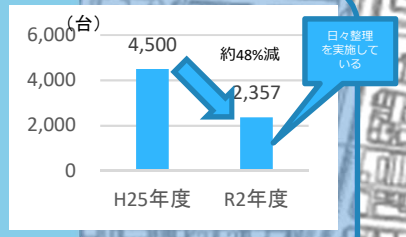

不法投棄ごみ対策

ごみの不法投棄防止に向けた巡回や、家庭ごみの分別等の啓発などを実施
警察による取締りの強化と連携し、不法投棄ごみ収集量が大幅に減少
現在も残る不法投棄については、随時清掃等によって対応しており、まちはきれいに維持されている

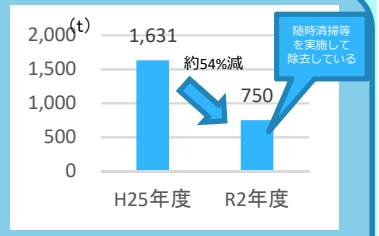

（参考） 主な取組みと進捗状況に関するデータ（短期集中的対策【結核対策】）

■対策の内容

- 結核対策として、区役所、分館での健診を毎日実施（他区は月一回）
- あいりんシェルター入所にあたり、利用者登録（健診受診が条件）制度を採用
- ホームレス結核患者の治療中断を防ぐため、外来治療期間中の療養場所を提供

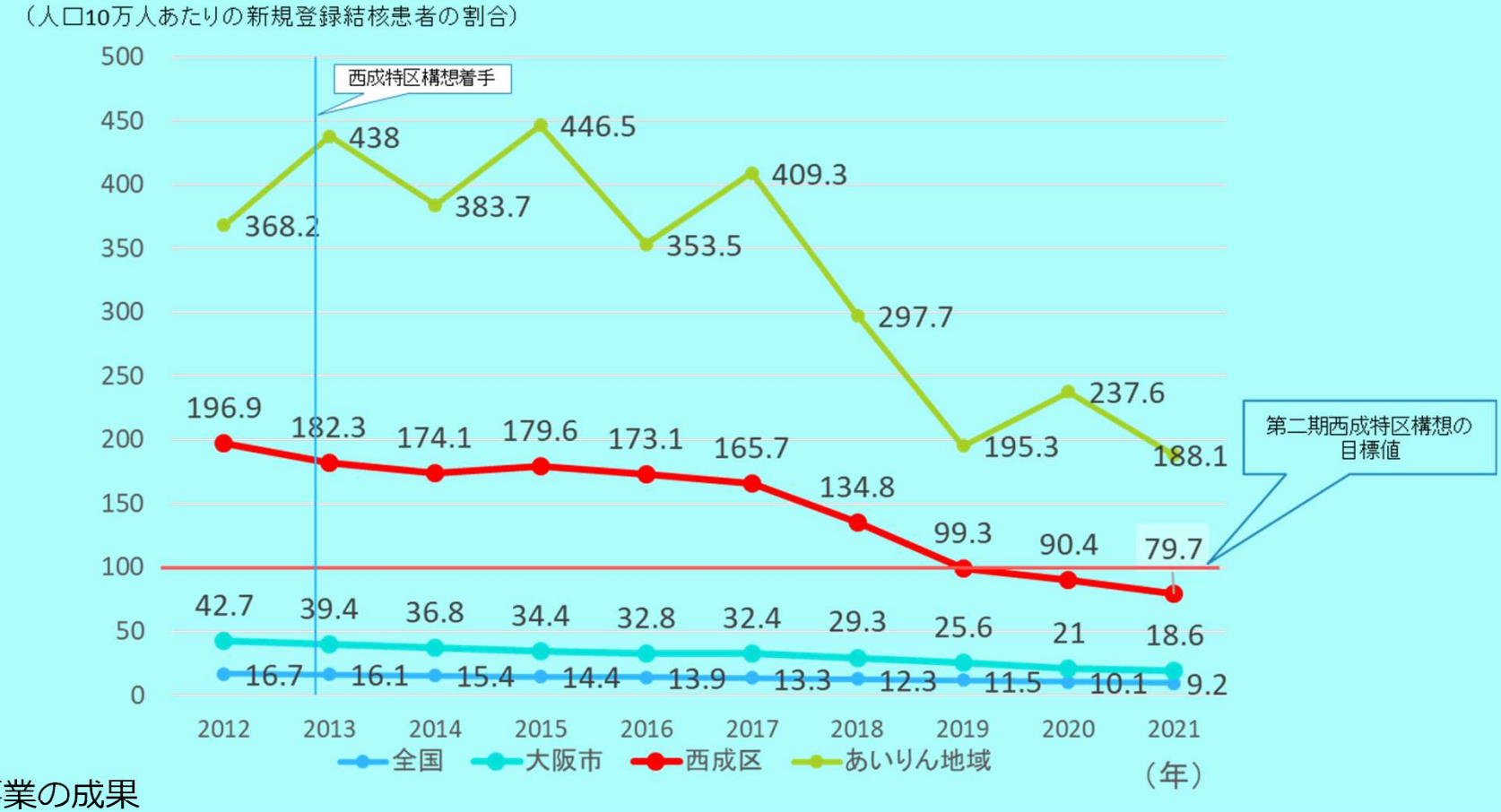

■事業の成果

- 西成区、あいりん地域の結核罹患率は減少傾向にある。
- 西成区の罹患率は、2019年に第二期西成特区構想の目標である高まん延状態（100以上）からの脱却を前倒しで達成した。

高まん延国：罹患率100～　インド、タイ、ベトナムなど
中まん延国：罹患率10～100　中国など
低まん延国：罹患率～10　日本、欧米諸国

（参考） 主な取組みと進捗状況に関するデータ（中長期的対策【子育て施策】）

■プレーパーク事業の成果

- 利用者数がピークであった平成30年度には、１万４千人を超える方に来場いただいた。またコロナ禍の影響が残り来場者数の減があった令和３年度においても、１万人を超える方に来場いただいた。
- 来場いただいた方へのアンケート結果では「西成区に安心して子育てできる環境が整っている」との問いに肯定的に回答した割合は84%であり、利用者からの評価は高い。
- また、来場の有無にかかわらず、区民の方から無作為に回答いただいたアンケートにおける同様の質問に対する結果も、事業開始当初から9.6%上昇している。

プレーパーク来場者推移

モデル事業開始時の平成27年度の来場者数が2,866人に対して、平成28年度が5,525人、平成29年度が10,980人、平成30年度が14,567人と年々増加している。令和元年度からは、開園日数が例年より少ないため来場者数が減少しているが、令和2年度については、新型コロナウィルスの影響による閉園期間があったものの来場者数は増加、令和３年度は年間開催予定日数を見直し（126日⇒90日）、出張開催を行った(11日)ところ、来場者総数は令和２年度と同水準を維持している。

来場者アンケート結果

令和３年度実施分

Q.西成区では、安心して子育てできる環境が整っていると感じますか？

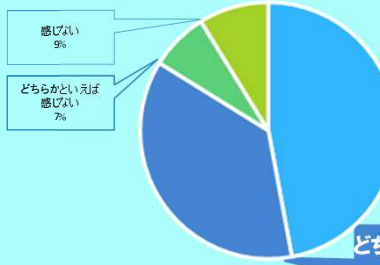

「感じる」「どちらかといえば感じる」の回答合計割合は**84%**

目標値の80%を4%上回る結果

84%

区民モニターアンケート※結果

令和３年度集計結果

Q. 安心して子育てができる環境が充実していると思いますか。

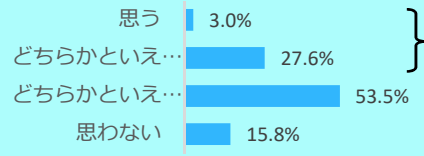

※区役所が取り組んでいる事業などについての意見等を聴取し、今後のまちづくり施策や事業の参考資料とするための区民意識調査

（参考） 主な取組みと進捗状況に関するデータ（中長期的対策【子育て施策】）

追加

■　学力向上に関する事業の成果について

【小学校】基礎学力向上支援事業（ジャガピースクール）

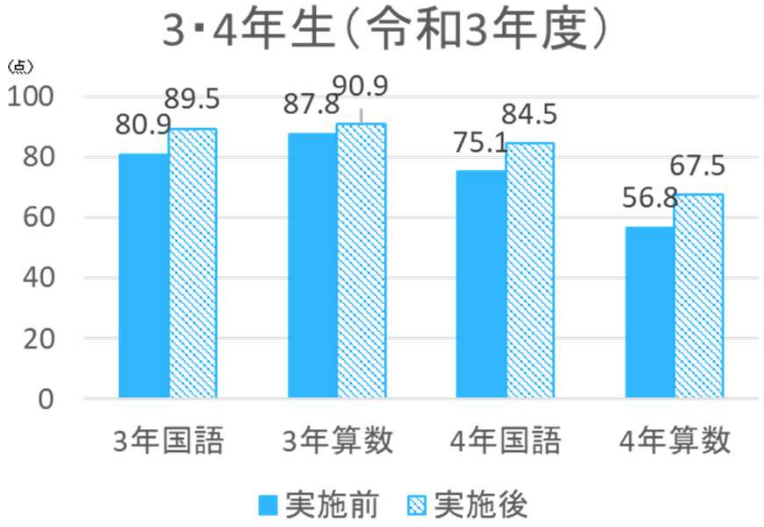

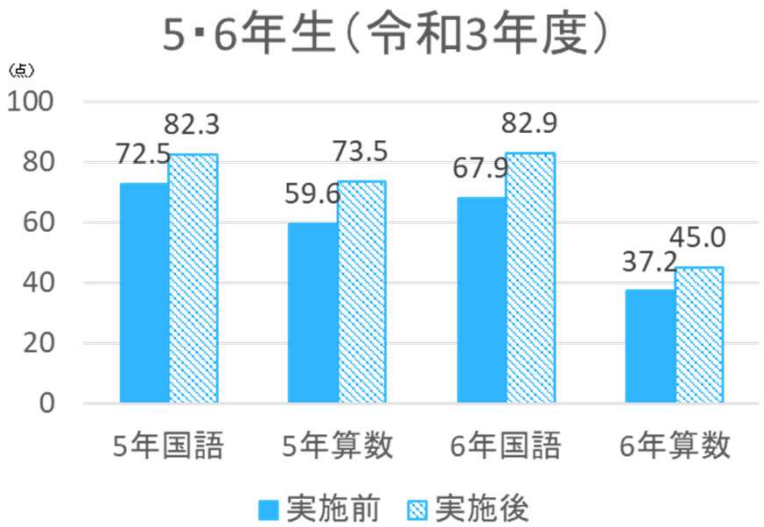

【中学校】基礎学力アップ事業（西成まなび塾）

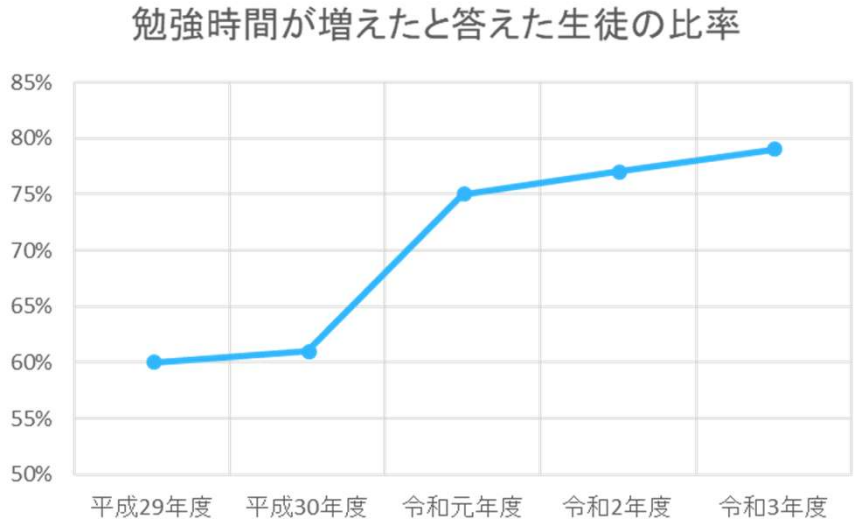

- ジャガピースクールでは、基礎学力の向上をめざし、放課後・夏休みを利用した塾等の事業者による課外授業を実施している。
- 目標どおり、全学年全科目で点数の向上がみられた。

- 西成まなび塾では、学力の向上、学習習慣の定着をめざして、中学校校舎等の公共施設を活用した課外授業を行った。受講者対象のアンケート調査では、「勉強時間が増えた」と答えた生徒の割合が75%以上（R3年度実績）と高く、事業成果がでている。

（参考） 主な取組みと進捗状況に関するデータ（中長期的対策【観光振興】）

追加

■新今宮エリアブランド向上事業の成果について

- ポスター・リーフレットを作成、特設のホームページを開設し、エリアの歴史・文化や、エリア内の回遊を促す「まちあるき」のモデルコースなどを紹介している。（駅や地域の店舗等に配架）
- Webアンケートでの「新今宮ワンダーランドの名称認知度」は現状で約10%と低いが、事業については「ポジティブな評価」が70%以上となっている。
- 地域の有志によって実施されている「地域のスタディツアー」について、標準コースの作成など、本事業で体系化・標準化することで新たに「新今宮スタディツアー※」を立ち上げて、今後の民間による自走化に向けた「モデルツアー」を実施した。

※ 来訪者に「地域を正確に学び、地域で楽しんでいただく」ためのツアー

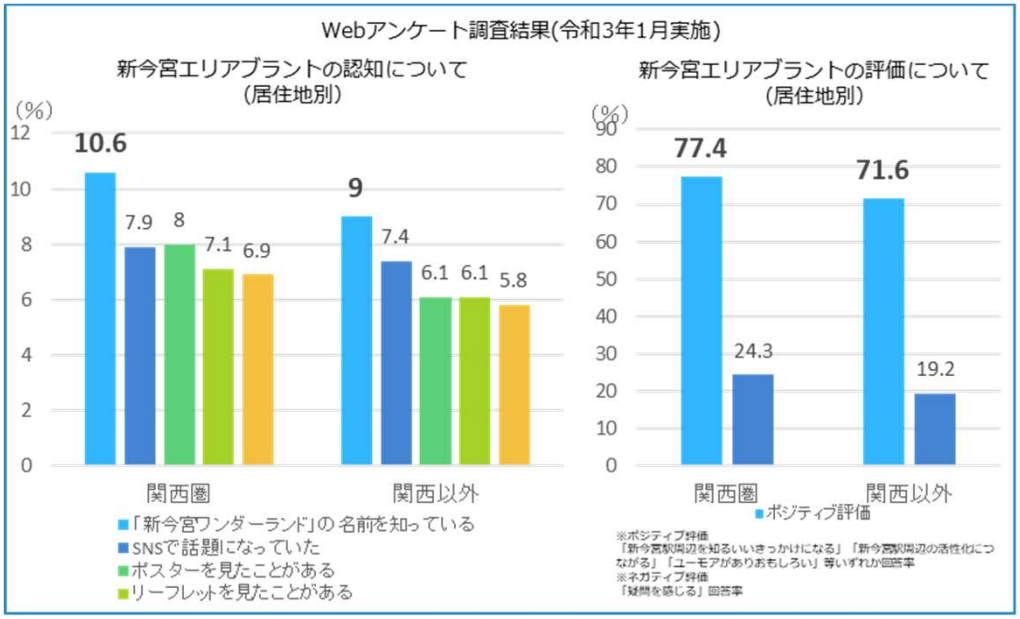

特設HP

新今宮スタディツアー動画イメージ

リーフレット（裏）

リーフレット（表）　※右側図はポスターと同内容

（参考） 主な取組みと進捗状況に関するデータ（将来のための投資プロジェクト・大規模事業）

追加

■取組みの成果

- あいりん総合センターは、耐震化について早急な対策が求められていたが、国・府・市が所管する施設が合築した建物であることや、地域の行政への不信感があったことなどから、なかなか議論が進まなかった。
- 「あいりん地域まちづくり会議」で地域関係者をはじめ、国・府・市も同じテーブルに着いて議論を重ねた結果、市営萩之茶屋第一住宅、大阪社会医療センター付属病院の移転及び労働施設の仮移転について合意が得られた。
- あいりん総合センターに隣接する市営萩之茶屋第二住宅の移転についても合意が得られた。
- 現在、２つの市営住宅、病院の移転、労働施設の仮移転が完了している。

■建物の移転・仮移転配置図

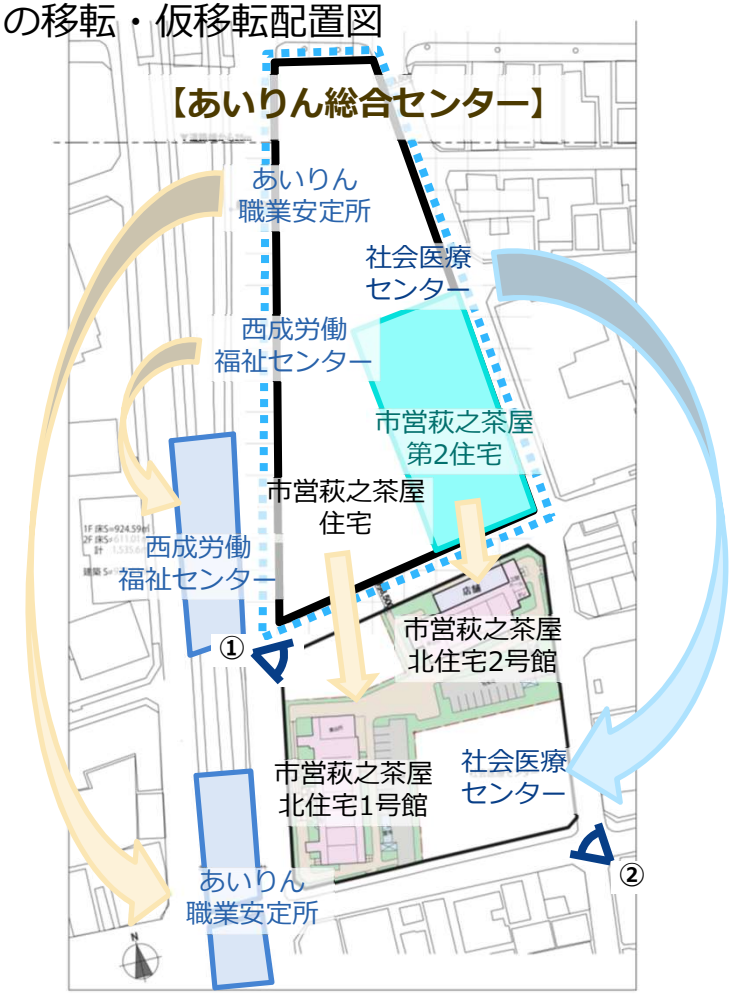

①：向かって左から 第二住宅・病院・第一住宅

②：正面が病院、その背面に２つの市営住宅

Ⅰ（４）福祉施策の再構築

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・従来の社会保障制度では十分対応しきれていない課題があった。	・これまで実施してきた、高齢者等に対し一律に行ってきた減免措置について、聖域を設けることなくゼロベースで点検・精査し、安全・安心など市民にとって優先度が高いもの、より大きな効果が見込めるものへの重点化・再構築を進める。	・市政改革プランに、「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築」として方針を位置付け ・方針に基づき、1970年代から実施してきた高齢者世帯等への上下水道料金福祉措置（減免）を廃止。 ・上記財源等を活用し、真に支援を必要としている人々への新たな支援施策を実施。 【真に支援が必要としている人々への施策（①）】 - 特別養護老人ホーム待機者の解消（整備費補助） -認知症高齢者等支援の充実（相談窓口の体制強化、各区の認知症強化型地域包括支援センターの体制強化等） - 発達障がい者支援体制の充実（相談支援体制の強化、専門療育機関の設置など） - 重症心身障がい児者支援の充実（病床確保によるショートステイの実施、事業者への研修など） - 福祉施策推進パイロット事業（区長が自らの権限と責任で区独自の福祉的施策をパイロット的に実施） -「ごみ屋敷」対策（条例制定、精神科医の派遣）	・真に支援を必要としている高齢者や障がい者の方などの福祉課題への対応に重点化した。 ・市政改革プラン（2012年～2014年）の「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築」は2014年で終了。 ・時限的な財源のため「当初の財源を活用した施策」としては終了し、現在は国庫補助金など他の財源も活用して実施している。

①　施策事業の見直しと再構築

※いずれも予算額

見直し

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	主な取組み
上下水道料金福祉措置（減免）	36億円	21億円 ※10月廃止	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

再構築

特別養護老人ホーム待機者解消	24億円	33億円	39億円	44億円	38億円	49億円	23億円	26億円	26億円	10億円	7億円	整備目標に基づき、2021年度末で定員14,500人分を整備 2018年度から2021年度まで1，252人分を整備（着手含む）
認知症高齢者等支援の充実	0円	2億円	2億円	3億円	6億円	7億円	7億円	7億円	7億円	7億円	7億円	総合相談窓口（ブランチ）機能を強化 各区の認知症強化型地域包括支援センターにおいて認知症高齢者等の支援を実施
発達障がい者支援体制の充実	0円	3億円	3億円	3億円	3億円	3億円	3億円	3億円	—	—	—	2013年度より発達障がい者支援室を設置し、ライフステージに応じた支援体制を構築 （2020年度以降、一部教育施策への移管を行いながら、関係局において継続実施）
重症心身障がい児者支援の充実	0円	0．4億円	0．4億円	0．3億円	0．3億円	0．3億円	0．4億円	0．5億円	0．6億	0．6億	0．6億	医療機関において医療型短期入所サービスを実施
福祉施策推進パイロット事業／区独自の福祉施策・事業	0円	3．6億円	4．3億円	4．3億円	6．8億円	6．6億円	6．4億円	7．2億円	8．3億円	8．4億円	8．5億円	区長自らの権限と責任で区独自の福祉的施策を実施 （2016年度以降はパイロット事業以外も含めて集計）
「ごみ屋敷」対策	0円	0．1億円	0．2億円	0．1億円 （8,012千円）	0．1億円 （1,643千円）	0．1億円 （1,527千円）	0．1億円 （1,410千円）	0．1億 （1,370千円）	0．1億円 （1,322千円）	0．1億円 （1,288千円）	0．1億円 （1,265千円）	大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例を制定（2014年3月施行）
合計	24億円	42．1億円	48．9億円	54．7億円	54．2億円	66億円	39．9億円	43．8億円	42億円	26．1億円	23．2億円	

※上記、予算額には国庫補助金など、「上下水道料金福祉措置（減免）」以外の財源を含む。

Ⅰ（５）インフラ整備

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・大阪都市圏は、首都圏や名古屋圏に比べて基幹的な都市基盤（インフラ）整備に向けた戦略的な投資が滞っていた。 ・特に、関空や新大阪等の広域拠点への鉄道アクセスや、高速道路ネットワークの拡充が東京や名古屋に比べて遅れていた。	・国家的事業であるリニア中央新幹線や新名神高速道路等との結節機能を強化する。 ・国際的な広域拠点である関空や臨海部との鉄道アクセス機能を強化することにより、都市圏の成長を牽引する都心部に国際人材などの成長資源を取り込み、国際ビジネス拠点の形成を図る。 （①）	【鉄道】（②） ・関空アクセス改善に資するうめきた新駅設置事業を引き続き推進 ・「なにわ筋線」の整備の促進 【道路】（③） ・大阪都市再生環状道路の完成をめざした「淀川左岸線延伸部」の整備の促進	府市が連携し、「なにわ筋線」や「淀川左岸線延伸部」など大阪の成長に直結する都市基盤の整備に取り組んでいる。（④） 【鉄道】 ・うめきた新駅設置；駅施設工事等 2023春に新駅開業予定 （2022年度予算：19億円） ・なにわ筋線；整備の促進 （2022年度予算：4.8億円） ⇒2019.7 鉄道事業許可 ⇒2020.2 都市計画決定 ⇒2020.8 都市計画事業認可 ⇒2021.10 工事着手 【道路】 ・淀川左岸線延伸部：設計、工事（2022年度予算：2億円【国直轄事業負担金】）

①交通インフラの整備イメージ

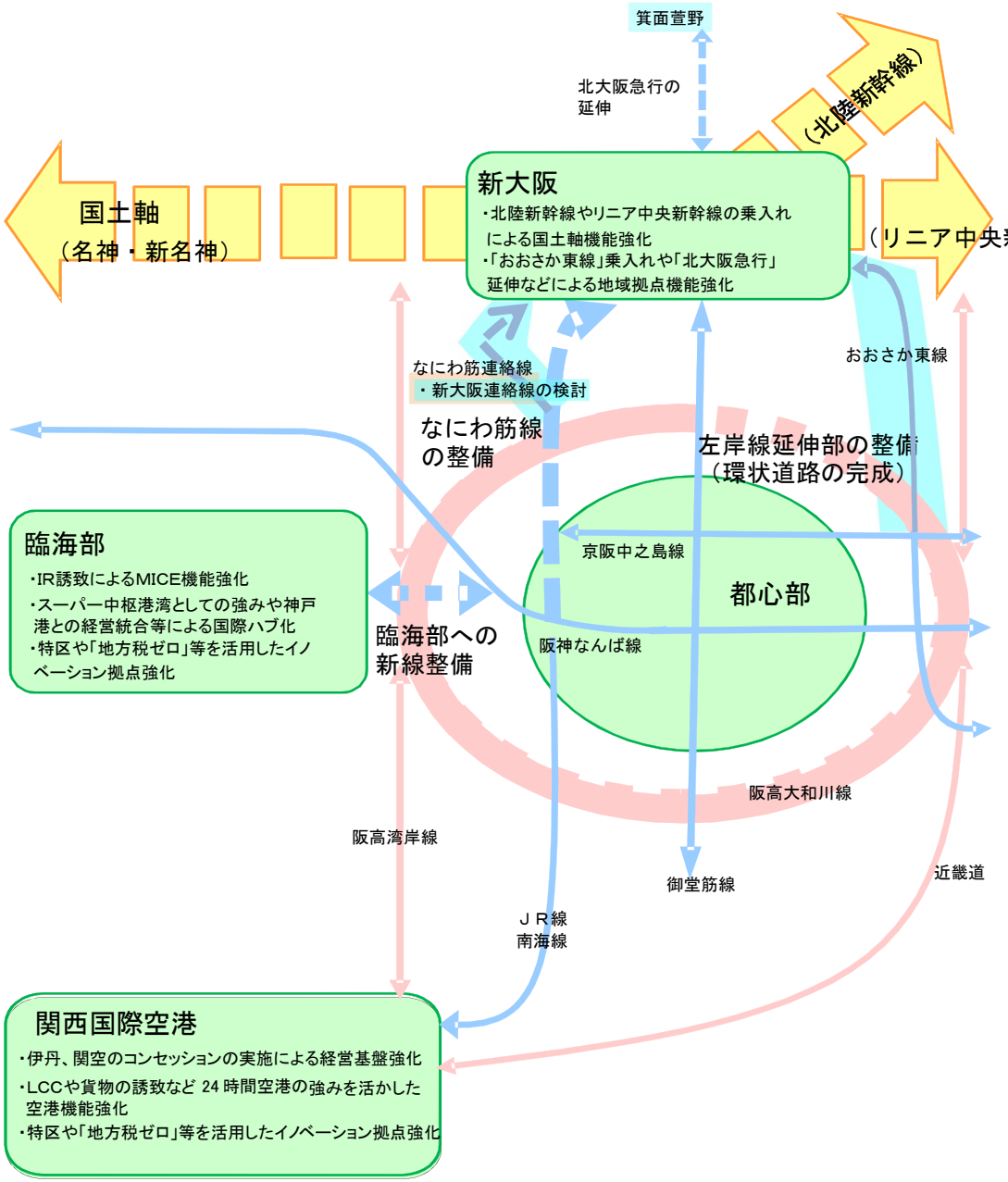

成長資源の「源泉」である国土軸（リニア・北陸新幹線、新名神高速等）や国際的広域拠点（関空、臨海部）と、「成長エンジン」である都心部との結節強化に向けた戦略的投資

なにわ筋線、左岸線延伸部、臨海部鉄道新線等を整備

②（関空アクセス）JR東海道線支線の地下化やうめきた新駅設置、なにわ筋線の整備効果

JR東海道線支線の地下化やうめきた地区と関空を直結する新駅設置、なにわ筋線の整備により、アクセス時間は約2/3に短縮可能

＜概要＞

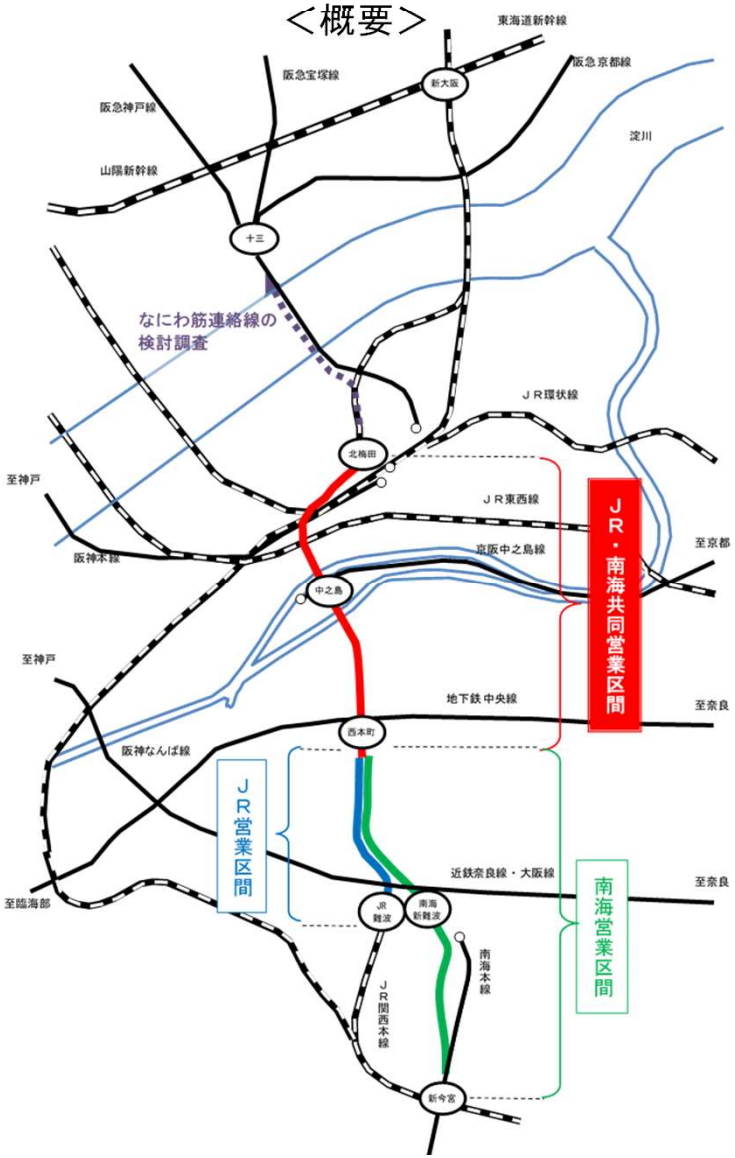

＜主要国際空港からの都心アクセス＞

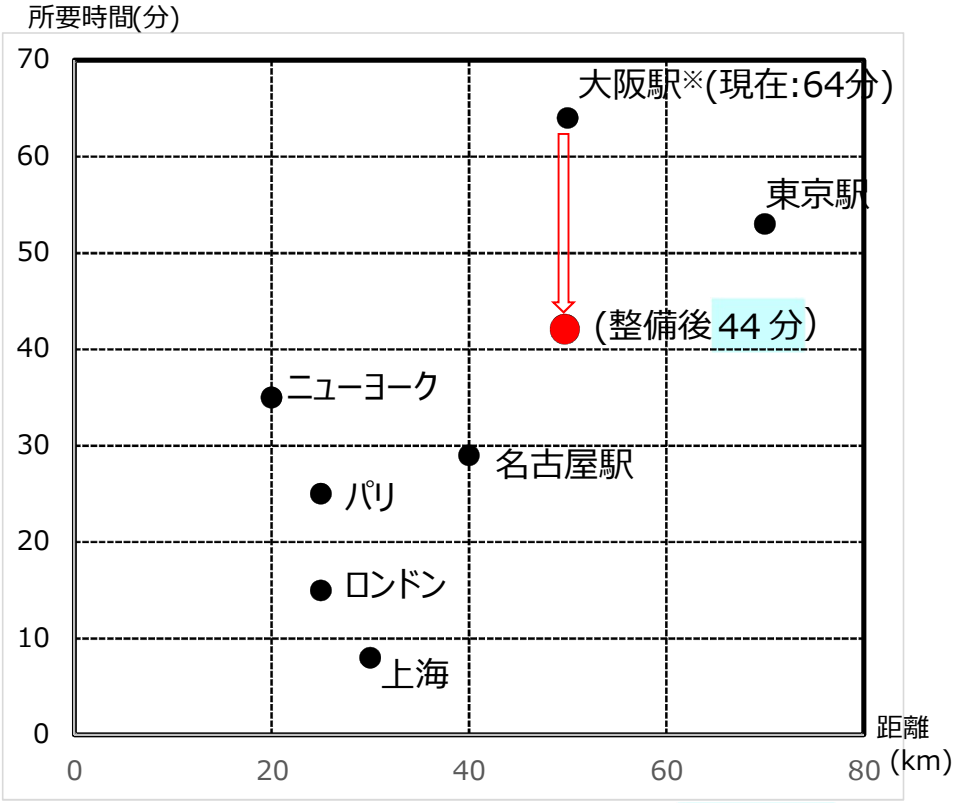

※JR関空快速利用の最速の場合

③（環状高速道路） 延伸部の概要と整備効果

＜大阪都市再生環状道路の概要 ＞

概ね大阪市域外縁部に位置する新たな環状道路であり大阪都心部の慢性的な渋滞の緩和や沿道環境の改善とともに、新たな拠点エリアを誘引する都市の活性に繋がる道路です。

＜左岸線延伸部（大阪都市再生環状道路）の整備効果 ＞

阪神高速の環状線を通過する交通を外周に転換し、交通を円滑にします。

④各取組みの進捗と到達点

項目	Before	After
1．整備の進め方	府市それぞれ供給主体ごとでの取組み	府市連携による戦略的な取組みにより、取組みの段階が進展

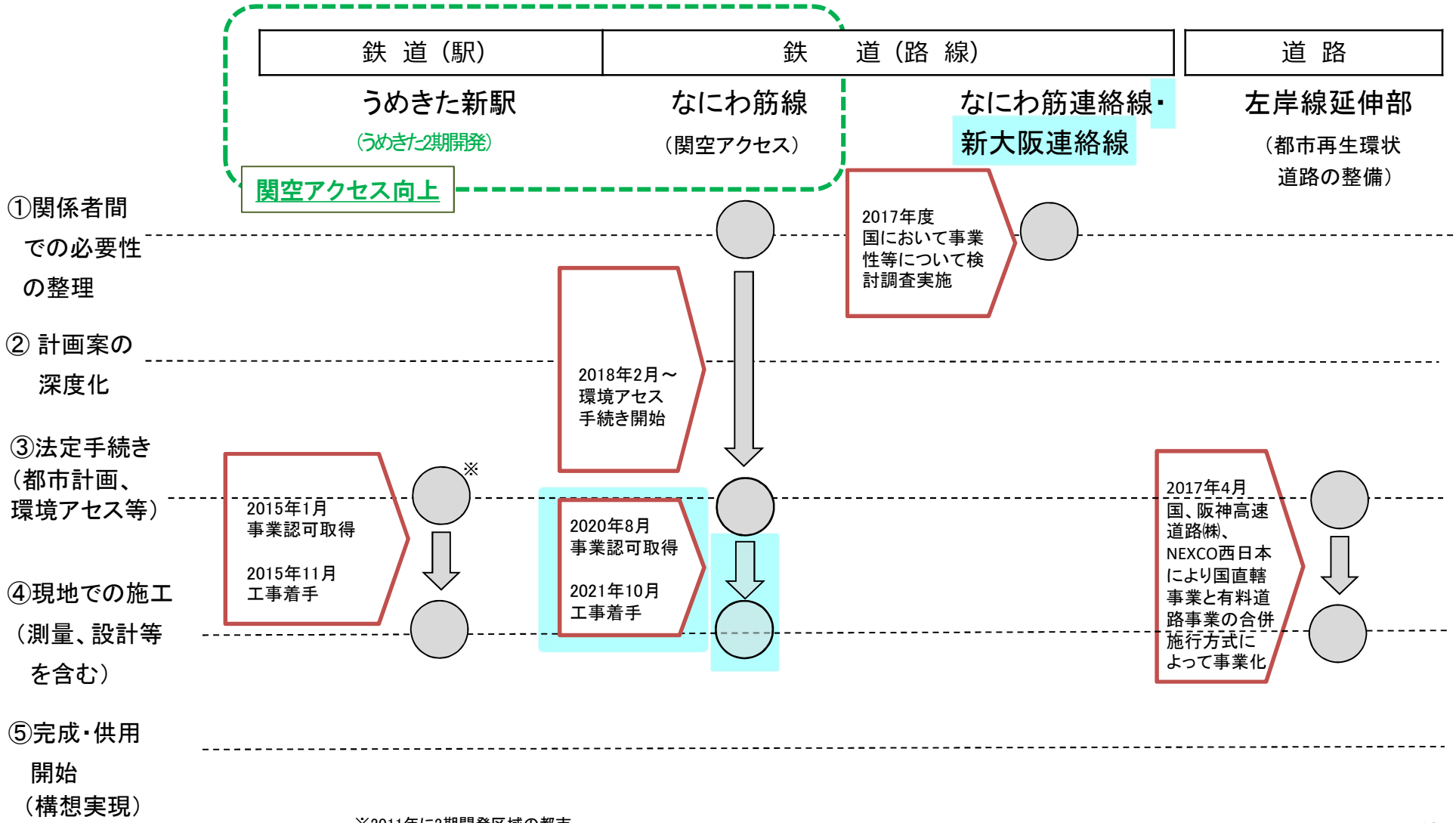

※2011年に2期開発区域の都市基盤を都市計画決定済

Ⅱ　公民連携/経営形態の見直し

【民営化の取組】

（１）地下鉄
（２）バス
（３）水道
（４）工業用水道
（５）下水道
（６）幼稚園・保育所
（７）ごみ（一般廃棄物）

Ⅱ【民営化の取組】（１）地下鉄

民営化までの取組

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・乗車人員の減少（経営環境の悪化） ⇒従業者人口の減少等により、ピーク時の1990年度では、1日あたり281万人であったが、2011年度決算においては228万人と約19%減少している。 ⇒今後も少子高齢化などにより減少が続くと見込まれる。 ・市財政の硬直化 ⇒過去10カ年（2002年度～2011年度）では、累計1,980億円、年平均約200億円を繰り入れているが、一般会計の扶助費・公債費の負担増加により市財政の硬直化が進むなか、現行スキームは維持できないおそれがある。 ・公営企業の制約（経営資源の調達における法律上の限界、行政の非効率性）	・自立した企業体として自らの経営責任で、持続的にさらなる効率性や生産性を追求し、成長力を高めていくことができる組織体への移行 ・利用者視点に立ったソフト・ハード両面でのサービス向上	①サービスの向上 ・運賃値下げ ・終発時間の延長 ・快適なトイレへの改修（2015 年度末までに全駅(※)で完了予定） ※今里筋線・ニュートラムを除く ・地下鉄売店のリニューアル ・駅ナカ事業の展開	・初乗り運賃を200円→180円に値下げ（2014年4月） ・2区運賃を240円→230円に値下げ（2017年4月） ・終発延長時間帯の利用者の増加 ・112駅中40駅でトイレ改修済（2013年度末） →112駅中108駅でトイレ改修済（2017年度末）（利用者の86%以上が満足） ・地下鉄売店で公共料金支払の取扱開始、品揃え充実 （利用者の72%以上が満足） 使用料収入 2011年度1.3億円 →2013年度4.7億円 →2017年度4.2億円 ・ekimo（天王寺・なんば・梅田）の開業（2013年4月～） （利用者の79%が満足） 使用料収入　2013年度5.5億円 →2017年度9.0億円 ・新なにわ大食堂（新大阪）の開業（2016年3月） （利用者の73%が満足） 使用料収入　2017年度2.0億円

Ⅱ【民営化の取組】（１）地下鉄

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き） （次頁に続く）	（前頁からの続き） （次頁に続く）	②収支の改善	・大型商業施設の利用が好調を維持していることに加えて各種イベントの実施、現場職員による車内での告知、駅での営業強化といった営業施策の着実な取組等もあって土日を中心にご利用が堅調となり、2012・2013年度の利用者は前年度を上回る。 ・2012年度以降、景気の緩やかな回復による雇用情勢の改善や大阪市の人口増加、外国人旅行客の増加などにより、乗車人員の回復基調が続いている。 ・人件費　2011年度（412億円） →2013年度（387億円） →2017年度（385億円） ※給料・手当ベース ・2015年度決算において、過去最高の当年度損益（375億円）を達成。 ただし、2017年度決算において、バス事業の終結処理や高速鉄道事業の民営化処理を特別損失に計上したことなどにより、当年度黒字（29億円）

Ⅱ【民営化の取組】（１）地下鉄

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き）	（前頁からの続き）	③経営形態の見直し ・交通局長の民間人登用 ・地下鉄事業の民営化 （株式会社を設立、上下一体での経営）	・地下鉄事業民営化基本方針（案）策定 ・地下鉄事業民営化基本プラン（案）策定 ・地下鉄事業民営化プラン（案）策定 ・地下鉄事業民営化プラン（案）【改訂版】策定 ・地下鉄事業民営化プラン（案）【改訂第2版】策定 ・地下鉄事業 株式会社化（民営化）プラン（案）策定 ・地下鉄事業 株式会社化（民営化）プラン（案）平成29年1月改訂策定 ・交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案　可決 ・本市への納税・配当による財政貢献：108億円（民営化10年目（H39年度時点）の推計値） （地下鉄事業　株式会社化（民営化）プラン（案）より）

①サービスの向上、③経営形態の見直し　に関する取組

＜What＞

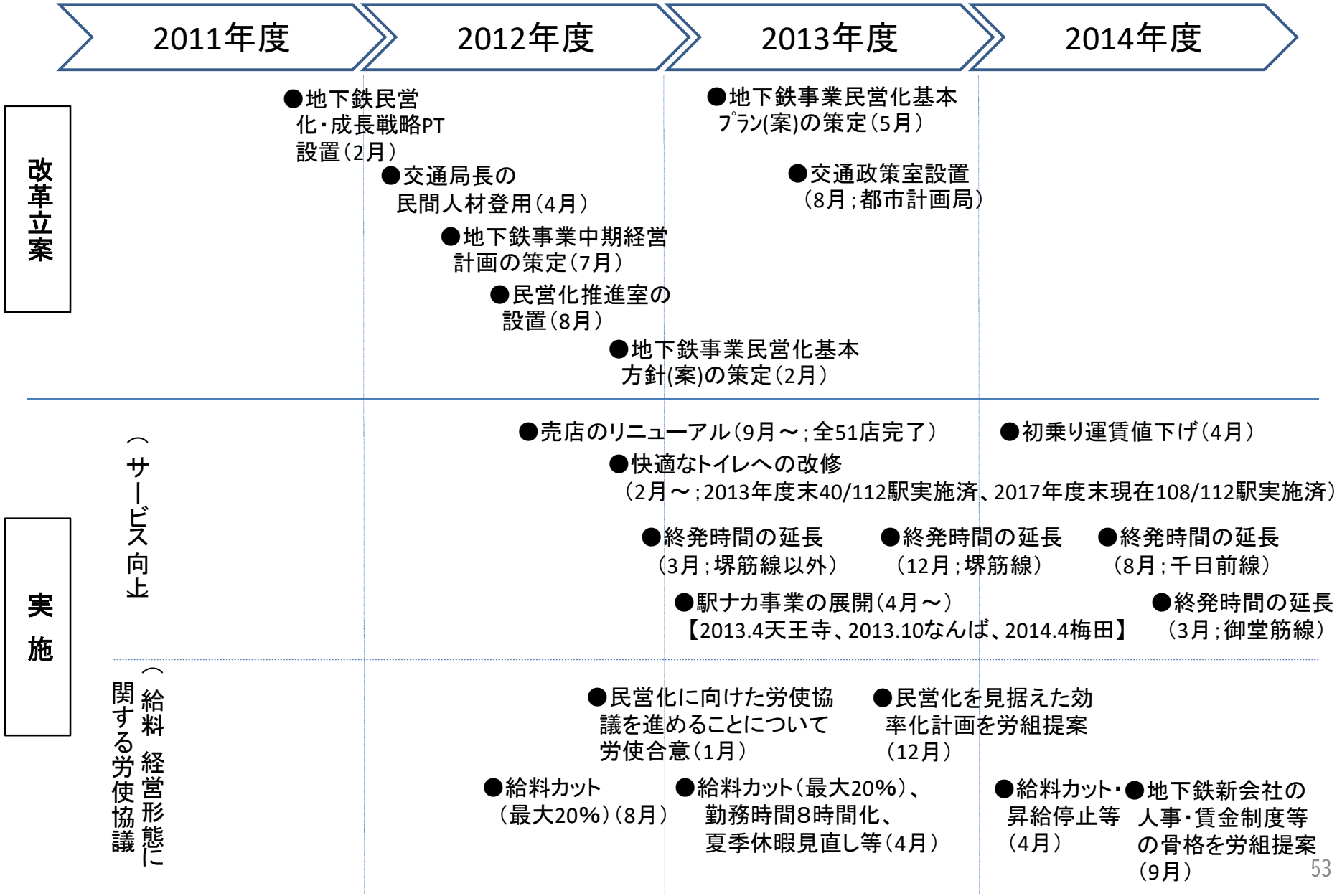

①サービスの向上、③経営形態の見直し　に関する取組

＜What＞

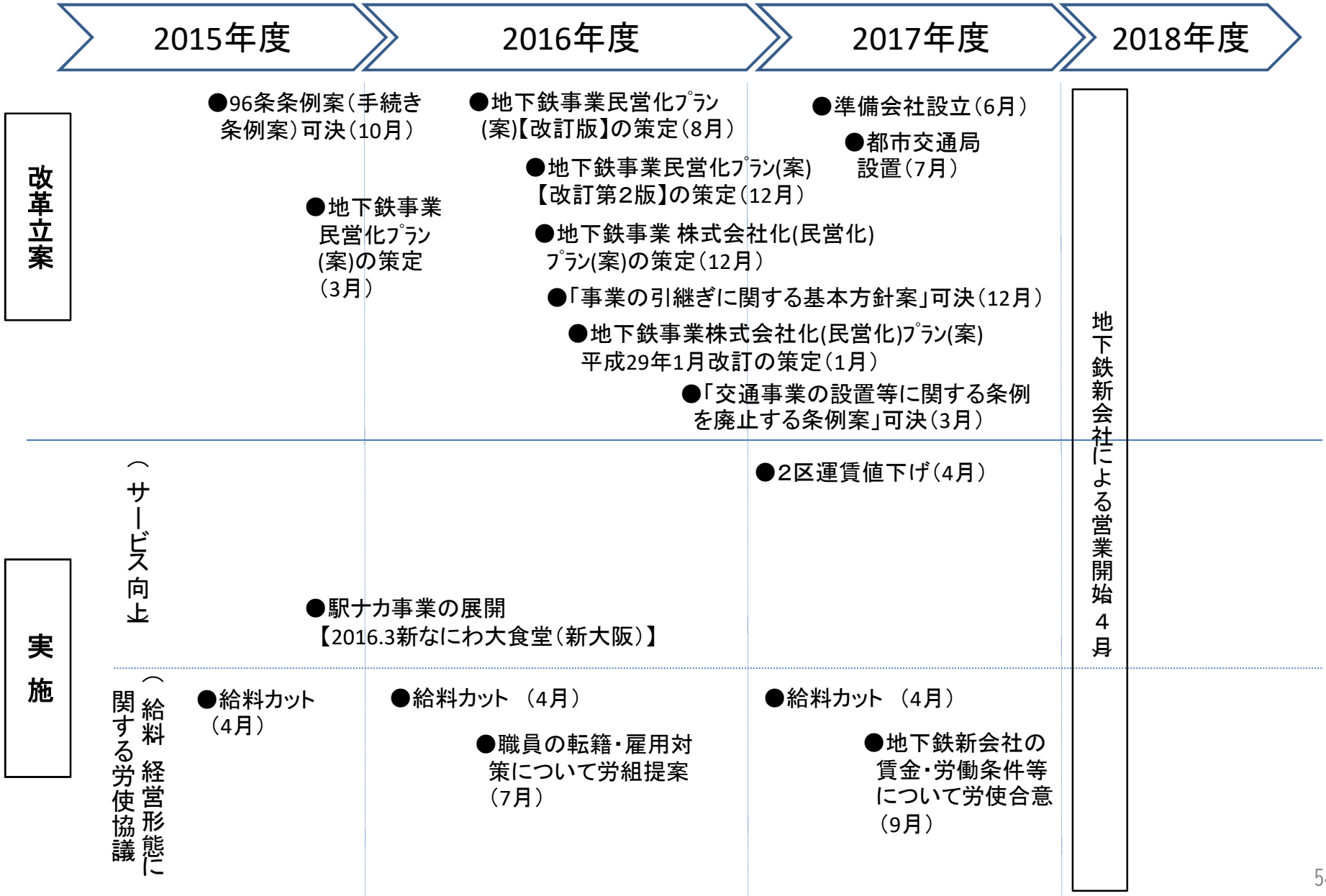

①サービスの向上

＜What＞

利用者の視点に立ち、ソフト･ハード両面でサービス向上の取組を進めた。

運賃値下げ

- 2014.4に初乗り運賃200円から180円に値下げした。
- ICカードPiTaPaの利用により、東京と比肩する初乗り運賃（162円）になった。
  （東京メトロ･･IC:165円･切符:170円
  東京都交通局･･IC:174円･切符:180円）
- 2017.4は、初乗り運賃値下げにより生じた初乗り運賃と2区運賃の格差（60円）を是正するため、2区運賃を240円から230円に値下げした。

対象運賃	値下げ前	値下げ後	実施時期
1区運賃	200円	180円	2014.4
	※20円の値下げ		
2区運賃	240円	230円	2017.4
	※10円の値下げ		

終発時間の延長

- 2013.3に、民間鉄道事業者に比べて30～40分程度早かったところ、終電後に運行している回送列車の営業化等により、最大30分延長を実現し、堺筋線を除く全線で実施した。
- 2013.12に、相互直通している事業者とダイヤ調整を行い、堺筋線でも実施した。
- 2014.8に、可動式ホーム柵設置に伴うダイヤ改正にあわせて、利便性向上の観点から千日前線で実施した。
- 2015.3に、可動式ホーム柵設置に伴うダイヤ改正にあわせて、天王寺駅でのJR線、近鉄線への乗継ぎの利便性向上の観点から御堂筋線で実施した。

路線名	実施時期	延長時間（最大）
御堂筋線	2013.3	26分
	2015.3	13分
谷町線	2013.3	13分
四ツ橋線	2013.3	26分
中央線	2013.3	20分
	更なる延長を検討中	
千日前線	2013.3	12分
	2014.8	15分
堺筋線	2013.12	42分
長堀鶴見緑地線	2013.3	17分
今里筋線	2013.3	30分
南港ポートタウン線（ニュートラム）	2013.3	20分

※路線のうち全ての駅で延長されている訳ではありません。

①サービスの向上

＜What＞

利用者の視点に立ち、ソフト･ハード両面でサービス向上の取組を進めた。

項　目	内　　容
快適なトイレへの改修	・ 2012年度より、暗い、汚い、臭いという駅トイレのマイナスイメージを払拭し、明るく清涼感あふれる快適空間を実感していただけるトイレに順次リニューアルを実施した。 ・ 2013年度末時点で、112駅中40駅で実施完了した。 ・ 2017年度末時点で、112駅中108駅で実施した。 ※利用者アンケートに おいては、86%以上が「満足」と回答した。

・改修の開始より5年間で96%の実施を完了

①サービスの向上

＜What＞

利用者の視点に立ち、ソフト･ハード両面でサービス向上の取組を進めた。

項　目	内　　容
地下鉄売店のリニューアル	・ 2013年度までに51店全て完了した。 （⇒2017.3～使用期間満了に伴い、 新たな事業者による再オープン） ・ 公募で選定した事業者による運営開始。 ・ 公共料金支払いの取扱を開始し、また商品の品揃えを充実させた。
駅ナカ事業の展開	・ 2013.4　「ekimo天王寺」オープン ・ 2013.10 「ekimoなんば」オープン ・ 2014.4　「ekimo梅田」オープン ・ 2016.3　「新なにわ大食堂」オープン （新大阪） ・ 日本初出店、関西初出店となる店舗も誘致した。

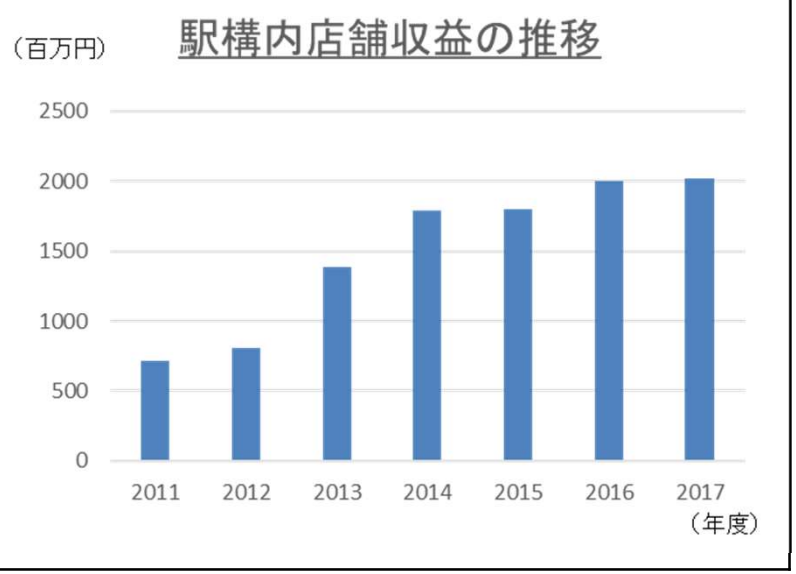

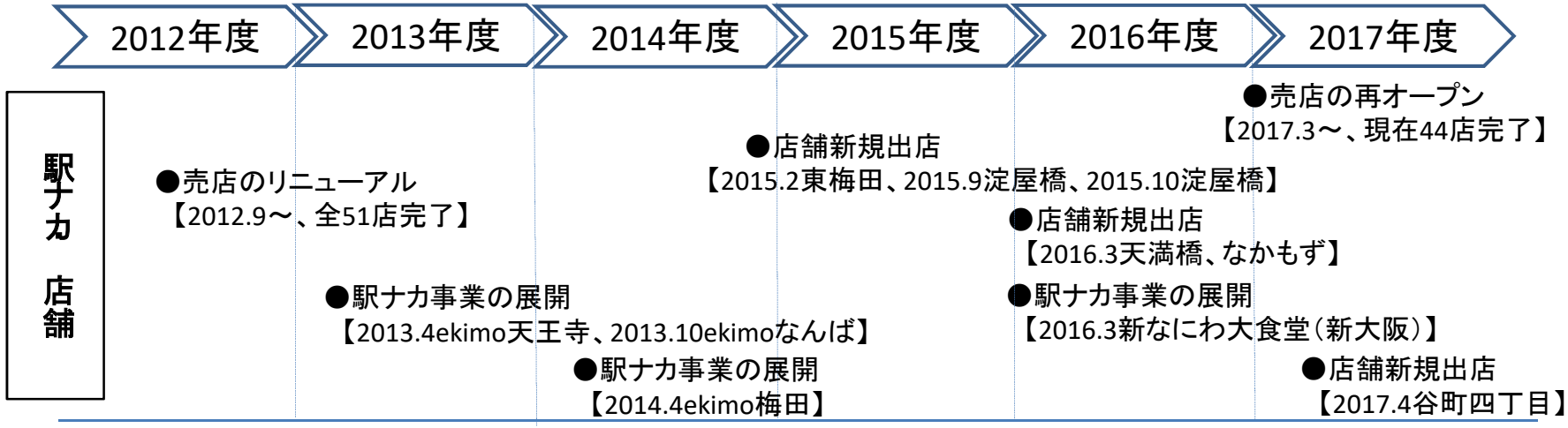

②収支の改善（乗車人員）

＜Why＞

乗車人員は社会経済情勢の影響により1990年度をピークに大幅に減少。
2012年度以降、景気の緩やかな回復による雇用情勢の改善や大阪市の人口増加、外国人旅行客の増加などにより、乗車人員の回復基調が続いている。
しかし、長期的には少子高齢化など人口減少により、乗車人員の減少が続くと見込まれる。

乗車人員の推移

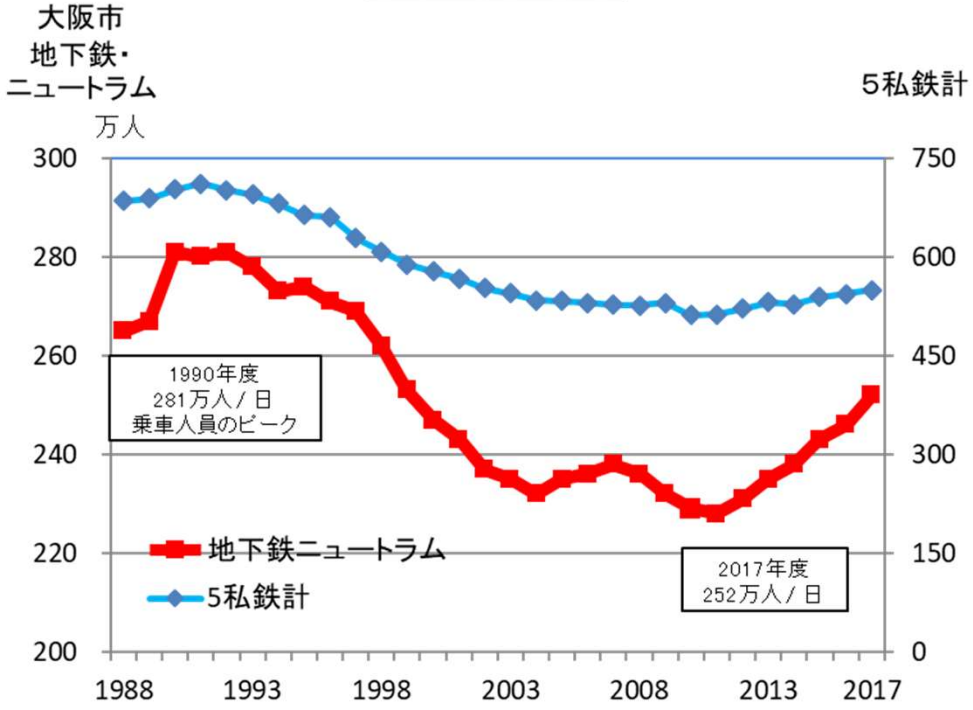

※5私鉄は、阪神電気鉄道、阪急電鉄、京阪電気鉄道、近畿日本鉄道、南海電気鉄道。
2011年度までは交通統計年報より、2012年度以降は各社有価証券報告書より抜粋。

（参考）　大阪府 将来人口推計

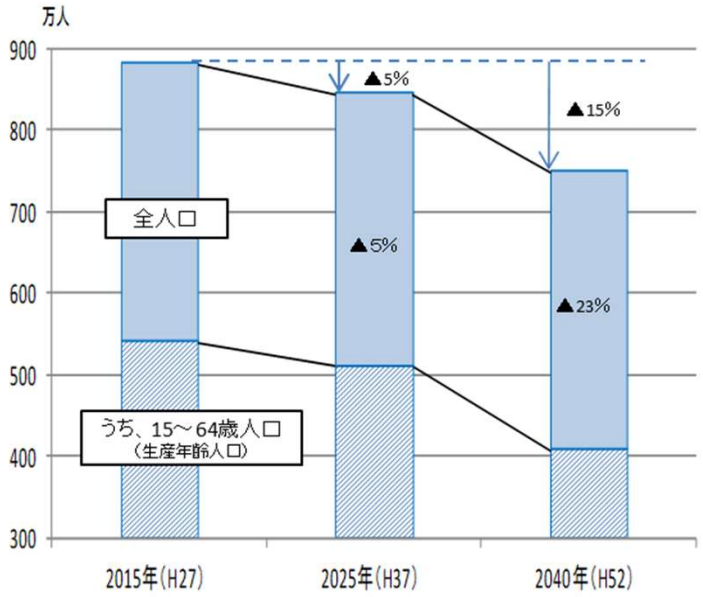

2014年6月　大阪府
「大阪における「人口減少」の潮流【改訂版】」より
※2015年(H27)は国勢調査の結果を反映

②収支の改善（経営成績）

＜Outcome＞

2015年度決算において、過去最高の当年度損益（375億円）を達成

（ただし、2017年度決算において、バス事業の終結処理や高速鉄道事業の民営化処理を特別損失に計上したことなどにより、当年度黒字（29億円））

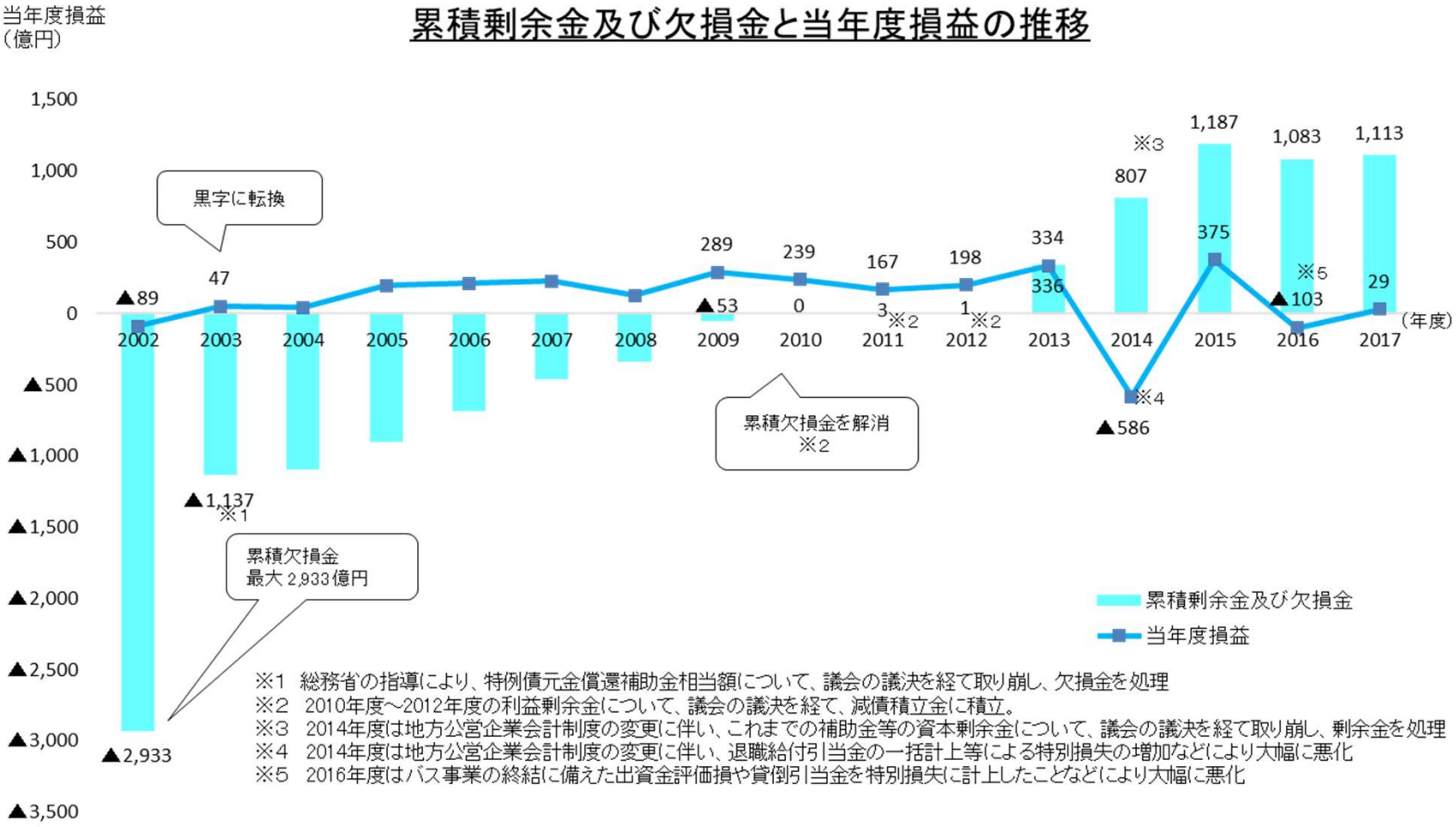

※1　総務省の指導により、特例債元金償還補助金相当額について、議会の議決を経て取り崩し、欠損金を処理
※2　2010年度～2012年度の利益剰余金について、議会の議決を経て、減債積立金に積立。
※3　2014年度は地方公営企業会計制度の変更に伴い、これまでの補助金等の資本剰余金について、議会の議決を経て取り崩し、剰余金を処理
※4　2014年度は地方公営企業会計制度の変更に伴い、退職給付引当金の一括計上等による特別損失の増加などにより大幅に悪化
※5　2016年度はバス事業の終結に備えた出資金評価損や貸倒引当金を特別損失に計上したことなどにより大幅に悪化

③経営形態の見直し

＜Outcome＞

【2018年3月以前】
地方公営企業

→

【2018年4月】
株式会社
（市出資100%）

→

【将来】
株式上場が可能な
企業体を目指す

（考え方）

・今後の事業環境の悪化を想定すると、概ね鉄道整備が進み、事業の管理・運営が中心となっている現在の地下鉄事業の現状を考えると、自立した企業体として自らの経営責任で、持続的にさらなる効率性や生産性を追求し、成長力を高めていくことが極めて重要。

・効率性や生産性を追求するためには、柔軟かつ機動的な経営が可能な経営形態を指向するべき。

・民営化は上下分離方式ではなく、上下一体の株式会社とし、100%大阪市出資の株式会社化を図る。※注

・民間事業者としての機能を最大限発揮して、将来、株式上場が可能な企業体を目指し、経営力を高めていく。

（注）＜会社法に基づく株主としての権利＞
配当を受ける権利、株主総会への議案提出権（定款の変更、役員の選任・解任、配当の金額　など）

④さらなる課題（民営化後の取組内容）

＜Outcome＞

新会社の企業理念

私たちは、最高の安全・安心を追求し、誠実さとチャレンジ精神をもって、
大阪から元気を創りつづけます。

民間でできることは民間に

地下鉄事業の民営化

1　スピーディな サービス改善 → お客さま満足度の向上

- これまでも、運賃の値下げ、トイレの美装化、終発延長、駅ナカ・売店のリニューアルなどのサービス改革に取り組んできた。民営化後は公営の制約がなくなり、みずからの判断と責任の下で、ニーズを機敏に捉え、スピード感を持って市民・お客さまに実感いただけるサービスを展開していく。

2　多様な事業展開 → 沿線・地域の 活性化への貢献

- 鉄道事業の枠を超えた「ホテル・不動産事業」、「高齢者・子育て支援事業」などを展開し、新たな収益の柱に育て、鉄道事業の持続・発展につなげるとともに、沿線・地域の活性化に貢献する。
- 大阪の地下をブラッシュアップし、快適な地下空間の創出・地下のまちの魅力アップに貢献する。また、グループ会社である大阪地下街（株）との連携により、地下の防災面の強化や、営業面でもシナジー効果（相乗効果）を発揮する。

3　経営体質の強化 → 効率的な事業経営による 収支改善

- 経営力の強化により、新たな安全施策・サービス投資資金を確保する。
- 効率的な経営の推進により、固定資産税などの租税公課などを見込んでもなお、280億円以上（10年平均）の経常利益を確保する。
- 地下鉄新会社から大阪市への納税・配当により、年間約100億円（民営化10年目の試算）の財政貢献を果たす。

市民 お客さまのための民営化

企業理念の継承

民営化後の取組　追加

新会社の企業理念　「私たちは、最高の安全・安心を追求し、誠実さとチャレンジ精神をもって、大阪から元気を創り続けます。」

年表概況

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
●可動式ホーム柵設置　（2021年度末：整備率57%（76/133駅））				
●高架橋脚の補強　（2021年度末：整備率97%（438/450本））				
●脱線防止レールの設置　（2021年度末：整備率50%（10/20km））				
●津波浸水対策完了（～2019.3） ●ゲリラ豪雨対策完了（～2019.3）				
●トンネル中柱、特殊橋梁の補強完了　（～2022.3）				
●駅構内・車内防犯カメラの設置　（2021年度末：駅3,116台、車両250両）				

可動式ホーム柵の設置（民営化プランより大幅に前倒し）

- お客さまのホームからの転落や列車との接触を防ぐため、2021年度に御堂筋線全駅への設置が完了し、１日あたりの利用者10万人以上の駅で設置完了。

大規模地震への備え

- 2011年に発生した東日本大震災を踏まえ、さらなる耐震性の向上を図るべく、これまで補強の必要がないとされてきた橋脚やトンネルの中柱などについて、対策工事を実施。
- 脱線防止ガード付きまくらぎに交換することで、列車が大きく逸脱するのを抑制し、被害を最小限に抑える対策を実施。

津波・浸水防止への備え

- 南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水やゲリラ豪雨等から地下鉄施設を防護するために対策として各駅への止水パネル、止水鉄扉の整備、地下から高架移行区間における側壁のかさ上げが完了。

セキュリティ対策

- 駅構内防犯カメラの増設・車内防犯カメラを設置。
  また、お客さまや社員の安全確保及び避難誘導を迅速に行うため、防護盾を駅・車両へ順次配備。
  （2022年11月完了予定）

可動式ホーム柵

高架橋の橋脚補強

止水鉄扉

車内防犯カメラ

①スピーディなサービス改善（快適性・利便性の向上）

民営化後の取組　追加

年表概況

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
●トイレリニューアル　（2021年度末：整備率82%（146/179か所））			
		●中津駅のリニューアル（2020.2）●新大阪駅のリニューアル（2020.9）	
		●消費税改定時の運賃据置き（2019.10）	●「TRY! 御堂筋線時差通勤応援キャンペーン」の実施（2021.7.1～12.31）
● 堺筋線ダイヤ改正（2019.1～）			
	●中央線・長堀鶴見緑地線ダイヤ改正（2019.3～ ）●谷町線ダイヤ改正（2020.3～）		
	●サービス情報表示器設置　（2021年度末：90台（33/133駅））		

トイレのリニューアル

- 全駅で車いす対応可能なトイレを設置。おむつ替えシートやオストメイト用水洗装置も備えた多機能トイレを男女別に1か所設置することを基本に整備。

駅のリニューアル

- 快適な移動のみならず、利用することが目的となるような魅力あふれる地下空間を提供。（2020年2月中津駅、同年9月新大阪駅完了。現在、梅田・心斎橋・動物園前・大阪港駅工事中。）

運賃の据え置き

- 2019年10月の消費税改定（8 → 10 %）時に、1～3区の運賃を据え置き。

混雑緩和

- 堺筋線のダイヤ改正： 河原町直通増便（2019年1月実施）
- 中央線のダイヤ改正：終発延長（2019年3月実施）
- 長堀鶴見緑地線のダイヤ改正：朝ラッシュ時間帯の拡大（2019年3月実施）
- 谷町線のダイヤ改正：間隔7分半⇒6分（2020年3月実施）
- Osaka Pointを付与する「TRY! 御堂筋線 時差通勤応援キャンペーン」を実施（2021年7月1日～12月31日）

各種サービス

・各駅改札口付近に運行情報、各種コンテンツ情報を提供する液晶ディスプレイ「サービス情報表示器」を設置。

トイレのリニューアル

心斎橋駅
（ジ・オオサカ・ブランド）

動物園前駅
（まるで自然の中にいるような空間）

①スピーディなサービス改善（バリアフリーの拡充）

民営化後の取組　追加

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
年表概況	●バリアフリールートの複線化（2021年度末：整備率32%（6/19駅））			
	●ホームと車両の段差隙間縮小（2021年度末：整備率44%（59/133駅））			
	●お客さまとの意見交換会（2018.6）※以後、毎年実施			

バリアフリールートの複線化

- 2010年度に全駅完了したワンルート整備に加えて、エレベーター（EV）増設による複線化に向け、2021年度までに6駅完了。

ホームと車両の段差隙間縮小

- 車椅子ご利用者をはじめ、乗降の利便性向上のため、可動式ホーム柵設置後、ホームと車両の段差隙間縮小工事を実施。

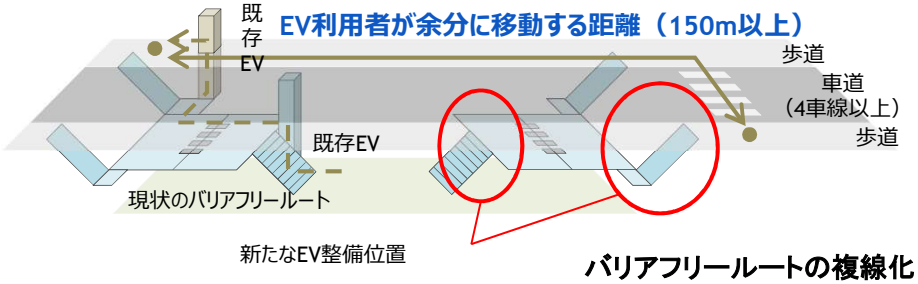

バリアフリールートの複線化

お客さまとの意見交換

- 障がい者団体と共同でバリアフリー体験会・意見交換会を実施することにより、障害のあるお客さまとのスムーズなコミュニケーションや介助方法などについて、気づきや学びを通じて駅社員の対応力を向上。

バリアフリー体験会

バリアフリー意見交換会

サービス介助士資格取得の推進

- 駅社員のサービス介助士資格取得率100%を目指し推進。（2021年度末：取得率83%）

追加

民営化後の取組

①スピーディなサービス改善（最新技術を活用したサービス向上の取組み）

2018年度 → 2019年度 → 2020年度 → 2021年度

年表概況

- ●マイクロ・ドローンの導入（2020.2）
- ●5G基地局シェアリングの実証実験（2020.10）
- ●白杖車いす検知システム」の実証実験（2021.11）
- ●次世代改札機の実証実験（2019.12）

建設・保守技術の高度化

- マイクロ・ドローンを導入することにより、これまで点検が困難だった箇所が細部まで点検可能となり、安全性の向上や点検用足場等が不要になることで点検の効率化とコスト縮減化。（2020年2月）

新技術の導入

- 御堂筋線なんば駅−心斎橋駅間で鉄道トンネル内5G基地局シェアリングの実証実験を行い、車内や駅構内の映像を5Gでリアルタイムに伝送し、防犯や混雑状況の把握に活用することが可能か検証。（2020年10月）
- 白杖または車いすをご利用のお客さまに対し、AI自動検知技術による見守りサービスを提供できるよう実証実験を実施し、実用化に向け、検知精度等を改善。（2021年11月）

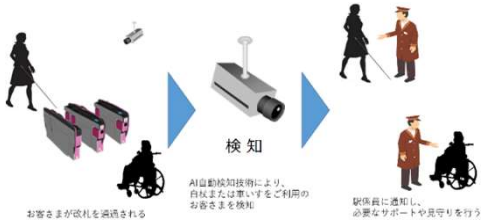

AI自動検知技術による見守りｻｰﾋﾞｽ（ｲﾒｰｼﾞ）

顔認証を用いた次世代改札機の実証実験

- 2024年度に全駅で顔認証によるチケットレス改札の導入を目指し、2019年12月から一部の駅でOsaka Metroの社員を対象とした実証実験を開始。実用化に向けた課題抽出や検討基礎データを取得。

①スピーディなサービス改善（多様なモビリティの活用）

民営化後の取組　追加

年表　概況

2018年度　2019年度　2020年度　2021年度

- ●BRT社会実験（2019.4）
- ●駅施設へのサイクルポート設置（2019.5）
- ●生野区・平野区でオンデマンドバス社会実験開始、MaaSアプリ社会実験版の配信（2021.3）
- ●運行エリア拡大（2021.10）
- ●運行エリア拡大（2021.12）
- ●自動運転バス試乗会（2019.12）
- ●自動運転バス実証実験（2019.12～2020.1）
- ●電動車いす型近距離モビリティ実証実験（2021.12）
- ●MaaSアプリとタクシーアプリの連携（2022.1）
- ●企業向けオンデマンド配車サービス実証実験（2022.2～2022.6）
- ●自動運転バス 実証実験（2022.3～2022.4.）

BRT運行による社会実験

- いまざとライナーの運行による社会実験の開始（2019年４月）

オンデマンドバスの取組み

- 乗車日時・場所（約 300mメッシュ毎に乗降場所を設置）を指定頂き、お客さまのニーズに応じて運行する新しいスタイルの乗合バスであるオンデマンドバスの社会実験を生野区・平野区で運行開始（2021年3月）

自動運転化の実証実験

- 実用化に向けて、グランフロント大阪周辺で大阪初の自動運転バス試乗会を開催（2019年12月）
- 大阪・関西万博開催予定地の夢洲を含むベイエリアにおいて、自動運転バスの実証実験を実施。（2019年12月～2020年1月）
- 「舞洲実証実験会場内」と、「コスモスクエア駅～舞洲実証実験会場」間の公道で実証実験を実施。（2022年3月～4月）

BRT車両

オンデマンドバス車両・MaaSアプリ

②多様な事業展開（MaaSの推進）

民営化後の取組　追加

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
年表概況	●「大阪都市型MaaS」構想発表（2019.10） ●関西鉄道7社による「MaaS検討会」を組織（2019.10） ●自動運転バス試乗会（2019.12） ●自動運転バス実証実験（2019.12～2020.1）	●MaaSアプリとタクシーアプリの連携（2022.1） ●自動運転バス 実証実験（2022.3～2022.4.）	●生野区・平野区でオンデマンドバス社会実験開始、MaaSアプリ社会実験版の配信（2021.3）

「大阪都市型MaaS構想」の推進

- Osaka Metro Groupが考える大阪のモビリティ課題と実現したい“大阪の未来”を掛け合わせた「大阪都市型MaaS構想」を大阪スマートシティ戦略会議で公表し、以降、着実に推進。
- 2021年3月からオンデマンドバスの社会実験を生野区・平野区で開始し、予約・決済に使えるMaaSアプリ社会実験版も配信。10月、12月に同区内の運行エリアを更に拡大。

関西・鉄道7社によるMaaS共同検討

- 2025年に開催される大阪・関西万博に向け、関西地域において出発地から目的地までのシームレスな移動手段をご提供するためにMaaSを実用化することを視野に入れ、7社で「関西MaaS検討会」を組織。

自動運転化の実証実験（再掲）

- 実用化に向けて、グランフロント大阪周辺で大阪初の自動運転バス試乗会を開催（2019年12月）
- 大阪・関西万博開催予定地の夢洲を含むベイエリアにおいて、自動運転バスの実証実験を実施。（2019年12月～2020年1月）
- 「舞洲実証実験会場内」と、「コスモスクエア駅～舞洲実証実験会場」間の公道で実証実験を実施。（2022年3月～4月）

Osaka Metro Groupが目指す都市型MaaS構想

第４層　移動、距離に関係なくサイバー空間で一人ひとりのお客さまと直接つながることができるサービスを、既存事業とのシナジー効果を生かせる形で検討　デジタルマーケティング

第３層　鉄道・バスの価値を高める事業の多角化を目指し、特に駅・駅周辺の利便性向上に資する都市開発、マーケティング事業の成長に注力する　都市開発・マーケティング

第２層　これまでの鉄道・バスに加えて、多様な交通手段を整備し、MaaSアプリでシームレスにつなぎ、決済も一元化することで圧倒的に交通を便利にする　MaaS（アプリ）

第１層　鉄道・バスの着実な運行はもちろん、更なる安全安心・快適利便性の向上を目指して、最新技術も取り入れながらハード・ソフト面とも徹底的に強化する　鉄道・バス

第０層　移動履歴、購買履歴などの顧客データを活用し、一人ひとりのお客さまのニーズに直接お応えするとともにサービスの改善・進化、更には生活の質の向上につなげる
※お客さまの同意、個人情報の厳格管理は大前提

オンデマンドバス車両・MaaSアプリ

②多様な事業展開（都市開発事業）

民営化後の取組　追加

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
年表概況	●Metrosa 朝潮橋（2019.3） ※もと朝潮橋職員公舎	●Metrosa 弁天町（2020.2） ※もと弁天町東出入口 ●Metrosa 南森町（2020.3） ※もと南森町仮泊所用地 ★Osaka Metro南堀江ビル （2019.11取得）	●Osaka Metro天神橋筋六丁目ビル（2021.2） ※もと天六三線部隧道用地 ●中百舌鳥 借地事業 （2021.9飲食店舗開業） ※もと中百舌鳥車庫 ●Metro Porte 四天王寺前夕陽ヶ丘Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ （2020.8、2021.1・3） ※もと四天王寺前 北西・南東・南西出入口 ●METRISE TOWER 大阪上本町 （2021.12着工） ※もと上六操車場 ★ Metrosa谷六PJ （2021.11用地取得） ★ Osaka Metroなんばビル PJ （2021.7用地取得） ★（仮称）なんば駅前再開発PJ （2021.4南海電鉄との共同購入）

●既存資産の徹底活用　★物件取得による開発

既存資産の徹底活用

- 駐車場など低利用であった用地などをマンションや商業ビルに活用することで地域の賑わいに貢献。

物件取得による開発

- 駅に近い物件を取得・開発し、地下鉄・バスとの相乗効果を発揮することで、「交通を核にした生活まちづくり企業」として大阪の発展に貢献。

Metrosa 南森町
賃貸マンション

Osaka Metro 天神橋筋六丁目ビル
商業ビル

Osaka Metro なんばビル
商業複合オフィスビル
2024.3 完成予定

METRISE TOWER
大阪上本町
商業一体型
定期借地権付
分譲マンション
2024.4 完成予定

②多様な事業展開（マーケティング事業）

民営化後の取組　追加

年表概況

2018年度 → 2019年度 → 2020年度 → 2021年度

- ●駅ナカ店舗区画拡大（2021年度末：144店舗）
- ●デジタルサイネージ増設（2021年度：15駅407面設置）
- ●コクミンなんばウォーク店オープン（2018.12）
- ●コクミン心斎橋店オープン（2019.12）
- ●Umeda Metro Vision（2019.11）
- ●Osaka Pointサービス開始（2020.10）
- ●おむつ自販機の設置（2021.3）
- ●ローソンOSL天満橋北店オープン（2022.2）
- ●Osaka Metroクリエイトプロジェクト始動（2022.3）
- ●大阪メトロアドエラ創業（2021.4）
- ●「デポる。」第一弾を弁天町駅に設置（2022.3）

駅ナカの利便性向上に向けた取組み

- 民営化後～2021年度末までに、10店舗を開発。
- 利便施設のバリエーション拡大として、「紙おむつ自販機」「モバイルバッテリースタンド」を設置、また非対面で商品の受け取りができる「デポる。」のサービスを開始。

ローソンOSL天満橋駅北店

紙おむつ自販機

「デポる。」

Osaka Point

- データに基づき社内外とのシナジーを創出し、お客さまに上質な体験・生活を提案することを目的としたグループ共通ポイント「Osaka Point」のサービスを開始。

Osaka Metroクリエイト

廃車再生プロジェクト「Osaka Metroクリエイト」

- 大阪・関西の生産事業者やクリエイターとのものづくり共創事業者である「Osaka Metroクリエイト」を始動。

交通広告事業の強化

- デジタルサイネージを増設（2021年度末：15駅407面）
- 地下空間では当時最大となるLEDモニター「Umeda Metro Vision」を設置
- 「大阪メトロアドエラ」として独立子会社化（2021年4月）

Umeda Metro Vision

デジタルサイネージ

②多様な事業展開（地下街等グループ会社との連携）

民営化後の取組　追加

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
年表概況	●ホワイティうめだリニューアルオープン（2019.12） ●「ON the UMEDA」オープン（2019.12） ●大阪地下街による㈱ドーチカ完全子会社化（2019.12）	●㈱ドーチカの吸収合併（2020.7）	●「CAFÉ ON the」ホンマチ、「CAFÉ ON the」ドーチカ、Can★Do なんばウォーク店オープン（いずれも2021.10）

ホワイティうめだリニューアル（大阪地下街）

- 「泉の広場」周辺エリアのリニューアルを実施。バル街「NOMOKA」をはじめ、飲食、食物販店を集積。賑わいを創出するとともに、安全・安心・快適な空間を創出。（2019年12月）

テレワーク時代に対応したコワーキングの展開（大阪地下街）

- 西日本最大級となる「駅チカ・コワーキングスペース」として、「ON the UMEDA」を谷町線東梅田駅徒歩1分の場所にオープン。（2019年12月）
- 新ブランドとして「CAFÉ ON the」を、中央線本町駅構内と、ドージマ地下センター内にそれぞれ開業。（2021年10月）

フランチャイズ店舗の展開（大阪地下街）

- 駅の利便性を活かし、お客さまのニーズにお応えできるフランチャイズ店舗を開業。

2019年12月リニューアル後 泉の広場エリア

「NOMOKA」エリア

ON the UMEDA

CAFÉ ON theドーチカ

Can★Do なんばウォーク店

③経営体質の強化（決算状況の推移）Osaka Metro単体

民営化後の取組　追加

民営化後、順調に推移していたが、2019年度期末から新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が激変。この環境下、持続可能な事業体になるべく、経営の合理化･効率化を始めとする引き締まった経営施策に取り組み、2021年度も感染症の影響を受けたものの、鉄道の運輸収入などが回復し、増収増益となり黒字化を達成。

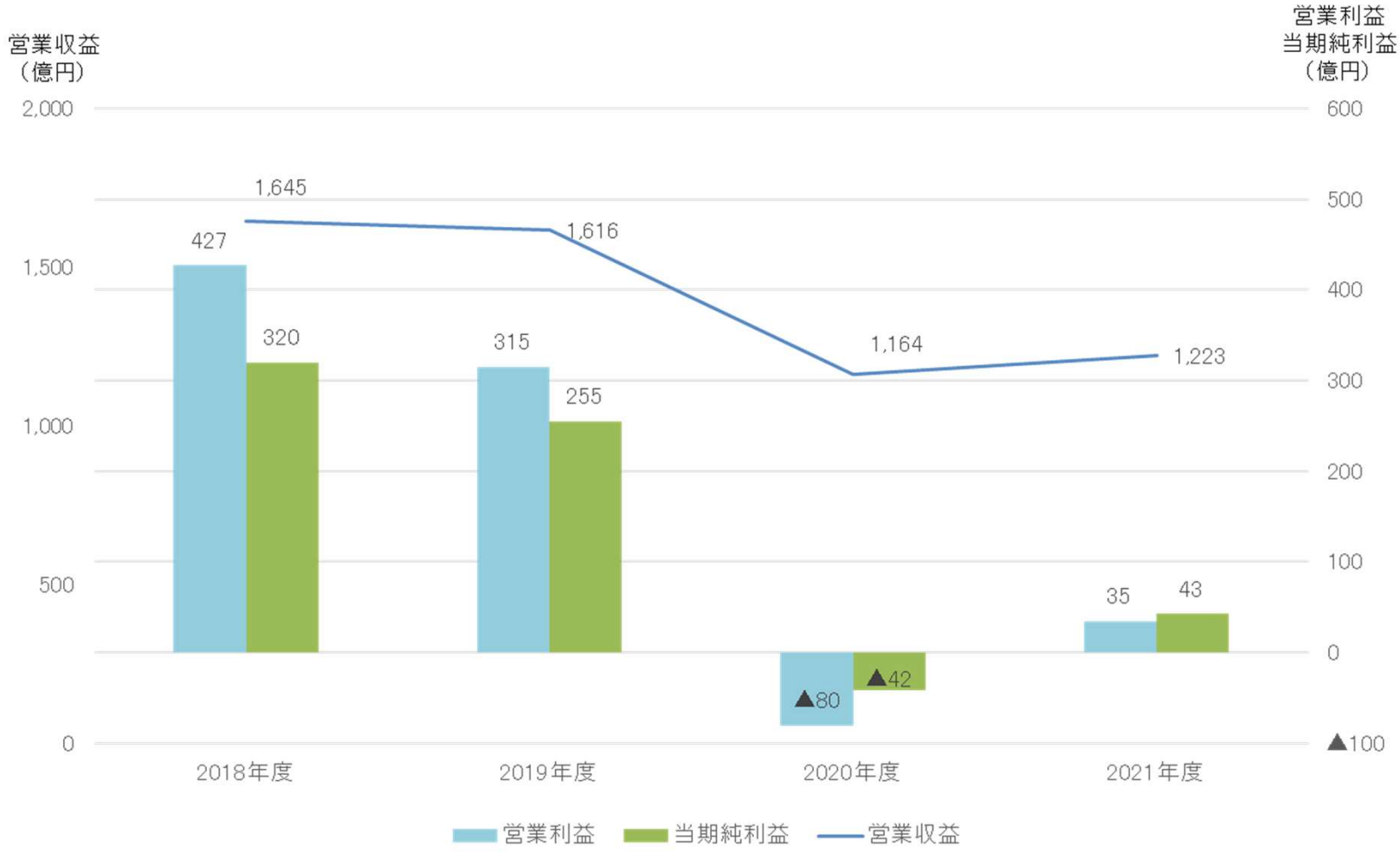

③経営体質の強化（決算状況の推移）グループ連結

民営化後の取組　追加

民営化後、順調に推移していたが、2019年度期末から新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が激変。この環境下、持続可能な事業体になるべく、経営の合理化・効率化を始めとする引き締まった経営施策に取り組み、2021年度も感染症の影響を受けたものの、鉄道の運輸収入などが回復し、増収増益となり黒字化を達成。

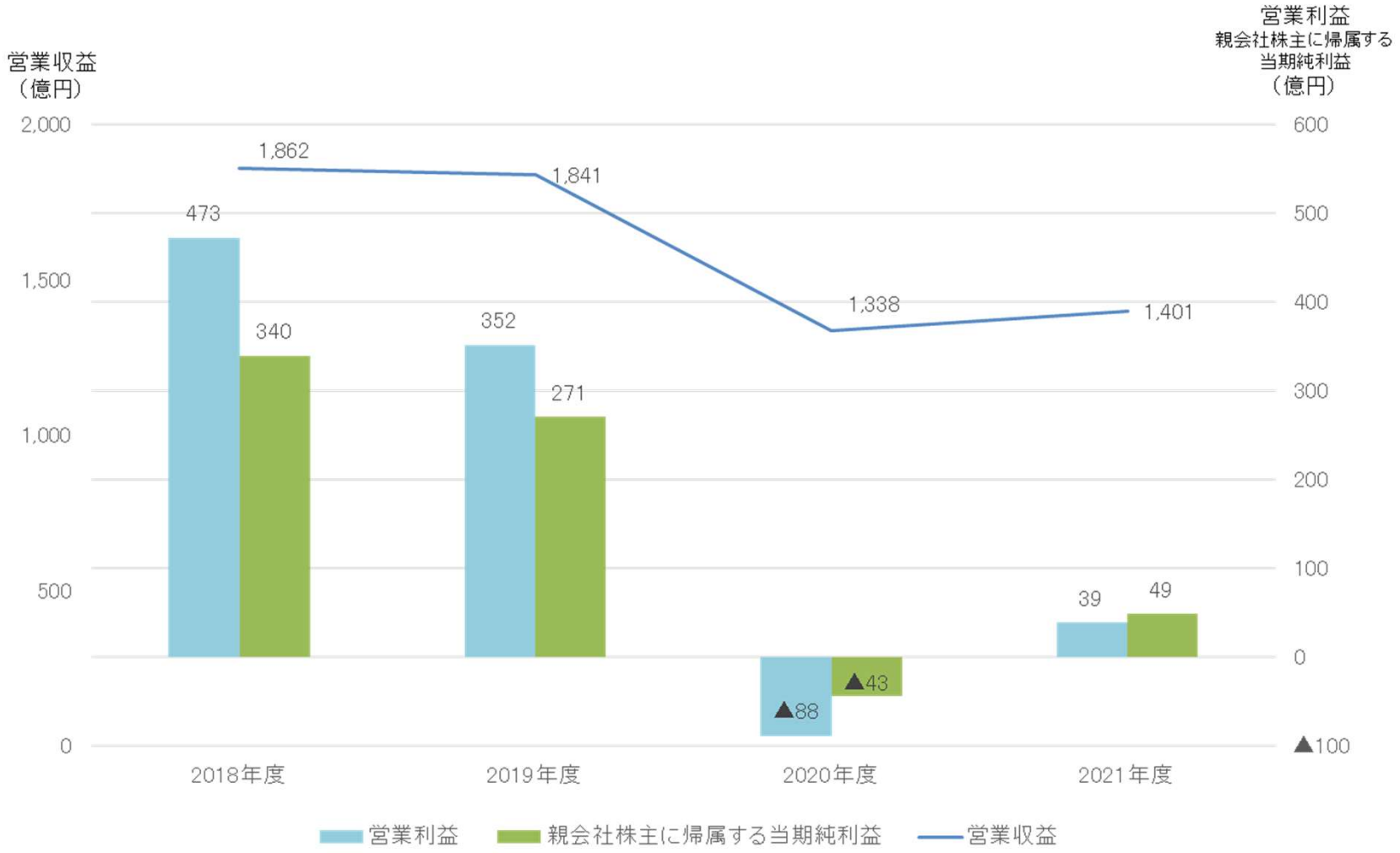

③経営体質の強化（大阪市への財政貢献の推移）

民営化後の取組　追加

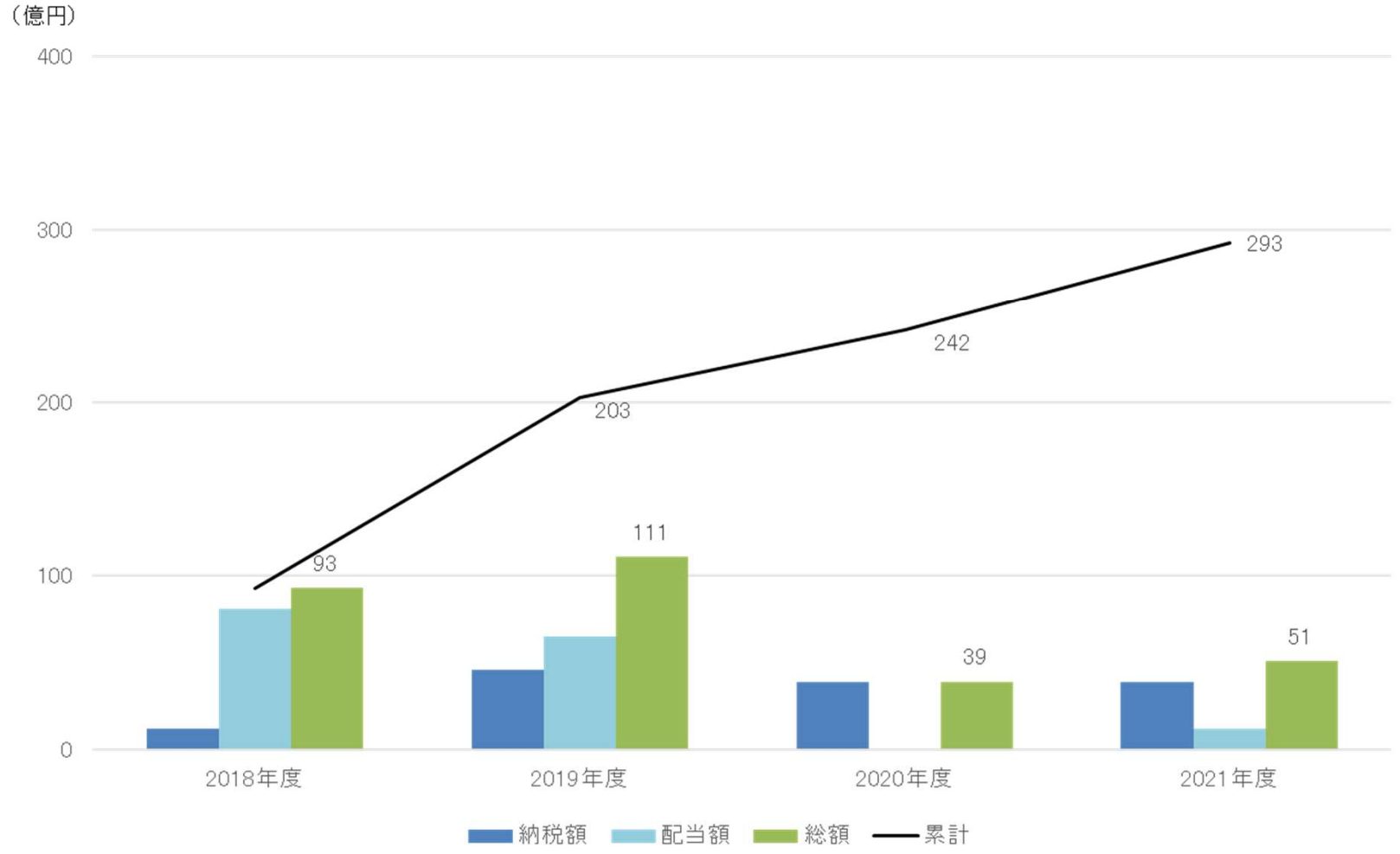

（注）総額と累計の不一致は端数調整（四捨五入）の影響によるものです。

Ⅱ【民営化の取組】（２）バス

民営化までの取組

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・乗車人員の減少 ⇒鉄道等、他の移動手段への移行等により過去10年間（2002年度～2011年度）で約4割減少。 ・多額の累積欠損金 ⇒1983年度以来30年連続の赤字であり、約600億円の累積欠損金を抱える。 ・高コスト体質 ⇒民間バス事業者に比べ、人件費が高く、生産性が悪くキロ当たりコスト（2010年度）は、大阪市988円/kmに対し、民営5社平均493円/km。 ・市財政の硬直化 ⇒過去10年間（2002年度～2011年度）で累計326億円の補助金を繰り入れているが、一般会計の扶助費・公債費の負担増加により市財政の硬直化が進むなか、公営企業体のままでのサービスの持続性に限界がある。	官と民の適切な役割分担を再構築し、持続可能な輸送サービスを維持するための仕組みを確立。	①収支の改善 ・人件費の見直し ・未利用地の売却	・2013年度決算において、31年ぶりの経常黒字（4億1千万円）を達成 ・2017年度決算において、5年連続の経常黒字（9億3千万円）を達成 ・人件費　2011年度（71億円） →2013年度（41億円） →2017年度（36億円） ※給料・手当ベース ・2012：本局用地（高速への所管替）、もと南港バスターミナル用地（港湾局所管替）（11億円） 2013：もと長柄公舎用地（一般競争入札）、もと古市車庫（大阪府）（56億円） ・2014：守口車庫・住吉車庫・中津車庫（高速への所管替）、オスカードリーム（一般競争入札）等（109億円） 2015：もと都島操車場（大阪市民病院機構に随意契約売却）等（1億円） 2016：西加賀屋用地（一般競争入札）等（3億円） 2017：住之江車庫・井高野車庫・酉島車庫・鶴町車庫（高速への所管替）等（61億円）

Ⅱ【民営化の取組】（２）バス

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き）	（前頁からの続き）	・バス路線の再構築（事業性のある路線と地域サービス系路線の分類）と見直し	・2012.4　132系統 →2013.4　103系統 →2014.4　89系統 →2014.9　87系統 →2015.10　86系統
		②経営形態の見直し ・民間バス事業者に路線譲渡 ⇒譲渡先事業者を大阪シティバス㈱に決定	・バス事業民営化基本方針（案）策定 ・バス事業民営化基本ﾌﾟﾗﾝ（案）策定 ・バス事業民営化・譲渡の考え方について　策定 ・議会において提起されたバス事業の民営化手法に関する検討について　取りまとめ ・バス事業民営化推進プラン（案）策定 ・バス事業民営化プラン（案）策定 ・バス事業 引継ぎ（民営化）プラン（案）平成29年1月　策定 ・交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案　可決 ・AB項目関係の改革効果額：3.9億円（2017.11.9第４回大都市制度（特別区設置）協議会資料より）

①収支の改善、②経営形態の見直し　に関する取組

＜What＞

2011年度 → 2012年度 → 2013年度 → 2014年度

改革立案

- ●バス改革・持続 戦略PT設置（2月）
- ●交通局長の 民間人材登用（4月）
- ●バス事業中期 経営計画の策定（7月）
- ●民営化推進室 の設置（8月）
- ●バス事業民営化基本 方針(案)の策定（2月）
- ●バス事業民営化基本ﾌﾟﾗﾝ (案)の策定（5月）
- ●交通政策室の設置 （8月；都市計画局）
- ●「バス事業民営化・ 譲渡の考え方について」の策定（9月）
- ●「議会において提起されたバス事業の民営化手法に関する検討について」を取りまとめ（8月）
- ●バス事業民営化 推進プラン(案)の 策定（11月）

実施

（見直し）

- ●赤バスの廃止 （3月）
- ●バス路線の見直し（4月）
- ●バス路線の見直し（9月）

（給与・経営形態に関する労使協議）

- ●民営化に向けた労使協議を進めることについて労使合意（1月）
- ●民営化を見据えた効率化計画を労組提案 （12月）
- ●給料カット （最大20%）（8月）
- ●給料カット（最大20%）、勤務時間8時間化、夏季休暇見直し等（4月）
- ●給料カット・昇給停止等 （4月）
- ●地下鉄新会社の人事・賃金制度等の骨格を労組提案 （9月）

・経費（人件費・委託費・光熱水費等）の見直し
・未利用地の売却
　⇒ 2013年度決算において、31年ぶりの経常黒字（4億1千万円）を達成

①収支の改善、②経営形態の見直し　に関する取組

＜What＞

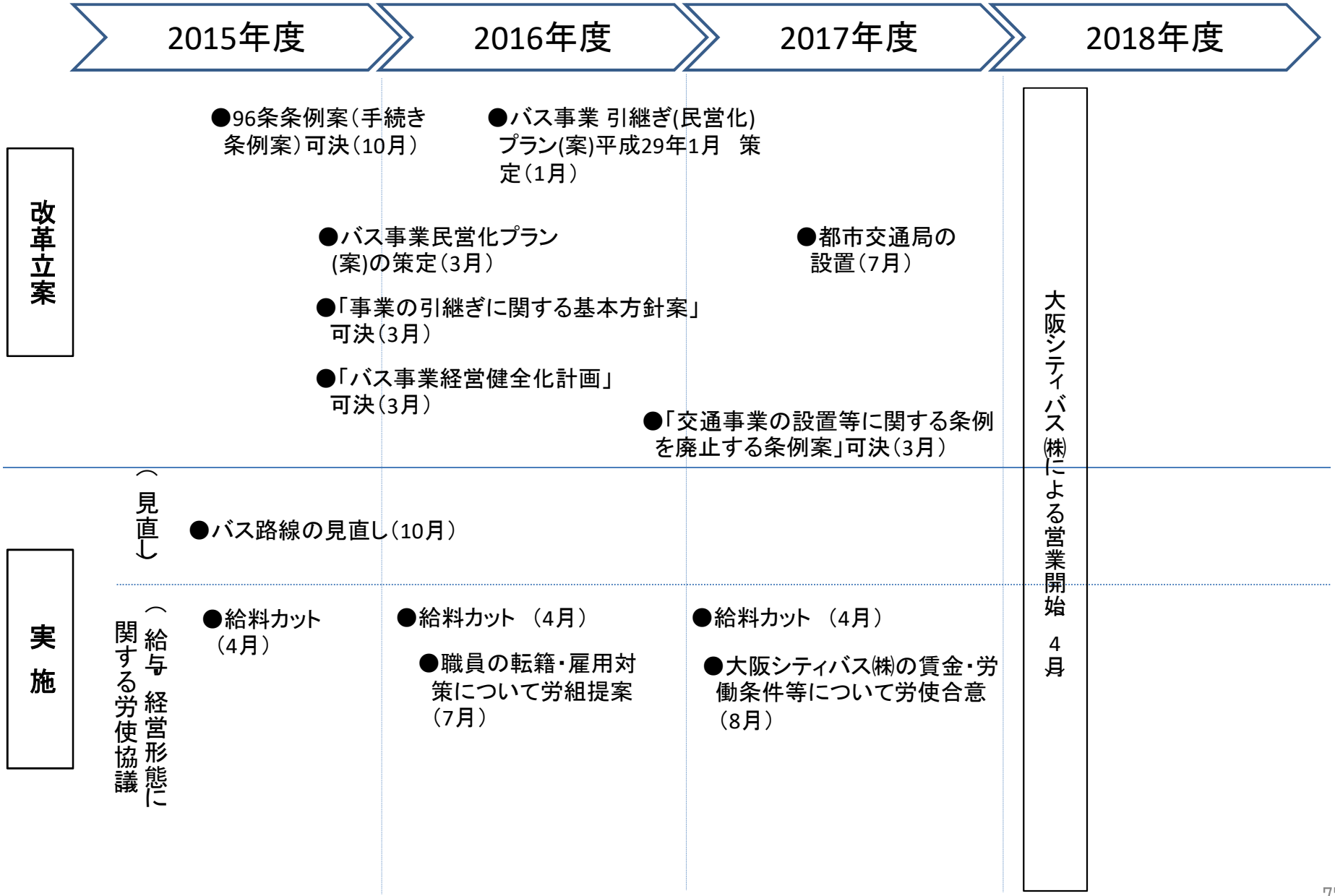

①収支の改善

＜Outcome＞

バス路線の見直し等により乗車人員、営業キロは減少しているものの、2013年度決算において、31年ぶりの経常黒字（4億1千万円）を達成
2017年度決算において、乗車人員の増加による運輸収益の増加や職員数の減等に伴う人件費の減少などにより、5年連続の経常黒字（9億3千万円）を達成

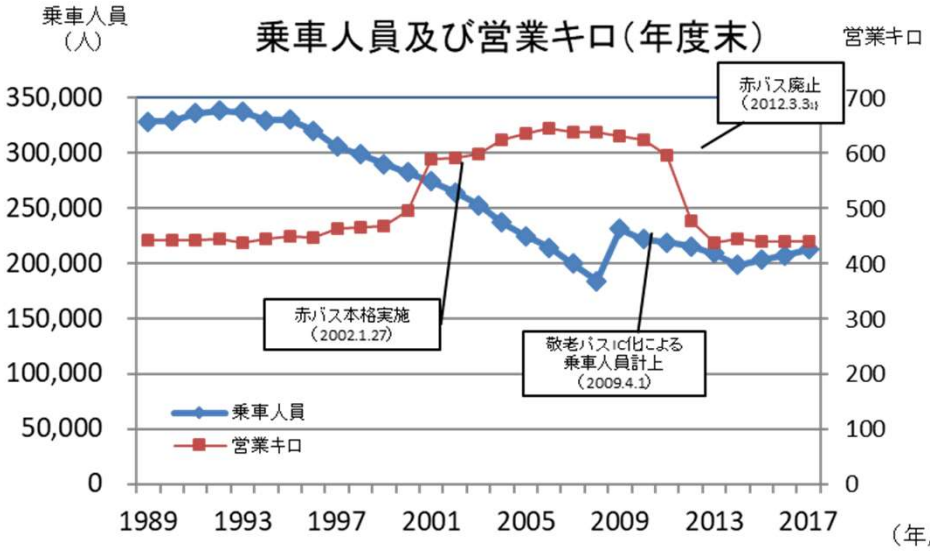

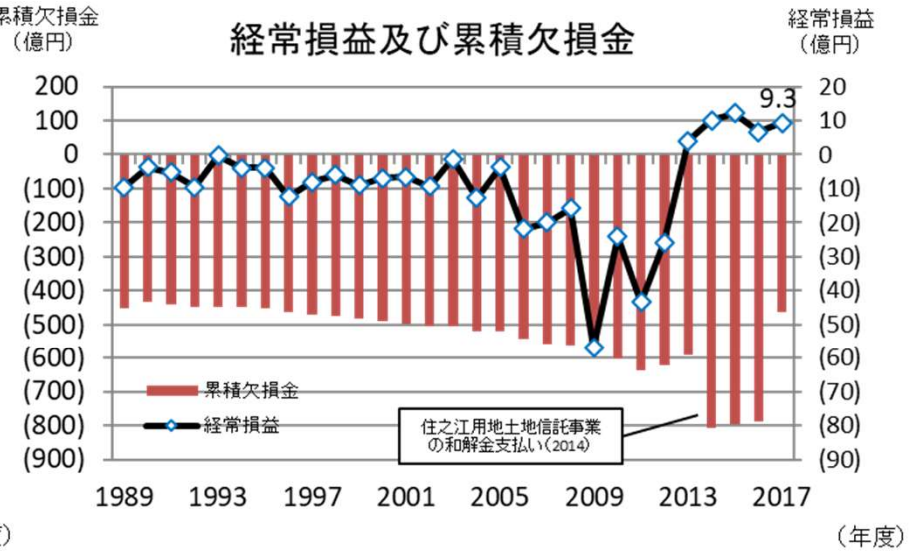

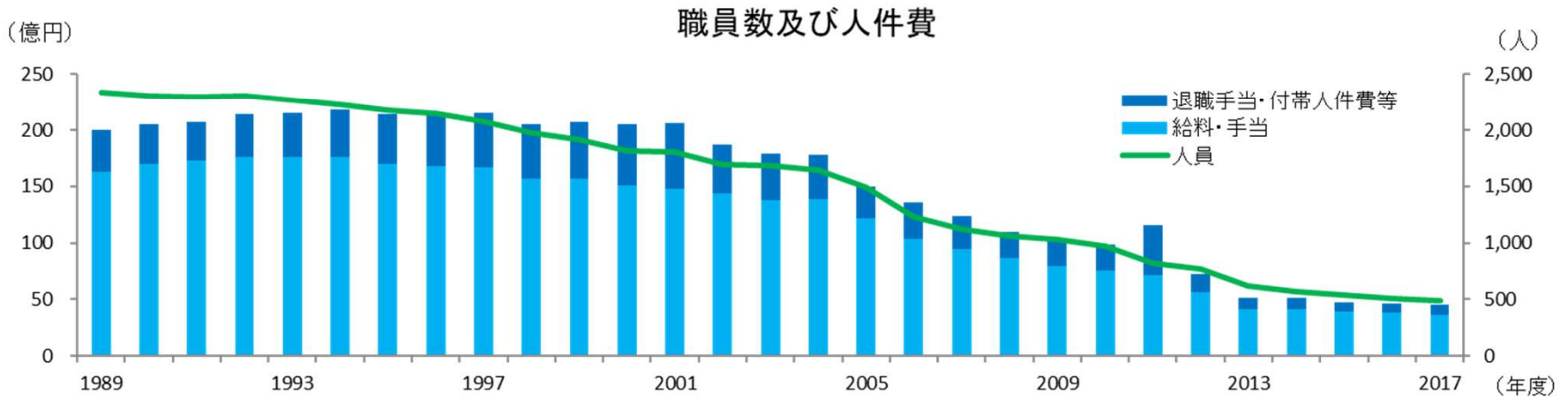

①収支の改善

＜Outcome＞

コスト削減及び事業規模の縮小に伴う営業所の統廃合

・コスト削減の一環として、管理委託の推進を行った（管理委託比率 H29：58.9%）
　H14：古市・住之江営業所、H17：長吉営業所、H18：酉島営業所、
　H19：井高野営業所（南海バス）、H22：古市営業所の廃止に伴い、鶴町営業所を管理委託

・事業規模の縮小に伴い、営業所の統廃合を行った（11ヵ所⇒7ヵ所）
　H21：古市営業所、H24：港・長吉営業所、H25：東成営業所

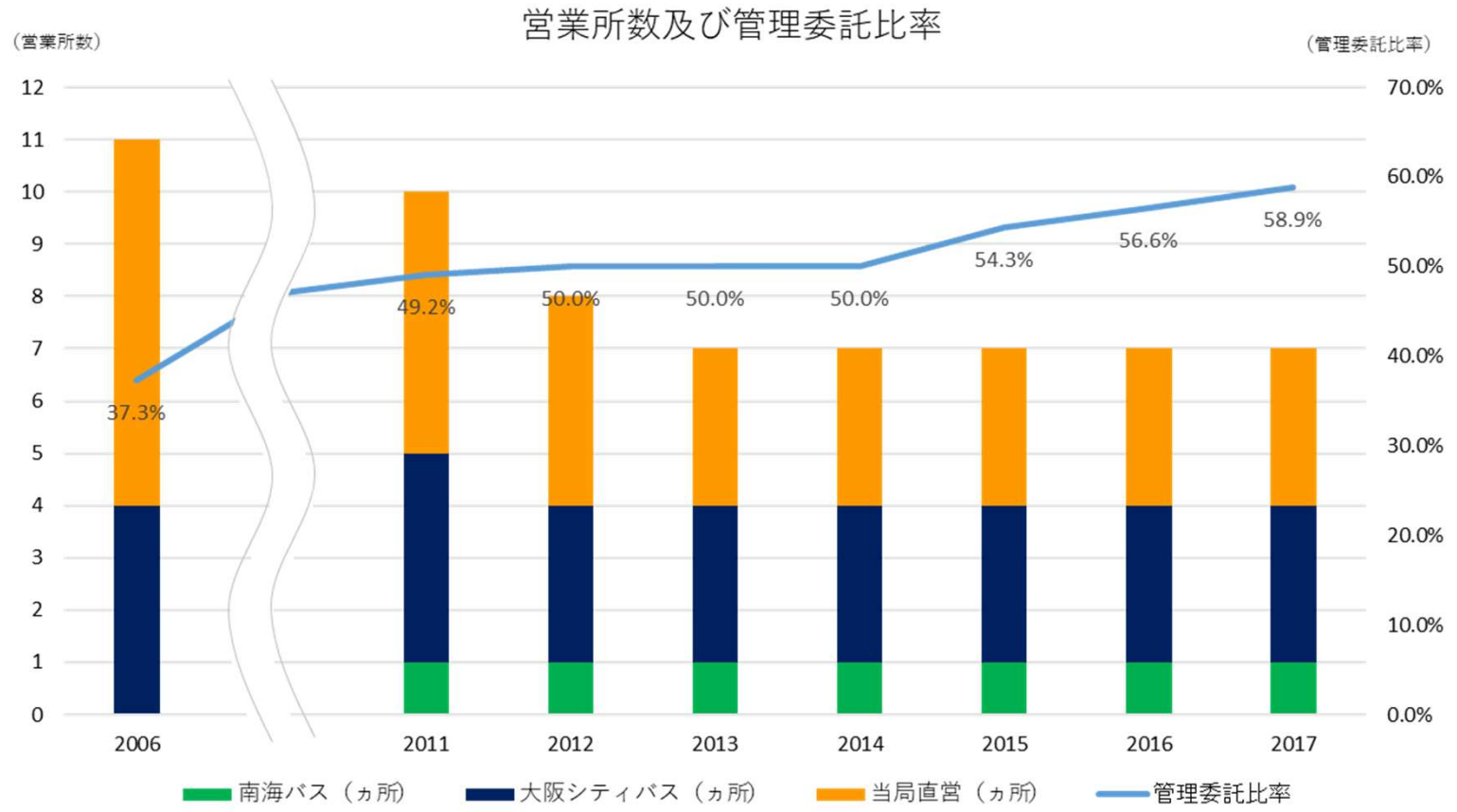

①収支の改善　（バス路線の再構築）

＜Outcome＞

2014年4月1日にバス路線について、「バス事業民営化基本プラン（案）」に沿って「事業性のある路線」と「地域サービス系路線」に分類した見直しを実施。

見直し後においても、鉄道と合わせて市内を公共交通ネットワーク網でほぼカバーできている。

路線の再構築の考え方

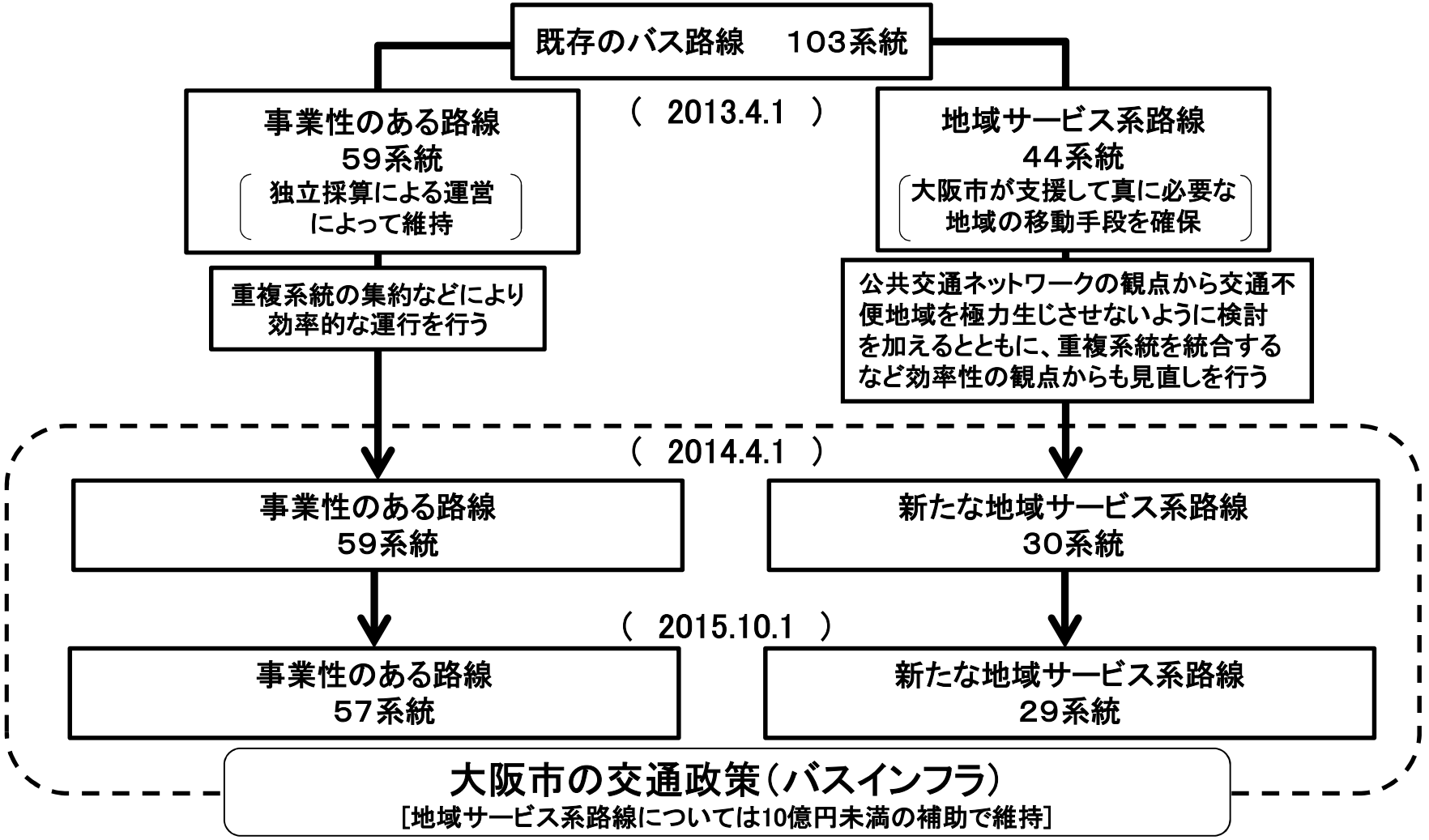

②経営形態の見直し

＜Outcome＞

（考え方）

- バス事業を取り巻く環境の悪化や、民間バス事業者と比べた場合の生産性の低さ、多額の累積欠損金の蓄積、市財政の硬直化といった状況を考えると、「公営企業体」として現状のままバスサービスを継続することは極めて困難。
- 引き続き、市民の足として必要なバスによる輸送サービスを確保するためには、官と民の適切な役割分担を再構築し、持続可能な輸送サービスを維持するための仕組みを確立することが必須。
- 現行のバス路線を「事業性のある路線」と「地域サービス系路線」に再構築した上で、バス事業の運営を大阪シティバス㈱に委ねることとし、大阪市は交通政策の観点から路線・サービス維持にかかる支援（補助金交付、大阪シティバス㈱との協議・調整）を行う。

・事業性のある路線……民間バス事業者の経営努力を前提として独立採算をめざす
・地域サービス系路線…民間バス事業者並のコストでも採算性の確保が困難な路線であるが、市民ニーズなどを踏まえ大阪市が一定の支援を行いながら民間バス事業者に運行を委ねる

【路線サービス維持確保スキーム】

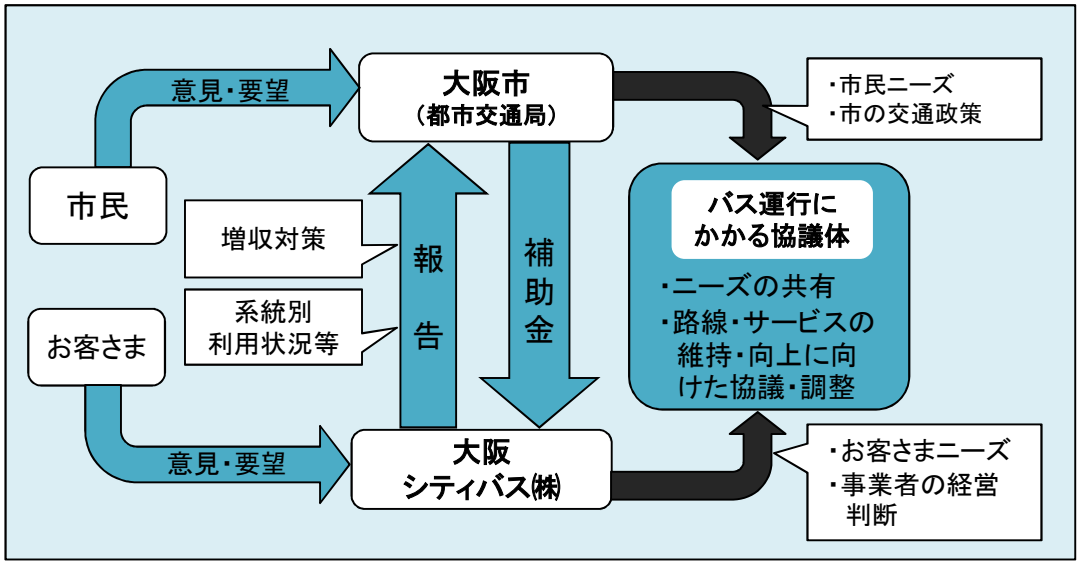

利便性の向上や安定した路線・サービスの提供

路線、運行回数、運賃などは原則として少なくとも10年は引継ぎ時の水準を維持する

③さらなる課題（民営化後の取組内容）

＜Outcome＞

大阪シティバス㈱の企業理念

大阪シティバス㈱は、安全を最優先に、サービス向上に努め、人・街・未来をつなぎ、地域に貢献する企業を目指します。

路線 サービスを将来に亘り持続的 安定的に提供

バス事業の民営化

1 安全 → 終わりなき安全の追求

- 運転技能評価システムを活用した研修の実施など、事故防止に向けた教育訓練の充実を図る。
- バスジャックや津波対応など、万一に備えた対策訓練の実施。

2 サービス → より便利で、使いやすいバス

- 増客・増収が見込める路線で運行サービスの拡大。
- サービス介助士の資格取得を推進するなど「ひとにやさしいバス」の精神を継承する。

3 誠実 → 信頼される企業を目指して

- 地域と連携し、車内事故防止の活動や交通安全教室など事故防止の啓発に取り組む。
- 営業所の見学会を開催し、バスを身近に親しんでいただける取り組みを実施。

4 挑戦 → 未来への成長・発展

- 地下鉄8号線未着工区間におけるBRT社会実験に協力し、沿線活性化へ貢献する。
- 既存施設を活用した新たな付帯事業の展開など、関連事業の展開に取り組む。

5 自立経営 → バスサービスの維持・発展

- 積極的な事業展開等により、収益力の向上に取り組む。
- バス運転未経験者の採用・育成など人材の確保に取り組む。

市民 お客さまのための民営化

①安全

民営化後の取組　追加

年表概況

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
●衝突防止補助システム「モービルアイ」試験導入（2018 .5～2020.11）		●本格運用（2020.12～）	
		●車外注意喚起装置「おしらせ安全くん」設置完了（～2020.9）	
	● セキュリティカメラの設置（～2019.6）		
		●路線バスのデザイン刷新（2020.11）	
		●ドライバー異常時対応システム（EDSS）の導入 （2021年度末：一般乗合バス33両に設置）	
●外部人材を招聘し、運転士等の研修・教育を強化（2018 .4～）			

安全運転のための取組み

- 追突事故や重大事故に繋がる自転車や歩行者との接触事故を防止するため、カメラにより危険を感知して運転士に警報する衝突防止補助システム「モービルアイ」を導入。（本格運用2020年12月～）
- 歩行者や自転車との接触事故を防止するため、バスから警告音を鳴らして、バスが近づいていることをお知らせする装置「おしらせ安全くん」を全580両に設置完了（2020年9月）
- 路線バスの車両デザインを41年ぶりに刷新（2020年11月）
- 走行中の運転士に異常が発生した際、運転席もしくは車内に設置の非常ブレーキスイッチを押しバスを緊急停止させる「ドライバー異常時対応システム（EDSS）」を新車両に順次導入。（2020年10月～）

訓練・テロ対策の徹底

- 2019年6月のG20大阪サミットの開催を見据え、大阪駅前バスターミナル・なんばバスターミナルほか、14か所（25台）へセキュリティカメラを設置（～2019年6月）
- 地震・津波発生時、お客さまを的確・迅速・安全に避難誘導できるよう、また、河川氾濫などによるバス車両の避難やバスジャック等重大事態対応の各種訓練を実施。

衝突防止補助システム「モービルアイ」

新デザインバス

セキュリティカメラの設置

ドライバー異常時対応システム（EDSS）

②サービス

民営化後の取組　追加

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
年表概況	●「バスでおでかけ パーフェクトガイドブック」の配布　※以後、毎年実施 ●「運転・接客競技会」開催（2018.3）※以後、毎年実施	●黒字路線3系統にて増便（2019.4）	●モバイルチケット「バス1日乗車券」販売開始（2021.3）	●Twitter公式アカウントの創設（2022.2） ●モバイルチケット「バス回数券」販売開始（2021.4） ●「i・ma・doコード」サービス開始（2021.8）

潜在需要の掘り起こし

- ご利用案内と合わせ、お客さまに安全にご利用頂くための乗車マナーを掲載した冊子「バスでおでかけ パーフェクトガイドブック」を、キャンペーン等で配布（例年実施）
- 大阪シティバスのTwitter公式アカウントを創設、広報・PR活動を開始（2022年2月）

快適性・利便性の向上

- 黒字路線3系統（53号系統：大阪駅前～船津橋・58号系統：大阪駅前～野田阪神・75号系統：大阪駅前～なんば）にて増便を実施（2019年4月）
- スマートフォンのアプリでバスが1日乗り放題になるモバイルチケット「バス1日乗車券」（2021年3月）「バス回数券」（2021年4月）販売開始
- 停留所でQRコードを読み取るだけでスマートフォンなどでバス接近情報が確認できる「i・ma・doコード」サービス開始（2021年8月）

バスでおでかけ
パーフェクトガイドブック

モバイルチケット
「バス回数券」

ステッカー例

③誠実

民営化後の取組　追加

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度

年表概況

●「安全・安心バス乗車サポーター制度」実施（2018.9）※以後、毎年実施

●「事業継続計画（BCP）」制定（2021.11）

●都市緑化を活用した猛暑対策事業（2021.3）

●燃料電池バス導入（2022.1）

サービス介助士資格取得の推進

- 運転士及び運行管理者のサービス介助士資格取得率100%を目指し推進。
  （2021年度末：取得率99.4%）

事故防止の啓発

- ボランティアによる、お客さまに対する声掛け・乗降時のサポートを行って頂く「安全・安心バス乗車サポーター制度」を実施（2018年9月、以後毎年度実施）
  ※2021年度は新型コロナ影響により見送り

安全・安心の取り組み

- 事業継続計画（BCP）制定（2021年11月）
- 異常時対応訓練の実施

快適性・利便性の取り組み

- 大阪府「都市緑化を活用した猛暑対策事業」（バス停留所付近への植栽、ミスト発生装置の設置等）

環境・社会貢献への取り組み

- 二酸化炭素、NOx・PMを排出しない燃料電池バスを導入（2022年1月1両）

安全・安心バス乗車サポーター制度

異常時対応訓練の実施
（対浸水バス車両退避訓練）

④挑戦

民営化後の取組　追加

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
年表概況	●「バスでおでかけ パーフェクトガイドブック」の配布　※以後、毎年実施	●大型観光バスを導入（2019.7） ●旅行業の登録（2019.10） ●貸切バス事業者安全性評価認定制度1ツ星取得（2019.12） ●深夜バスの実証実験（2019.12～2020.2）	●Go To トラベルキャンペーン参画事業者登録を実施（2020.8） ●空港リムジンバスの運行を開始（2020.4）※コロナの影響により2021.2から運休中	●Twitter公式アカウントの創設（2022.2） ●『Bright Osaka 2021』の実施（2021.12） ●貸切バス事業者安全性評価認定制度2ツ星取得（2021.12）

貸切バス、旅行業

- 大型観光バスを順次導入し、観光や企業送迎需要に対応するため貸切バスの営業活動を強化。（2019年7月～）
- 旅行業登録（第三種）（2019年10月）
- 募集型企画旅行として、初の主催旅行『Bright Osaka 2021』の実施（2021年12月）

大型観光バス

貸切バス事業者
安全性評価認定制度2ツ星

空港リムジンバス

- 関西空港交通㈱、京阪バス㈱との三社共同運行により運行開始（2020年4月）
  ※新型コロナウィルス感染症による大幅な空港利用減少により運行休止（2021年2月～）
- 守口系統として関西空港～大阪城公園駅、大阪ビジネスパーク、天満橋駅、守口市駅を運行

空港リムジンバス

深夜バス（実証実験）

- 年末年始の宴会シーズンの需要を踏まえ、週末の金曜日に最もお客さまのご利用が多い34号系統の最終便の後に同経路を運行（2019年12月～2020年2月）
- QRコード（LINE PAY）決済の試験的導入

深夜バス実証実験

潜在需要の掘り起こし（再掲）

- ご利用案内と合わせ、お客さまに安全にご利用頂くための　乗車マナーを掲載した冊子「バスでおでかけ パーフェクトガイドブック」を、キャンペーン等で配布（例年実施）
- 大阪シティバスのTwitter公式アカウントを創設、広報・PR活動を開始（2022年2月）

⑤自立経営（決算状況の推移）

民営化後の取組　追加

民営化後、順調に推移していたが、2019年度期末から新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が激変。この環境下、持続可能な事業体になるべく、経営の合理化・効率化を始めとする引き締まった経営施策に取り組み、2021年度も感染症の影響を受けたものの、バスの運輸収入などが回復し、増収増益。今後もコスト削減をはじめとした経営施策に取り組み黒字化の達成を目指す。

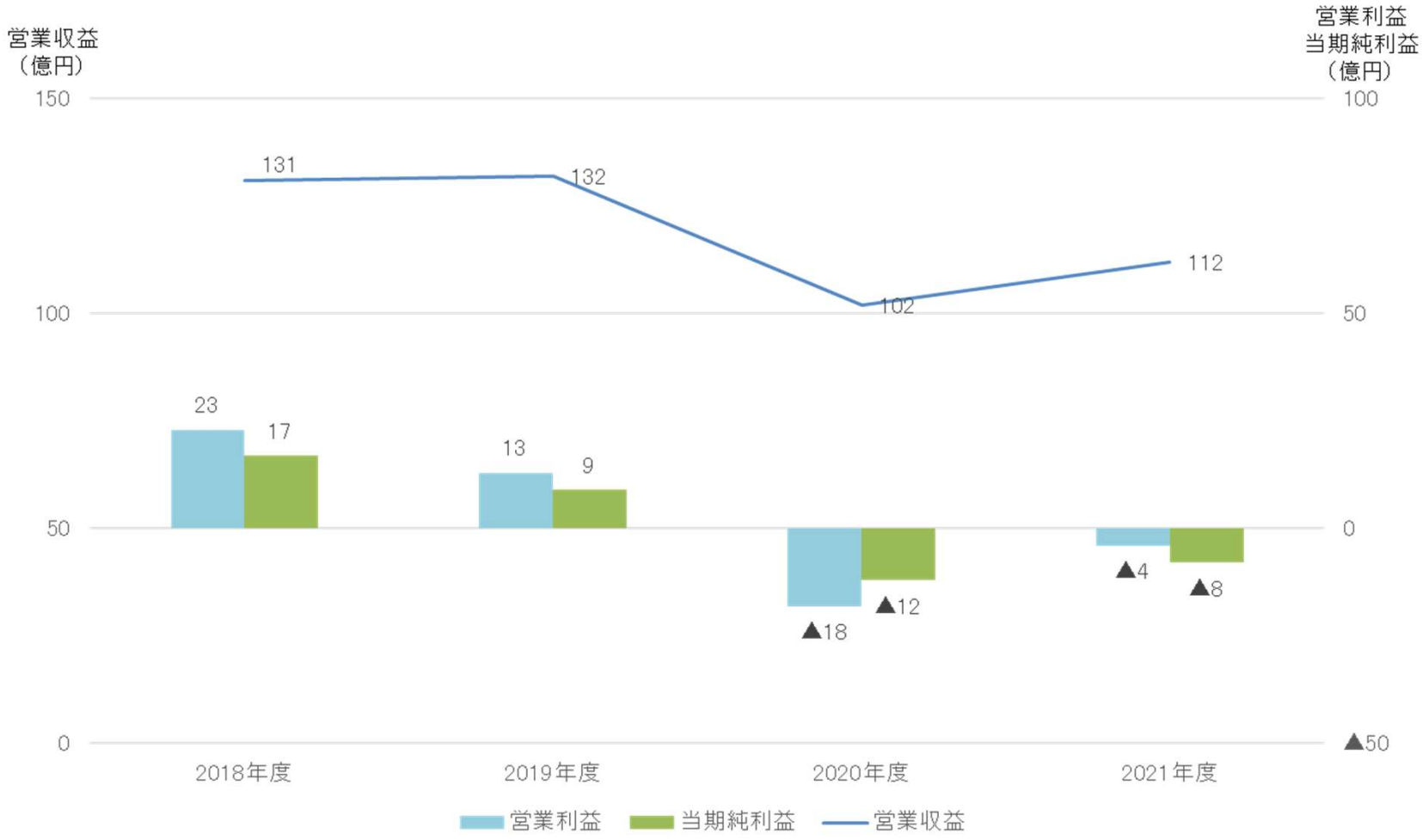

Ⅱ【民営化の取組】（３）水道

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（厳しい水需要の動向） ・節水型社会の進展等により、多量使用者を中心に水需要の減少傾向が続いており、今後も、本格的な人口減少社会の到来等により、需要増は見込みがたい状況 ・このため、施設能力と水需要とのかい離が拡大 （収支のトレンド） ・水需要の減により、収益の減少は続いているものの、公営企業として可能な経営の効率化を進めることで、収益の減を上回る費用の削減に努めており、現行料金水準となった1998年度以降、2001年度を除き、経常収支は黒字を確保している。 ・このため、他の大都市や府内各市町村の水道料金と比べ、安い水道料金を維持することができている（口径20㎜で1か月20㎥使用時）。 （次頁に続く）	①広域化（府域一水道） ・厳しい事業環境の中、経営基盤を強化し、事業の持続性を将来にわたり確保していくため、事業運営の広域化を推進する。 ※これまでの取組み： 府市水道統合協議 市と大阪広域水道企業団との統合協議	①－１企業団との統合協議 ・将来の府域一水道の実現をめざし、協議を実施 ・「統合案」をまとめたが、市会で関連議案が否決されたことなどを受け、統合協議は一旦中止することとした。 ①－２府域水道の最適化への取組 ・副首都推進本部会議での議論を受けて府域最適化の検討を開始	・府域全体の水道事業の最適化の観点から、府域水道最適化検討チーム（副首都推進局・大阪府健康医療部・大阪市水道局）を設置 ・大阪府及び府内全水道事業者、水道用水供給事業者が参画する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」において、府域一水道に向けた水道のあり方について検討・協議を開始（2018年8月）

Ⅱ【民営化の取組】（３）水道

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き） （その他の経営課題） ・職員数は、業務の委託化や効率化などにより削減に努めているものの、類似都市との比較では、職員一人あたりの生産性はなお低い状況にある。 ・企業債残高は、新規借入れの抑制や繰上げ償還の実施などにより減少を図っているものの、類似都市との比較では、給水収益に対する企業債残高の比率は依然として高い。 ・経年管路の耐震化を促進していく必要があり、今後、多額の更新費用が見込まれる。 （次頁に続く）	②経営形態の見直し ・効率性の追求とともに、事業の発展性を追求するためには、広域化の推進に加え、運営組織を民営化（官民連携）する。	②経営形態の見直し ・市水道事業の民営化（官民連携）	・国と協議を進め、事業認可、国庫補助、市に残る事業の位置づけ、指定管理者制度との併用の必要性など、法的課題を整理 ・民営化基本方針（案）の策定・公表（2014年4月） ・公共施設等運営権制度の活用について（実施プラン案）等の策定・公表（2014年11月→2015年度に修正） ・運営権制度の活用に関する条例改正案について、市会で審議未了により廃案（2017年3月） ・改正水道法に基づく運営権制度の活用も含め、新たな官民連携手法の導入を検討した結果、水道事業は公共で実施すべきとの市会の議論を踏まえ、水道事業全体への運営権活用を見送り、配水管更新事業に運営権制度を導入する ことを市戦略会議で確認（2020年１月）

Ⅱ【民営化の取組】（３）水道

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き）	③ダウンサイジング ・施設の効率化の観点から、将来の水需要に見合った施設規模とする。	③－１柴島浄水場上系の廃止 ・将来水需要や事業性を考慮したダウンサイジング手法と、「グランドデザイン大阪」における「柴島浄水場の利活用」の視点を踏まえ、柴島浄水場上系の廃止検討を行う。	・民営化基本方針（案）において、ダウンサイジングの考え方及び給水安定性確保のための施設耐震化計画を示すとともに、柴島浄水場上系の廃止にかかる水道施設の再構築に関する工事工程表を明示。 （2014年4月） ・大阪市水道経営戦略（2018-2027）において、浄水場のダウンサイジングについて記載。 （2018年3月）
		③－２府域水道の最適化への取組	・府域水道最適化検討チームにおいて浄水場の最適化を検討。 ・大阪府及び府内全水道事業者、水道用水供給事業者が参画する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」において、府域一水道に向けた水道のあり方について検討・協議を開始（2018年8月）
（次頁に続く）			

Ⅱ【民営化の取組】（３）水道

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き）	④公営企業で可能な料金見直し	④水道料金の見直し ・受益と負担の適正化や生活用水への配慮の観点から、公営企業としての可能な見直し	・水道料金の見直し（素案）を公表 （主な見直し内容） 基本水量の廃止：10㎥→0㎥ 基本料金の引き下げ：950円→850円（▲100円） など （見直し予定時期） 2015年10月 （2013年12月） ・上記、素案に沿った水道料金とするための給水条例改正議案の提出及び可決 （2014年9月） ・水道料金の見直しを実施 （主な見直し内容） 基本水量の廃止：10㎥→0㎥ 基本料金の引き下げ：950円→850円（▲100円） など （2015年10月～）

①広域化（府域一水道）　＜What＞

①広域化　府域一水道

2008年度

2009年度

●コンセッション型指定管理者制度による府用水供給事業の受託について提案（3月）

●受水市町村の首長会議（1月）
・コンセッション方式ではなく、企業団を設立することが決定、統合協議中止

2011年度

●市戦略会議（12月）
・府域一水道を目指す方針を確認

●水道事業統合検討委員会（3月）
・大阪広域水道企業団との統合協議開始

2012年度

●府市統合本部（6月）
・経営形態の見直し項目（A項目）の基本的方向性について

2013年度

●市会（5月）
・企業団との統合に係る議案否決

●統合協議一旦中止（6月）

2017年度

●第9回副首都推進本部会議（6月）
・市と府で府域の全体最適の水道について協議する場を設定し、検討する必要性が示された

●第10回副首都推進本部会議（8月）
・大阪の水道事業の現状分析を報告
・副首都推進局・大阪府健康医療部・大阪市水道局による府域水道最適化検討チームを設置し、府域全体の水道事業の最適化の観点から検討を進めることが決定

●府域水道最適化検討チーム（9月～）
・特別顧問からの助言を受けながら、浄水場の最適化などを検討

2018年度

●第14回副首都本部会議(6月)
・府域における持続可能な水道事業のあり方について中間報告を実施

●「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」の設置(8月)
・大阪府及び府内全水道事業者、水道用水供給事業者が参画する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」において、府域一水道に向けた水道のあり方について検討・協議を開始

②経営形態の見直しに関する取組

＜What＞

2013年度 → 2014年度 → 2015年度 → 2016年度 → 2017年度 → 2018年度 → 2019年度

②経営形態の見直し

●市戦略会議（11月）
・改正PFI法に基づく公共施設等運営権制度を活用した上下分離方式による民営化を進めることを決定

●民営化基本方針（案）の策定（4月）

●実施プラン（案）修正版の策定（8月）

●実施プラン（案）・実施方針（案）の策定（11月）

●条例改正案の提出⇒市会で否決（3月）

●実施方針（案）修正版の策定（2月）

●実施プラン（案）追加資料の策定（9月）

●条例改正案の提出⇒市会で継続審査（3月）

●条例改正案の市会審議⇒審議未了により廃案（3月）

●市戦略会議（1月）
・大阪市水道PFI管路更新事業等の実施について、配水管更新事業に運営権制度を導入すること等を決定

●改正水道法の適用によるPFI管路更新事業と水道基盤強化方策について（素案）の策定（2月）

全国的にみても、改正PFI法に基づく「公共施設等運営権制度」を活用した民営化方針は水道事業としては初めてのもの。国（厚生労働省等）との協議結果も盛り込まれており、法的課題が一定整理された。

水道法の改正（2018年12月公布、2019年10月施行）により、市町村が水道事業者としての位置づけを維持したまま、業務の全部又は一部の運営等を民間事業者に委ねる「水道施設運営権」が創設された。

③ダウンサイジング

＜What＞

③ダウンサイジング

●第3回府市統合本部会議（1月）
・新大阪エリアのまちづくりのため、柴島浄水場の廃止案を検討する方向性が提示

●第14回府市統合本部会議（6月）
・基本的方向性案として、柴島浄水場の廃止の考え方を提示

●民営化基本方針（案）の策定（4月）
・ダウンサイジングの考え方及び給水安定性確保のための施設耐震化計画を示すとともに、柴島浄水場上系の廃止にかかる水道施設の再構築に関する工事工程表を明示

●実施プラン（案）の策定（11月）
・浄水場のダウンサイジングについて記載

●実施プラン（案）修正版の策定（8月）
・浄水場のダウンサイジングについて記載

●庭窪浄水場1系施設耐震化完了（9月）

●府域水道最適化検討チーム（9月～）
・特別顧問から助言を受けながら、浄水場の最適化などを検討

●大阪市水道経営戦略（2018-2027）の策定（3月）
・浄水場のダウンサイジングについて記載

●第14回副首都本部会議（6月）
府域における持続可能な水道事業のあり方について中間報告を実施

●「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」の設置(8月)
・大阪府及び府内全水道事業者、水道用水供給事業者が参画する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」において、府域一水道に向けた水道のあり方について検討・協議を開始

④水道料金の見直しに関する取組　＜What＞

2011年度 → 2012年度 → 2013年度 → 2014年度 → 2015年度 → 2016年度 → 2017年度

④水道料金の見直し

●水道料金の見直し（素案）公表
（2013年12月）
・近年、水需要構造が大きく変化する中、現行の水道料金制度が抱える課題の解消に向け、受益と負担の適正化や生活用水への配慮の視点を踏まえている
・公営企業で可能な料金見直しを含んでいる

●給水条例改正議案の提出及び可決
（2014年9月）
・改正後、2015年10月の実施に向けて国への届け出や、料金算定システムの改修、お客さまへのPRなどの各種準備に着手

●水道料金の見直しを実施
（2015年10月～）

厳しい水需要の動向　（1／2）

＜Why＞

長引く景気低迷と節水意識の浸透により、水需要は減少傾向。
今後もこの傾向は続くものと見込まれる。

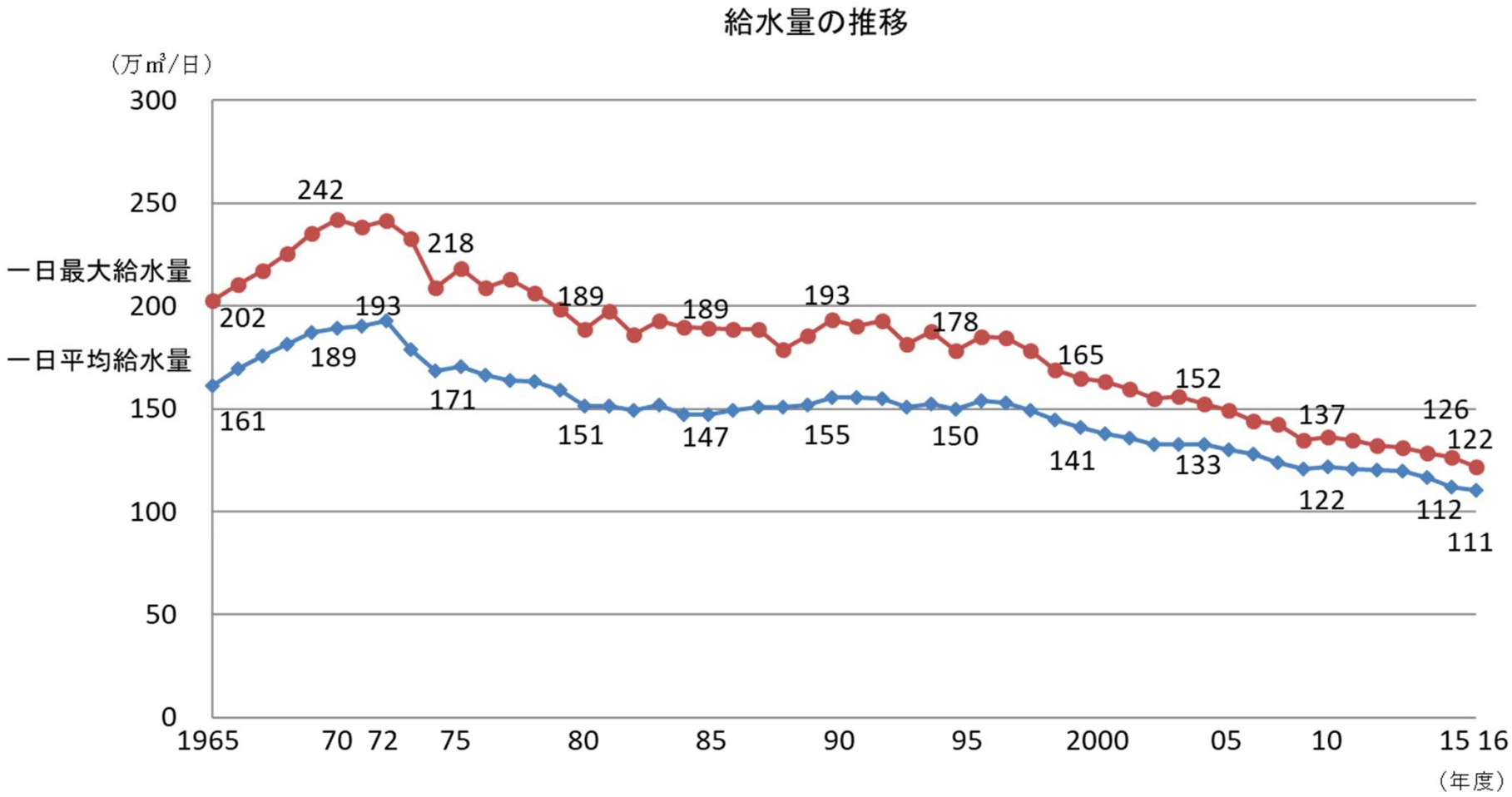

厳しい水需要の動向　（2／2）

＜Why＞

水需要の減少傾向が続き、施設能力との差（＝最大施設稼働率）がかい離。
需要に見合った施設能力へとダウンサイジングする必要がある。

施設能力と給水量の推移

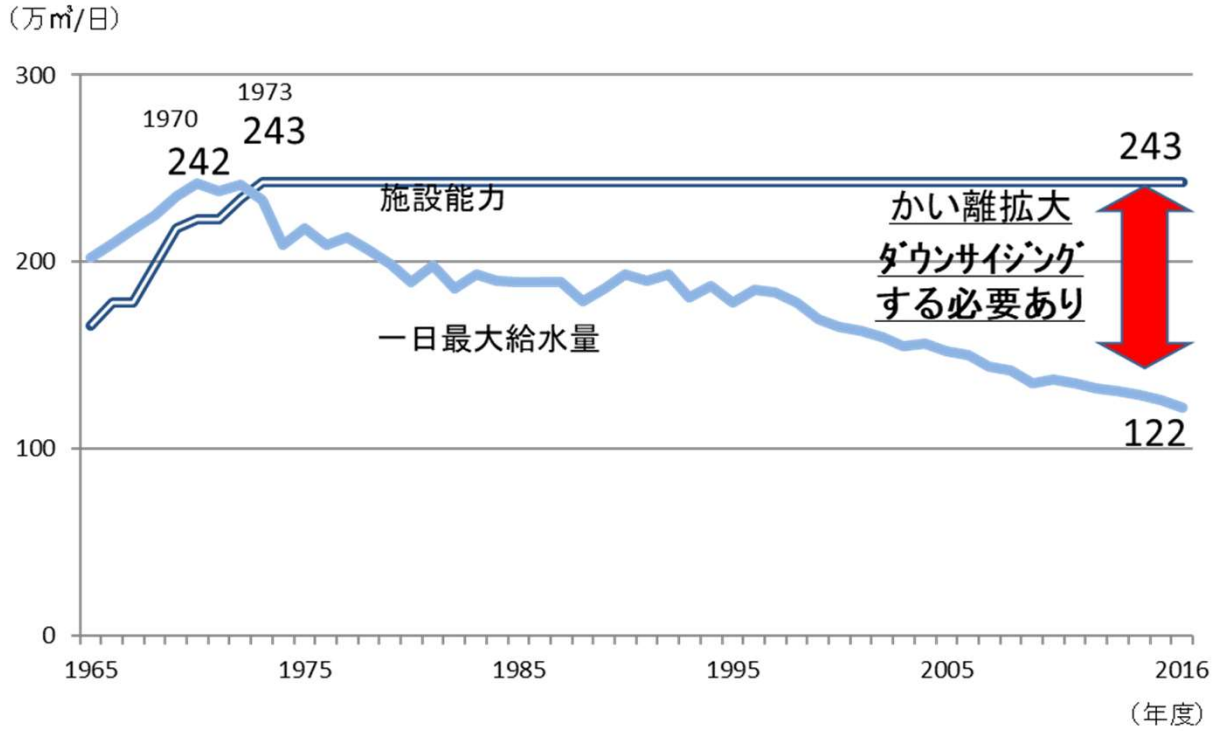

最大施設稼働率
（2016年度）

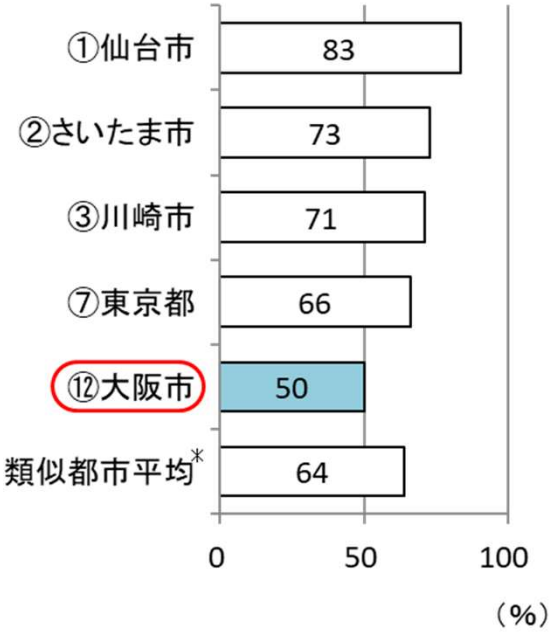

＊対象は、規模、事業内容から東京都とおおむね給水人口100万人以上の12政令指定都市の13都市としている。

収支のトレンド　（1／2）　＜Why＞

1997年の料金値上げ以降、収益減少を上回る費用削減により、2001年度を除き黒字を維持。（1998年度→2017年度で収益▲207億円に対し費用▲308億円）

一般会計からの補助金は近年ほとんどなく、独立した事業であるが、今後も水需要と収益の減少が予想され、経営環境は厳しい。

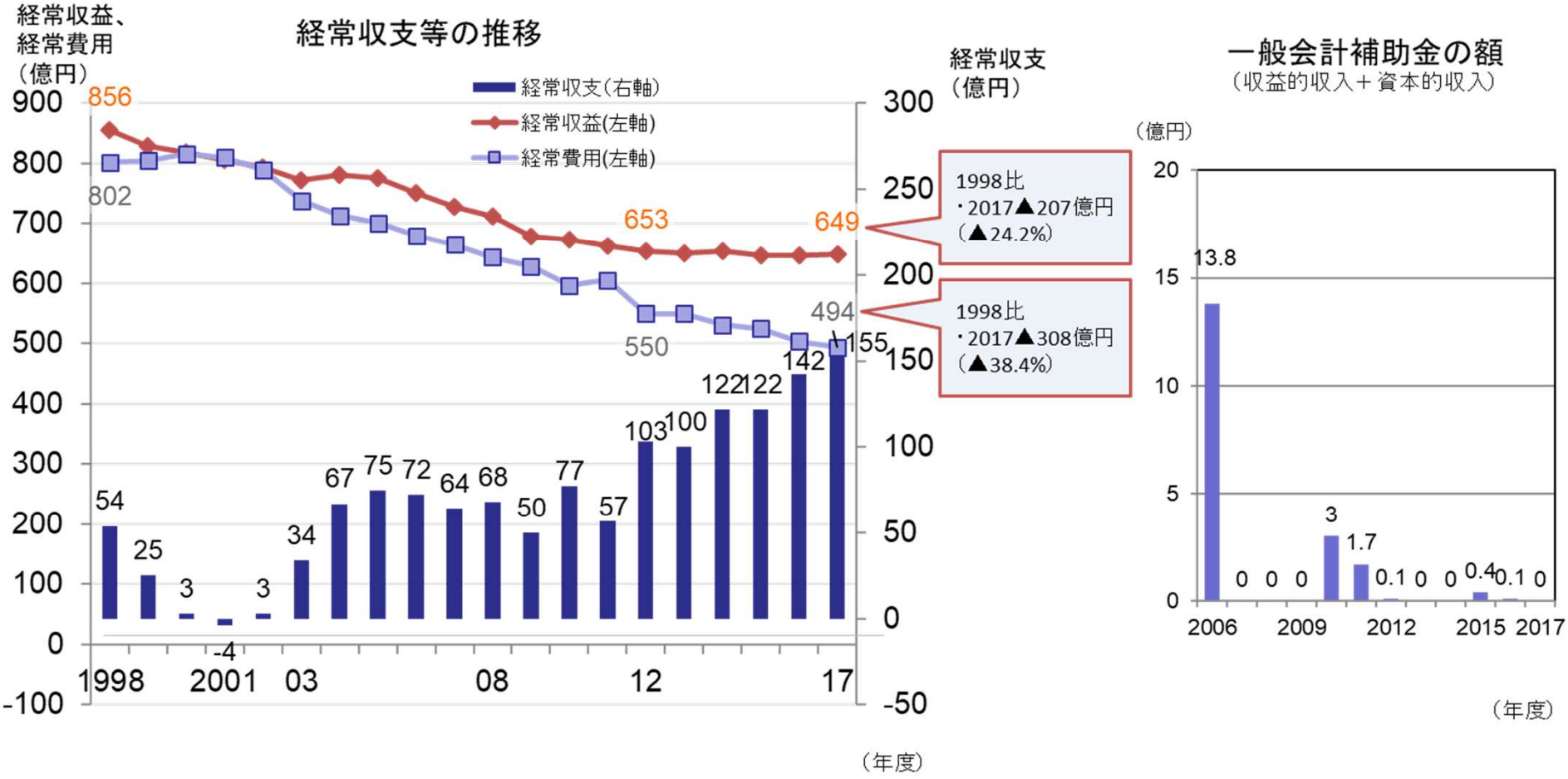

収支のトレンド　（2／2）

＜Why＞

水源開発コストが少ない（償却済）ことに加え、これまでの経費削減効果により全体的に費用が抑えられており、給水原価は類似都市の中で最も低い。
水道料金（一般家庭で月20㎥使用と仮定）も、最も低くなっている。

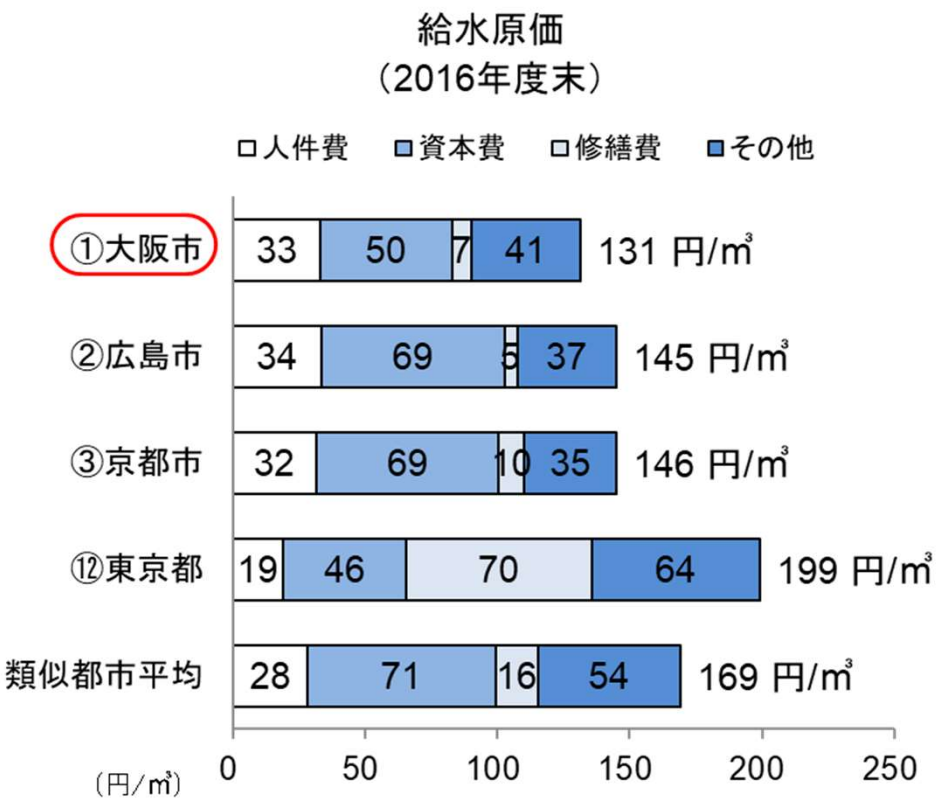

※受水費のある都市は、受水費のうち資本費相当額を資本費に区分。

＊対象は、規模、事業内容から東京都とおおむね給水人口100万人以上の12政令指定都市の13都市としている。

その他の経営課題（職員数）　＜Why＞

水道関係職員数は、業務の委託化や効率化などにより減少。2012年度以降も業務の委託化や効率化などを進めたことにより、更に職員数が減少。
しかし、職員一人あたりの生産性は、類似都市と比べて低い。

大阪市の水道関係職員数
（2016年度）

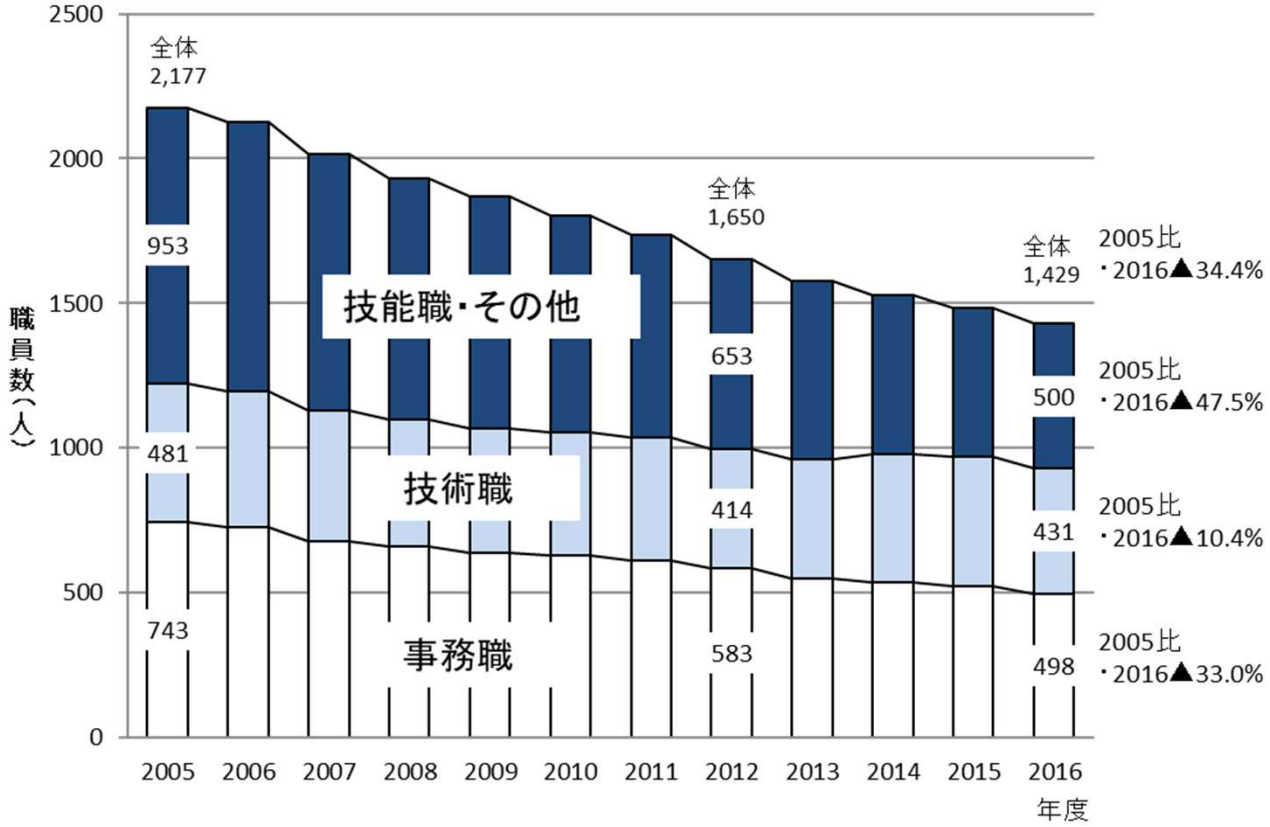

職員一人あたり給水量
（2016年度）

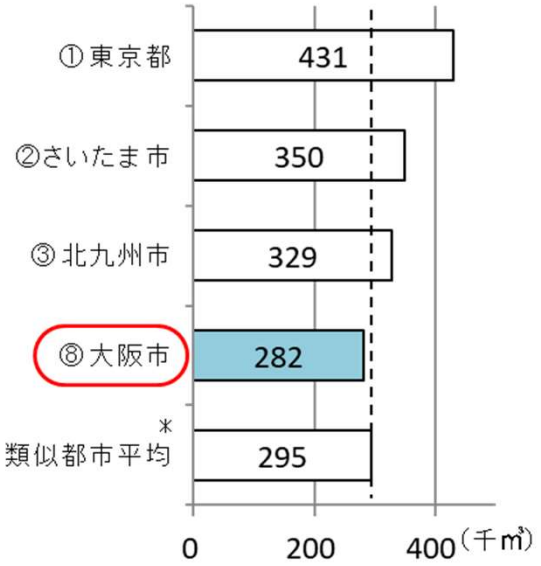

数値は2016年度、大阪市調べ
職員は損益＋資本勘定職員とする。

＊対象は、規模、事業内容から東京都とおおむね給水人口100万人以上の12政令指定都市の13都市としている。

その他の経営課題（企業債残高）　＜Why＞

企業債残高は、近年の新規借入の抑制と繰上げ償還などにより減少。
売上高（給水収益）に対する企業債残高の割合は、類似都市平均並みの水準まで改善している。

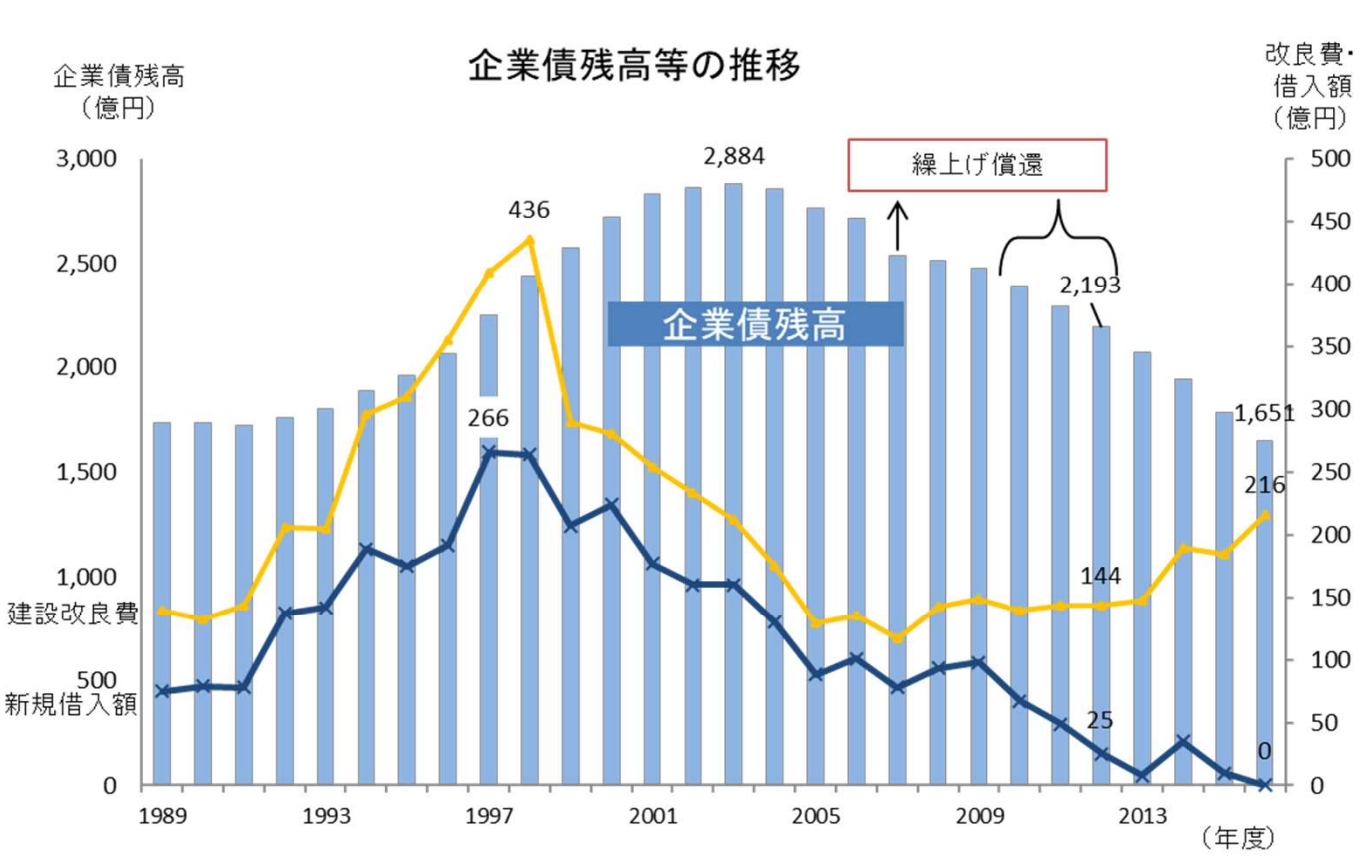

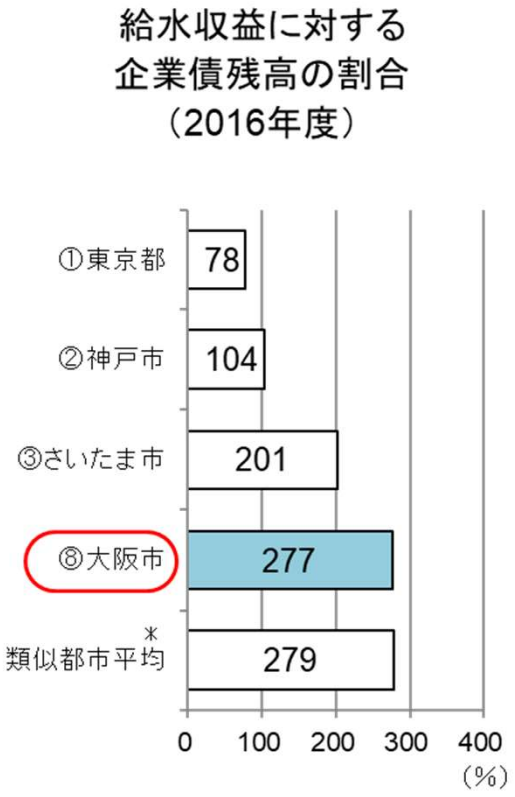

＊対象は、規模、事業内容から東京都とおおむね給水人口100万人以上の12政令指定都市の13都市としている。

①´府域水道の最適化検討

追加　＜Outcome＞

府域水道事業の最適化に関する検討体制

○　副首都にふさわしい府域の持続可能な水道事業を構築するため、現状を評価・分析し、あるべき水道事業の姿を検討

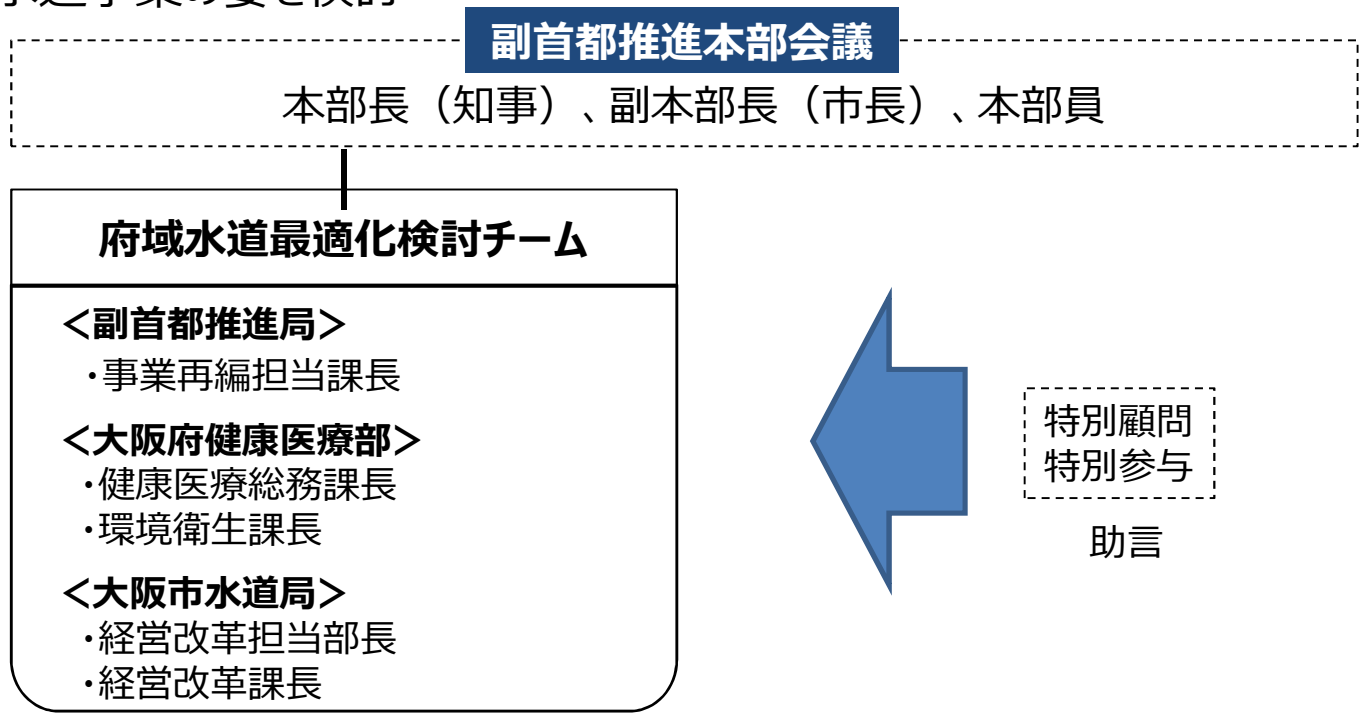

＜主な検討事項＞

◆　副首都大阪にふさわしい都市機能（生活インフラ）としての水道事業
⇒　平成24年の府市水道事業の統合協議を踏まえつつ、府域水道事業を客観的に課題整理
住民目線のアウトカム指標などにより、持続可能な大阪の水道事業のあり方を検討

◆　改正水道法を踏まえた運営形態・手法の比較
⇒　法改正の状況や他府県の状況等を踏まえ、検討

②　経営形態の見直し

＜Outcome＞

（考え方）

・経営形態見直しについては、効率性・発展性の向上を目指して、上下分離方式の民間経営をスキームとする公共施設等運営権制度の活用を検討し、条例改正案を市会に提出して議論を経てきた。市会議論の中で、公共が水道事業に対して果たすべき責任やガバナンスの重要性の観点から、民間経営に伴う「公共性担保」への懸念等に関する具体的な指摘・意見が示され、条例改正案は2017(平成29)年３月の市会で、賛否いずれも過半数に達せず、審議未了により廃案となった。

・2020年１月の市戦略会議において、市会からの指摘・意見を踏まえて水道事業全体への運営権活用を見送り、南海トラフ巨大地震などに備えるため、水需要の減少傾向が続くなかでも多額の更新費用が見込まれる管路耐震化の迅速化など、水道事業の直面する諸課題について解決を図るべく、2019年10月に施行された改正水道法に基づく水道施設運営権（大阪市が水道事業者としての位置付けを維持しつつ一部業務に対して民間事業者に運営権を設定することができる）を配水管更新に導入する方向性が確認された。

＜参考＞

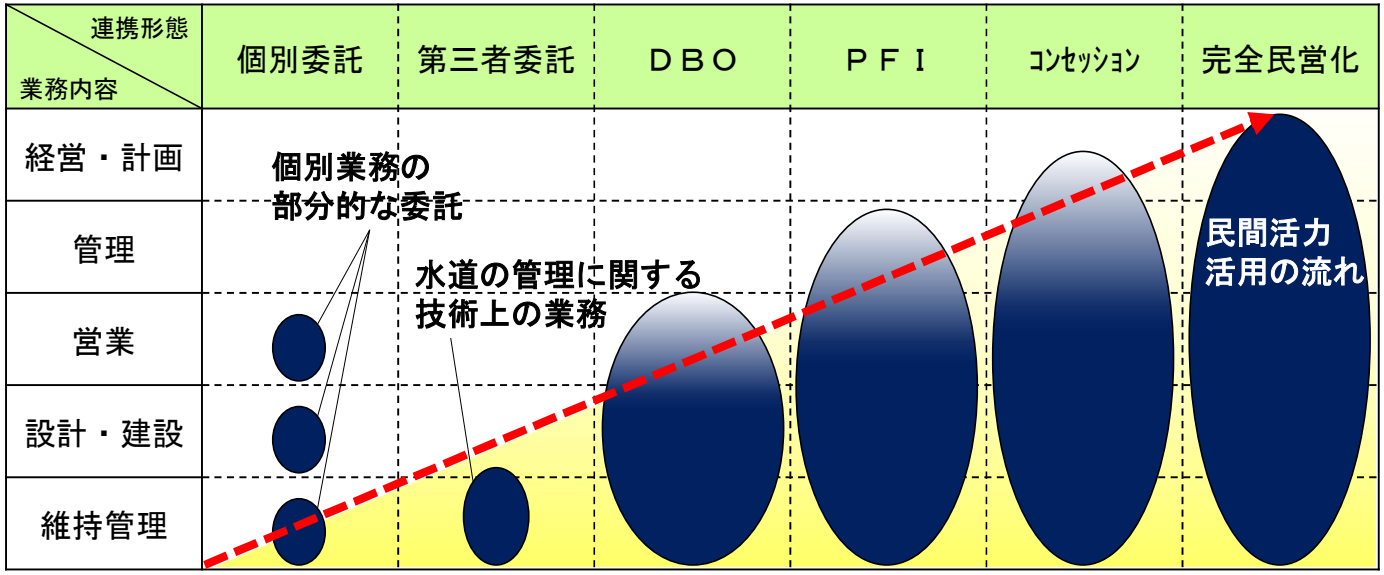

水道事業における業務範囲と民間活用に係る連携形態との関係図

（厚生労働省「水道事業における官民連携に関する手引き（平成26年３月）（平成28年12月一部追記）」を基に作成）

Ⅱ【民営化の取組】（４）工業用水道〔新規〕

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
＜減少傾向が続く水需要＞ ・2008（平成20）年のリーマン・ショック以降の急速な景気悪化の影響や水の合理的利用の進展などによって、水需要及び給水収益は減少し続けている。 ＜施設の経年化＞ ・工業用水道の浄・配水場や管路は、高度経済成長期（1960年代）に集中的に整備されたものが多く、経年化が進行 ・特に管路は法定耐用年数の40年を超える管路が80%近くに達しており、大規模漏水や断水を引き起こすリスクに対応するための適切な維持管理が必要	＜公共施設等運営権制度の導入＞ ・持続可能な事業運営に向けて、民間の経営能力と技術・ノウハウを活用する「公共施設等運営権制度」を導入する。 ・これにより、利用者にとってインセンティブの高い料金設定や新たな発想によるサービス・付加価値の創出、積極的かつ戦略的な広報・営業活動などにより、新規需要の開拓に取り組む。 ・また、工業用水道施設の機能に支障が生じた場合でも水道事業の余力の範囲内で応援給水（バックアップ）を受けることができる施設の特性を踏まえ、経年化に伴う事故への備えに主眼を置いた施設の効率的・効果的な維持管理・更新に取り組む。	＜大阪市工業用水道特定運営事業等の実施＞ ・実施方針条例の制定、事業者の募集・選定、市会における公共施設等運営権の設定その他の関連議案の議決等を経て、2022（令和4）年度から運営権者において事業を開始 ・本事業の開始に伴い、市工業用水事業は休止。本市は、本事業の業務の品質等を担保するためのモニタリングを実施	＜運営権者の取組み＞ 〇収益性向上策の実施 ・従来の料金制度との選択制として、使用水量増加のインセンティブが働きやすい新たな料金プランの設定 ・新規開始支援策（初期費用軽減）、営業コンサルタントチームによる営業活動による新たな需要の掘り起こし。 〇管路の状態監視保全 ・漏水リスク評価に基づくセンサ技術等を活用した状態監視保全の導入による効率的・効果的な維持管理、更新投資の抑制 ＜市の収支改善＞ ・経常収支は概ね収支均衡となり、2025（令和7）年度以降に見込まれた赤字の発生を回避

運営権者・・・公共施設等運営権を設定した事業者

経営課題

〔新規〕　＜Why＞

「減少傾向が続く水需要」と「施設の経年化」

・2008（H20）年のリーマン・ショック以降の急速な景気悪化の影響や水の合理的利用の進展などによって水需要及び給水収益は減少し続けている。**今後も中長期的に水需要・給水収益の減少傾向が続く**ものと予測している。

・施設面では、約78%の埋設管路が既に法定耐用年数40年を超過しているなど、**今後も多くの更新需要が見込まれる**。また、老朽化の進行に伴って、道路冠水や近隣住宅への浸水など都市の二次災害を引き起こしかねない**大規模な漏水事故の発生が懸念される**。

※下記のデータはいずれも、導入検討時（H29年度）のもの

＜実使用水量及び給水収益の推移＞

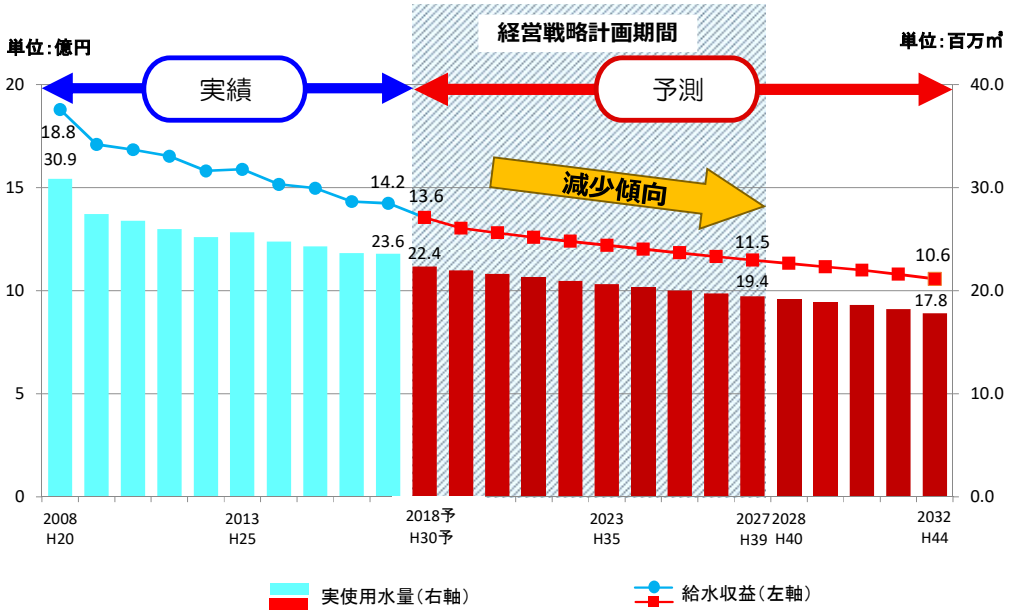

＜埋設管路の経過年数割合＞

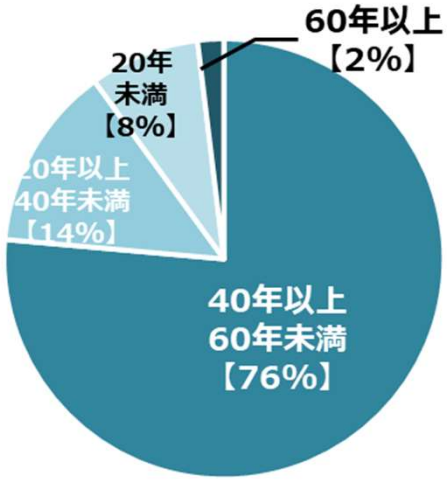

（管路延長293km）

今後の方向性

〔新規〕　＜Vision ＞

（１）公共施設等運営権制度の導入

・公による事業経営のままでは**「公による制約」**のため、必要なノウハウの獲得が限定される。
・大阪市工業用水道事業が持つ強みを活かしつつ、取り巻く機会を捉えるためには、経営の自由度を高め、民間発想を最大限に活かすことができる官民連携手法によって、**民間活力を導入**し、経営課題の根本的解決に向けた**新たな事業形態への転換**を図る必要がある。
・PPP/PFIの各手法について、比較検討の結果、**公共施設等運営権の活用が最も効果が期待されると結論。**

必要なノウハウ

- **柔軟かつ大胆な経営力**
- **新たな発想を形作る技術力**

公による経営

公による制約

- **柔軟性のない料金設定**
  需要家の使用状況にあった多様な料金設定が行いにくい（硬直的な公平性）
- **需要開拓ノウハウの不足**
  企業との接触機会が少なく、情報収集力が不足
- **附帯事業のハードル**
  地方公営企業法上、本事業と密接な関係にある場合等に限られる
- **新技術導入手続きの長期化**
  費用削減や工期短縮に繋がる新技術の活用について、即応性に乏しい
- **入札契約制度の制約**
  創意工夫が発揮されにくい仕様発注

民間活力の導入

あるべき姿

収益性の向上

- **多様な料金プランによる水需要の喚起**
  利用者ニーズを把握した新たな料金設定
- **新たな収入源の確保**
  新たな発想によるサービス・付加価値の創出
- **新規需要の開拓**
  まちづくりや産業振興と連動し、積極的かつ戦略的な広報・営業活動

コスト縮減

- **工業用水道施設の特性を踏まえた効率的・効果的な維持管理・更新**
  （次ページ参照）
- **自由度の高い契約方式**

今後の方向性

〔新規〕　＜Vision ＞

（２）工業用水道施設の特性を踏まえた効率的・効果的な維持管理・更新

工事や事故、災害により断水することになる場合には、「取・浄水」「配水」「お客さまの施設内の給水」の３段階でそれぞれ**上水道と通水できる連絡管等**を経由して、水道事業からの応援給水（バックアップ）を受けられる設備・体制が整えられている。

こうした施設特性を踏まえ、経年化に伴う事故への備えに主眼を置いた、施設の効率的・効果的な維持管理・更新を進める観点から、施設の劣化状況に応じた、**より効率的な保全と更新投資の適正化と平準化**に取り組む。

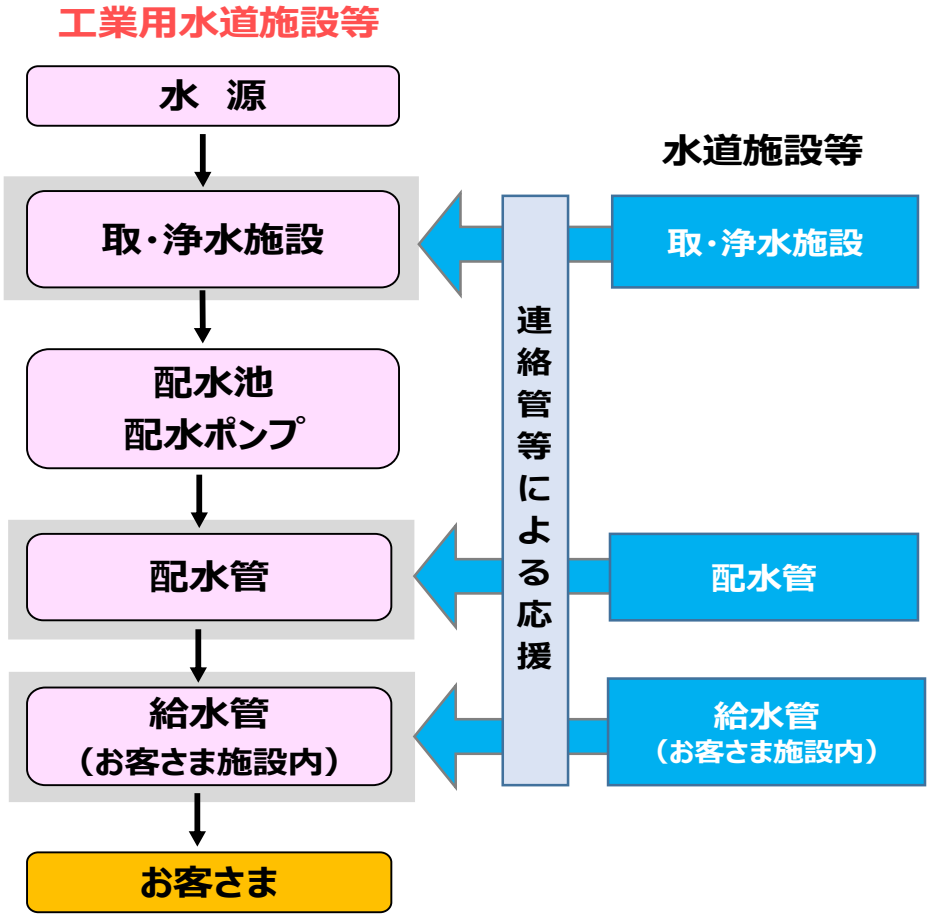

水道事業からの応援給水

大阪市工業用水道特定運営事業等の実施

〔新規〕　＜What ＞

（１）事業開始までの経過

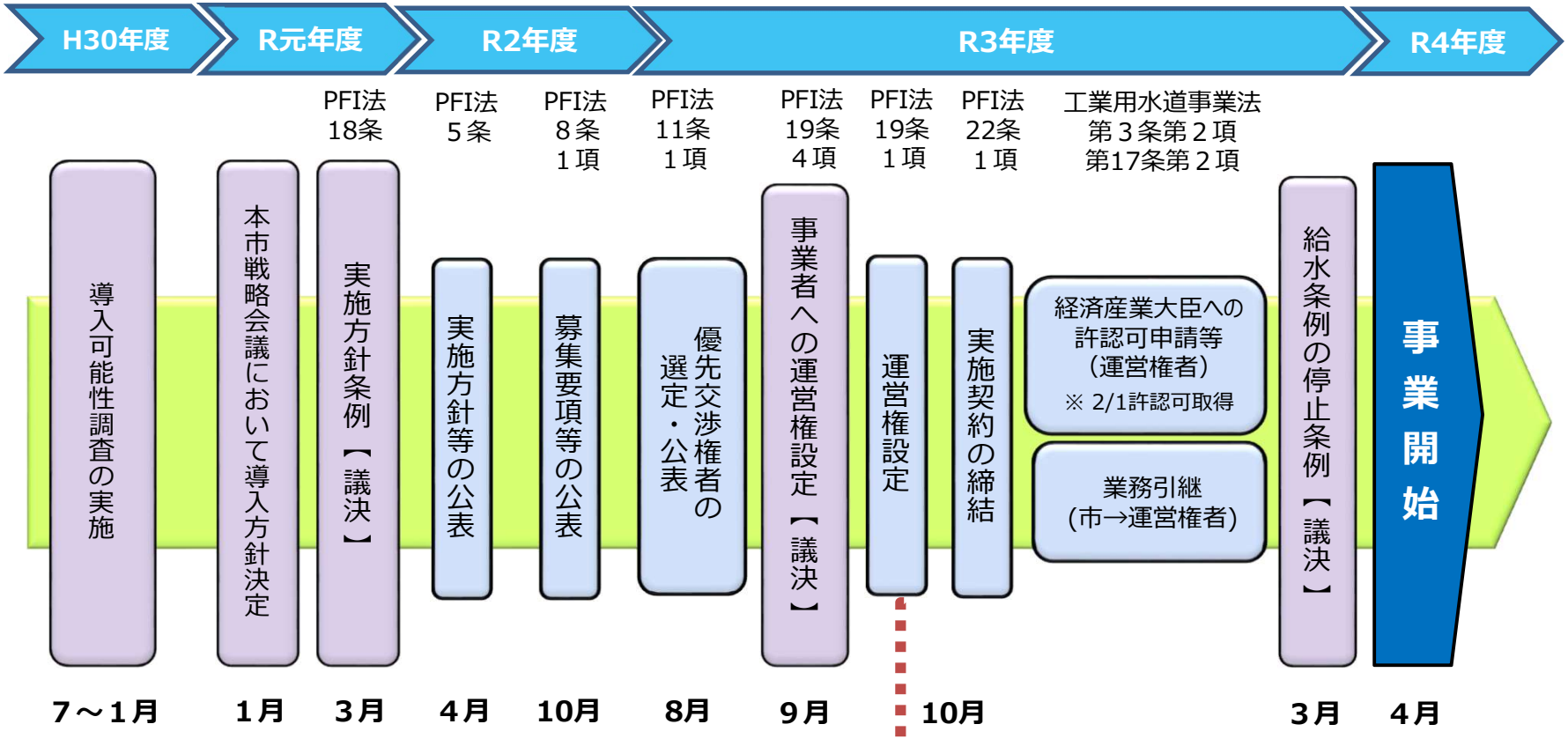

事業者（運営権者）

名　　称：　**みおつくし工業用水コンセッション（株）**

設 立 日：　令和３年８月26日　（令和４年２月１日に経済産業大臣から事業許可及び供給規程認可を取得）

所 在 地：　大阪市住之江区南港北2-1-10　アジア太平洋トレードセンター(ATC)　ITM棟3階

構成企業　：　前田建設工業株式会社、日本工営株式会社、西日本電信電話株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社

大阪市工業用水道特定運営事業等の実施

〔新規〕　＜What ＞

（２）事業スキーム

- **工業用水道施設全般に、PFI法に規定される公共施設等運営権を設定**
- **運営権者が事業許可を取得し、工業用水道事業者として事業全般を運営**
- **民間経営ノウハウを活用し、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営を実現**

◇ 業務範囲

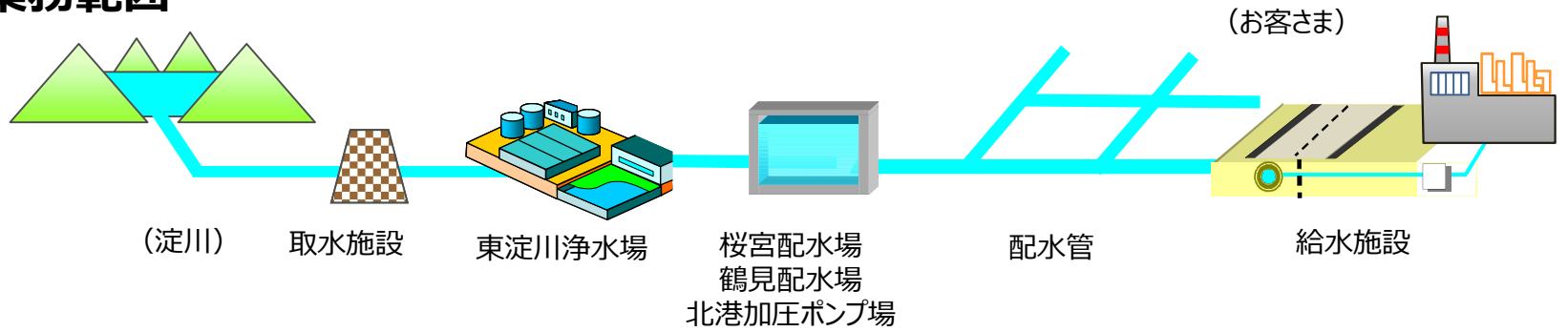

	浄配水場の管理運営	管路の管理運営	お客さまサービス･その他
事業運営・更新業務	浄配水場の運転管理、管路･給水施設（道路部）の緊急修繕は市が実施		
	民間事業者（運営権者）		

◇ 事業期間

原則として10年間（2022（Ｒ４）年４月～2032（R14）年３月末）

さらに、運営権者と市との協議で、最大10年間の延長が可能

運営権者の取組み（事業計画）

〔新規〕 ＜Outcome＞

（１）収益性の向上

◆工水需要を喚起する施策

○ 従来の料金制度との選択制として、使用水量増加のインセンティブが働きやすい新たな料金プランを設定

- **事業開始当初の２年間は「試験料金プラン」**として導入
- 効果測定の結果を踏まえ、正式な料金プランを設定

○ 新規開始支援（初期費用の軽減）

- 給水工事費の減額（上限50万円）
- 給水工事費の分割払

○ 営業コンサルタントチームによる営業活動

- 地下水や河川水の利用者、新規着工事務所等への新規利用などに向けた営業活動

試験料金プラン

前年度の年間使用水量の1.1倍を超える水量に対する**超過料金を10%割引（70⇒63円/㎥）**

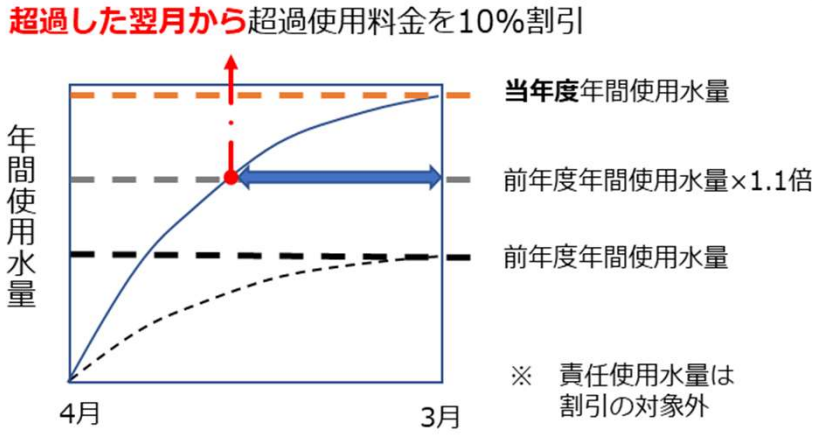

◆お客さまの利便性向上

○「お客さまセンター」の開設による窓口の一本化

○「お客さま満足度向上委員会」の設置

○ 利用者に対する満足度調査の実施、結果の公表（年１回以上）

運営権者の取組み（事業計画）

【新規】 ＜Outcome ＞

（２）管路の状態監視保全の導入

○ 大規模漏水事故の未然防止を目的として、漏水リスク評価に基づき、センサ技術等を活用した探査手法により状態監視保全を実施

○ 把握された異常や地下漏水等に対し、管路の重要度に応じて対処（状態監視、修繕、更生、取替）

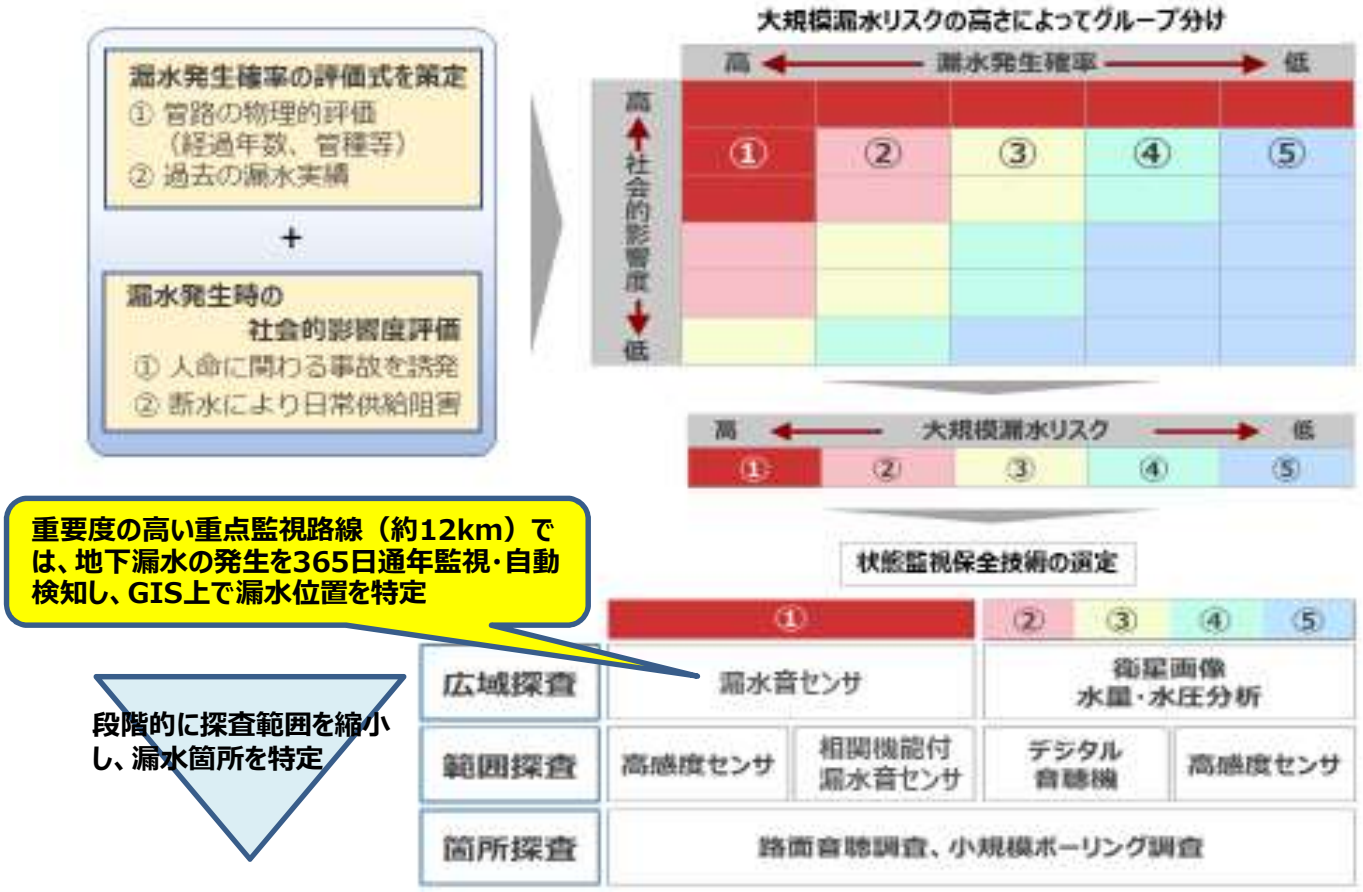

管路の状態監視保全方策の構成

大阪市工業用水道特定運営事業等の実施による市の収支改善【新規】＜Outcome＞

- 本事業期間中（R4～13）の市の経常収支は、概ね収支均衡。
- 状態監視保全手法の導入による更新投資の抑制により、費用（減価償却費）が抑制され、事業終了後も同手法を継続することにより、経常収支のさらなる改善を期待。

「工業用水道特定運営事業等」を実施しない場合（経営戦略（2018（平成30）年３月）の策定時）

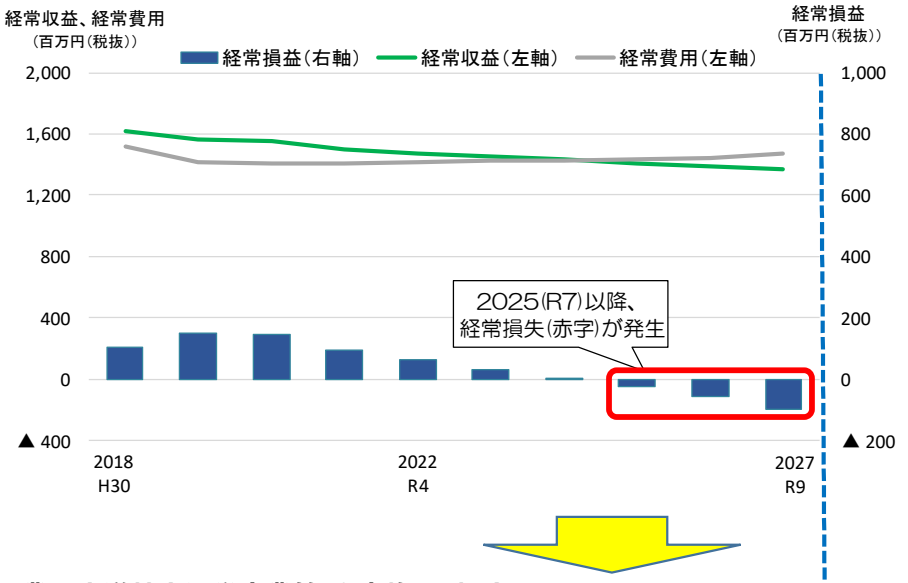

「工業用水道特定運営事業等」を実施した場合

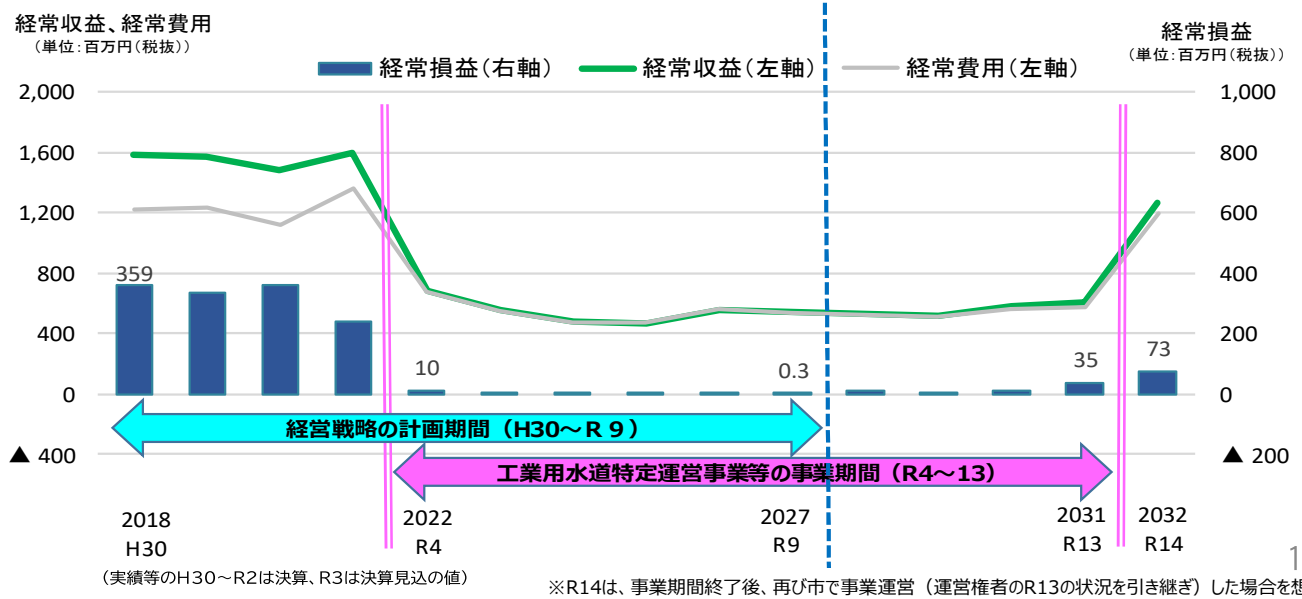

（実績等のH30～R2は決算、R3は決算見込の値）

※R14は、事業期間終了後、再び市で事業運営（運営権者のR13の状況を引き継ぎ）した場合を想定

Ⅱ【民営化の取組】（５）下水道

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・近年多発する集中豪雨による浸水被害の軽減や、老朽施設の改築更新、地震・津波対策、水環境保全等の推進が急務 ・長期的な水量減少、改築更新投資の増加による厳しい経営環境 ・他都市と比べて、処理水量あたりのコストは安いものの、維持管理部門の職員数が多い ・大規模な下水道施設を安定して運転維持管理ができる民間組織が未成熟 ・府内市町村では下水道技術者が不足 ・市内部に下水道事業の総合的な技術・ノウハウを保持しているが、行政組織のため国内外への事業展開に制約がある	・経営形態を見直す選択肢としては、維持管理を対象とする包括委託から建設投資や資金調達を含めたコンセッション方式までがある ・その中で、上下分離（運営管理と施設保有を分離）方式を導入 ・なお、当面は包括委託を実施して、段階的に業務範囲を拡大 ・将来的にはコンセッション方式による運営管理を含めた経営形態を検討 ・上下分離方式の導入にあたっては運営管理を担い、民間原理を最大限活用する新組織を設立 ・新組織に行政が培ってきたノウハウを移転し、国内外への事業展開を図る	・2013年度から、（一財）都市技術センターへの下水道施設の運転維持管理業務の包括委託実施 ・新会社（クリアウォーターOSAKA株式会社）を設立（2016年度） ・クリアウォーターOSAKA株式会社への下水道施設の運転維持管理業務の包括委託実施（2017年度～2021年度） ・クリアウォーターOSAKA株式会社と20年間の長期的な包括委託を実施、（2022年度～）	・市全域の下水道施設の運転維持管理業務を外郭団体を暫定活用して包括委託を行い、上下分離を実現（2014年度） ・包括委託の実施による効果として、2017年度からの5年間で約55億円の人件費相当額を縮減（上下分離実施前との比較） ・長期的な包括委託の実施による効果として、2022年度からの20年間で約320億円のコスト縮減を図る

使用水量の推移　＜Why＞

使用料収入はこれまで年1%程度の長期減少傾向にあったが、リーマンショックの影響により2008年度から2009年度は大幅な減少となった。2015年度から2017年度においては、世帯数等の増加により一時的な増加が見られるものの、今後は節水型社会への移行等による減少傾向は続くと見込まれ、厳しい経営環境となることが予想される。

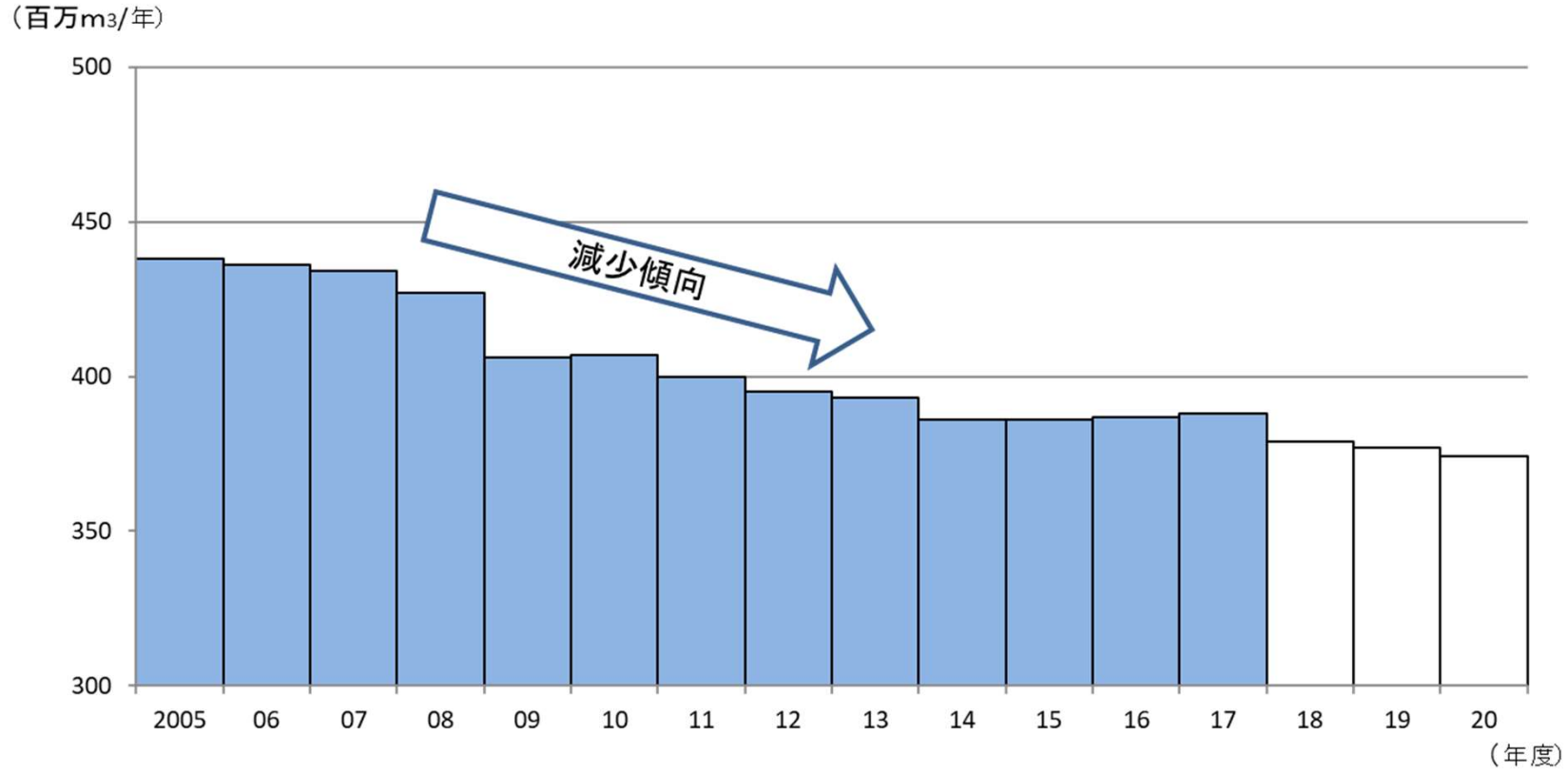

建設事業費の推移

＜Why＞

大阪市では早期に施設整備してきたことから、老朽化した下水道施設が増加しており、今後、老朽施設の改築・更新の急増期を迎える。

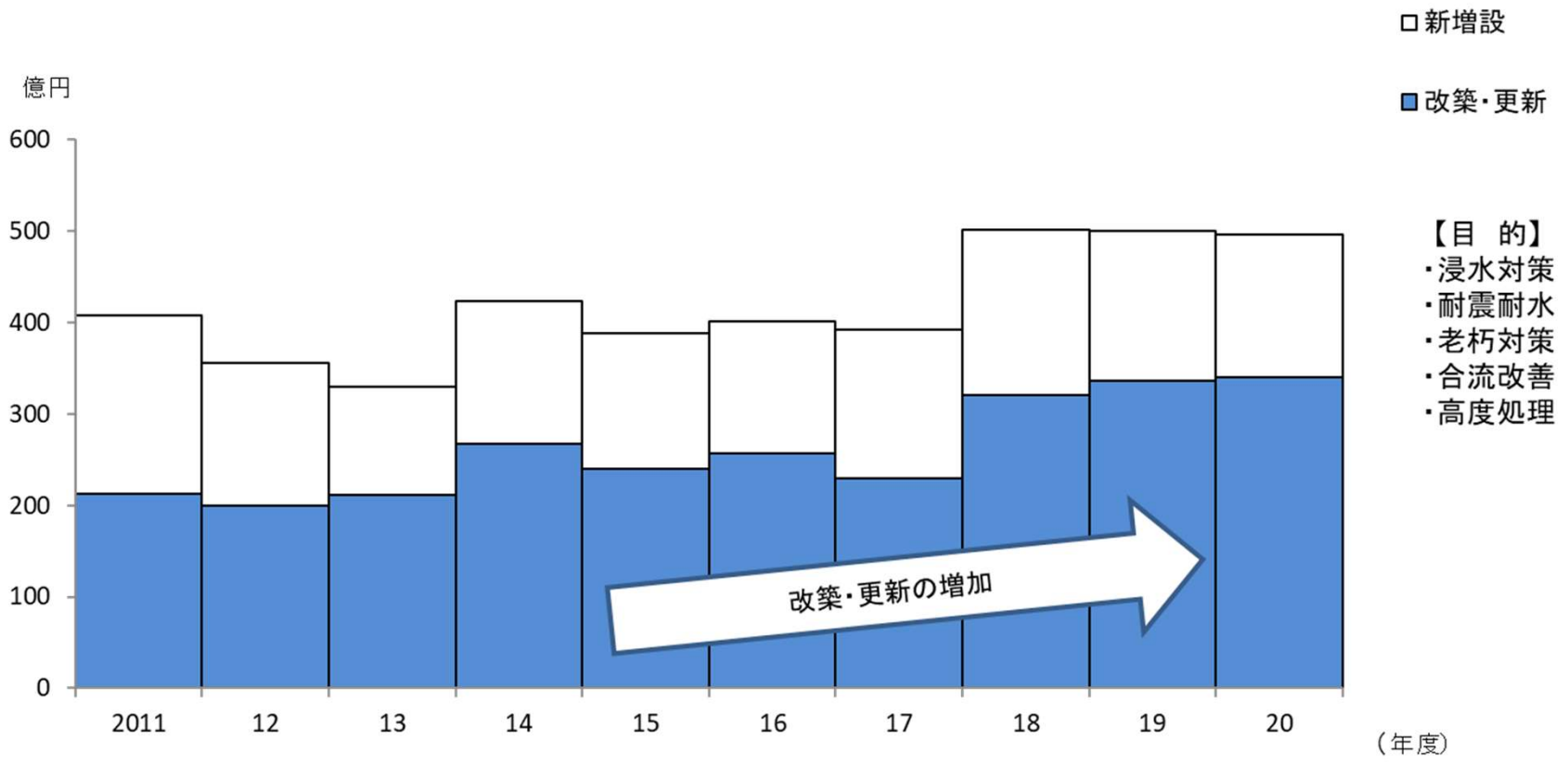

＊今後の見込み（2018年以降）は2012年度事業分析より

起債償還の見通し　＜Why＞

これまでの投資に伴い発行した起債の償還が2014年度の360億円程度をピークに、今後高水準で推移する見込みである。

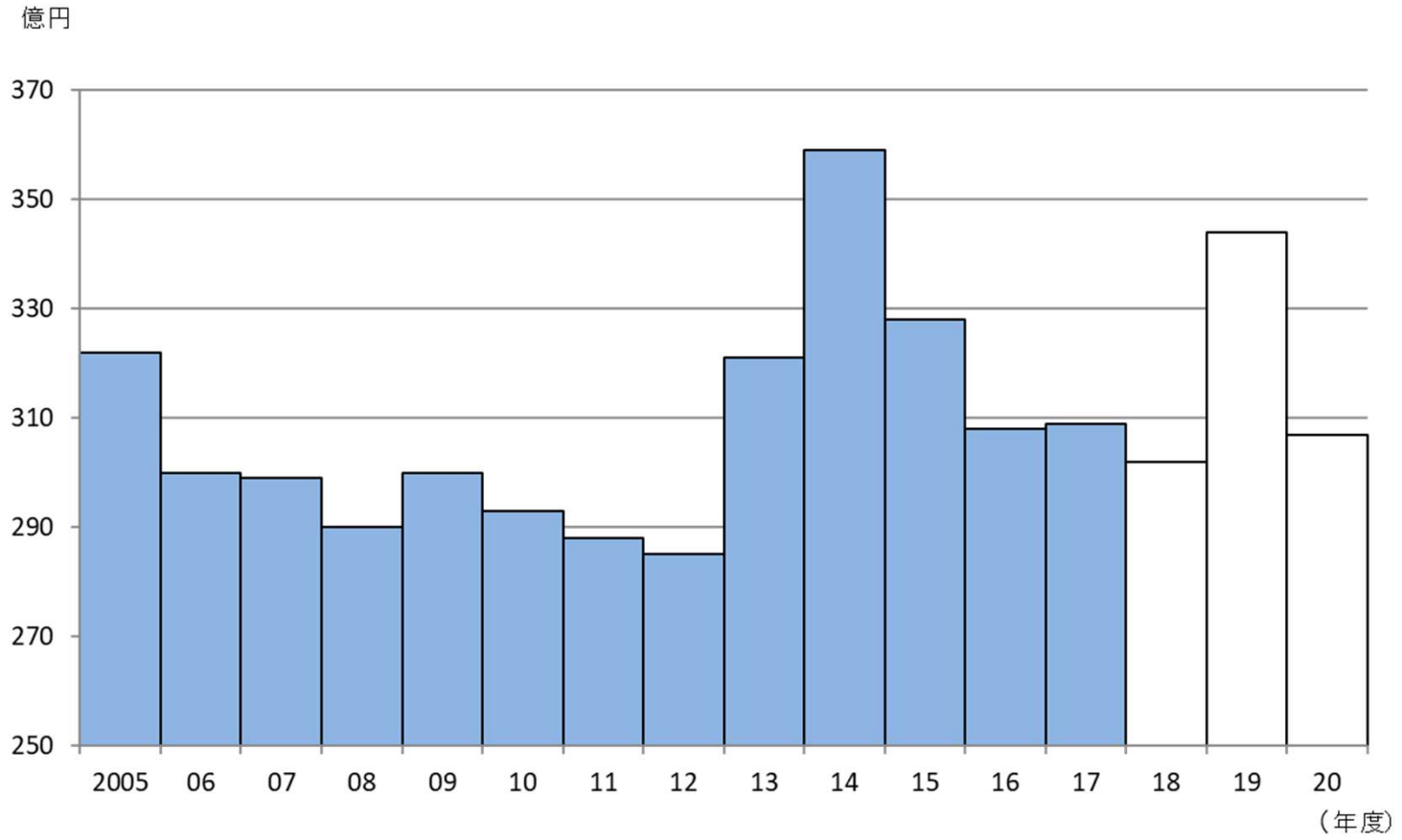

他都市と比較した事業効率　＜Why＞

大阪市では早期に施設整備してきたことから、資本費（支払利息＋減価償却費）単価は極めて低く、維持管理費（人件費＋物件費）単価は他都市平均並みである。

<維持管理費単価＊1と資本費単価＊2>

（2016年度　単位：円/m³・年）

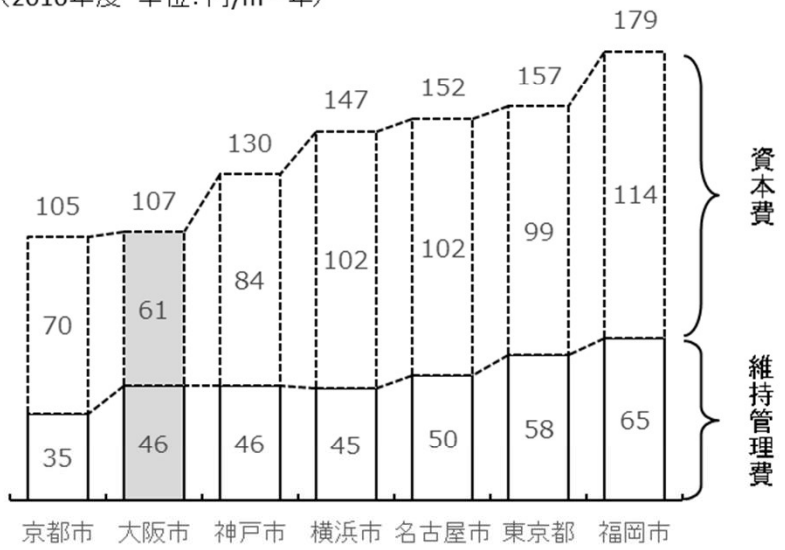

＊1：維持管理費／処理水量

＊2：資本費／処理水量

これらの処理水量とは、下水処理場で処理した雨水と汚水の合計水量

＊3：総係費など

＊4：大阪市の場合、下水処理場費に場内ポンプ場の経費が含まれている

<資本費単価　2016年度　単位：円/m³・年>

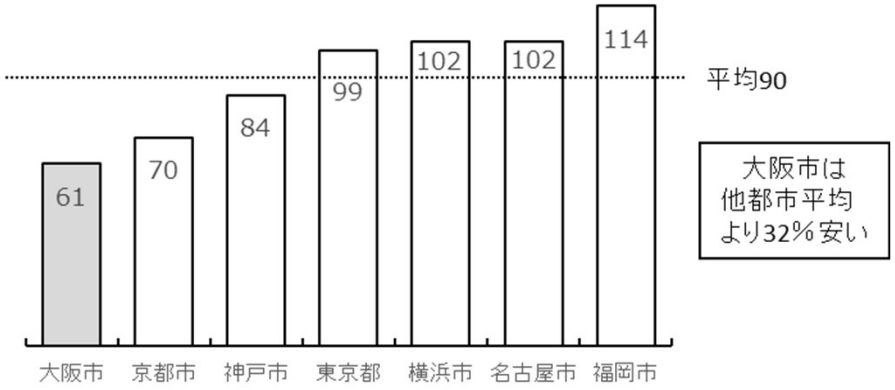

※　2012年度時点 大阪市63（他都市平均より40％安い）

<工程ごとの維持管理費単価　2016年度　単位：円/m³・年>

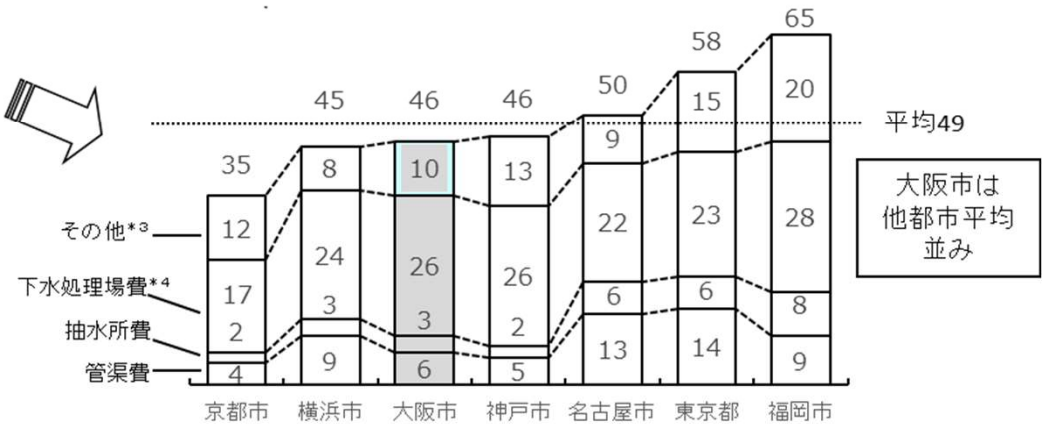

※　2012年度時点 大阪市46（他都市平均並み）

他都市と比較した職員数　＜Why＞

2012年度時点においては、部門別では、大阪市は維持管理部門の職員数が他都市と比べて多い状況であった。

<処理水量あたりの部門別職員数 （2012年度　単位：人/億m³）>

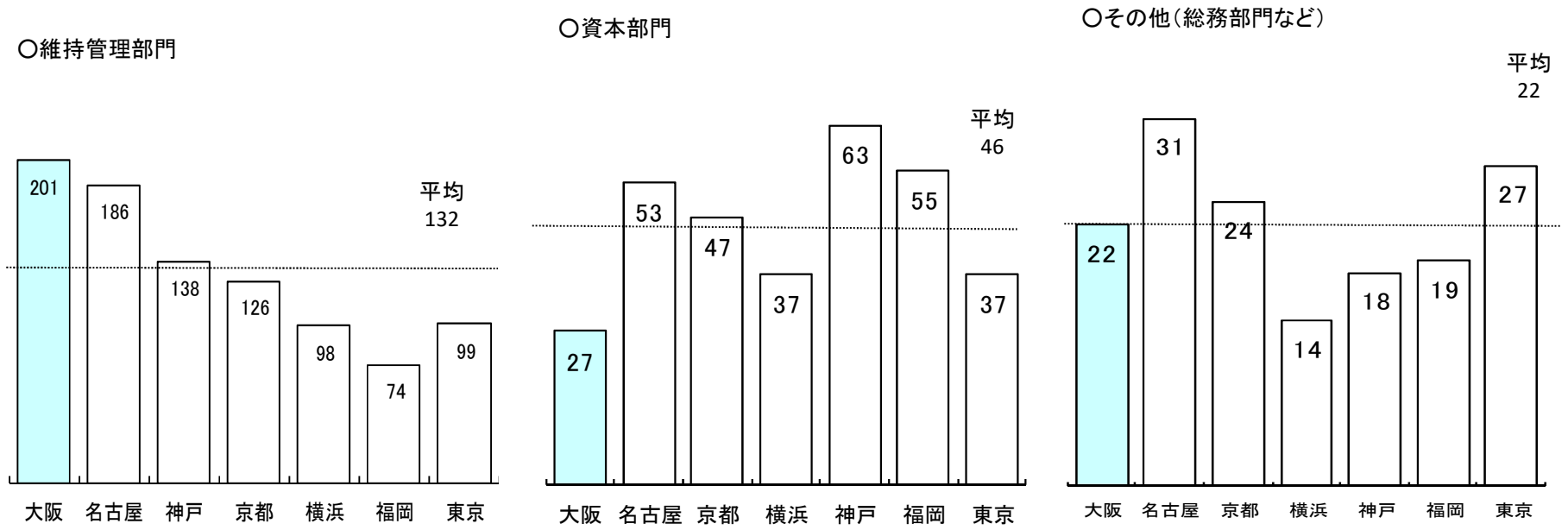

維持管理部門の職員が多い

経営形態の見直し

＜Outcome＞

考え方

・維持管理と建設投資を一体的に実施することでより効率的に事業運営ができる、上下分離（運営管理と施設保有を分離）方式を導入し、当面は包括委託を実施する。

・20年の長期契約を実施し、民間事業者との連携による新技術導入の促進など、技術力の向上とさらなる効率化によりコスト縮減を図り、効率化と市民サービスの確保を行う。

・将来的には、コンセッション方式による運営管理を含めた経営形態を目指す。

効果

・包括委託の実施による効果として、2017年度からの5年間で約55億円の人件費相当額を縮減（上下分離実施前との比較）

・長期的な包括委託の実施による効果として、2022年度からの20年間で約320億円のコスト縮減を図る

実施計画

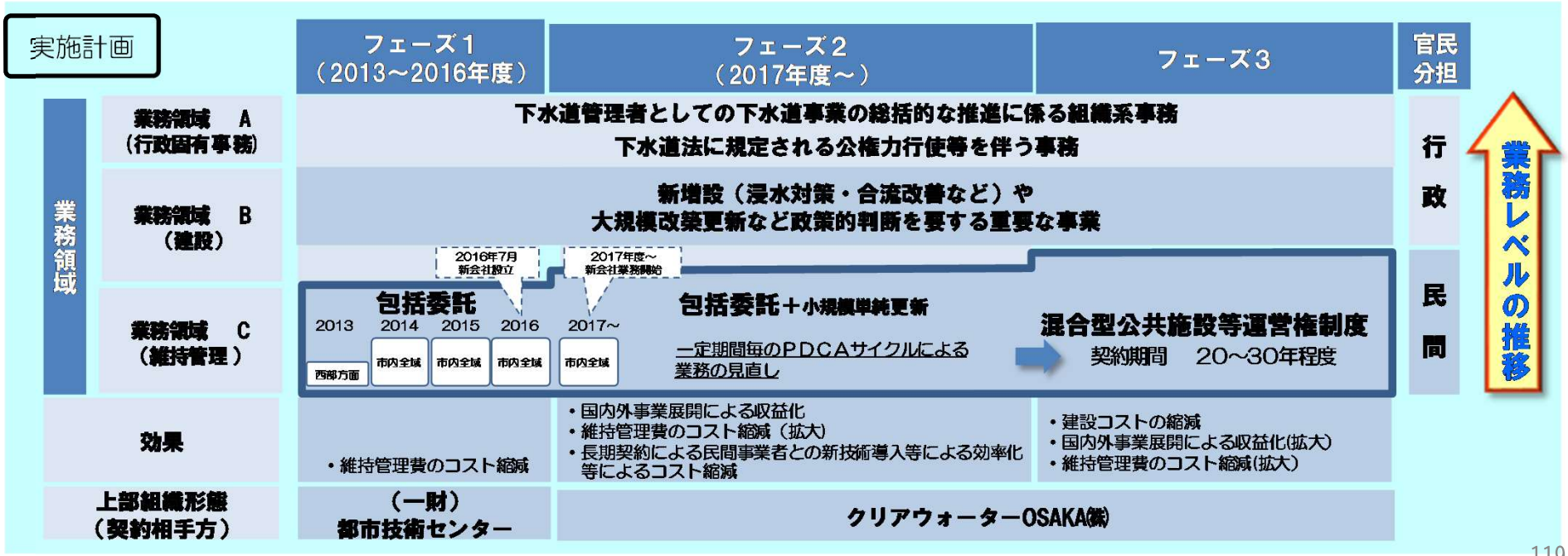

（参考）2016年度時点　他都市と比較した職員数

<処理水量あたりの部門別職員数 （2016年度 単位: 人/億m³）>

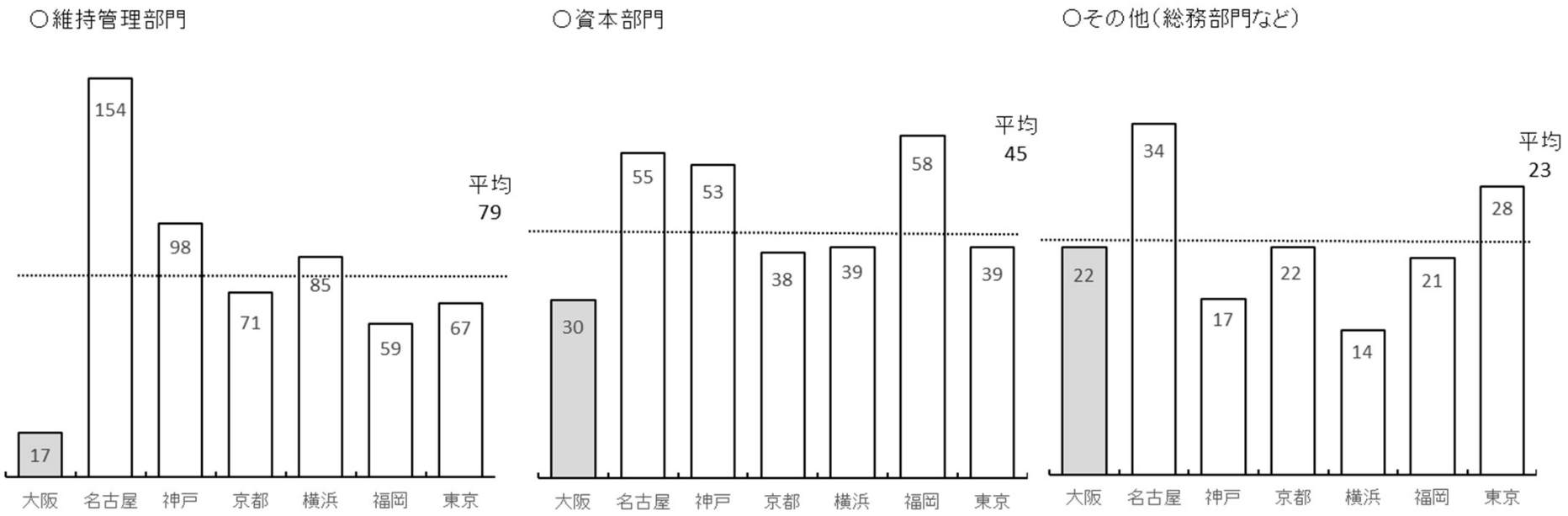

Ⅱ【民営化の取組】（６）幼稚園・保育所

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・保育ニーズに的確に対応するため、限られた人的・物的資源を有効に活用する必要がある ・活力ある大阪の実現のため、「現役世代への重点投資」を可能にする行財政基盤構築が必要	・民間で成立している事業は民間に任せる（民営化・再編等） ⇒ ニーズに沿った運営によるサービス向上と効率化を期待		
（幼稚園） ・市内の幼稚園に通う園児の８５%が私立幼稚園に通っている。	**（幼稚園）** ・個々の園や地域状況を十分考慮しながら進め方を検討し取り組む	**（幼稚園）** ・「市立幼稚園民営化計画（案）の基本的な考え方」を公表（2013年2月） ・「市立幼稚園民営化計画（案）」を公表（2013年8月） ・「市立幼稚園民営化計画の見直し（案）」を公表（2014年4月） ・「新たな市立幼稚園民営化計画（案）」を公表（2015年7月）	**（幼稚園）** ・4園の廃園、1園の民間移管を実施 市立幼稚園数 2013年度 59園 ⇒ 2016年度 54園 ・1園の民間移管を実施予定（2019年4月） ⇒ 2022年度 52園
（保育所） ・民間に比べ、運営経費が高い ・公設置民営では、効果が限定的	**（保育所）** ・セーフティネットとして必要な保育所を除き、統廃合・休廃止も視野に入れながら原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進	**（保育所）** ・「公立保育所新再編整備計画（案）」を公表（2013年2月） ・「公立保育所新再編整備計画」の一部改訂（2017年6月） ・「大阪市立保育所のあり方」について公表（2017年12月） ・「公立保育所民営化推進計画」策定（2022年3月）	**（保育所）** ・21保育所の移管先法人が決定 公立保育所数 2014年度 119か所 ⇒ 2017年度 99か所 ⇒ 2022年度 87か所

幼稚園

＜Outcome＞

（背　景）

・保育ニーズに的確に対応するため、限られた人的・物的資源を有効に活用する必要がある。
・活力ある大阪の実現のため、「現役世代への重点投資」を可能にする行財政基盤構築が必要。

・ 市政改革プランに基づき、民間で成立している事業は民間に任せる（民営化）。
市内の幼稚園等に通う園児の85%が私立に通っており、また市立幼稚園を設置していない行政区が2区ある。

⇒ ニーズに沿った運営によるサービス向上と効率化を期待。
民営化により生み出された財源で、市立幼稚園だけでなく幼児教育全体の充実をはかる。

過去の取組と今後の方針

2013年度～2015年度

・2013年8月に公表した民営化計画（案）に示した19園のうち、5園について条例案が可決。
・14園については、見直し案を2014年4月に公表、5月に条例案を上程し、原案否決。
・2015年7月に公表した新たな民営化計画（案）に示した9園のうち、1園について条例案が可決（民間移管の実施は2019年4月）

2016年度までに市立幼稚園の廃園（4園）、民間移管（1園）を実施
さらに、2019年度に民間移管（1園）を実施

2016年度～2021年度

個々の園や地域状況を十分考慮しながら進め方を検討し取り組む

2022年度～

個々の園や地域状況を十分考慮しながら進め方を検討し取り組む

2013年度	2016年度	2022年度
59園	54園	52園

（参考）幼稚園等の概況（2022年5月1日時点）

区分	園数	定員	実員	定員充足率	園児数構成比
市立	52園	4,825人	2,876人	59.6%	12.6%
私立	166園	24,364人	19,752人	81.1%	86.7%
国立	1園	150人	145人	96.7%	0.7%
計	219園	29,339人	22,773人	77.6%	100.0%

※　幼稚園等には認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）を含む。

保育所

背景

こどもや家庭を取り巻く環境が大きく変化
・共働き世帯の増加や就労形態の多様化
・地域の相互扶助機能の低下

保育に対するニーズが増大かつ多様化
子育て支援施策の充実・強化が必要

保育ニーズに的確に対応するため、限られた人的・物的資源を有効に活用する必要があり、公立保育所の民営化に取組むことが必要

取組み推進にかかる課題

〈民営化の課題〉
2026年度までに公立保育所（直営）を36か所とすることを目指していたが、施設が老朽化しており現施設をそのまま譲渡する手法では、法人応募が望めず、一方で建替えにより移管する手法も、建替用地の確保が難しいことから目標達成が困難な状況。

2022年3月
公立保育所民営化推進計画　策定

本市が近隣に用地を確保し仮設保育所を建設したうえで、現保育所を解体した跡地に民間法人が新施設を建設して民間移管する手法を積極的に活用するとともに、目標達成時期の見直しを行った。また、公立保育所の必要箇所数についても改めて算定し、2030年度末までに公立保育所（直営）を35か所にすることをめざす。

過去の取組と今後の方針

2004年度～2014年度　保育所民間委託

公立保育所の民間委託、統廃合を実施

保育所数

年度	2003
公設公営	136

年度	2014
公設公営	71
公設民営	48
統廃合・休止	17
計	136

2015年度～　保育所民間移管

セーフティネットとして必要な保育所を除き、統廃合・休廃止も視野に入れながら原則民間移管、移管が困難な場合は補完的に委託化を推進

＜保育所数＞

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
公設公営	71	68	66	64	63	62	60	57	55
公設民営	48	42	38	35	31	29	27	30	32
民間移管	-	10	5	6	3	4	1	0	3
統廃合・休止	-	0	1	0	1	0	1	0	0
※各年度４月１日時点、民間移管数は年度中を含む。									
公立保育所	119	110	104	99	94	91	87	87	87

他都市の取組状況等について

○民間移管の状況について

	～2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	計	直近5年間計
大阪市	0	10	5	6	3	4	1	0	3	32	11
横浜市	38	2	2	2	3	4	4	4	4	63	19
名古屋市	4	3	4	3	4	2	2	4	3	29	15
京都市	2	2	0	2	1	2	1	0	0	10	4
神戸市	20	0	0	0	0	1	0	0	0	21	1

Ⅱ【民営化の取組】（７）ごみ（一般廃棄物）

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（収集輸送） ・家庭系ごみ収集輸送にかかる事業コスト抑制のためには、さらなる民間化が必要。	（収集輸送） ・民間委託化の拡大 ・人件費の抑制	（収集輸送） ・2011年度から職員の退職不補充による民間委託化を拡大 ・新たな経営形態への移行に向けて、2013年4月に「経営形態の変更に係る方針（案）」を策定 ・「事業の民間化」と「現業職員の非公務員化」をめざし、業務の委託先で、現業職員の転籍先（受皿）となる新会社を設立する民間事業者の公募に向けて検討 ※その結果、職員転籍や契約期間、消費税等の課題があり、これらの解決は困難であることが判明 ・こうしたことから、2017年6月に「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン（2017～2019年度）」を策定し、引き続き、民間委託の順次拡大・推進を図りながら、徹底した効率化を実施 ・2020年3月には「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン2.0（2020～2022年度）」を策定し、引き続き、民間委託の順次拡大・推進を図りながら、徹底した効率化を実施 ［2022年度現在の委託状況］ 粗大ごみ収集（24行政区） 資源ごみ（15行政区） 容器包装プラスチック収集（15行政区） 古紙・衣類収集（5行政区） 普通ごみ収集（2行政区） ※（ ）内は民間委託化している行政区数を記載	（収集輸送） ・職員数の削減　▲634人 2008年度　2017年度 2,291人 ⇒ 1,657名 ・人件費の削減　▲62億円 2008年度決算　2017年度決算 180億円 ⇒ 118億円 ・改革プランの効果（2017～2019年度） 約152 名の削減 ▲11.3億円／年 ・改革プラン2.0の効果（試算）（2020～2022年度） 民間委託の拡大 約140名相当の委託化 ▲8.9億円（3年間累計）

Ⅱ【民営化の取組】（７）ごみ（一般廃棄物）

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（焼却処理） ・減量施策の推進や将来の人口減により更なるごみ量減が見込まれることから、ごみ量に基づいた焼却工場配置が必要。 ・ごみ処理には広域化が必要とする国の方針。 ・工場建設のコストが大きい。 ・民間事業者の活用が進んでいない。	（焼却処理） ・ごみ量の推移に基づき工場稼働体制を6工場稼働体制へ見直すとともに、工場の建設・運営の民間運営や民間委託を推進。 ・本市、八尾市、松原市でのごみ処理体制（一部事務組合）を構築し、明確なガバナンスの下、それぞれがごみ処理責任と負担を公平に負う、長期的・安定的な処理体制の構築。	（焼却処理） ・工場の整備・配置計画を策定。（2012年４月） ・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合を設立。（2014年11月） ・守口市が構成市として加入し、名称を大阪広域環境施設組合に変更。（2019年10月）	（焼却処理） ・森之宮工場（2013年１月）、大正工場（2014年３月）を停止して7工場稼働体制へ。 ・住之江工場を更新のため休止（2016年３月）し、6工場稼働体制へ。 ・これまでの４工場の廃止による建設コスト削減額　1,200億円以上 ・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が事業開始（2015年４月）。 ・4市での共同処理開始（2020年４月）。 ・住之江工場の更新・運営事業について、DBO方式を導入（2023年３月竣工予定） ・鶴見工場を更新のため休止予定（2023年３月）

経営形態の見直し

＜vision＞

（収集輸送について）

・2011年度から職員の退職不補充による民間委託化を拡大してきており、今後も継続する。

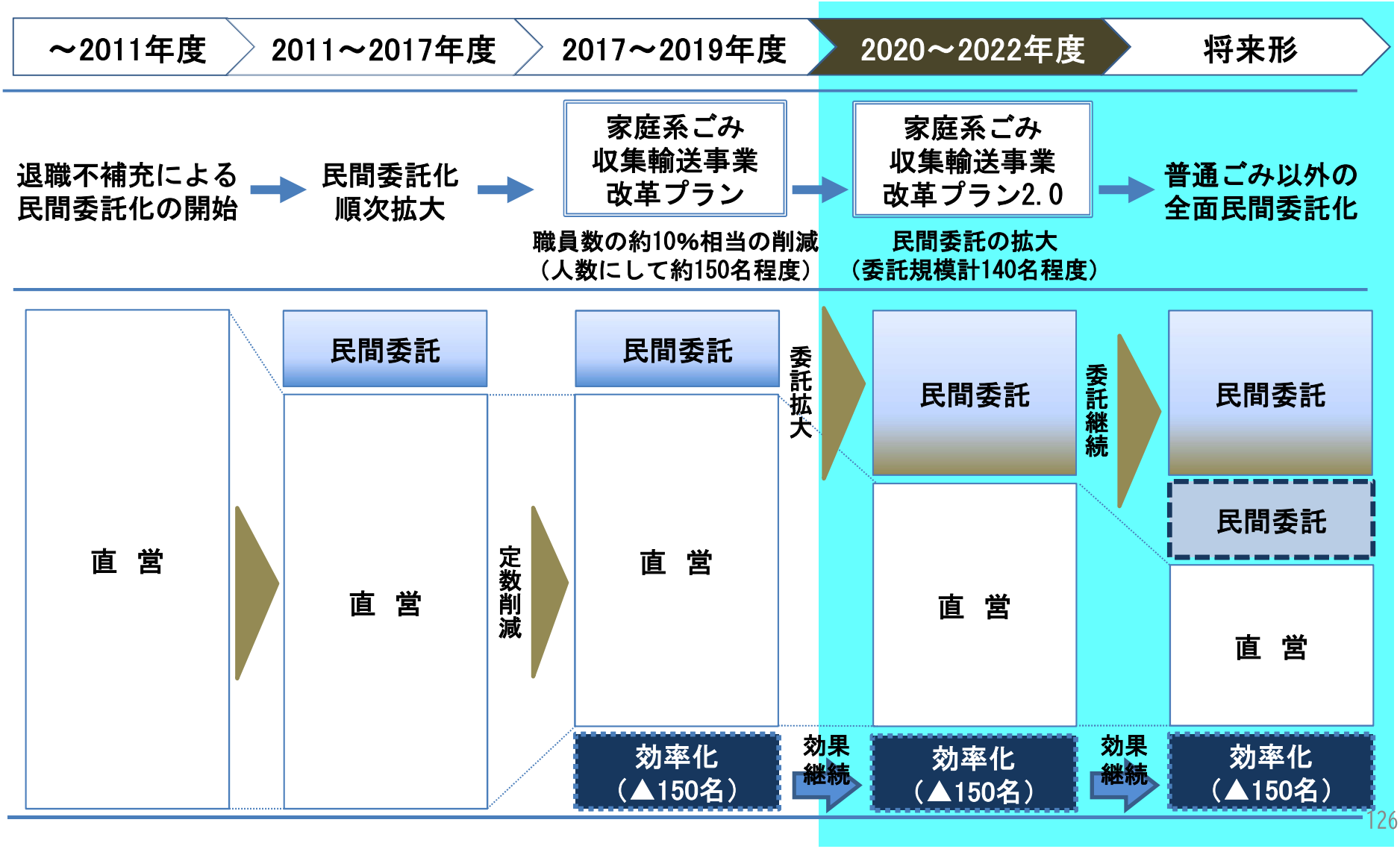

収集輸送 （民間委託化の状況）

＜what＞

各都市で民間委託化が進んでいる。

■ 民間委託化の状況 （2020年度）

区分	普通ごみ		粗大ごみ		資源ごみ		容器包装プラスチック		古紙・衣類	
種別	直営	委託	直営	委託	直営	委託	直営	委託	直営	委託
大阪市	92%	8%	0%	100%	75%	25%	75%	25%	85%	15%
札幌市	35%	65%	0%	100%	22%	78%	0%	100%	0%	100%
仙台市	0%	100%	0%	100%	0%	100%	0%	100%	0%	100%
さいたま市	20%	80%	0%	100%	0%	100%	0%	100%	0%	100%
千葉市	0%	100%	22%	78%	0%	100%				
川崎市	100%	0%	0%	100%	0%	100%	0%	100%	0%	100%
横浜市	100%	0%	0%	100%	2%	98%	2%	98%		
相模原市	46%	54%	0%	100%	0%	100%	0%	100%	0%	100%
新潟市	4%	96%	0%	100%	0%	100%	0%	100%	0%	100%
静岡市	9%	91%	98%	2%	0%	100%				
浜松市	1%	99%	100%	0%	3%	97%	0%	100%		
名古屋市	60%	40%	93%	7%	47%	53%	38%	62%	100%	0%
京都市	38%	62%	0%	100%	47%	53%	47%	53%	100%	0%
堺市	0%	100%	100%	0%	0%	100%	0%	100%	0%	100%
神戸市	80%	20%	0%	100%	100%	0%	100%	0%		
岡山市	40%	60%	9%	91%	54%	46%			43%	57%
広島市	25%	75%	0%	100%	1%	99%	20%	80%		
北九州市	0%	100%	0%	100%	0%	100%	0%	100%		
福岡市	0%	100%	0%	100%	0%	100%				
熊本市	38%	62%	100%	0%	0%	100%	0%	100%	38%	62%

○各収集区分におけるごみ収集量の直営・委託の比率を示す。

○各都市で、分別収集品目・方法が異なることから、上記は本市の収集状況に類似したものを記載している。

資料：大阪市環境局調べ

経営形態の見直し

＜vision/what＞

（焼却処理について）

・効率化を実施しながら、周辺自治体と広域化を図る。　⇒　【一部事務組合の設立】
・工場運営・建設に係る技術力を確保しながら、効率的な運営を行う。　⇒　【民間活用】
　・工場業務（運転等）の一部委託
　・DBO方式等の活用による一部工場の民間運営

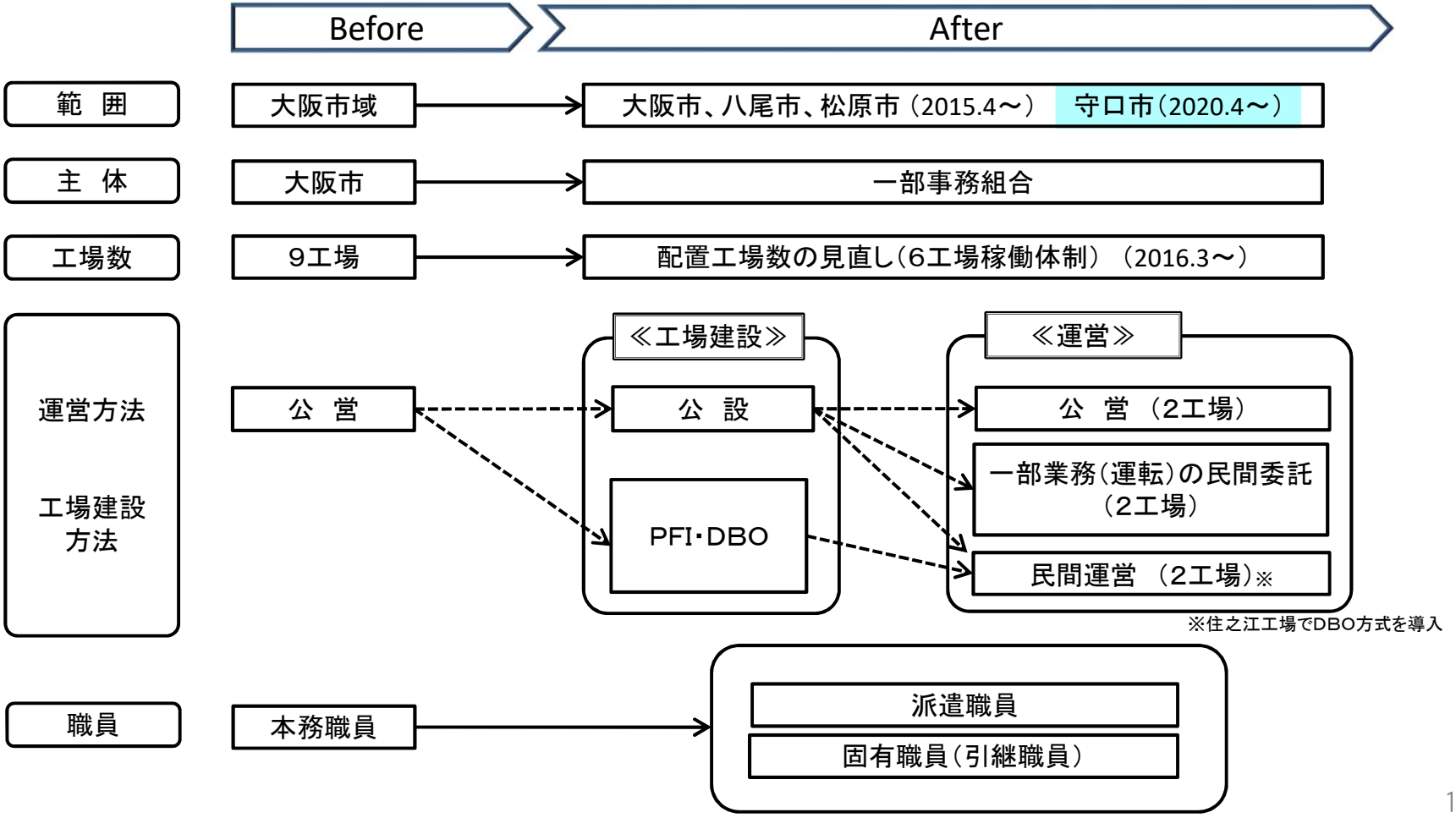

ごみ処理に係る技能職員数

＜outcome＞

技能職員約1,500人減少。

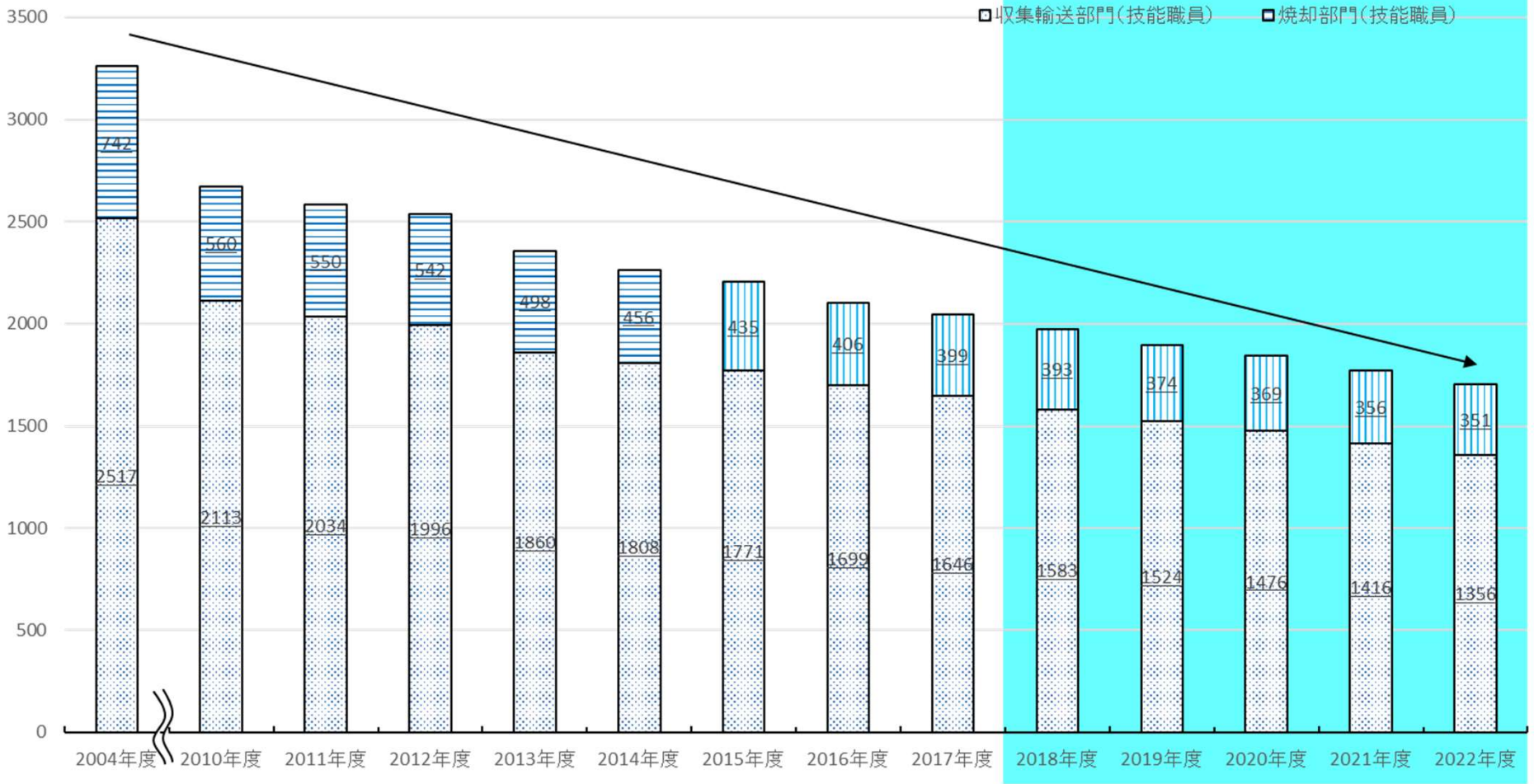

資料：大阪市環境局調べ。職員数は各年度の4月1日現在。

2015年度以降の焼却部門の技能職員数は大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（大阪広域環境施設組合）の職員数を参考として記載。

ごみ処理のコスト

＜outcome＞

ごみ処理コストは減少。

■ ごみ処理総合原価（2020年度）

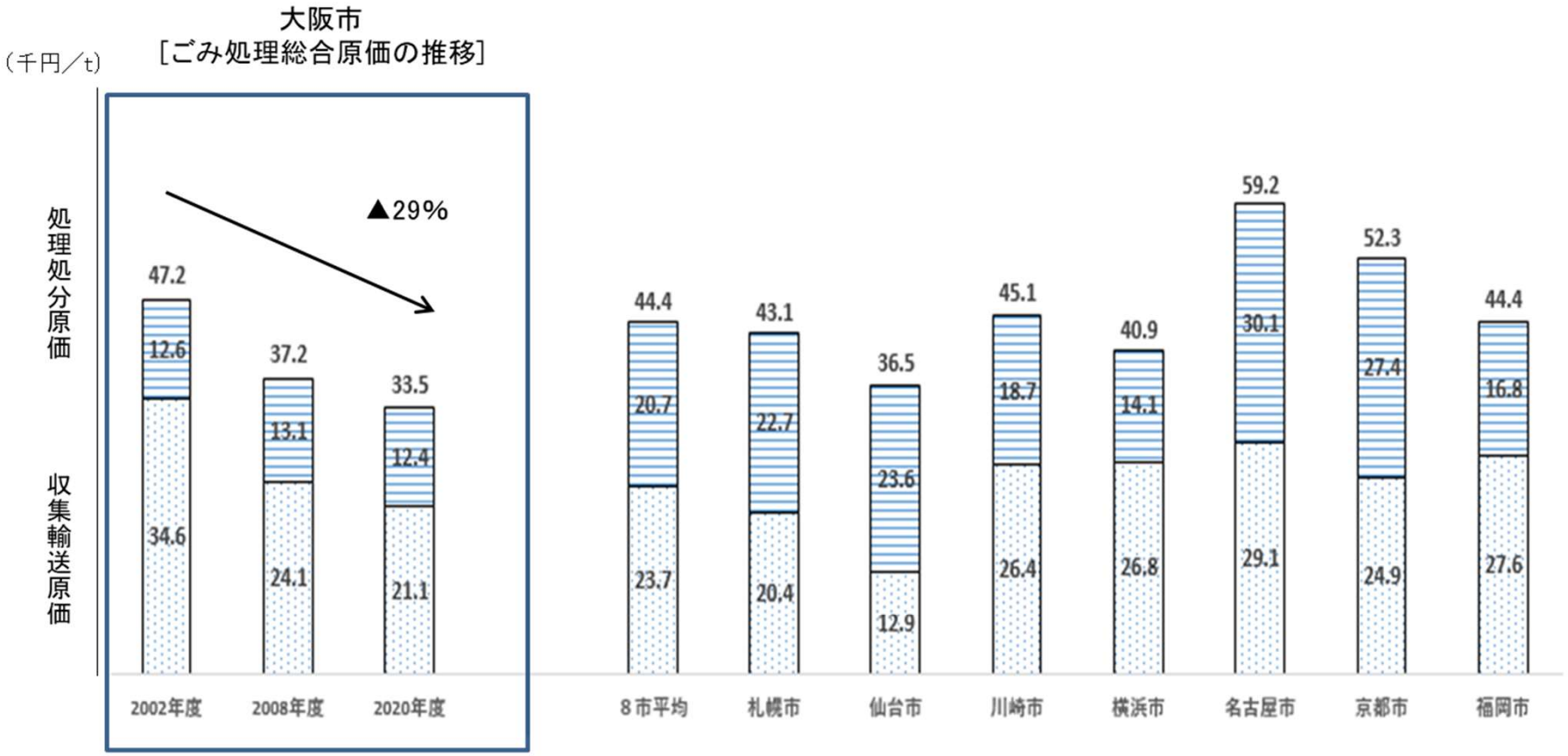

※　都市により原価の算出対象となるごみの種別が異なることや、ごみ処理コストの分析方法が異なることから単純に比較できない。

（千円／t）

※　【大阪市のごみ処理原価の構成要素】
人件費、物件費、減価償却費、公債利子、管理部門経費、控除費

資料：各都市HP・事業概要から大阪市環境局作成。

ごみ処理量の推移と減量施策

＜参考＞

ごみ処理量のピーク

ごみ処理量は1991年度ピーク時に比べて半分以下（約6割減）。

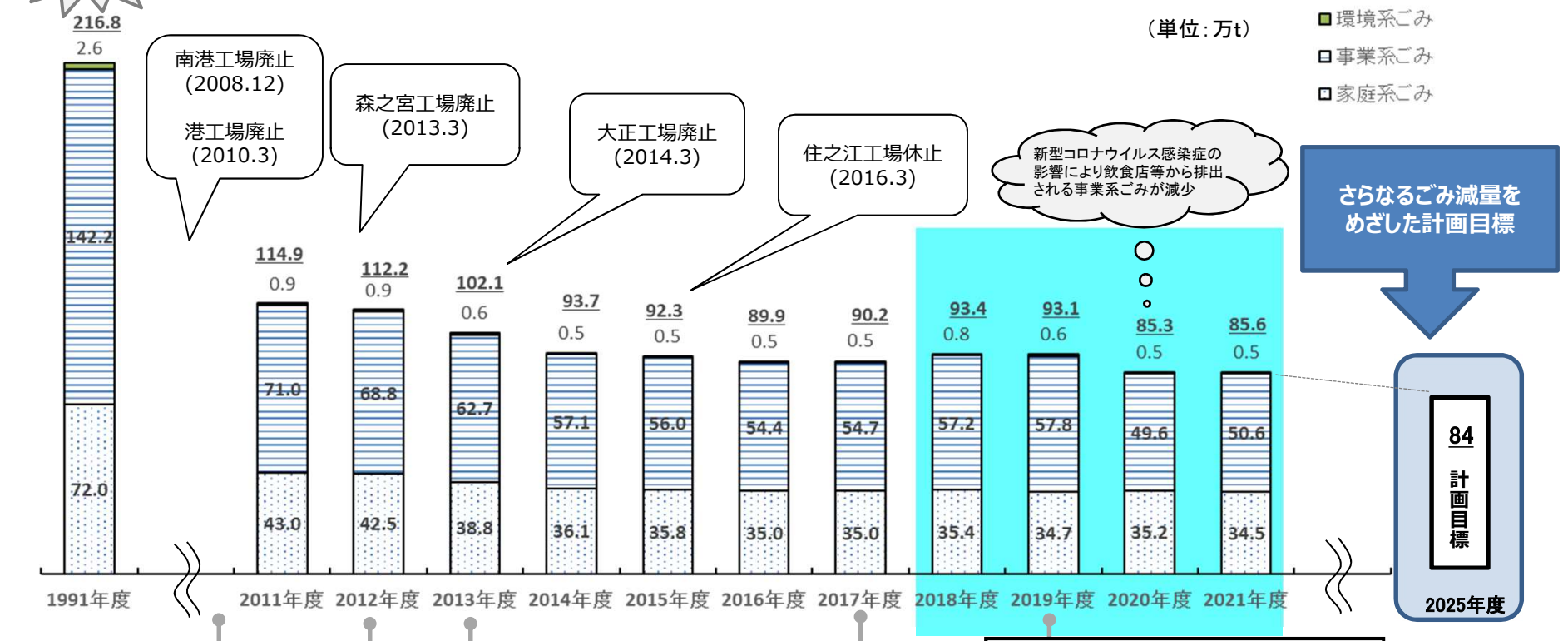

◆◇ごみ処分手数料の改定
10kgまでごとに58円→90円
（2012. 4）

◆古紙・衣類収集全市実施（2015. 4から週１回収集）
◆残置による啓発・指導
◆◇資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止
（2013. 10）

◆古紙・衣類の持ち去り行為等の規制
（2017. 4から）

2008～2011年度までに実施した施策

◆資源集団回収活動の活性化（支援拡充等）
◆拠点回収場所の拡大、情報提供

◆◇「中身の見えるごみ袋」による排出指定制度の導入
◆◇ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ

◇事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進
・［事業系ごみの分け方・出し方」の市内20万事業所への配付
・焼却工場における搬入物検査の強化
・搬入不適物排出事業者・搬入業者への個別啓発指導の実施

◆◇おおさかプラスチックごみゼロ宣言（2019. 1）
◇新たなペットボトル回収事業開始（2019. 10）

◆家庭系ごみ減量施策
◇事業系ごみ減量施策

ごみ量

＜参考＞

大阪市では事業系ごみの占める割合が高いため、総人口１人１日あたりのごみ量は他都市と比べて多いが、家庭系ごみでは京都市に次いで2番目に少なく、平均を大きく下回っている。事業系ごみについても、１事業所１日あたりで比較すると、それほど突出したレベルにはない。

■ ごみ量 （2020年度）

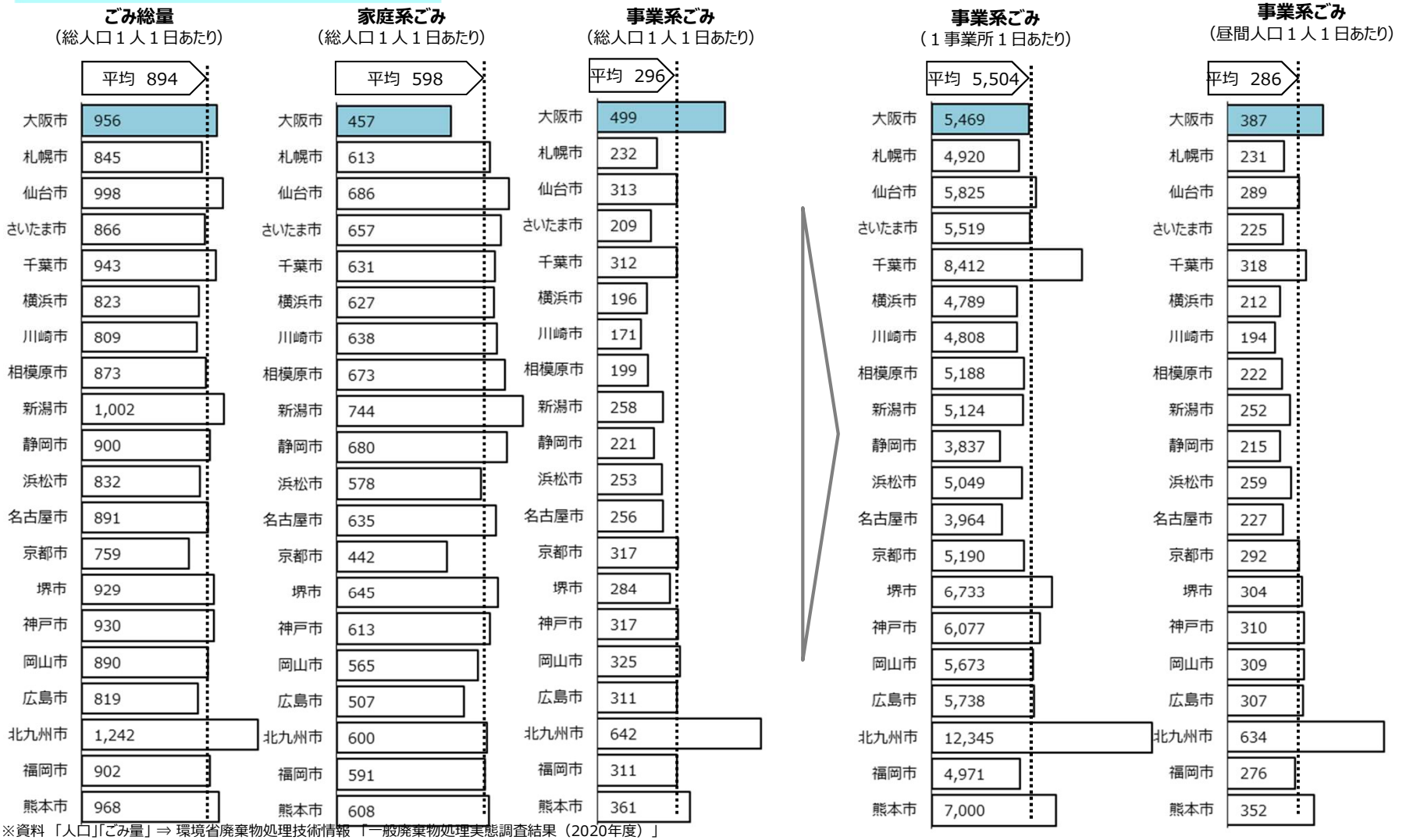

〔単位：g／人（事業所）・日〕

※資料 「人口」「ごみ量」⇒ 環境省廃棄物処理技術情報 「一般廃棄物処理実態調査結果（2020年度）」
「事業所数」⇒ 総務省統計局 「2019年経済センサス-基礎調査」 「昼間人口」⇒ 総務省統計局 「2020年国勢調査」

Ⅱ　公民連携/経営形態の見直し

【独立行政法人化】

（８）病院

（９）博物館

（10）動物園

Ⅱ【独立行政法人化】（８）病院

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・公営企業の制約（経営資源の調達における法律上の限界、行政の非効率性） ・資金不足	・公立病院としての役割を果たすため、市立病院は、より自律的・効率的・効果的な経営形態への移行が必要。 ・意思決定の迅速化を図り、地域医療のニーズや医療環境の変化に対応した高度専門医療の提供 ・業務運営の改善・効率化 ⇒地方公営企業から独立行政法人への移行	・「大阪市立市民病院経営検討委員会」最終報告（2007年1月） ・「大阪市市民病院改革プラン」（2009～2011年度）策定（2009年3月） ・地方公営企業法全部適用へ移行（2009年4月） ・市会にて関連議案上程、可決（2014年5月）	・2010年度決算において不良債務を解消（2011年3月） ・2014年10月　（地独）大阪市民病院機構設立 ・第1期中期目標期間（2014年10月～2019年３月）の業務については、全体として、計画どおり進捗し、中期目標を達成することができた。 ・第2期中期目標期間（2019年4月～2024年3月）の収支計画では2021年度末の総利益は0.5億円と見込んでいた。2020年度以降は公立病院として新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに取り組んだため、同感染症にかかる病床確保補助金の収入による影響もあり、総利益は92.2億円となっている。

病院収支の改善

＜Why＞

年々抑制傾向にあるものの、政策医療等に年間数十億円の公費負担を実施。
経常損益については、経営改善に取り組んだ結果、2009年度以降、黒字に転じた。
地方独立行政法人化以降、自己資本比率は改善している。

＜市民病院（合計）＞

【運営費交付金】
※2014までは繰出金

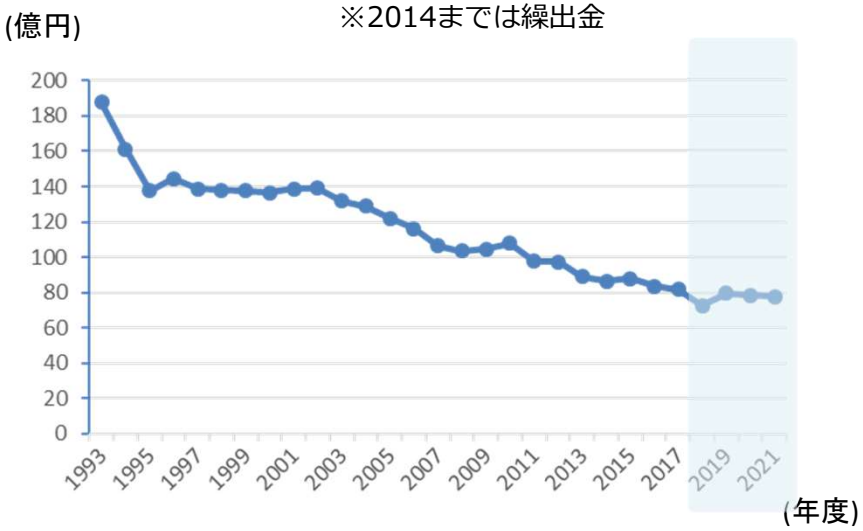

【経常損益】

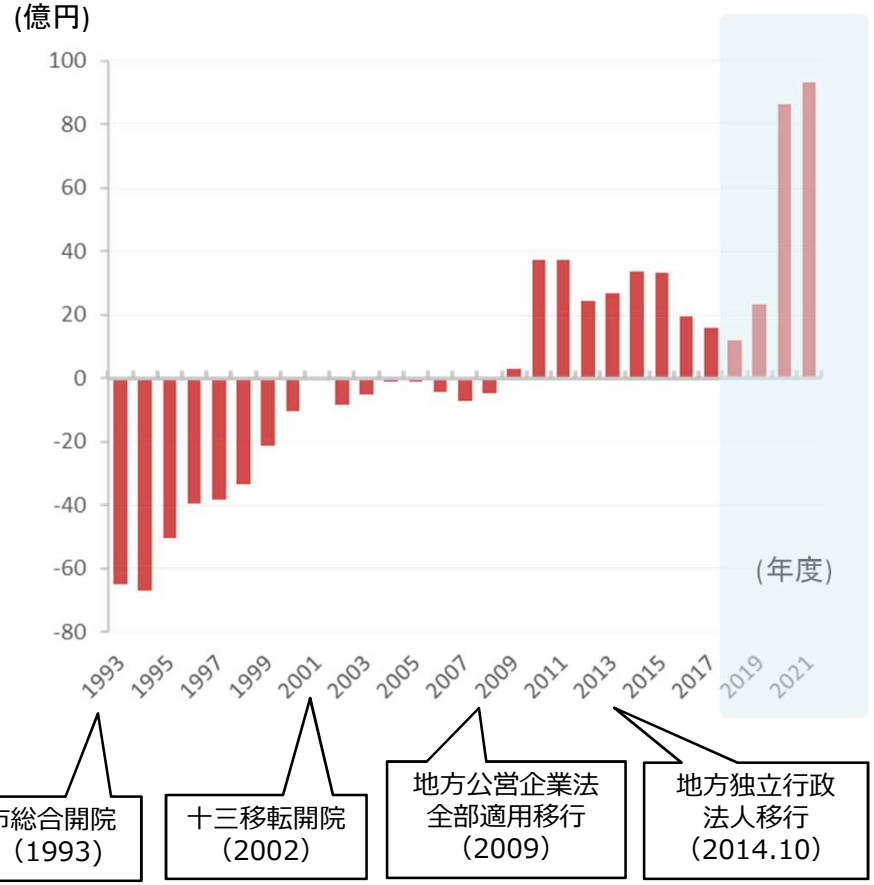

経営形態の見直し

＜Outcome＞

＜背　　景＞

・公立病院としての役割を果たすため、市立病院は、より自律的・効率的・効果的な経営形態への移行が必要。

・独立行政法人化により、非公務員型の法人として効率的な運営を行うとともに、経営の自律性を高める。
　・市民病院（総合医療センター、十三市民病院、住吉市民病院）
　　→ より自立した経営形態として地方独立行政法人へ移行（2014年10月）。

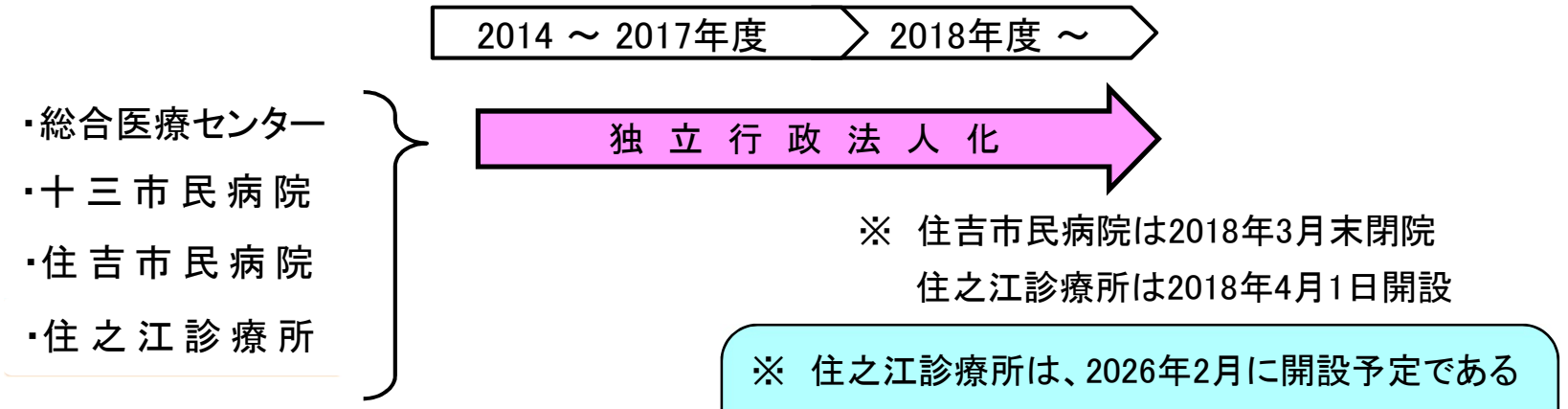

※　住吉市民病院は2018年3月末閉院
　　住之江診療所は2018年4月1日開設

※　住之江診療所は、2026年2月に開設予定である公立大学法人大阪が運営する新病院の一部として小児周産期医療を実施していく予定。
（2019年4月24日 市戦略会議において決定）

Ⅱ【独立行政法人化】（９）博物館

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・現状分析を通じて、次の施設を対象に、あるべき経営形態について検討。 （大阪歴史博物館、市立美術館、東洋陶磁美術館、自然史博物館、科学館、（新美術館）） ・国立館並の規模や観覧者数の施設もあるなかで、少ない経費で運営している。 ・指定管理者制度（期間の制約等）に起因し、専門人材や事業の継続性の確保が困難。 ・経費削減の影響もあり、施設や設備の老朽化が目立ち、利用者サービスが低下している。 ・指定管理者である法人や各館の運営における自由度が小さく、自主性を発揮しづらい。	・168万点に上る貴重な館蔵品、2万点を超える寄託品などの継承・充実と、日常的な有効活用。 ・蓄積した経験や信頼関係を継承し、運営を支える専門人材の安定的確保。 ・市民利用施設として必要なスペックを維持するとともに、レストランやショップの充実など、利用者目線のサービスの実現。 ・各館が権限と責任を持ち、インセンティブが働き、自主性を発揮できる経営の実現。 ・今後10年で目指す方向を示した「大阪市ミュージアムビジョン」を策定（2016年）。 ・「地方独立行政法人化に向けた基本プラン」の策定（2017年）。	・今すぐできる改善として、利用者の声の多かったトイレ等の改修や表示の改善を実施。 ・自主性を発揮するため、現行体制下での各館への権限移譲に向けた検討に着手。 ・改革の方向性に最適な経営形態について検討し、独立行政法人化をめざす。 ・独立行政法人化の壁となっていた政令改正をめざす。 ・独立行政法人化の実現に向けた更なる調査や詳細検討に着手。 ・2016年10月の戦略会議で、左記「ビジョン」の実現に望ましい経営形態が地方独立行政法人であることを再確認。 ・2019年4月の法人設立に向けた具体的準備業務に着手（2017年）。 ・市会にて定款の制定等にかかる議案上程、可決（2018年2月） ・市会にて中期目標の制定等関連議案上程、可決（2018年12月）	・指定管理者である博物館協会職員アンケートを含む現状分析を行い、博物館運営改革に着手（2013年）。 ・新美術館を含めた市立美術館・東洋陶磁美術館の今後の方向性（あり方）を検討・決定（2013年）。 ・2014年から、利用者サービス及び美術館機能向上をめざし、市立美術館の新棟増設のあり方調査に着手。 ・本市の働きかけにより、博物館の独立行政法人化を可能とする政令改正が実現（2013年）。 ・2019年4月（地独）大阪市博物館機構設立 ・運営にPFI手法を導入した大阪中之島美術館開館（2022年2月）

本市施設の現状 （対象施設）

＜Why＞

	大阪歴史博物館	市立美術館	東洋陶磁美術館	自然史博物館	市立科学館
所在地	中央区大手前4-1-32	天王寺区茶臼山町1－82	北区中之島1-1-26	東住吉区長居公園1-23	北区中之島4-2-1
設立年月日	2001年11月3日	1936年5月1日	1982年11月6日	1950年4月1日	1989年10月7日
登録・公開承認	登録博物館・公開承認施設	登録博物館・公開承認施設・勧告承認出品館		登録博物館	登録博物館
館の概要・特徴	・市立博物館（1960年12月1日開館）の新館と、考古資料センター機能を併設し、開館。 ・大阪が日本史上の中心都市として栄えた古代の難波宮、中世の大坂本願寺、近世の天下の台所、近代の大大阪時代をメインとする都市史の展示を展開。難波宮跡や大阪城の歴史的眺望も楽しめる。	・東洋の古美術を中心に、80年間にわたり、さまざまなコレクションの収集などの活動を展開。 ・重要文化財14点を含む8,373件の収蔵品と、国宝5点や重要文化財104点を含む5,171件にのぼる寄託品。 ・公募美術展を開催する地下展覧会室を有する。	・安宅コレクションの寄贈を契機に、1982年に開館した陶磁器専門館で、本市では比較的新しい施設。 ・国宝2点や重要文化財13点を含む中国・韓国陶磁等、7,048点を収蔵。 ・東洋陶磁に限らず、西洋や現代の作品の展覧会も開催し、新たなファン層も獲得。	・自然史博物館の草分け的存在で、1972年に現在地（長居公園内）に新築。 ・西日本自然史系博物館ネットワークの基幹館。 ・種の同定作業の世界基準となる模式標本は約1,700点にのぼる。 ・市民協働の先駆者的施設で、現在もNPOと連携して事業を展開。	・東洋初のプラネタリウムを導入した、日本初の科学館「大阪市立電気科学館」(1937年)が前身。 ・宇宙、科学、化学の仕組み・成り立ちを、ハンズオンやサイエンスショーなどでわかりやすく展示。 ・学芸員のライブによるプラネタリウムや常設展示の日常的な改善・改良で、実物による科学を楽しむ空間を実現。
管理運営	（公財）大阪市博物館協会	（公財）大阪市博物館協会	（公財）大阪市博物館協会	（公財）大阪市博物館協会	（公財）大阪科学振興協会
職員数（2016）	32（うち、学芸員20）人	18（うち、学芸員9）人	9（うち、学芸員6）人	22（うち、学芸員15）人	24（うち、学芸員12）人
館蔵品（2017）	143,314点	8,490件	7,362点	1,719,202点	14,966点
事業費（2017） ※	725百万円	410百万円	267百万円	361百万円	243百万円
開館時間	午前9時30分～午後5時、一部の金曜日は午後8時まで	午前9時30分～午後5時	午前9時30分～午後5時	午前9時30分～午後4時30分(11～2月)、5時(3～10月)	午前9時30分～午後5時
常設展観覧料	600円（大人）、 400円（高校・大学生）	300円（大人）、 200円（高校・大学生）	500円（大人）、 300円（高校・大学生）	300円（大人）、 200円（高校・大学生）	展示場400円（大人）、 300円（高校・大学生）
年間観覧者（2017）	414,385人	622,896人	187,272人	394,466人	720,032人
展示面積（㎡）	5,011	6,680	1,053	3,830	3,156
最近の主な特別展等観覧者（人数）	2016真田丸展（84,072人）、2013幽霊・妖怪画大全集（67,964人）	2017ディズニー・アート展（170,758人）、2016デトロイト美術館展（231,781人）、2013ボストン美術館展(242,725人)	2017ハンガリーの名窯ヘレンド(44,405人)、2016宮川香山（52,201人）、2012マイセン磁器展(65,837人)	2017メガ恐竜展(142,188人)、2016生命大躍進(108,089人)、2012新説・恐竜の成長（152,183人）	2010全天周映像HAYABUSA（58,812人）

※事業費には、改修・修繕費用を含む。

本市施設の現状 （国立博物館との比較）　＜Why＞

・規模では、歴博は東京を除く国立並みの、市美は国立平均を上回る。
・観覧者では、歴博は京都国博を上回り奈良国博並の、市美は国立5館の平均と同数程度の観覧者を獲得。
・経費では、歴博・市美ともに国立施設よりも少ない額で運営。

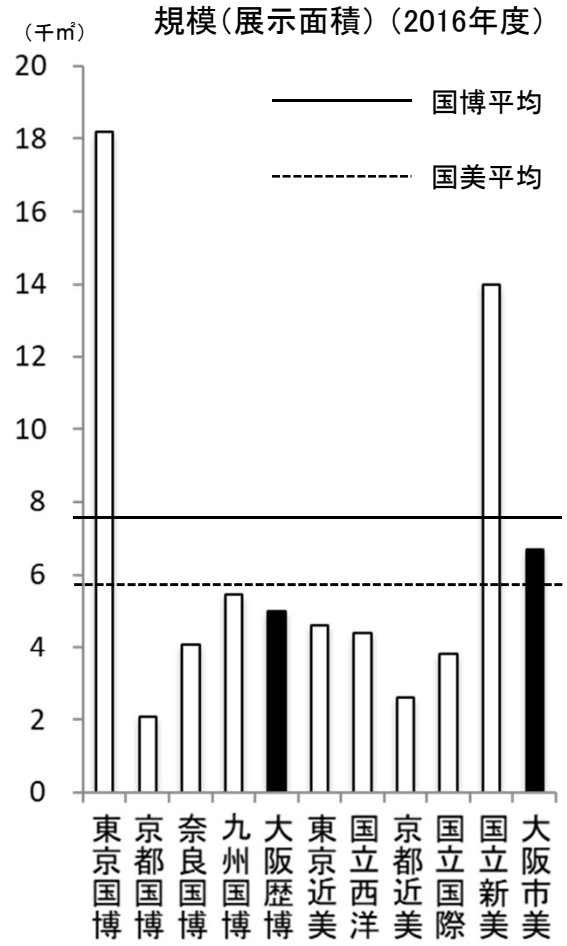

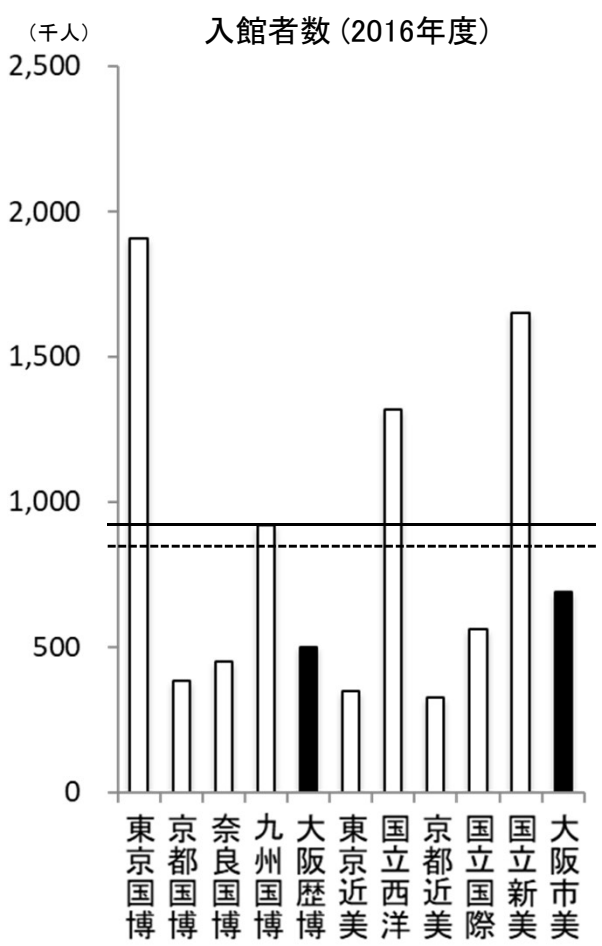

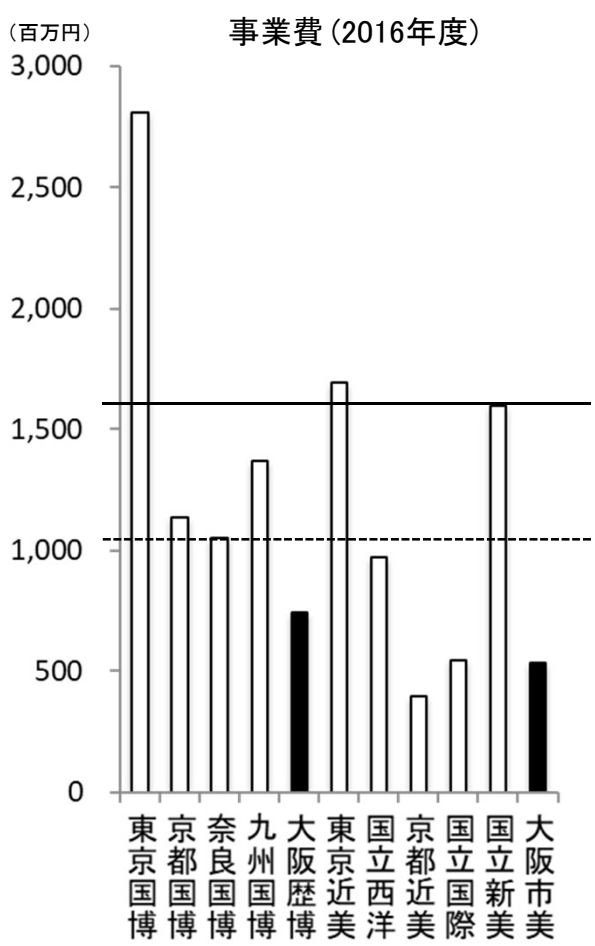

現状課題

＜Outcome＞

【2006年度から指定管理者制度を導入】

1．指定管理者制度の課題（期間の制約）
・指定期間を超えての人材確保が困難(有期契約職員　事務:47人、学芸:9人) ・長期の準備期間を要する海外展や大規模企画展等の誘致・開催に支障 ・学芸員の高齢化に加え、退職者の有期職員による代替では、寄託者等との信頼関係維持や資料獲得が困難
2．利用者サービスの低下（経費削減の限界）
・旧式のトイレや展示端末の故障など、機器や設備の補修・整備が滞る ・収蔵庫や空調設備など施設機能が不十分であったり、建物の老朽化が進む ・レストランやカフェ、ショップが貧弱
3．厳しい経営環境（自由度の欠如）
・協定書に基づく管理代行にすぎず、自主性が発揮しづらい施設運営 ・利用料金制度の特徴が活かされず、インセンティブが有効に働いていない

【学芸員の年齢構成（※）】

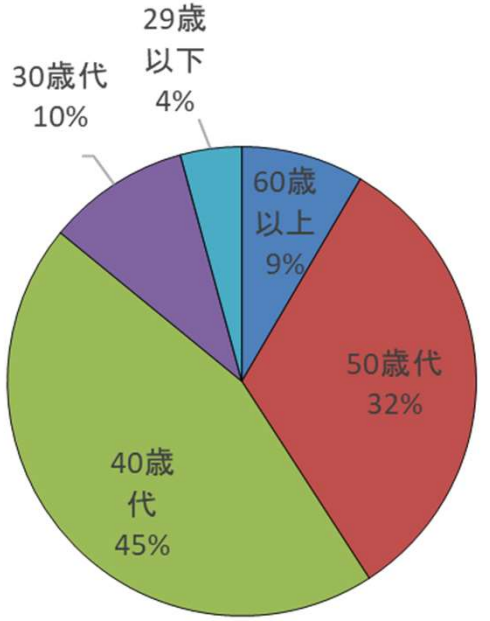

（※）5施設（+新美術館）の人員
2016年4月現在

【第22回府市統合本部会議】(2014年1月28日):国立館等に匹敵する規模・内容を備えた本市施設の特徴を引き出すため、専門人材や事業の継続性の確保、利用者サービスの向上、業務改善や自主性の発揮が期待できる独立行政法人化を、2015年度を目標にめざす。
【戦略会議】(2016年10月5日):博物館のめざすべき姿について取りまとめた「大阪市ミュージアムビジョン（案）」について決定するとともに、地方独立行政法人がビジョン実現に適した経営形態であることを確認。

めざす方向

＜Outcome＞

- 有用な人材と継続性の確保、コンテンツの有効活用を通じて事業の充実を図る。
- 自主性を発揮し、利用者動向やニーズを踏まえた運営や評価を通じた業務改善を行う。
- カフェ・レストランやショップの充実、外部資金の獲得などにより、館の魅力向上に努める。

独立行政法人化でめざす方向

サービスの充実や資金獲得

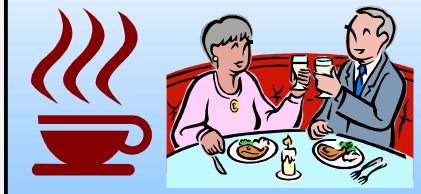

カフェ・レストランの充実

魅力あるショップ

寄付金や外部資金の獲得

継続性の確保

寄託者等との信頼関係の継続

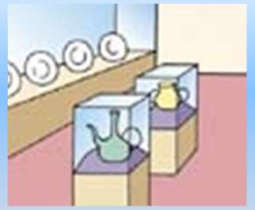

展覧会など事業の継続性

専門人材の確保と継承

柔軟な運営と業務改善

年末年始開館や混雑時の時間延長

評価や結果の公開

めざす方向

＜Outcome＞

指定管理による運営から、継続性と機動性・柔軟性・自主性を備えた地方独法による経営と運営の一元化へ

現状
1.指定管理者制度の下での課題（期間の制約）
2.利用者サービスの低下（経費削減の限界）
3.厳しい経営環境（一体性と自由度の欠如）

解決の方向
1. 資料・人材の安定的確保と活用（継続性）
2. 利用者目線のサービス（戦略的投資、ニーズに機動的かつ柔軟に対応、民間活用）
3.「経営」の実現（経営と運営の一元化、トップのマネジメント、自主性の発揮や業務改善）

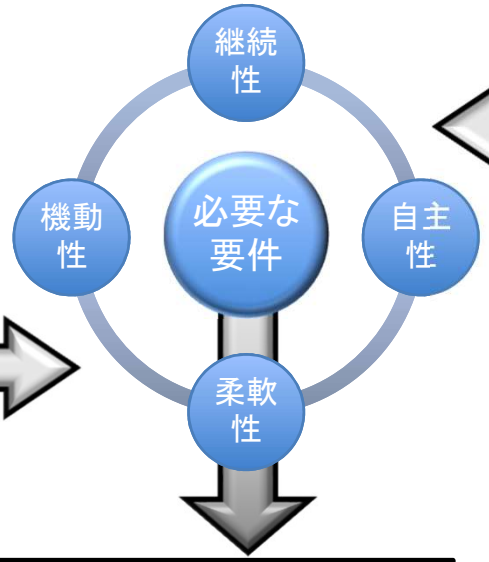

都市のコアとしてのミュージアム
①大阪の知を拓く
②大阪を元気にする
③学びと活動の拠点へ

【地方独立行政法人化＋一体経営】

地方独法化のメリット
- 事業の継続性と専門人材の安定的確保が実現
- 開館延長や割引など利用者のニーズに、法人の判断により、機動力を発揮し、柔軟に応える
- 運営費交付金などの経営資源を、中期計画に基づき、自主性を発揮し、事業等に柔軟に活用できる
- 業務改善や外部評価と公開の仕組みが法定され、組織や人材の活性化が期待できる

一体経営のメリット
- 連携による総合力の発揮や、機能分担と相互補完
- ガバナンスが効き、切磋琢磨が期待できる組織
- 集約や一元化、共有によるサービス向上

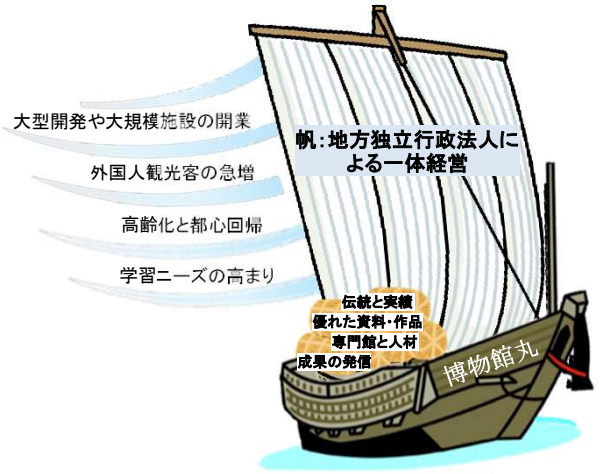

地方独立行政法人大阪市博物館機構について

追加

課題

・指定管理者制度による運営は、期間の定めがあるため、事業の継続性や専門人材の安定的確保が難しい。また、協定書に基づく管理代行にとどまり、自主性や柔軟性、迅速性が発揮しづらい。
・自治体による施策の企画・立案と、指定管理者による現場運営が分離され、ガバナンスの利いた事業や施策の展開に課題が残る。

方向性

博物館施設の地方独立行政法人化

取り組み

・「大阪市ミュージアムビジョン」を策定（2016.12）
・「博物館施設の地方独立行政法人化に向けた基本プラン」を策定（2017.3）
・「定款」及び「評価委員会条例」を制定（2018.2）
・中期目標や関連条例等の制定（2019.12）

成果

２０１９年４月に地方独立行政法人大阪市博物館機構を設立

（成　　果）

追加

○地方独立行政法人化を機に、更なる業務改善に努めるとともに、経営効率を高め、自主性を発揮した「経営」への転換を図っている。

地方独立行政法人の特長である自律性、機動性、柔軟性を発揮し、成果を上げている。

年度	展覧会等観覧料収入（単位：千円）	展覧会等入館者数（単位：千人）
2014～2018平均	316,162	2,228
2019	441,726	2,218
2020	148,901	522
2021※	337,608	1,035

※：2021年度は2022年2月に開館した大阪中之島美術館の実績含む

地方独立行政法人移行

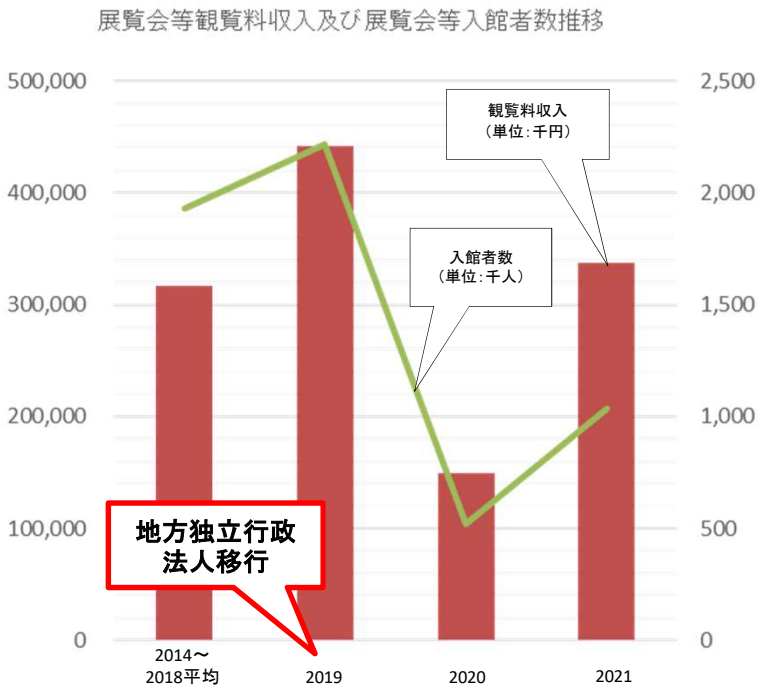

地方独立行政法人化初年度となる2019年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により３月が休館となったものの過去５年で最高の入館者数を記録した。

２０２０年度及び２０２１年度は引き続き、新型コロナの影響により、多くの展覧会、行事が中止を余儀なくされたこともあり、入館者数、観覧料収入ともに落ち込み、未だ回復途上ではあるが、事業再開に向けた迅速な対策を講じたことや、事業におけるオンラインを通じたさまざまな媒体の活用など、業務におけるICT化を進展させ、影響を最小限にとどめた。

（成　果）

追加

・学芸員・技術職員等の専門人材の確保・育成による運営体制の強化や外部資金の確保など、**法人の基盤整備の充実**
・各館長を「機構の経営」に参画させる組織基盤の構築など、**経営と運営の一元化に向けた取り組み**
・科学館と自然史博物館の**「アインシュタイン展」合同開催**や市立美術館と中之島美術館の**共同研究による展覧会の実施など**各館の連携が充実しつつある
・法人独自の**コロナ対応戦略(CRS)の策定、実施、**並びにプラネタリウムの改修や東洋陶磁美術館エントランス改修等実施
・運営にPFI手法を導入した**大阪中之島美術館の開館（2022年2月2日）**

○２０２１事業年度の評価結果は、「年度計画どおり順調に実施している」となっており、法人による運営は順調に進んでいる。

（評価方法）法人による自己評価、評価委員会による意見申述を踏まえ、設立団体の長である大阪市長により年度計画の評価を行う。

小項目及び中項目ごとの進捗状況は1～5の5段階による評価	5 年度計画を大幅に上回って実施	4 年度計画を上回って実施	3 年度計画どおり順調に実施	2 年度計画を十分に実施できていない	1 年度計画を実施できていない（未実施）

	2019事業年度	2020事業年度	2021事業年度
達成度評価	63点（100点満点中） 年度計画どおり順調に実施	62点（100点満点中） 年度計画どおり順調に実施	60点（100点満点中） 年度計画どおり順調に実施

※評価項目が20項目あり、全ての項目が「年度計画どおり順調に実施（5段階評価の3）」であれば60点となる。

Ⅱ【独立行政法人化】（10）動物園〔新規〕

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
•入園者数がここ数年横ばい傾向。 •人気希少動物が高齢化しており、新たな個体の導入を進める必要がある。 •獣舎の老朽化が進む中、飼育技術面を工夫することで動物福祉に取り組んでいるが、専門職員の採用が柔軟に行えず、技術の高度化への対応や、調査研究が十分にできていない。 •老朽獣舎をリニューアルするにあたり、多額の整備費が必要になり、縮減努力が必要。	•2015年に安定的で継続性を持ち、社会性を備えた公立動物園としての意義や役割も踏まえたうえで、大都市大阪にふさわしい魅力あふれる動物園を目指して、天王寺動物園基本構想を策定。 •2016年に基本構想を実現するための具体的な取組みをまとめた「天王寺動物園101計画」を策定し、その中で望ましい経営形態の検討を取組むべきことのひとつとして掲げる。	•外部有識者で構成された天王寺動物園経営形態検討懇談会で持続可能な動物園の経営形態について検討を行った。 •事業の継続性や専門人材が確保でき、事業や予算執行の自由度により効率的な運営が期待できることに加え、業務改善が図られることが確実で、組織の信頼性から公共性・公益性の担保もある地方独立行政法人制度が天王寺動物園に望ましい経営形態であると結論付けた。	•市会での議論等を経て、2021年4月に地方独立行政法人天王寺動物園を設立した。 •動物福祉等の専門知識を有する人材の採用や園の実情に即応した組織体制の構築、人員配置が可能となり、園の機能強化や効果的な事業実施を実現。 •獣舎のリニューアル等において、法人の柔軟な発注方法により、手続き面の簡素化や工期短縮などを期待。 •体制強化や獣舎のリニューアル等で、動物福祉の取組を強化することにより、好循環が生まれる。

天王寺動物園の現状と課題

〔新規〕　＜Why＞

【活性化計画】

- ✓ イベントやＣＳ（※１）改善で入園者増と成果があがっているが、ここ数年横ばい傾向（図１）
- ✓ 人気希少動物（ゾウ、トラ等）が高齢化、死亡しており、新たな個体の導入（※２）が課題
- ✓ ※１ＣＳ⇒顧客満足度（Customer Satisfaction）
  ※２動物導入は、金銭取引ではなく繁殖研究目的の国内外他園との取引が基本だが、その際、獣舎、飼育技術ともに、動物福祉への配慮が求められる

【機能向上計画】

- ✓ 飼育動物の高齢化と獣舎の老朽化が進むなかで、飼育技術面を工夫することで動物福祉に取り組んでいる。
- ✓ 専門職員の採用が柔軟に行えず、飼育技術の高度化への対応や十分に調査研究活動ができていないことが課題

【施設整備計画】

- ✓ 総事業費が、今後、増加する見込み
- ✓ 施設整備には経常経費とは別に公費負担（現在は重点予算で対応）が必要であり、縮減努力が必要

【経営計画】

- ✓ 収支面は改善し、目標である公費負担率50%をH30年度に達成しているものの、依然相当額の公費負担が必要（図２）
- ✓ 現在の経営形態のままでは、園運営の柔軟性と効率性に欠け、上記課題に対応していくことが困難

〔入園者数の推移〕（図１）

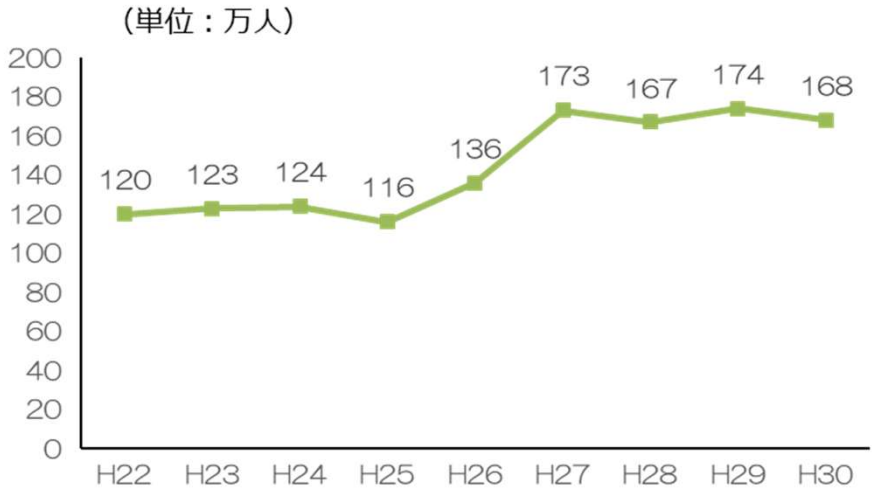

〔公費負担率の推移〕（図２）

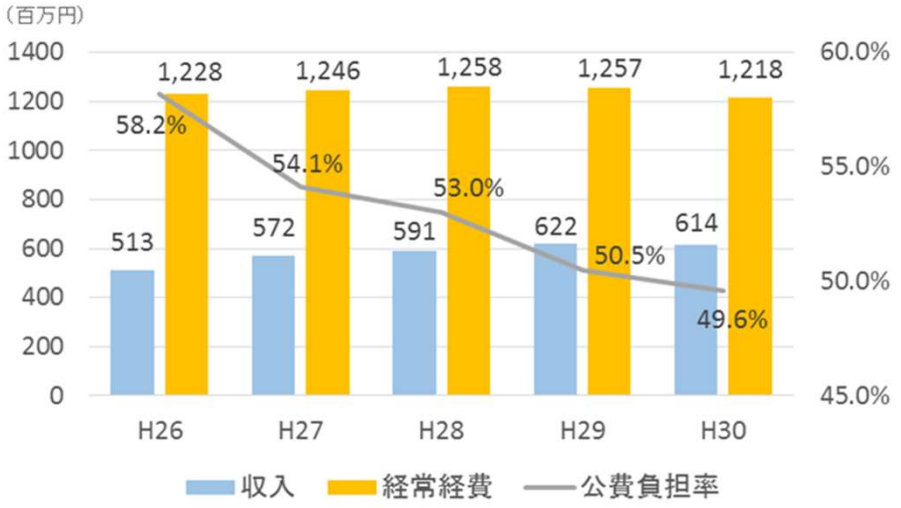

地方独立行政法人への移行～動物中心の園運営へ～

〔新規〕　＜What＞

101計画の取組状況における課題、懇談会における有識者からの意見を踏まえ、本市としてあらためて持続可能な動物園運営を行うにあたって望ましい経営形態を検討した結果、**地方独立行政法人が最もふさわしい経営形態であると判断**

✓ 持続可能な動物園運営の命運を握るのは、種の保存や生物多様性の保全といった公共的使命を果たしていくための前提となる**人気希少動物などの安定的な確保**

✓ 安定的な動物の確保に向け、自園における繁殖のみならず、他園との取引（連携・協力）を円滑に進めていくためには、**国内外の動物園からの信頼獲得がカギ**

✓ そのためには、

動物福祉に配慮した飼育手法・施設

高度な飼育・繁殖技術の確立

社会貢献活動の推進(種の保存・生物多様性保全)

ソフト、ハードの両面から**動物中心の取組みを推進**するためには、
専門人材の確保・育成や設備投資が必要であり、
職員採用や予算執行を動物園の実態に即して柔軟に行うことができる仕組みが求められる

こうした仕組みを実現するのに最適な経営形態である**地方独立行政法人へ移行**

独法化により期待される効果（ソフト面）

〔新規〕　＜Outcome＞

動物福祉等の専門知識を有する人材の採用や園の実情に即応した組織体制の構築、人員配置が可能となり、
園の機能強化や効果的な事業実施を実現

■ 動物部門における機能強化とその効果

強化する機能	機能強化後の取組内容	効果
飼育管理機能	動物福祉に配慮した 生活の質を高める飼育の実施 繁殖技術の向上	動物本来の行動が観覧できる環境の提供 他園からの評価の向上 安定的な動物確保
調査研究機能 国際交流機能	種の保存や生物多様性の保全など 世界的な課題に対する研究の実施 海外の園館との積極的な国際交流	動物園業界におけるプレゼンスと信用の向上 安定的な動物確保
教育普及機能	学校園の課外授業等の受入回数、 園内ガイドの実施回数の増加	環境教育の機会の拡大

■ 経営・事業部門における効果的な事業実施

機能	効果
経営戦略機能	園自らの判断に基づく選択と集中による業務執行体制の構築と予算投下
営業・渉外機能	積極的な企業等への訪問活動を通じた支援拡大
広報・イベント機能	積極的な情報発信と多様なイベント企画による来園者の増加
顧客サービス機能	園内トラブルや要望への迅速な対応による顧客満足度の向上（リピーターの増加）

独法化により期待される効果（ハード面：獣舎整備）

〔新規〕 ＜Outcome＞

■ 獣舎に求められる要件

【安全確保の観点】
動物、来園者、飼育スタッフの安全安心

【動物福祉の観点】
動物本来の生息地環境の提供

【集客・魅力向上の観点】
施設の陳腐化防止

しかしながら、天王寺動物園には戦前の獣舎が残っているなど、求められる要件を満たしていない獣舎が多数存在

独法化後も継続的な獣舎整備(リニューアル)が必要

■ 法人による獣舎整備の優位性

市が建設
※市が現物出資

✓ 本市の発注方式による獣舎整備（市直営の現状と変わらない）

法人が建設
※市は補助金を支出

✓ 工事の一括発注等、法人の柔軟な発注方法により、手続き面の簡素化や工期短縮が図られ、獣舎整備コストの削減が期待
✓ 法人自らが施設整備部門を持つことで、動物、来園者、飼育スタッフ、３者の目線から柔軟な獣舎設計を実現

独法効果

【イメージ図】

独法化により実現可能な好循環

〔新規〕 ＜Outcome＞

■ 好循環（イメージ）

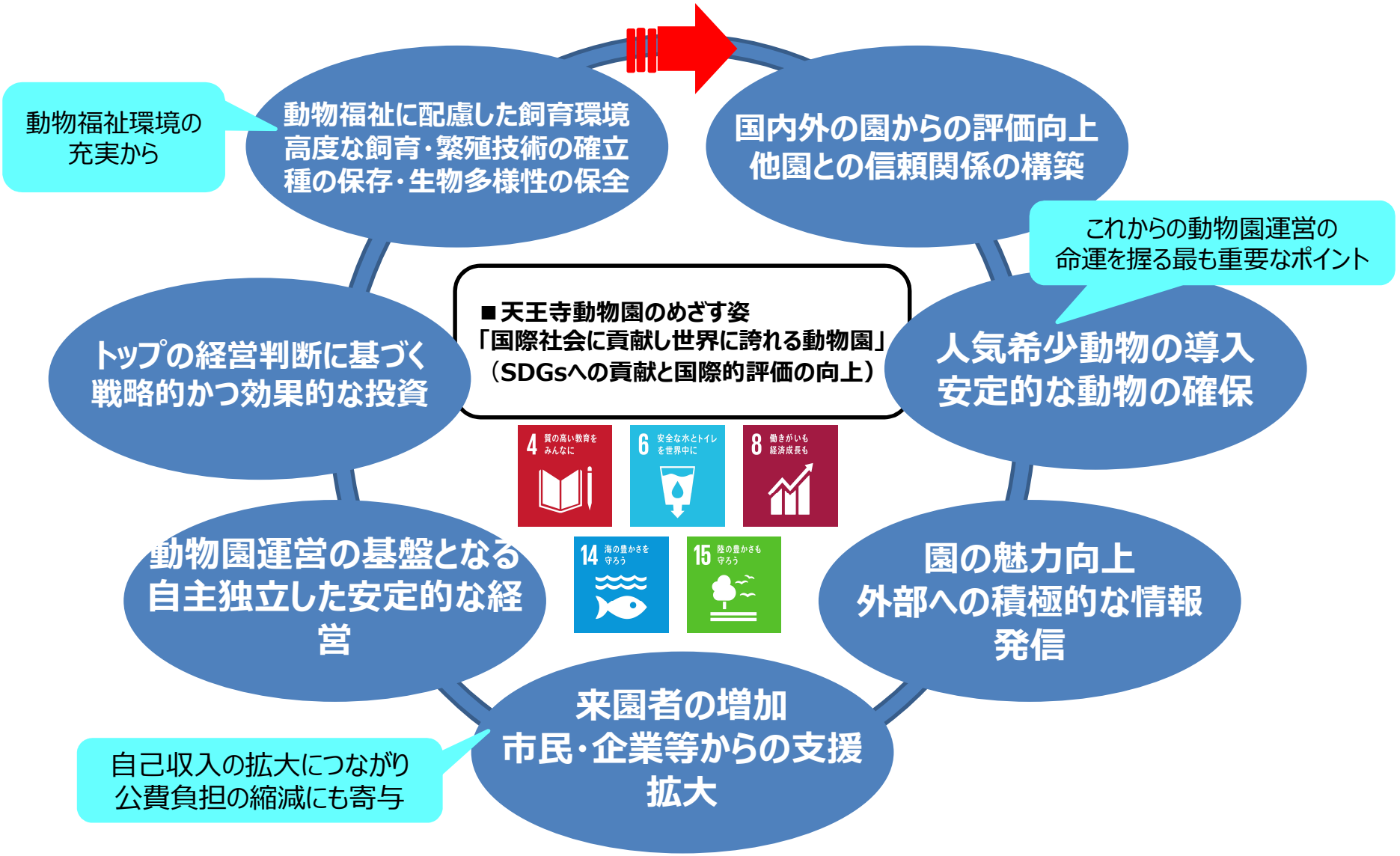

Ⅱ　公民連携/経営形態の見直し

【公民連携の推進】

（11）ＰＦＩ・指定管理者制度の活用
（12）サウンディング型市場調査の実施
（13）企業等との連携
（14）天王寺公園エントランスエリア（愛称:てんしば）・大阪城公園PMO・難波宮跡公園
（15）水道基幹管路PFI

Ⅱ【公民連携の推進】（11）ＰＦＩ・指定管理者制度の活用

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
官民の最適な役割分担のもと、官が担っている事業を民間が担うことにより、コスト削減とサービス向上が期待できるものは積極的に民間活力の活用を推進する必要がある。	公共施設の整備等にあたっては、官民の最適な役割分担のもと、効率的・効果的な施設整備と良質なサービス提供を図るため、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法も含めた中から最適な事業手法を導入する。	①PFIの活用 ・大阪市PFIガイドラインを策定（2016年3月） ・大阪市PPP/PFI手法導入優先的検討規程を策定（2017年3月） ②指定管理者制度の活用 ・公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する指針を策定（2004年11月） ・指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインを策定（2006年12月） ・競争を促す観点から、審査における具体的選定項目及び配点の内容を変更（2012年3月） ・事業者の積極的な取組みを促すため、インセンティブ・ペナルティ制度を導入（2022年4月）	①PFIの活用 （実績（事業開始済のもの）） ・津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業（2006～2025年度） ・平野下水処理場汚泥固形燃料化事業（2011～2033年度） ・海老江下水処理場改築更新事業（2017～2040年度） ・天保山客船ターミナル整備等PFI事業（2020～2052年度） ・大阪市工業用水道特定運営事業等（2022～2032年度） ②指定管理者制度の活用 導入数 2018年度：356施設 2022年度：830施設 ・公募による選定割合 2008年度 94.9% ▶ 2018年度 97.8% ▶ 2022年度 99.8% ・指定管理者のうち民間事業者の割合 2008年度 64.9% ▶ 2018年度 98.3% ▶ 2022年度 41.0%（※） ※2021年度より市営住宅（490施設）に導入。公募選定の結果、全施設で大阪市住宅供給公社を指定管理者として指定。

Ⅱ【公民連携の推進】（12）サウンディング型市場調査の実施

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
民間の創意工夫を活用するにあたり、事業発案時や公募条件検討時において、官民対話による行政と民間の相互コミュニケーションを実施することが重要である。	民間事業者の能力や創意工夫を幅広く取り入れるべく、積極的にサウンディング型市場調査を実施。	（実施件数） ・2012年度　1件 ・2013年度　7件 ・2014年度　4件 ・2015年度　4件 ・2016年度　4件 ・2017年度　12件（1件） ・2018年度　9件（1件） ・2019年度　9件（2件） ・2020年度　6件 ・2021年度　9件（1件） （　）はそのうち府市合同実績を示す ・職員向けに留意事項を整理した「マーケットサウンディング『官民対話』のポイント」を策定（2019年5月）	公平性と透明性を担保しつつ、事業の実施前に、幅広く企業等の提案・意見を募集し、公募内容等に反映。

Ⅱ【公民連携の推進】（13）企業等との連携

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
マルチパートナーシップによる活力ある地域社会づくりを進める上で、 ・企業側からみて本市の連携窓口が分かりにくく、また具体的な連携の取組も企業側に伝わっていない。 ・企業等との連携協定などにより構築されたネットワークについて、十分な周知や組織的な共有ができていない。	・企業等との連携窓口を一元化する。 ・連携による具体的取組・連携企業の声などを整理し、企業等にその内容を届ける。 ・本市各所属の企業等との連携状況を一元的に把握し、各連携企業の強みや連携のメリットがわかるように整理して市内部で共有化する。	・企業等との連携窓口を一元化した。（2017年4月） ・連携のメリットや手法等についてもHP等により周知を行った。（2017年6月） ・各所属と企業等との連携（ネットワーク）状況を集約し、本市HP及び庁内ポータルに掲載し、周知及び共有を図った。年2回（9月末・3月末）	・包括連携協定締結数 2017年度新規　10件 2018年度新規　9件 2019年度新規　12件 2020年度新規　7件 2021年度新規　13件 2022年度新規（9月末）　9件 ・事業連携協定締結数 2017年度新規　102件 2018年度新規　329件 2019年度新規　230件 2020年度新規　153件 2021年度新規　183件 2022年度新規（9月末）　67件

企業等との連携窓口の一元化（2017年4月）　＜What＞

大阪市ホームページに掲載、SNSや連携企業の広報媒体等による周知。

- 各所属と企業等との連携（ネットワーク）状況の集約･共有化（年2回（9月末･3月末））

  大阪市ホームページ、庁内ポータルに掲載
  （https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000401733.html ）

包括連携協定等締結数の推移

＜Outcome＞

➢包括連携協定締結数（年度末時点）

2013年度以前　10件
2014年度　16件
2015年度　20件
2016年度　28件
2017年度　40件
2018年度　47件
2019年度　65件
2020年度　71件
2021年度　84件
2022年9月末現在 96件

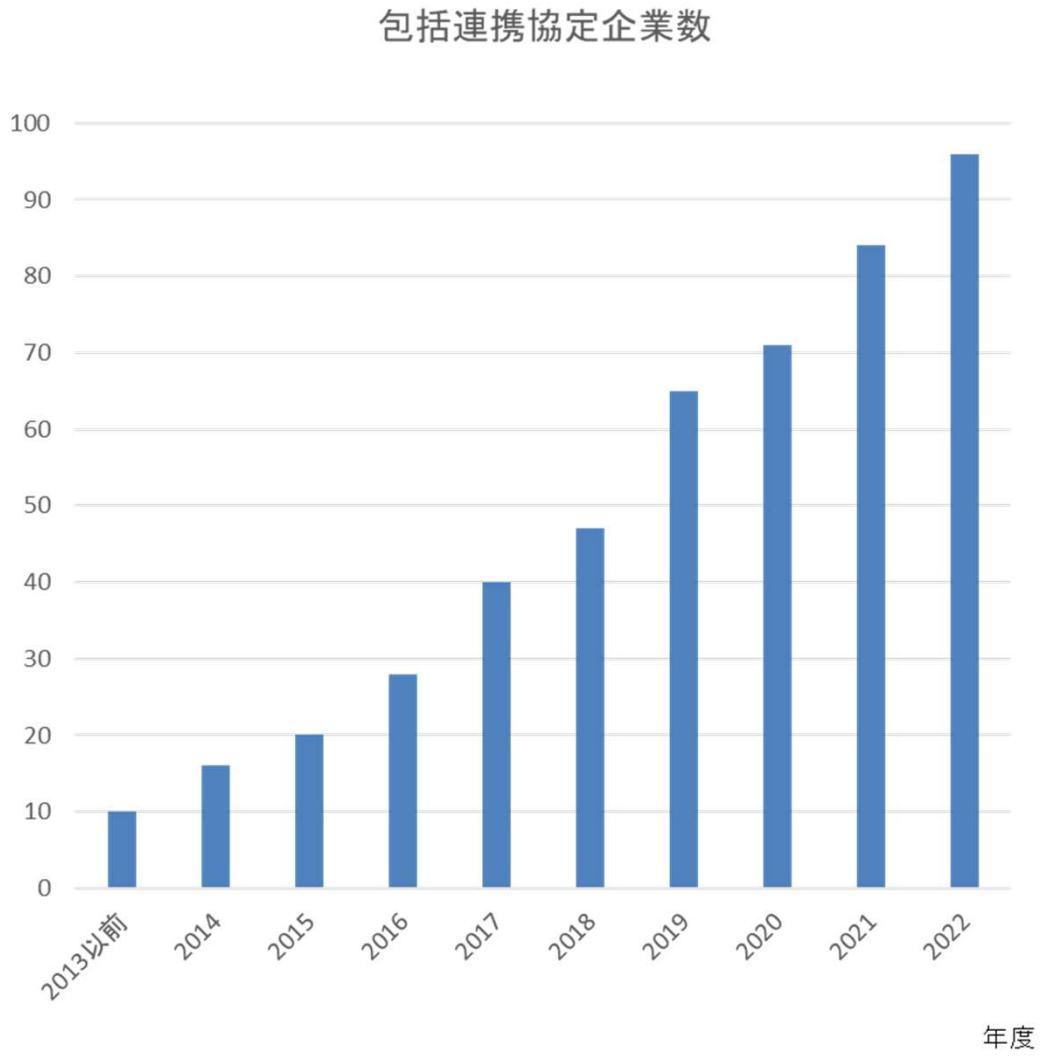

事業連携協定締結数の推移

追加　＜Outcome＞

➢事業連携協定締結数（年度末時点）

2013年度以前　534件
2014年度　600件
2015年度　1,059件
2016年度　1,419件
2017年度　1,619件
2018年度　2,140件
2019年度　2,502件
2020年度　2,766件
2021年度　2,916件
2022年9月末現在 2,970件

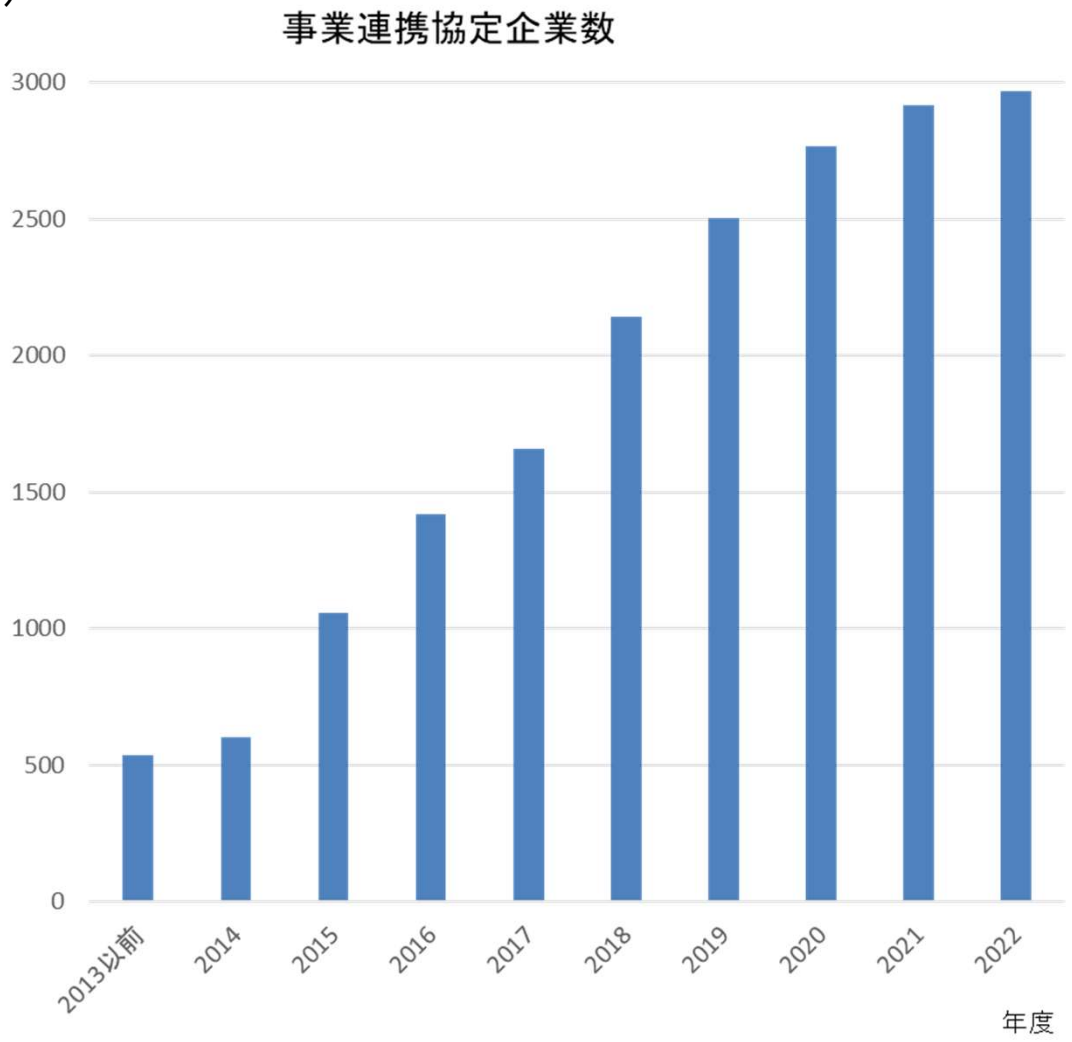

企業等との連携状況（2022年9月末時点）

＜Outcome＞

種　類	内　容	件　数	内　訳
包括連携	市民サービスの向上及び地域の活性化等の推進に向け、安全・安心、福祉・子育て、スポーツ、区政・市政のPRなど、市政のあらゆる分野を包括する連携協定。	96件	21区、8局
事業連携	特定の分野・事業について連携項目を持つ事業連携協定。連携項目に基づく取り組みを特定の所属で行うことを基本とするもの。 事業連携協定以外の連携の手法として、覚書の他、登録制度などもある。	2,970件	事業連携協定　24区、18局 登録制度　20区、5局 覚書　20区、7局 その他連携　6区、4局

〔その他の連携メニュー〕

■ **地域貢献企業バンク制度**

企業の社会貢献・地域貢献と行政の施策展開における公民連携の取組のニーズのマッチングにより、府民・市民サービスの向上及び地域の活性化をめざす制度。

企業の社会貢献及び利便性を高める観点から、府市連携を図り、本市においても2017年４月から同制度を活用、本市への協力希望に応じて企業登録を行い、本市の施策とのマッチングを行うこととしている。

■ **市民活動総合ポータルサイトへの登録**

市民活動総合ポータルサイトは、市民活動団体等の情報や、市民活動に役立つ情報（ノウハウ・助成金・講座等）をインターネット上で収集・発信するもの。

企業として団体登録することで、企業の持つノウハウや場所・資金等の資源提供情報や社会貢献活動についても、市民活動団体向けに情報発信している。

主な包括連携協定等の連携事項等について（1／3）

＜Outcome＞

種類	協定名称	連携事項	主な取組
包括連携	**大阪市と株式会社セブン－イレブン・ジャパン地域活性化包括連携協定**（2010.12）	・地域への参画・市民協働の推進、環境問題対策、観光情報・振興、大阪市の推進するイベントの告知・支援、健康増進・食育、子育て支援、子ども・青少年育成、大阪市の特産・名産の拡販と告知、高齢者支援、災害対策、その他、地域の活性化及び市民サービスの向上	・店舗へのポスター掲示
	大阪市とイオン株式会社との包括連携協定（2014.12）	・WAONカードを活用した市民活動の支援等、市民の安全及び地域振興その他市民活動の推進、男女共同参画及び消費生活、人権尊重の理念の普及その他人権施策、その他、地域の活性化及び市民サービス	・「大阪WAON」カードを発行、売上の0.1%を大阪市に寄附 ・グループ店舗へのポスター掲示 ・グループ店舗でのイベント等開催
	大阪市と大阪シティ信用金庫との包括連携協定（2016.11）	・区政・市政のPR、安全・安心、健康・福祉、社会教育、環境・美化、地域産業の振興、雇用促進、その他、市民サービスの向上及び地域の活性化	・市内各営業店と各区との連携（区政・市政のPR等） ・若年求職者を対象とした合同企業説明会の開催 ・NPO法人等への支援　等
	大阪市と株式会社関西ぱどとの包括連携協定（2017.4）	・区政・市政のPR、市民活動の推進、雇用促進、中小企業振興、防災・防犯、福祉・子育て、健康・医療、その他、市民サービスの向上及び地域の活性化	・フリーペーパー「まみたん」による子育て支援情報及び24区の子育て情報の発信 ・「まみたん」主催イベントへの参加による市政のPR
	大阪市と東京海上日動火災保険株式会社との包括連携に関する協定（2017.8）	・市民生活の安全・安心、女性の活躍促進、福祉・子育て、健康・医療、市民活動の推進、大阪経済の活性化及び雇用促進、区政・市政のPR、その他、市民サービスの向上及び地域の活性化	•豊富なノウハウを活かした講師派遣の協力 •本市施策のPR

主な包括連携協定の連携事項等について（2／3）

＜Outcome＞

種類	協定名称	連携事項	主な取組
包括連携	**大阪市と吉本興業株式会社との包括連携に関する協定** （2017.11）	・地域の活性化、健康・福祉、子育て・教育、市民活動の推進、その他協議により必要と認められること	・24区住みます芸人による地域活動協議会等と連携した地域活性化 ・24区創作落語による地域の魅力発信 ・2025日本万国博覧会の誘致に向けての連携
	大阪市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定（2021.10）	・健康医療、市民活動の推進、スポーツ振興、こどもの健全育成、市民生活の安全・安心、福祉、大阪経済の活性化及び雇用促進、区政・市政のPR、その他市民サービスの向上及び地域の活性化	・感染症対策への支援 ・健康測定会の実施 ・イベント等におけるボランティア活動への参加
	大阪市と佐川急便株式会社との包括連携協定 （2022.4）	・大阪の魅力発信、区政・市政のPR、市民活動の推進、市民生活の安全・安心、こどもの健全育成、福祉、就労支援、環境	・配送用トラックを活かした広報協力 ・地域との連携による、地域活性に向けた取組 ・こどもの体力づくりサポート支援事業
	大阪市と森ノ宮医療学園との包括連携協定 （2022.9）	・健康・医療、こどもの健全育成、多文化共生、市民活動の推進、福祉、2025年大阪・関西万博の機運醸成、区政・市政のPR、その他市民サービスの向上及び地域の活性化	・医師、教員等による健康講座の実施 ・子育て支援講座の実施 ・中学生へのキャリアデザイン教育 ・外国人向けの日本語教育、日常生活の支援

主な包括連携協定の連携事項等について（３／３）

＜Outcome＞

種類		協定名称	協定の概要	主な取組
事業連携	市域対象	**大阪市地域見守りの取組みにかかる連携協定** （2016.11）	・事前に徘徊の恐れのある認知症高齢者の情報を登録していただき、その方が行方不明になった場合、登録いただいた氏名や身体的特徴などの情報を、協力者(地域団体や民間事業者)に配信し、早期に発見・保護する取組	・日常業務活動を通じ、市民の異変を察知し通報につなぐ。
		健康増進に関する大阪市と大塚製薬株式会社との連携協定 （2016.3）	・熱中症予防に関する取組や、「食」を通じた健康づくりなどの推進に向けた取組	・啓発用うちわの作成・配付（約10,000枚） 熱中症予防啓発講習会への講師派遣等
		災害救助物資の供給等に関する協定 （2016.8ほか）	・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資の供給等に関する協定 （協定企業等　50社）	・災害発生時における物資の供給・運搬等
	区域対象	**見守りに関する協定** **（連携先：区内企業・団体等）** （2013.6ほか）	・区の実情に応じて、高齢者、障がい者、子どもなどの要支援者の見守り等	・通常業務を通じて区民の異変を察知し関係機関に通報　等
		災害時に福祉避難所等として介護・高齢福祉施設等を使用することに関する協定書 **（連携先：区内企業・団体等）** （2011.10ほか）	・「大阪市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、大規模な地震などの災害により高齢の要援護者が避難を余儀なくされた場合に、要援護者施設等を、計画に定める「福祉避難所」及び「緊急入所施設」として使用する。	・大規模な地震等の災害時に避難所としての協力
		こども110番の家に関する協力の協定 **（連携先：区内店舗、企業等）** （2002.4ほか）	・区内の店舗・事業所等が「こども110番の家」の旗を掲げる。	・こどもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに、駆け込み、助けを求めることができるようにする。

Ⅱ【公民連携の推進】（14）天王寺公園ｴﾝﾄﾗﾝｽｴﾘｱ（愛称：てんしば）・大阪城公園PMO・難波宮跡公園

①天王寺公園エントランスエリア（愛称：てんしば）

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
［天王寺公園］ ・周辺に豊富な観光資源が集積している立地のポテンシャルを活かせていない。	・天王寺公園・動物園を核とした天王寺・阿倍野地区全体の魅力向上・集客促進。		・文化観光拠点の形成
<エントランスエリア> ・有料（要無料化）公園として管理・運営。 ・施設老朽化に伴う再整備費や維持管理・運営費が課題。	・官民連携による公園エントランスエリア再整備・魅力向上。 ・動物園・美術館へのアプローチとしての魅力向上を図るとともに、公園内の回遊性を高める。	・エントランスエリアの無料化、開園時間の延長、既存施設の解体、動物園てんしばゲートの新設。 ・民間事業者の投資によるエントランスエリアの飲食・物販施設等の設置・運営、芝生広場・緑地等整備。 ・民間事業者による魅力づくり（イベント開催、広報等）	・魅力向上（来園者数増） 2013年度 約140万人 ▶ 2021年度 約391万人 ・財政的効果 再整備費用の縮減 （参考：民間事業者投資額 約16億円） 公園使用料収入の確保 ※イベントによる収入を除く （0→4,000万円） 運営維持管理費用の縮減 （3,700→700万円）
<ゲートエリア> ・既存施設の老朽化等によって閉鎖している大規模なエリア（てんしばゲートエリア）が存在。 ・老朽化した既存売店等のリニューアルとともに園内サービスの質や機能の抜本的な改善を図っていくことが課題。	・官民連携による動物園ゲートエリア再整備・魅力向上。 ・動物園の飲食・物販サービスの質・機能の抜本的な改善。	・民間事業者の投資によるてんしばゲートエリアの再整備、運営管理、動物園の飲食・物販等サービス事業を包括的に実施。	

天王寺公園　エントランスエリア魅力創出・管理運営事業

＜What，Outcome＞

リニューアル前

リニューアル後

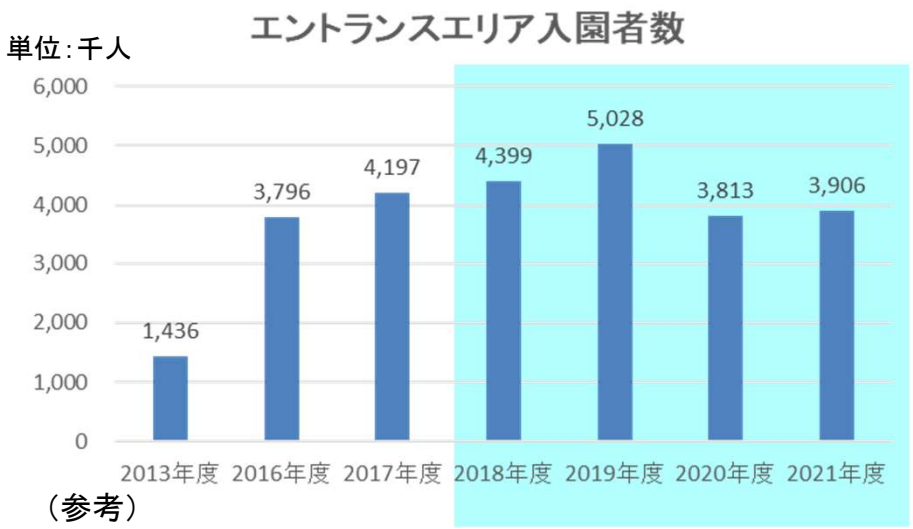

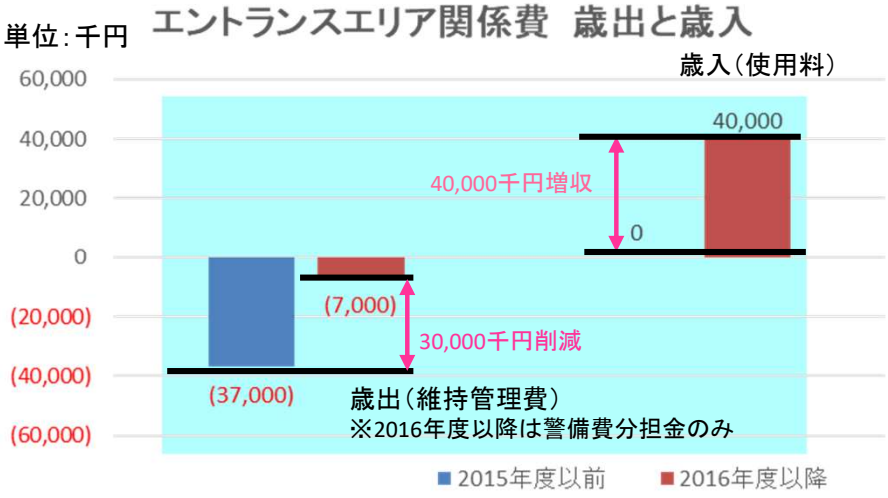

（参考）
エントランスエリア
◆ 無料化：2015.4.1～
◆ 再整備工事のため閉鎖：2015.4.1～2015.9.30
◆ リニューアルオープン：2015.10.1

Ⅱ【公民連携の推進】（14）天王寺公園ｴﾝﾄﾗﾝｽｴﾘｱ（愛称：てんしば）・大阪城公園PMO・難波宮跡公園

②大阪城公園PMO

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
［大阪城公園PMO］ ・大阪城公園全体での収支状況が赤字である。 ・来園者に対するサービスメニュー不足（見学や体験施設の不足、便益施設の老朽化及び不足）により、滞在時間が短く、経済効果が薄い。 ・迎賓館や旧第四師団司令部庁舎などの既存施設の活用ができていない。 ・天守閣に集客が一点集中しており、場所的、時間的な偏りがある。	・官民連携の手法による管理形態の見直し。 ・市税を投入した大規模投資は行わない。 ・新規施設の整備によりサービス向上及び滞在時間の延長により経済効果の向上を図る。 ・既存施設を改修、リニューアルし活用する。 ・点在する文化財の活用。 ・園内交通システムやイベントの実施により、昼夜問わず回遊性の向上や賑わいづくりを図る。	・大阪城パークマネジメント事業（PMO事業）を導入。 ・PMO事業者の投資による新規施設整備。（便益施設及び駐車場整備等） ・PMO事業者の投資による既存施設改修整備。（迎賓館、旧第四師団司令部庁舎及び公園内の各売店等） ・PMO事業者の投資による園内各所での新サービス開始。（重要文化財の長期公開、御座船の運航、園内交通システム運行、各種イベント実施、景観照明の整備等）	・PMO事業導入による収支改善を果たすも、新型コロナウイルスの影響により悪化。 2014年度 ▲4,000万円 ▶ 2021年度 ▲2億3,200万円 （参考） コロナ前の2019年度は1億5,500万円の黒字 ・来園者 2014年度 約184万人 ▶ 2021年度 約34万人 ※新型コロナウイルス感染症による影響 （参考） コロナ前の2019年度は約218万人 ・大阪城公園の世界的観光拠点化

大阪城公園ＰＭＯ

＜What，Outcome＞

①管理手法の変更

民間主体の事業者が公園全体を総合的かつ戦略的に一体管理

《PMO事業導入前》

経済戦略局	建設局	教育委員会事務局
天守閣の管理運営（指定管理者制度活用）	公園の管理運営（直営・管理許可・委託）	音楽堂の管理運営（直営）

改革

《PMO事業導入後》

PMO事業者

- 管理運営：施設の管理運営（天守閣、公園、音楽堂など）
- 魅力向上：既存施設の活用／新規施設の整備／新たなイベントや事業実施

サポート

大阪市

経済戦略局・建設局・教育委員会事務局

②実施事業例

民間事業者（PMO事業者）の投資により魅力向上事業を実施

③成果

▸ 本市の収支変化

約1.5～２億円超の収支改善を果たすも、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化

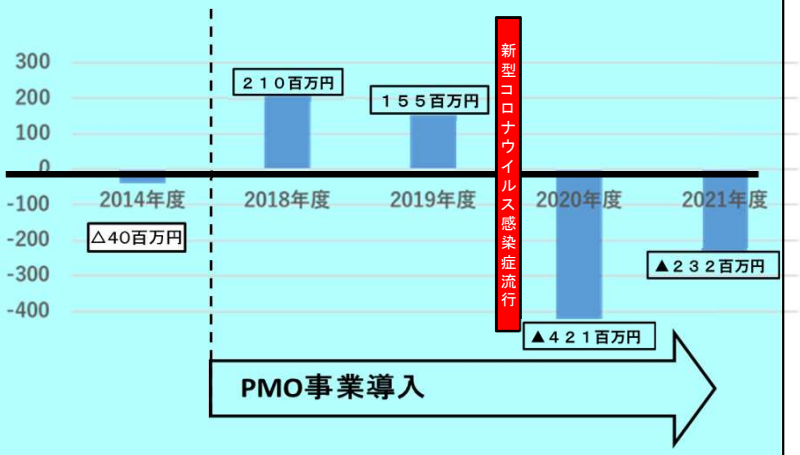

▸ 来園者数の推移 ※天守閣入場者数

複数年度に渡り200万人以上を達成するも、新型コロナウイルス感染症の影響により減少

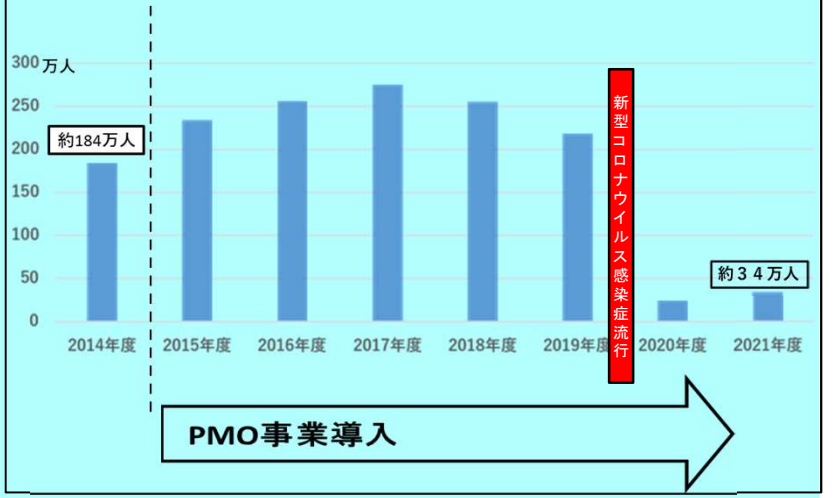

④今後の取組 ▸ 滞在時間のさらなる延長を促進

Ⅱ【公民連携の推進】（14）天王寺公園ｴﾝﾄﾗﾝｽｴﾘｱ（愛称：てんしば）・大阪城公園PMO・難波宮跡公園

③難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業〔新規〕

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
【『史跡難波宮跡』の知名度向上】 ・『史跡難波宮跡』は、古代史上きわめて重要な史跡であり、その知名度向上が望まれる。	・令和7（2025）年の大阪・関西万博開催を契機とし、貴重な歴史遺産である難波宮跡を確実に未来へ伝えていくため、難波宮跡一体で取組みを進めていく。	・難波宮の具体的な整備手法を定めた「史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画」を策定。 ・北部ブロックの整備運営と、南部ブロックの管理運営を一体的に行う事業者公募を実施。	・南北ブロック一体で取組みを行う事業者を決定。 ・公園整備を行う北部ブロックでは、Park-PFI制度を用い、難波宮跡のイメージを体感できる公園整備を行う。 ・財政的効果（北部ブロック） 公園管理費用の縮減 （参考：管理費　全額民間負担） 公園使用料収入の確保 ・周辺の歴史的観光資源である大阪城公園及び大阪歴史博物館、さらには大阪府内への文化財をはじめとした歴史的な観光資源とも連携し、難波宮跡への集客力を高める。 ・万博開催後もその知名度向上に向けた取組を持続させ、「進化し続ける史跡」を目指して、将来にわたって多くの人が集まり交流する空間に育てていく。

難波宮跡公園

難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業

大阪市の中心部に位置する難波宮跡公園は、歴史的資源を活かし、隣接する大阪城公園などと一体で、「世界第一級の文化・観光拠点の形成・発信をめざす重点エリア」に位置付けられている。
令和7年の大阪・関西万博を契機に、北部・南部ブロック一体となった様々な取り組みを行い、難波宮跡への集客力を高め、難波宮の知名度向上を目指すため、難波宮跡のイメージを体感できる公園整備や賑わい創出を担う民間事業者を公募し、官民連携で取り組んでいく。

■公募概要

北部ブロックの整備と、北部ブロックと南部ブロック一体の管理運営（利活用）を行う事業者を公募

○北部ブロック（担当：建設局）
➢事業概要：P-PFI制度を用いた公園整備、ソフト的な魅力向上業務の実施
➢維持管理：民間事業者の収益により実施
➢事業期間：20年間

○南部ブロック（担当：経済戦略局）
➢事業概要：ソフト的な魅力向上業務、維持管理・情報発信業務の実施
➢維持管理：現在の維持管理費にて実施
➢事業期間：20年間（北部ブロックに合わせる）

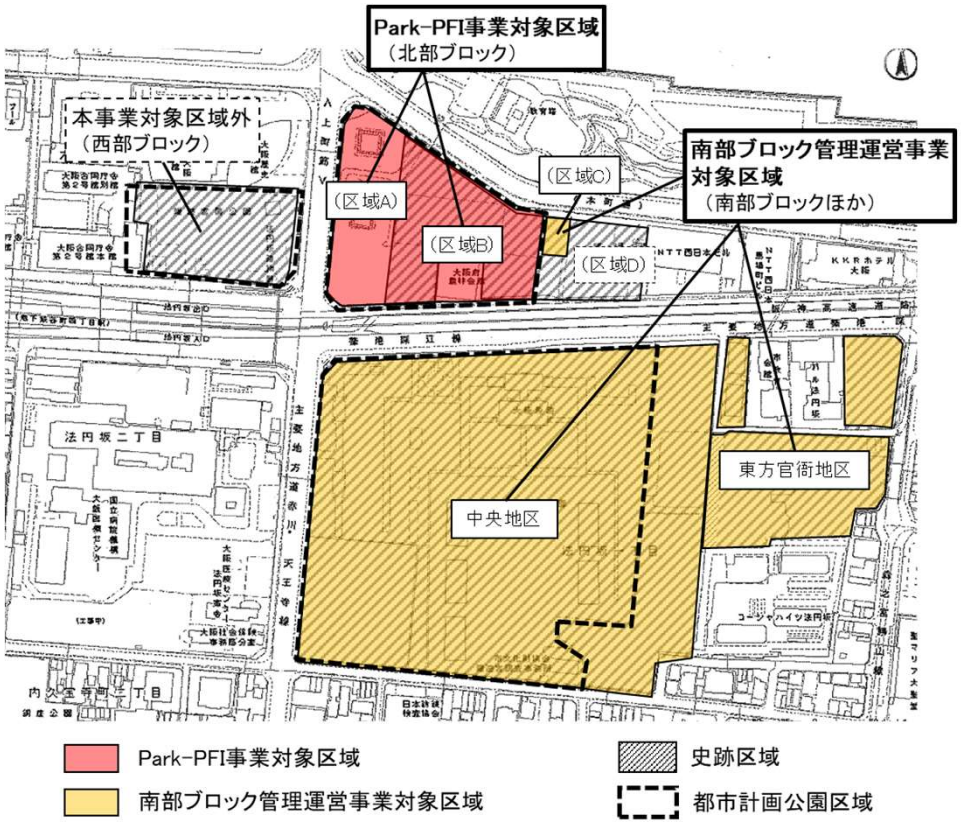

難波宮跡公園

難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業及び難波宮跡（南部ブロック）管理運営事業

■主な提案

◇民間施設整備に関する提案【北部ブロック】

・便益施設４棟の整備
（レストラン、カフェ、スイーツ店等）
・駐車場・駐輪場の整備

◇園地整備に関する提案　【北部ブロック】

・遺構表示、芝生広場

◇魅力向上業務に関する提案

【北部ブロック・南部ブロック】

・歴史ガイドツアー
・エクササイズ（ヨガ、太極拳等）関連
・伝統芸能特別公演
・フードフェス　　など

■事業期間～

北部ブロックの工事着手から20年間

■スケジュール（予定）

令和５年春	南部ブロック運営開始
令和５年冬頃	北部ブロック工事着手
令和７年春頃	北部ブロック運営開始

完成予想パース※

南方面からの鳥瞰図

北部ブロックの公園整備（西側）

※提案段階のものであり、今後の協議により変更となる場合があります。

Ⅱ【公民連携の推進】（15）水道基幹管路PFI〔新規〕

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
＜管路の耐震性の課題＞ ・大阪市域内は管路の経年化が進行し、地震に対しても脆弱な鋳鉄管が多く残存するなど、管路網全体で十分な耐震性を備えているとはいえず、南海トラフ巨大地震の切迫性が高まる中、大規模な地震が発生した場合に管路が破損し、大規模漏水や断水を引き起こすリスクを抱えている。 ＜PFI管路更新事業の公募終了＞ ・上記の課題を16年の事業期間で一気呵成に解消するため、配水管更新事業に水道施設運営権を活用したPFI管路更新事業の実施をめざし、2020年10月から公募を開始したが、コンセッションとして事業者が負担する施工条件の不確実性によるコスト増の影響を正確に把握できない等の理由により、2021年９月に全ての応募者が辞退した。 ・PFI管路更新事業の事業規模で、施工条件の不確実性による事業費増加リスクを市が負担することは、将来の経営に大きな影響を与える懸念があることから、再公募を断念した。	＜段階的な管路の耐震整備＞ ・PFI管路更新事業の公募終了を受けて、管路の耐震整備を段階的に進めることとし、まずは切迫性が指摘される南海トラフ巨大地震対策を優先し、同地震発生時に広域断水が回避できる状態をめざす。 ・具体的には、市内に12ある1次配水ブロックにおける全域断水の発生回避のために、基幹管路のうちの配水本管（鋳鉄管）や送水管の一部を耐震管に更新する。 ・南海トラフ巨大地震対策完了後は、引き続き、次に急がれる上町断層帯地震時の広域断水回避に向け、その対策の要となる大淀送水管の耐震管への更新に着手する。 ＜官民連携による更新のペースアップ＞ ・官民連携手法を活用して管路更新のペースアップを図ることによって、可能な限り早期に南海トラフ巨大地震発生時に広域断水が回避できる状態を実現する。	＜基幹管路耐震化PFI事業＞ ・南海トラフ巨大地震発生時の広域断水を回避するための路線及びこれらと同時に施工することで効率的な更新が図れる路線を対象として、PFI手法を活用し、計画・運営・設計・施工業務を一括して民間事業者に委ね、その技術力と創意工夫を最大限発揮させることにより、従来の公共発注の手法よりも更新ペースをアップさせる「基幹管路耐震化PFI事業」の実施をめざす。	＜事業実施効果＞ 〇南海トラフ巨大地震発生時の広域断水回避の早期実現 ・南海トラフ巨大地震に対する耐震性を有する基幹管路による市内に12ある１次配水ブロックへの配水路線の構築を、従来の公共発注の手法による場合に比べて５年前倒しとなる令和13年度中に実現 〇コストメリット ・2023年１月にVFM※を公表予定 ※VFM（Value For Money） 従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合

2021年度末時点の管種別延長等

〔新規〕＜Why＞

区分		全管路延長	うち基幹管路延長
管種内訳	鋳鉄管	401km	52km
	ダクタイル鋳鉄管（一般継手）	2,673km	358km
	ダクタイル鋳鉄管（耐震継手）	1,594km	231km
	鋼管	112km	107km
	その他（塩化ビニル管等）	441km	0 km
合　計		**5,221km**	**748km**

管路の分類

【新規】＜Why＞

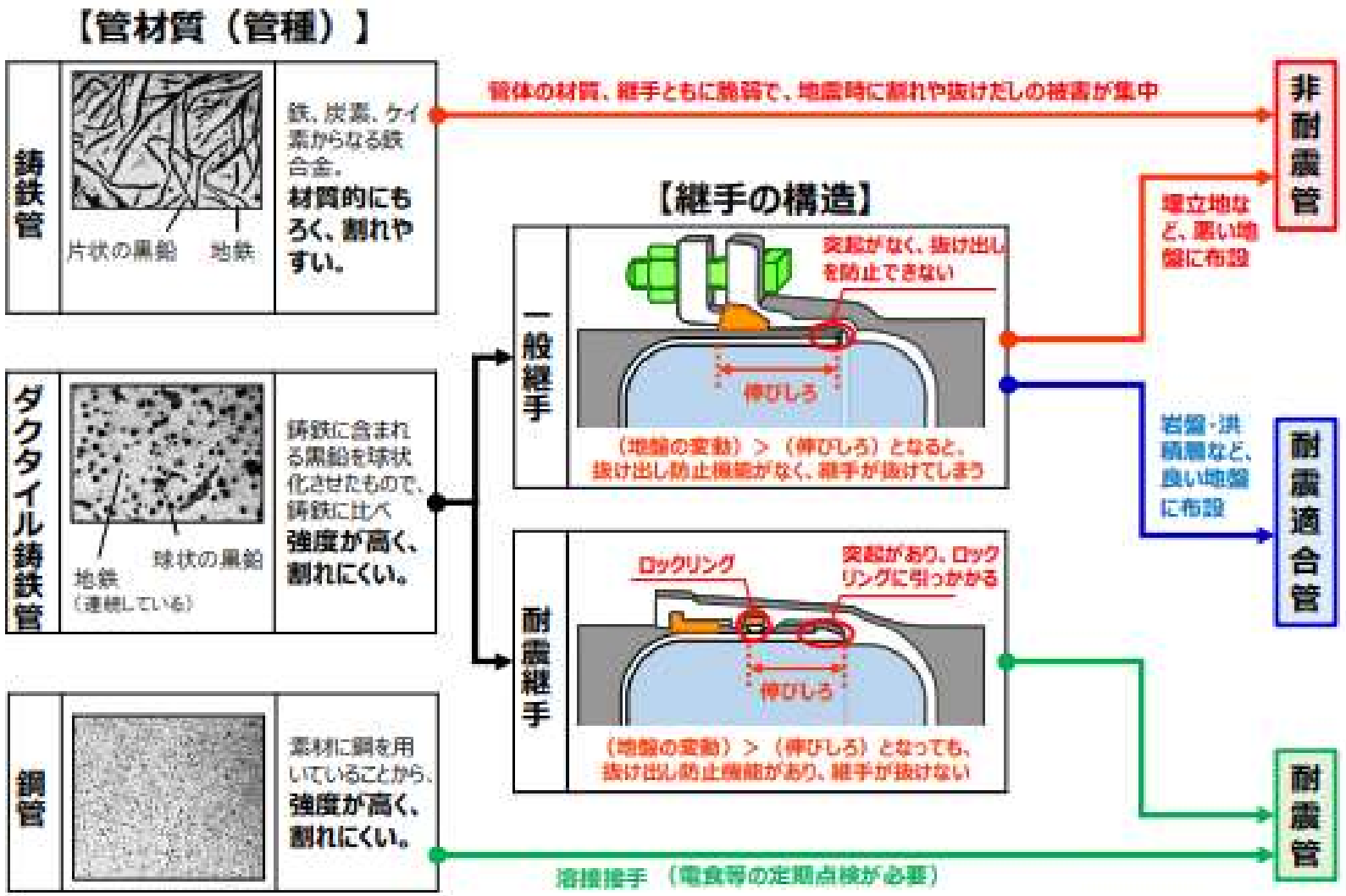

※塩化ビニル管は非耐震管に分類され、主に私道に埋設されている口径75mm以下の管路である。

水道施設の階層構造

【新規】＜Vision＞

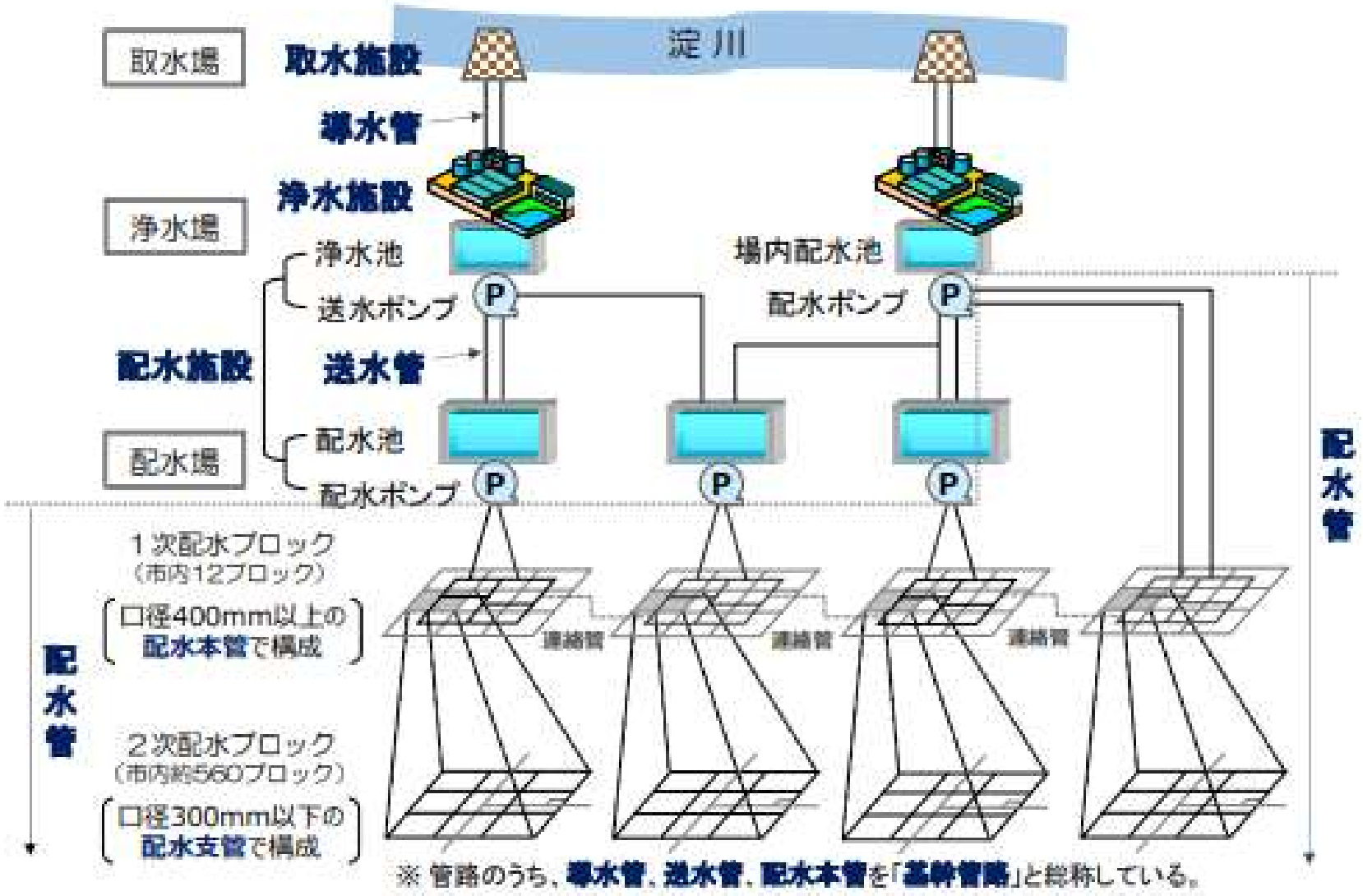

基幹管路耐震化ＰＦＩ事業の事業概要

〔新規〕＜What＞

【事業範囲】

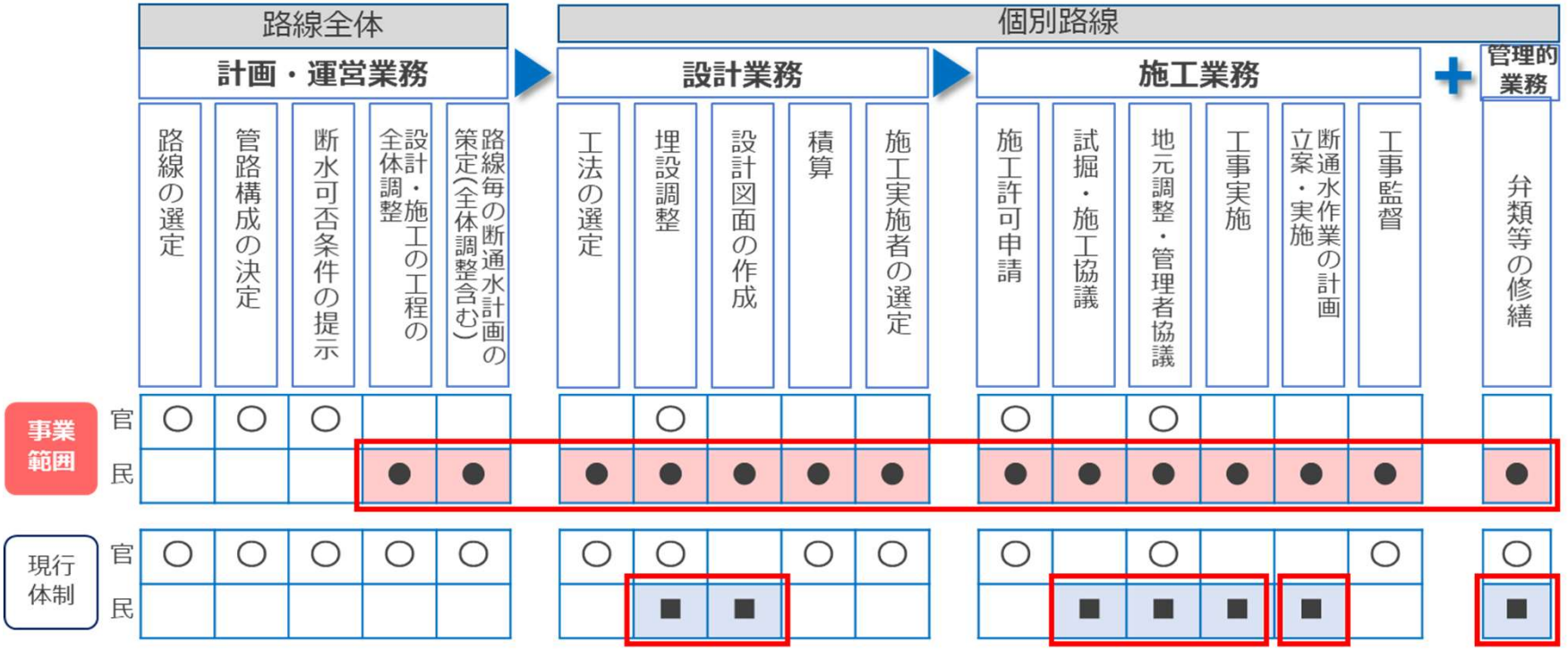

【事業期間】

８年間（2024年度から2031年度）の予定

基幹管路耐震化ＰＦＩ事業の検討経過

〔新規〕＜What＞

2022年　１月　　**「ＰＦＩ管路更新事業の総括及び今後の基本的方向性について」**の公表

- 期間を短縮し、対象を切迫性が指摘される南海トラフ巨大地震対策に集中化

５－８月　民間事業者を対象にした市場調査の実施

９月　　**「管路更新事業の新たな官民連携プランの方向性」**の公表

- 事業対象を見直し（上町断層帯地震対策の一部前倒し、インセンティブ路線の追加）

１１月　　**「管路更新事業の新たな官民連携プランの方向性」**の改訂

- 急激な経営環境の変化（動力費の急騰）を受けて事業対象を見直し（インセンティブ路線を対象外に）

「大阪市水道基幹管路耐震化ＰＦＩ事業実施方針」の策定

Ⅲ　行財政改革

【財政】

（１）財政再建

（２）財務マネジメント

Ⅲ【財政】（１）財政再建

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
大阪市は、かつては堅調な税収を背景に、膨大な昼間人口にかかる行政需要に応じた財政支出を実施し、インフラ整備等を行ってきた。 しかし、バブル崩壊以後、税収減少にも関わらず公債費は増加し、職員数も多いままであった。 また、財政の硬直化が進み、経常収支比率は100%を超え、経常的な収入で経常的な支出を賄えない状況となっていた。	これまでの考え方ややり方にとらわれず、ゼロベースで事務事業を見直し、経費削減を進める。 2012年度から「市政改革プラン」がスタート （目標） 事務事業の見直し 一般財源１億円以上の施策・事業445項目のうち109項目の内容を見直し。 2014年度目標効果額（一般財源）：2012年度比▲226億円 →2012年度一般財源1億円以上の事業費見込額の4.7% また、職員数削減と人件費削減をあわせて進める。 ↓ 経費を削減する一方で、市長の重点的な施策である「現役世代への重点投資」を拡充する。 改革推進体制を強化し、局横断的に改革を進める。	①人件費の削減	・職員平均年収、ラスパイレス指数は5大市中最低水準に
		②職員数の削減	・職員数 （2005～2013年度）→▲12,000人　約25%減 （2013～2017年度）→▲ 5,000人　約14%減 （2017～2021年度）→▲ 5,000人　約12%減
		③事務事業の見直しと経費削減	・施策・事業のゼロベースの見直し ▲211億円（2014年度の2012年度比効果額） →2012年度一般財源1億円以上の事業費見込額の4.4% ▲234億円　（2015年度の2012年度比効果額） →2012年度一般財源1億円以上の事業費見込額の4.9%
		④市債発行の抑制	市債残高は減少基調 →2017年度41,380億円　（2012年度比 ▲7,773億円） →2021年度30,871億円　（2017年度比 ▲10,509億円） ・実質公債費比率 2017年度5.7%　（2012年度比▲3.7%） 2021年度1.8%　（2017年度比▲3.9%） 将来負担比率 2017年度　65.2%　（2012年度比▲115.6%） 2021年度　―※はともに改善 ※　2021年度の将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため「－」と表記
		⑤財政の硬直性の改善	・経常収支比率は、改善傾向 →2012年度　101.9%（2005年度比　0.2%増） →2017年度　98.3%（2012年度比　3.6%減） →2021年度　85.1%（2012年度比　16.8%減）
		⑥局横断的な改革推進体制の構築	・市政改革室の設置（2006年度） ・改革プロジェクトチームの設置 （2011年度）

①　人件費の削減

職員の平均年収及び人件費予算額は従来から他都市より低水準。

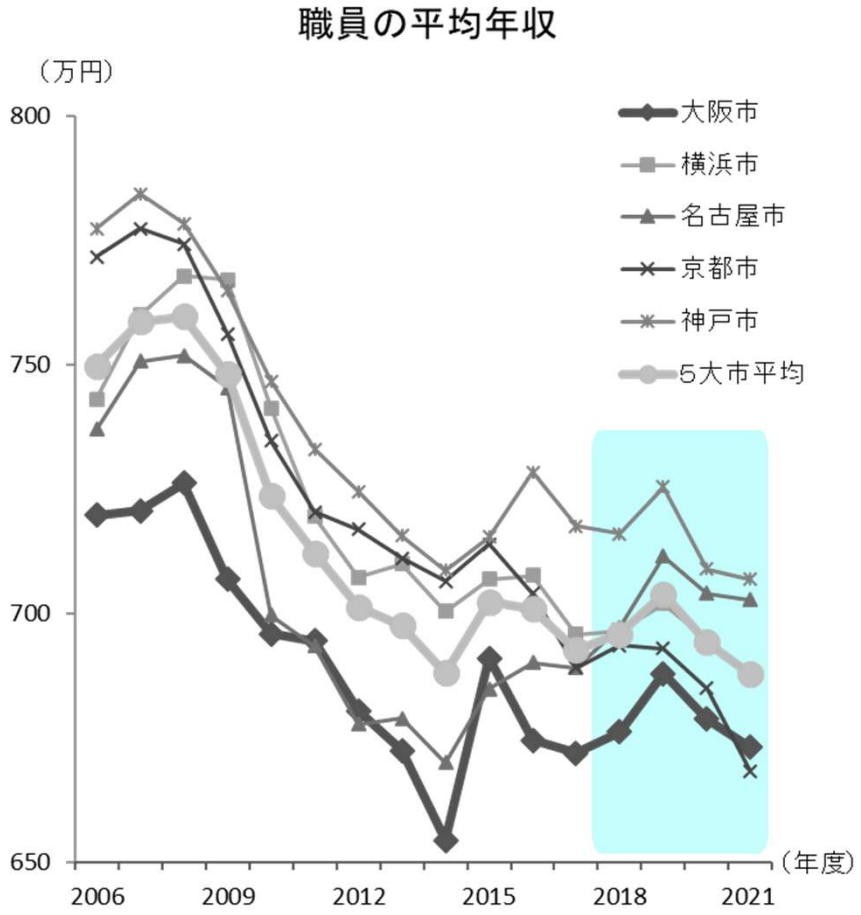

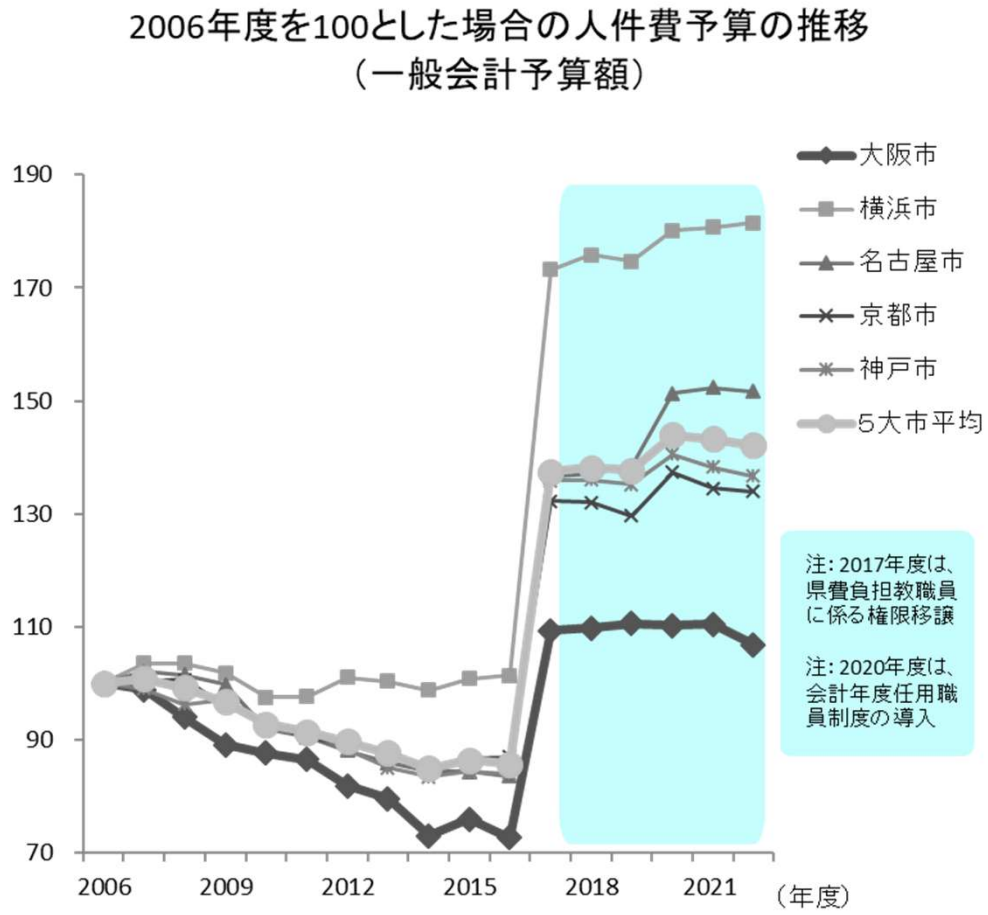

②　職員数の削減

2005年度から2013年度までで約12,000人（約25%）、2013年度から2017年度までで約5,000人（約14%）の職員を削減。
さらに、2017年度から2021年度までに約5,000人（約12%）の職員を削減し、計約22,000人（約46%）の職員を削減した。※県費負担教職員の影響を除く
他都市と比較しても大きな削減となり、市民1万人あたりの職員数は概ね政令市平均となった。

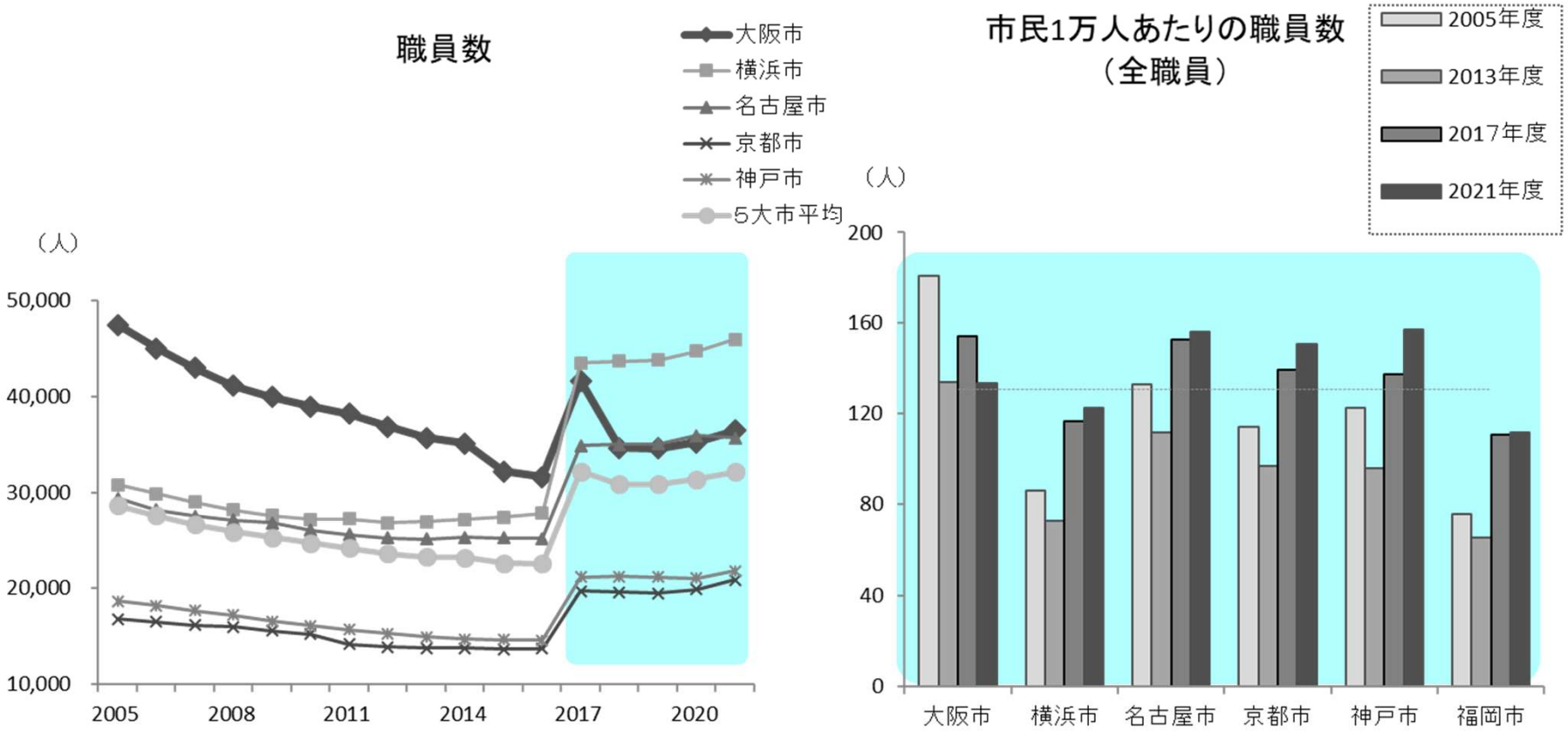

※2017年度以降は各政令市において、県費負担教職員の権限移譲に伴う職員数が増加

③　事務事業の見直しと経費削減　（1／3）

「市政改革プラン（2012年7月策定）」及び「平成27年度市政改革基本方針（2015年3月策定）」に基づき、施策・事業のゼロベースの見直し、補助金等の見直しを実施。

○ 施策・事業のゼロベースの見直し（109項目）

削減効果額（一般財源）　　合計　**378億8,300万円**　（2012～2014年度累計）

612億5,800万円　（2012～2015年度累計）

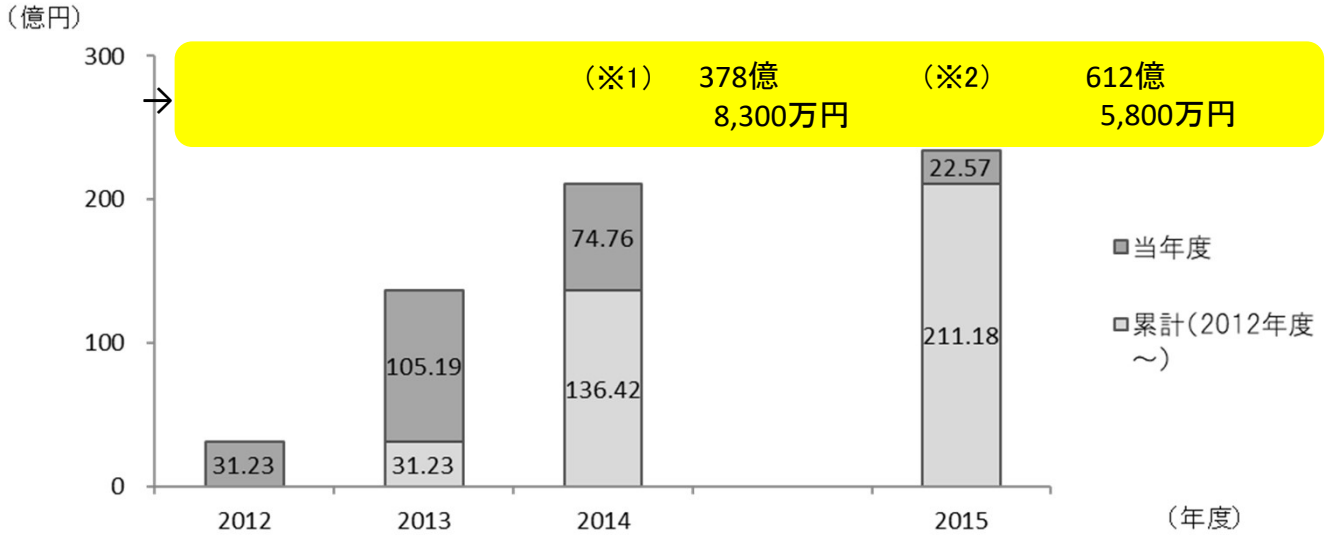

※1　2014年度削減効果額 211.18億円　→　2012年度一般財源1億円以上の施策・事業の事業費見込（4,767億円）の4.4%に相当

（参考）2014年度大阪市一般財源額予算額は8,278億円であるが、211.18億円はこれの約2%に相当する。

一般財源……使途が特定されておらず、自治体の裁量で使用できる市税等の財源。

※2 2015年度削減効果額 233.75億円　→　2012年度一般財源1億円以上の施策・事業の事業費見込の4.9%の相当

（参考）2015年度大阪市一般財源額予算額は8,394億円であるが、233.75億円はこれの約3%に相当する。

なお、同基本方針終了後も、2016年度 12.13億円、2017年度 4.91億円、2018年度 2.84億円、2019年度 1.08億円の新たな見直し効果額（単年度）を達成。

③ 事務事業の見直しと経費削減 （2／3）

■ 施策・事業のゼロベースの見直し

○ 一般財源1億円以上の施策・事業（445項目　計4,767億円）の検証を行い、見直しの対象事業（109項目　計1,410億円）を抽出。その上で内容を見直し、2014年度には2012年度と比較して211億円を削減。
2015年度には2012年度と比較して234億円を削減。

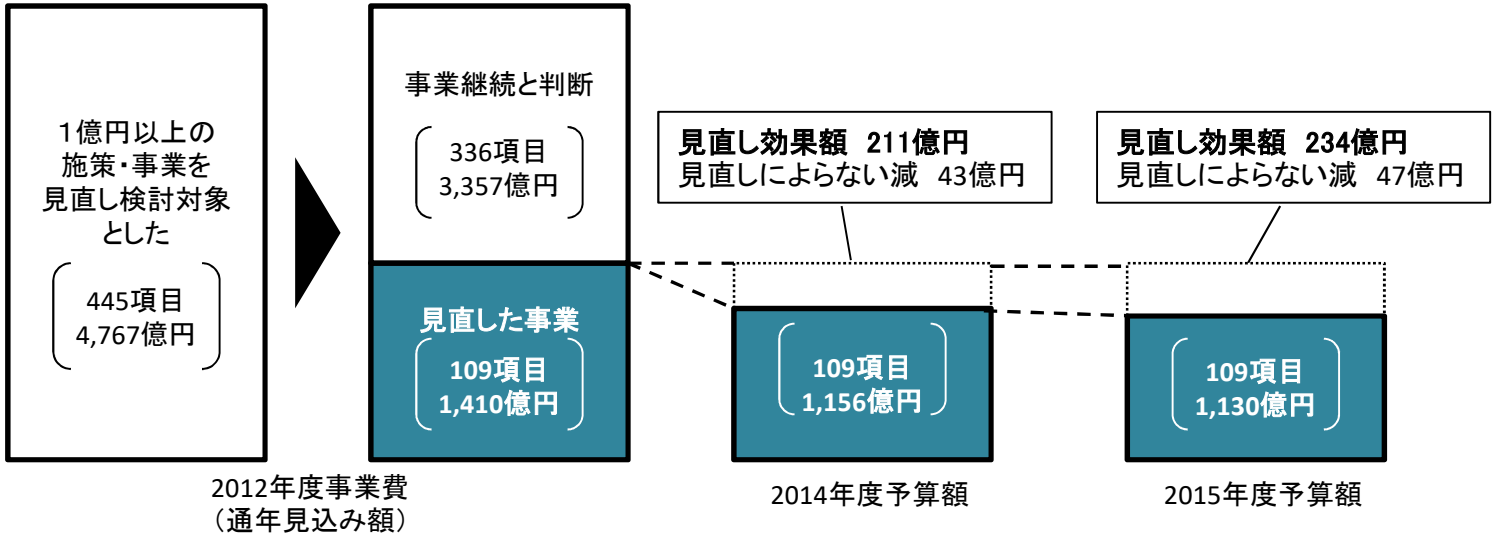

主な項目	結　　果
市営交通料金福祉措置（敬老パス）への利用者負担導入	・2013年7月　3千円の利用者負担導入 ・2014年8月　1回50円の利用者負担の導入
市営交通料金福祉措置（母子家庭等）の見直し	・2013年度末　廃止
高齢者世帯等への上下水道料金福祉措置（減免）の廃止	・2013年10月　重度障がい者世帯、高齢者世帯等に対する基本料金相当額の減免を廃止
社会福祉施設に対する上下水道料金福祉措置（減免）の廃止	・2013年度　減免率40%→20% ・2013年度末　廃止
保育料等の軽減措置の見直し	・2013年度　保育所保育料徴収基準額 69.4%→70.5%

全項目一覧は付属資料1（施策・事業のゼロベースの見直し）を参照。

③　事務事業の見直しと経費削減（現役世代への重点投資）（3／3）

経費削減の一方で、市長の重点施策の「現役世代への重点投資」を拡充。
主に、こども・教育分野を拡大。
（一般会計予算に占める割合　2011年度：約4‰→2014年度：16‰→2017年度：27‰→2022年度34‰）。

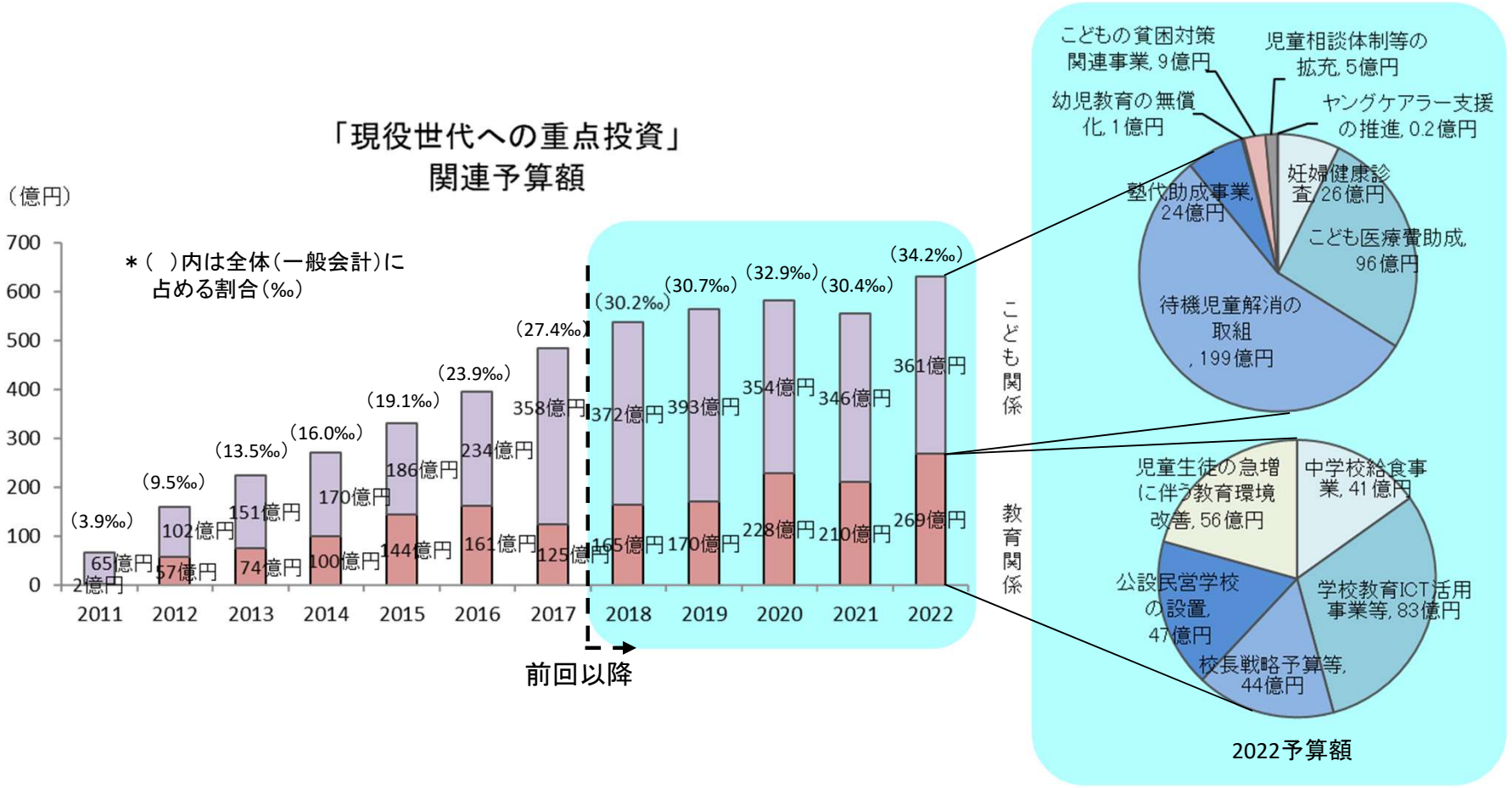

④ 市債発行の抑制 （1／2）

市債残高は2005年度までは増加の一途を辿っていたが、2005年度以降は減少基調。

なお、2015年度末の市街地再開発事業会計及び土地先行取得事業会計の廃止に伴い、2016年度に当該会計の市債残高が一般会計へ移行し、2017年度の自動車運送事業会計及び高速鉄道事業会計の廃止に伴い、2017年度に当該会計の市債残高が一般会計へ移行している。

また、近年、臨時財政対策債の多額の発行があるものの、市債の新規発行額については極力抑制している。

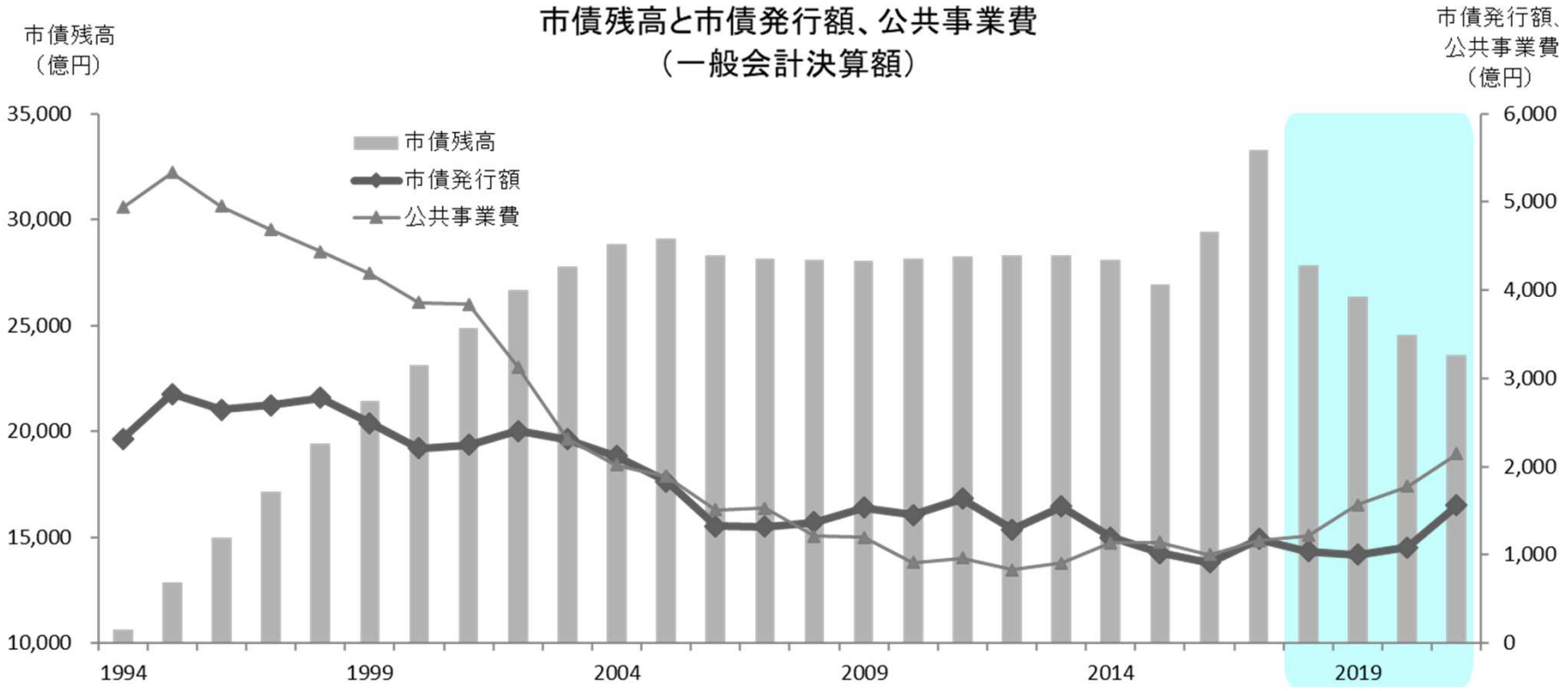

④　市債発行の抑制　（2／2）

市債発行の抑制に伴う市債残高の減少により、実質公債費比率、将来負担比率ともに改善してきた。

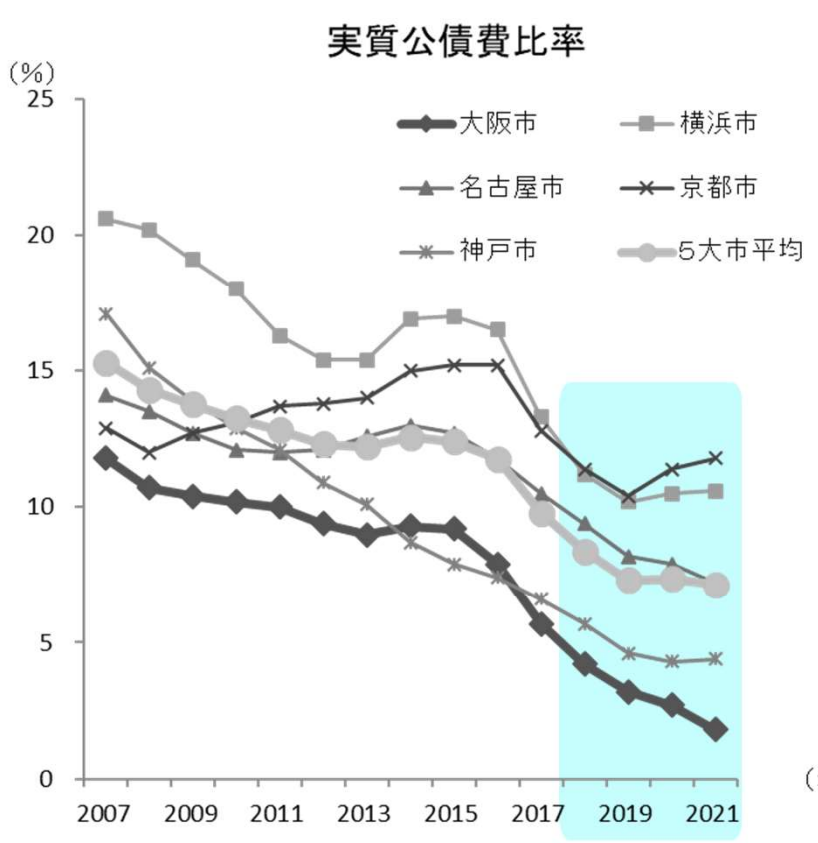

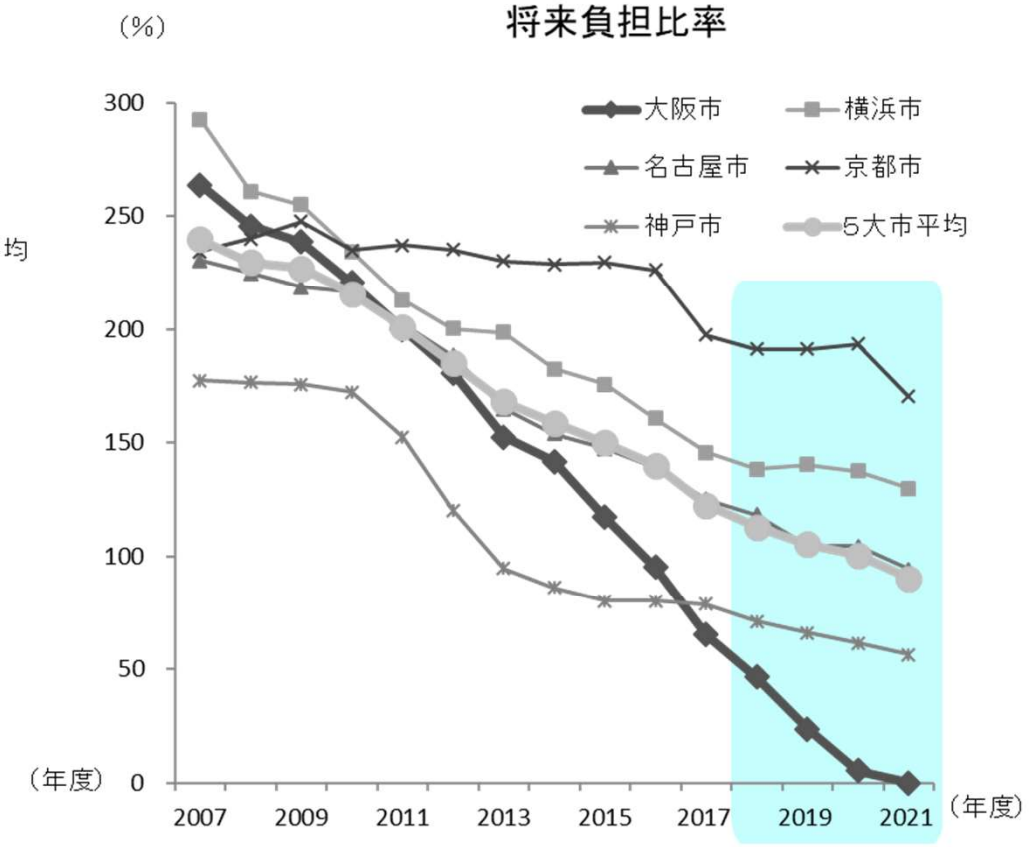

⑤ 財政の硬直性の改善

経常収支比率は生活保護費などの扶助費や市債の償還のための公債費といった経常的経費の増大により高い水準で推移してきたが、市税等経常的一般財源の堅調な推移に加え、市政改革の取組等により職員数の削減や市債残高の減少が進んだことから、近年は改善傾向にある。

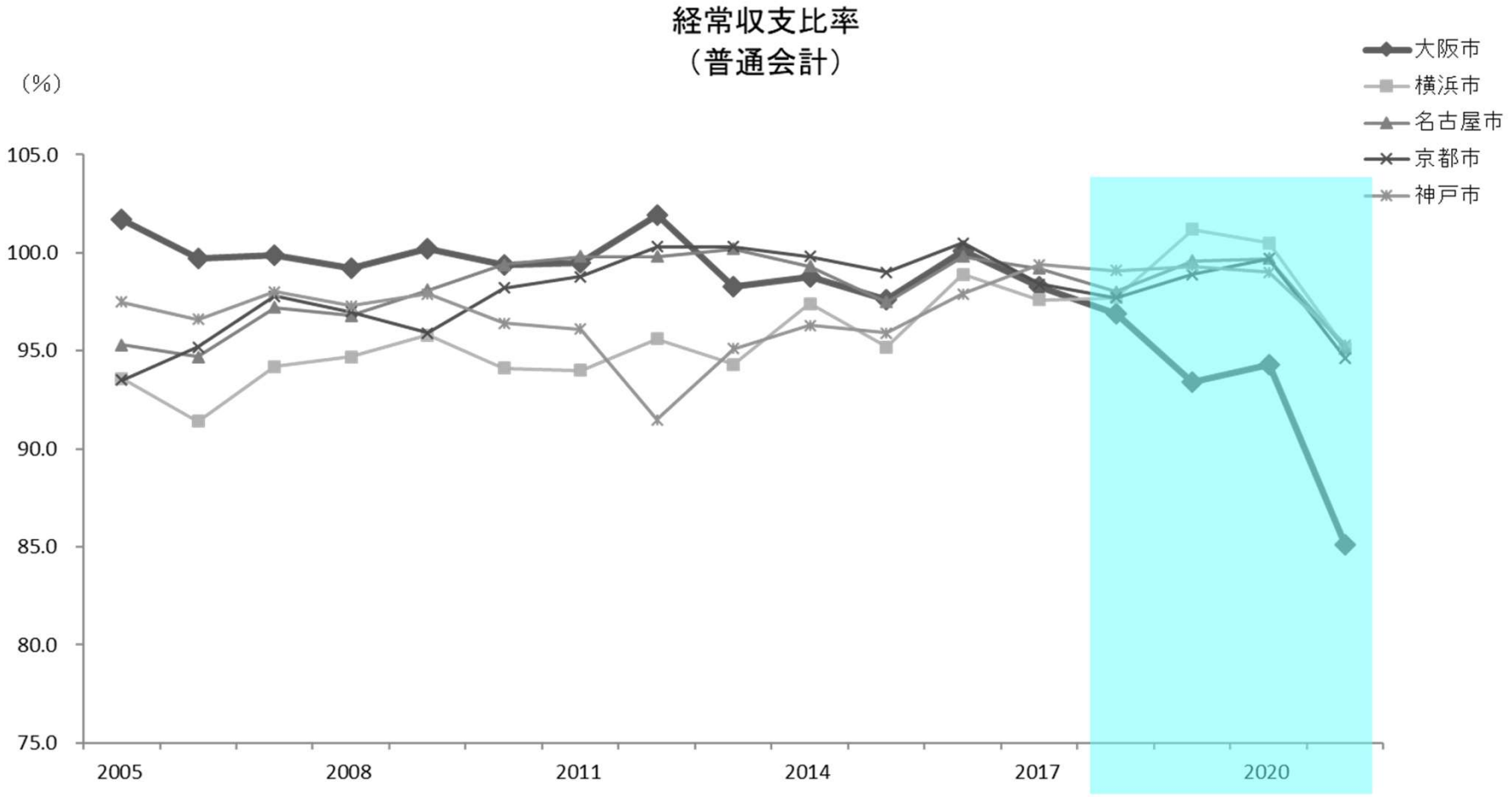

⑥ 局横断的な改革推進体制の構築

改革を推進するため、局横断的なプロジェクトチームを設置。（2011年12月）
サブリーダー、プロジェクトメンバーについて充実化。（～2018年3月）
関係所属も含めた多角的・横断的な観点から点検・評価が必要な取組のみにプロジェクトチームを再構築。（2020年4月～）

市　長
副市長
リーダー
市政改革室長
サブリーダー
デジタル統括室長（2016～）
総　務　局　長
リーダーが指名する区長（2016～）
政策企画室長
財　政　局　長
契約管財局長
市民局区政支援室長（2017～）

改革プロジェクトチーム

プロジェクトメンバー

（2022年9月現在）

	2014年度	2017年度	2022年度
施策・事業の見直し	7名	6名	6名
（歳入の確保）	5名	7名	―
（人事・給与制度の見直し）	8名	9名	―
（外郭団体の見直し）	6名	4名	―
経営システムの見直し（経営形態の見直し）	8名	8名	8名
（指定管理者制度の活用） （指定管理者制度の見直し）	4名	4名	―
未利用地の有効活用	―	8名	9名
（ICTの活用）	―	4名	―
公共施設のあり方	―	7名	10名
（人材育成）	―	6名	―
（5S、標準化、改善、問題解決力向上）	―	6名	―
（PDCAサイクルの徹底）	―	7名	―
（地域社会づくり）	―	8名	―
（区行政の仕組みづくり）	―	7名	―
（分権型教育行政）	―	7名	―
（市民利用施設のあり方の検討）	6名	―	―
（補助金等の見直し）	4名	―	―
（公共事業の見直し）	6名	―	―
（業務フローの最適化）	10名	―	―
合計	64名	98名	33名

※（　　）内は、2014年度、2018年度当時の取組項目

Ⅲ【財政】（２）財務マネジメント

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
厳しい財政状況を受けて経費削減を進めてきたが、扶助費の増大等により財政は硬直化しており、縮減だけでは限界があった。 扶助費の推移 3,091億円 → 5052億円 （2002年度） （2012年度） 税以外の収入を確保するための取組や体制が十分ではなく、各局が自律的に財務をマネジメントする仕組みも未成熟であった。 一方で、地方公社等に対する債務保証や損失補償など、団体が借入金を返済できなくなった場合に市が負担を要するものがあり、将来の財政に悪影響を及ぼし得るリスクが存在していた。	税収の劇的な増が見込めない中、新たな収入源を確保する。 財務リスクについては、個々の事業実態やリスクの程度、負担の内容等を勘案しながら、処理スキームや内容、処理の進捗状況に応じた分類を行う等して、統一管理・公表する。 各部門が自らのマネジメントのもと予算編成に取り組む仕組みを構築する。	① 未収金回収の強化	・市債権回収対策室の設置 （2012年8月） ・未収金残高 757億円（2008年度） ▶ 610億円（2012年度） ▶ 439億円（2017年度） ▶ 347億円（2021年度）
		②広告事業収入の確保	・広告事業効果額 0.3億円（2006年度） ▶ 3億円（2012年度） ▶ 6億円（2021年度）
		③ 不用資産の売却	・売却実績 1,303億円（2005～2011年度累計） ▶ 866億円（2012～2015年度累計） ▶ 667億円（2016～2021年度累計）
		④資金調達環境の整備	・国債スプレッド（他都市との差） ＋4.5bp（2007年） ▶ ±0bp（2018年） ▶ ±0bp（2022年）
		⑤財務リスクの計画的な処理・健全化、抜本的対策	・財務リスク額 5,317億円（2007年） ▶ 2,799億円（2014年） ▶ 1,482億円（2018年） ▶ 476億円（2022年）
		⑥分権型予算編成システムと予算シーリングの導入	・各局による自律的な選択と集中による施策の展開

①　未収金回収の強化

■ 効果額

未収金残高は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、市税の徴収猶予特例を適用したことなどにより、2020年度は前年度から増加したものの、2008年度から着実に減少している。

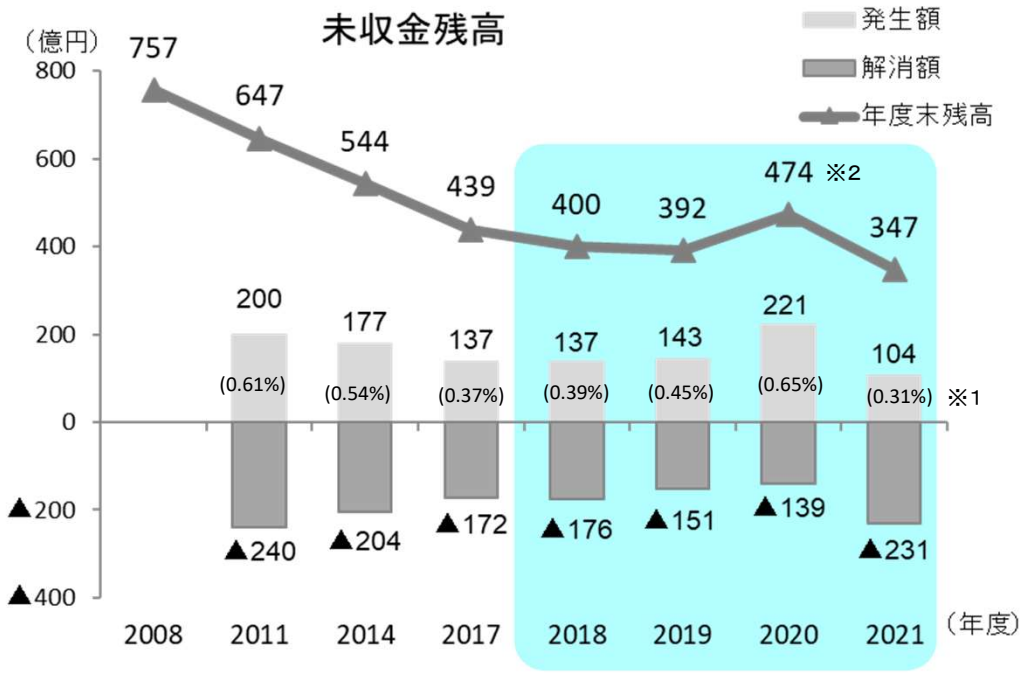

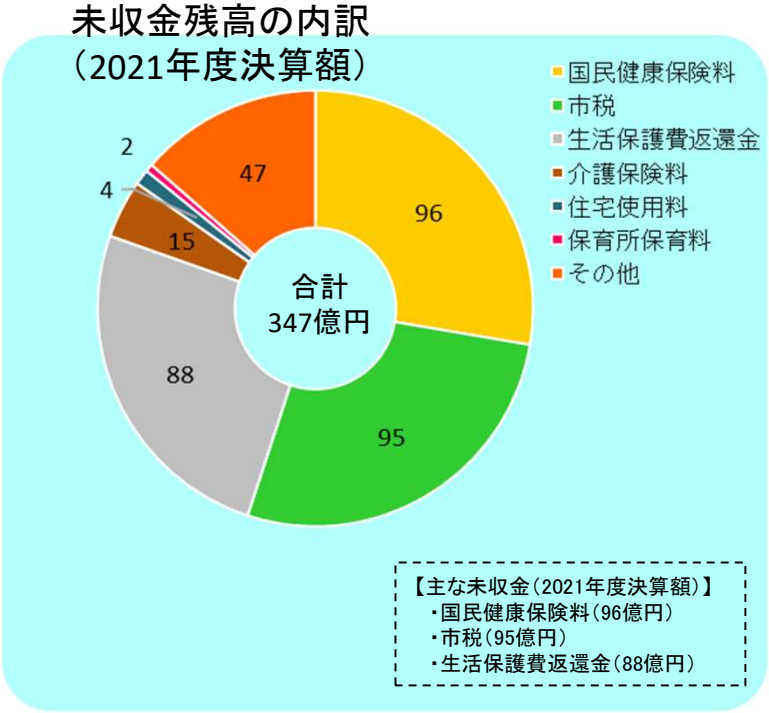

※1　未収金発生額の下の（ ）は、徴収すべき額に対する発生額の割合。
※2　2020年度は市税の徴収猶予特例適用額101億円を含む。
　　市税の徴収猶予特例適用額を除くと、2019年度から19億円減少している。

②　広告事業収入の確保

■ 効果額

ネーミングライツ等の広告事業を展開し、税以外の収入を確保してきている。

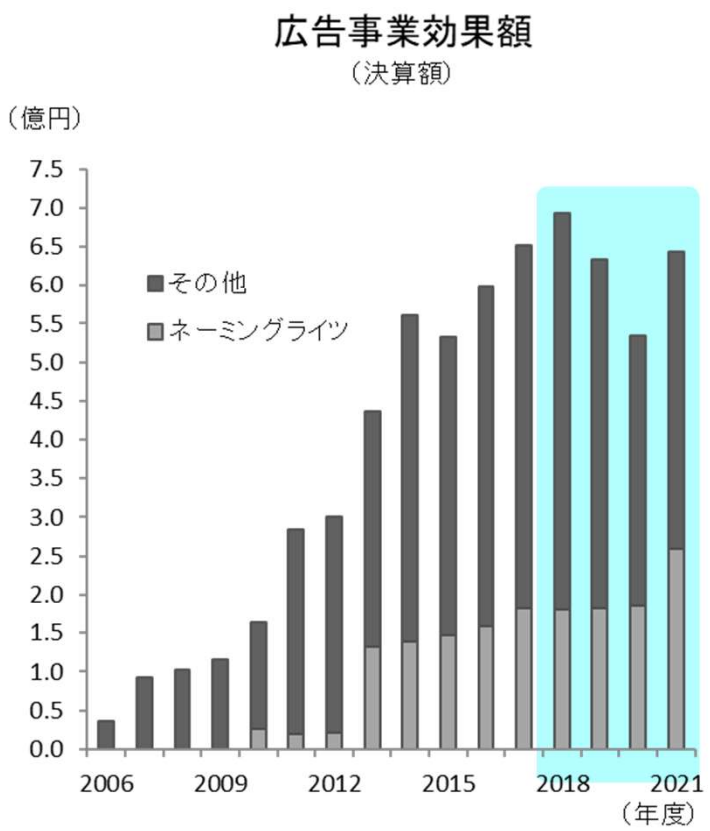

※歳出削減額を含む

（主な契約事例）

施　設　名	愛　　称	パートナー	収入金額（年額、税込）	契約期間
長居陸上競技場	ヤンマースタジアム長居	ヤンマー（株）	両施設で1.1億円	2014.3.1～2023.3.31
長居第2陸上競技場	ヤンマーフィールド長居			
梅田新歩道橋	阪急阪神連絡デッキ梅田新歩道橋	阪急電鉄（株）	600万円	2020.3.17～2023.3.16
靱テニスセンター	ITC靱テニスセンター	（株）ITC	両施設で550万円	2017.9.1～2024.3.31
靱庭球場	ITC靱庭球場			
中央体育館	丸善インテックアリーナ	丸善インテック（株）	各550万円	2018.3.1～2023.2.28
大阪プール	丸善インテック大阪プール			
中央図書館	辰巳商会中央図書館	（株）辰巳商会	220万円	2019.10.1～2026.9.30
阿倍野歩道橋	友安製作所Café阿倍野歩道橋	（株）友安製作所	135万円	2019.11.19～2022.11.18
南港R地区荷さばき地	さんふらわあターミナル	（株）フェリーさんふらわあ	100万円	2017.10.1～2027.9.30

③　不用資産の売却

■ 効果額

不用となった資産は積極的に売却することで、税外収入を確保してきた。

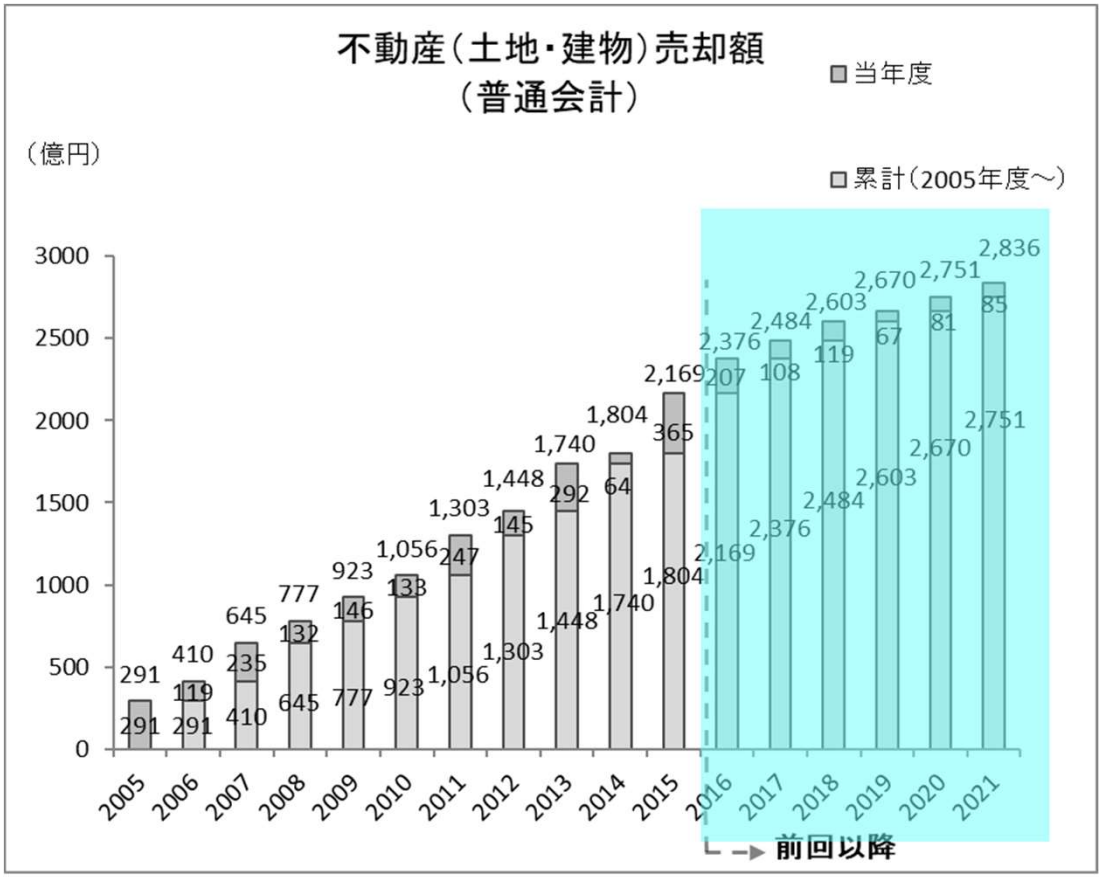

（参考）
「大阪市未利用地活用方針」における処分検討地
約1,084億円　（2022年8月1日時点）

・2007年度
未利用地売却目標設定（10年間で1,000億円）
→ 2010年度に前倒し達成

・2008年度
未利用地売却促進インセンティブ制度を導入

・2010年度
新たな売却目標設定：2018年度までに1,500億円

・2016年度
売却目標設定
2016～2019年度までに累計473億円
→実績累計額499億円にて達成

2017年度予算より未利用地（処分検討地）の貸付収入を商品化経費の財源とする制度を導入

・2017年度
活用支援担当を設置
商品化を迅速に進めるための更なる支援

・2020年度
売却目標設定
2020～2023年度について各年度60億円
→2020年度実績71億円
2021年度実績84億円

・2022年度
未利用地売却促進インセンティブ制度等の見直し

④　資金調達環境の整備

投資家の評価を高める工夫の結果、国債スプレッド(※1)は2014年に他都市同水準となって以降、全国トップレベルを維持している。

（投資家ニーズに応じた取組）
- 2007年度～　超長期債の発行
- 2012年度～　主幹事方式の導入

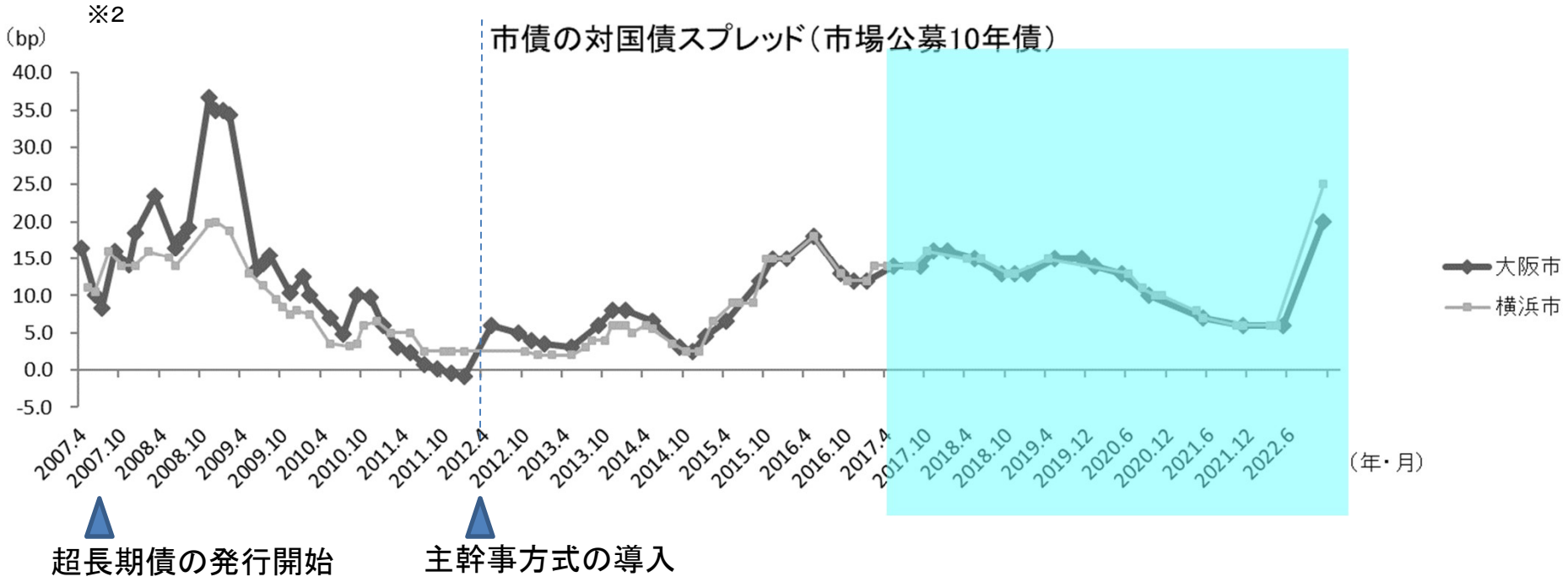

※1　国債スプレッド・・・同条件の国債と地方債を比較した場合に生じる金利差のことであり、これが小さいほど、その地方債発行体はより少ない利息で資金を調達できる。

※2　bp（ベーシスポイント）・・・債券の利回り等に用いられる単位（1bp＝0.01%）。

⑤　財務リスクの処理

市の財政収支に大きく影響を及ぼす危険性があるものを「財務リスク」としてとりまとめ、処理状況を公表している。

売却や第三セクター等改革推進債の活用等、計画的な処理・健全化、抜本的対策を進めてきたことで、財務リスク額は減少してきている。

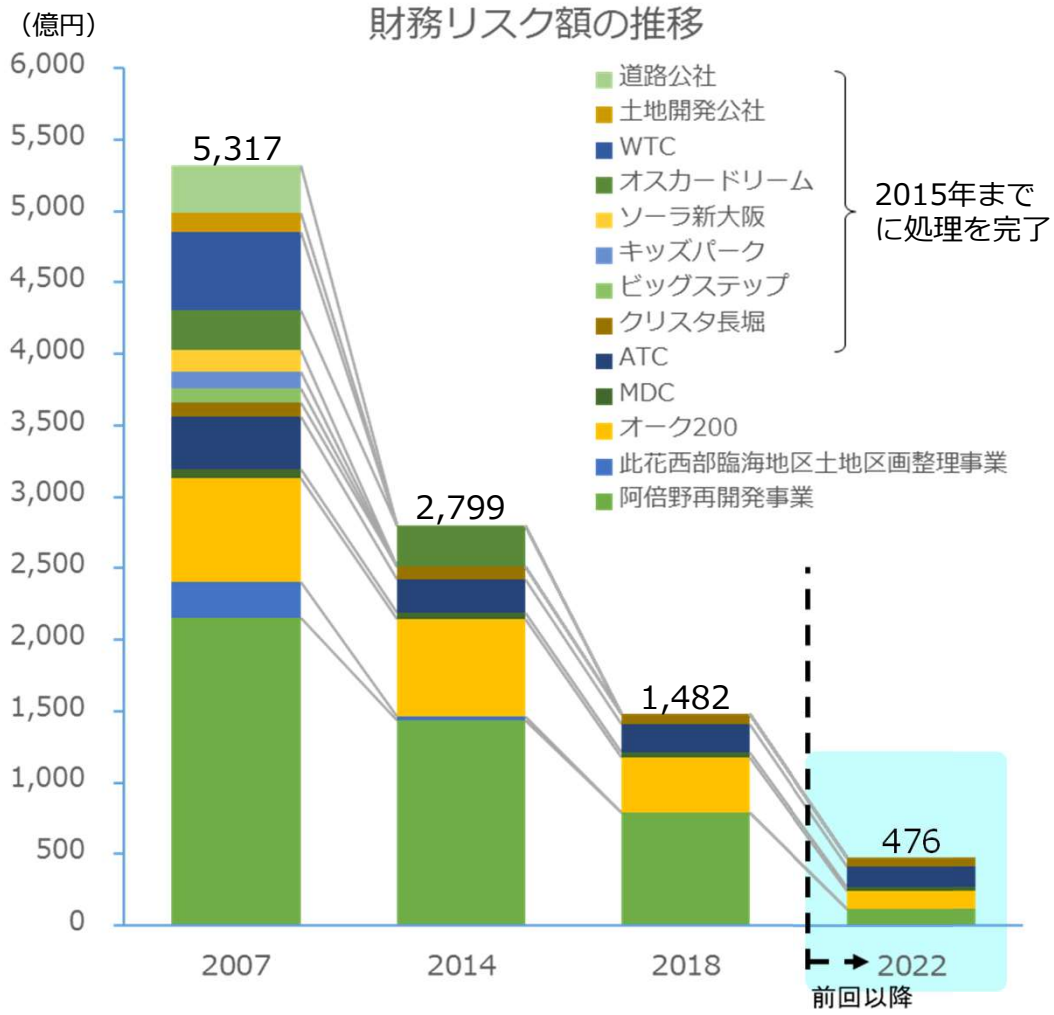

＜処理の済んだ事業＞
- ビッグステップ
  → 2007年に売却（売却益70億円）
- ソーラ新大阪・キッズパーク
  → 2008年に売却（売却益151億円）
- WTC
  → 2010年に損失補償（424億円）、解散
- 土地開発公社
  → 2011年に債権放棄（175億円）、解散
- 道路公社
  →2014年に債権放棄（286億円）、解散
- オスカードリーム
  →2015年に和解・売却
  （和解金額等287億円・売却額13億円）

＜現在取組・処理を進めている事業＞
- 阿倍野再開発事業
- 特定調停を行った団体
  - MDC（湊町開発センター）
  - ATC（アジア太平洋トレードセンター）
  - クリスタ長堀
- オーク200

＜収支不足の解消が見込まれている事業＞
- 此花西部臨海地区土地区画整理事業

Ⅲ　行財政改革

【人事】

（３）人事・給与制度

（４）公募制度

Ⅲ【人事】（３）人事・給与制度

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・市民感覚、民間経営感覚と乖離 ・硬直化し、変化を厭う組織風土 ・コンプライアンス意識の弱さ ・ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営が必要	・人材像、組織風土の抜本的見直し ・職員採用 ・人材登用 ・人事考課 ・人件費の削減 ・大阪府との間で整合性のとれた制度の構築	①職員採用試験の抜本的見直し等 ・事務行政(22-25)採用試験等におけるエントリーシートの導入、教養試験の廃止、民間企業の就職活動スケジュールに合わせた試験	・エントリーシートの導入、教養試験の廃止、民間企業の就職活動スケジュールに合わせた試験実施はいずれも政令市初。従来、中心であった法学部系以外に、理系、外国語系学部出身者など、多様な人材を確保。
		・社会人経験者区分採用試験の実施	・社会人経験者区分採用の拡大 2011年度 27名 ▶ 2012年度 101名 ▶ 2017年度 80名 ▶ 2021年度 103名
		・女性職員の積極的な登用	・女性職員の管理職への積極的な登用（課長補佐相当職以上で、企業管理者を含み、教育長及び教員を除く） 2008年度 8.6% ▶ 2013年度 12.4% ▶ 2017年度 17.3% ▶ 2022年度 21.6% （5大市平均） 2013年度 11.7% ▶ 2017年度 15.1% ▶ 2022年度 16.4%
		・大阪府との人事交流の拡大	・大阪府との人事交流の拡大 2011年度 36名 ▶ 2014年度 76名 ▶ 2017年度 76名 ▶ 2022年度 94名 ・人事交流の拡大に加え、組織の共同設置やカウンターパート部門職員の相互併任等により、積極的に人事面での府市連携を推進。 ≪府市併任職員数≫ 2011年度 37名 ▶ 2014年度 247名 ▶ 2017年度 304名 ▶ 2022年度 1,137名
（次頁に続く）			

Ⅲ【人事】（３）人事・給与制度

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き）		②相対評価の導入	・相対評価による新たな人事評価制度の導入（2013年度）
		③給与制度改革	・職員の給与カット率の拡大、政令市で初めて幹部職員への「定額制」を導入、役職間の給料月額の「重なり」幅の縮減、住居手当の見直し、技能労務職員の給与水準の見直し（以上2012年度）、旅費制度の見直し（2013年度）、55歳以上昇給抑制（2014年度）、課長代理級の管理職手当の見直し、保育士・幼稚園教育職給料表の導入、技能労務職員の早期退職特例制度の実施（以上2015年度）、給与制度の総合的見直し（2016年度）、人事委員会から技能労務職相当職種民間給与調査の結果報告、技能労務職員給与検討有識者会議の開催及び意見のとりまとめ（2017年度）、人事委員会が公民較差等の実態調査を実施（2019年度）、人事委員会から技能労務職相当職種民間給与調査の結果報告、人事委員会勧告による行政職との均衡を考慮した給与改定とする方針（2020年度）
		④職員の政治的行為の禁止、服務規律の厳格化	・政令市では福岡市を除いて例のない、職員の政治的行為の制限に関する条例や、労使関係に関する条例の施行（2012年8月）

人事・給与制度改革（経過）

2012年6月、職員に関する基本的な事項を定めた職員基本条例等を施行し、人事・給与制度にかかる種々の改革を進めてきた。

	人事関係	給与関係
	①：職員採用試験の抜本的見直し等 ②：相対評価の導入 ④：職員の政治的行為の禁止、服務規律の厳格化	**③：給与制度改革**
2011年度	① 社会人経験者区分採用の開始 ④ 服務規律刷新プロジェクトチームの設置	
2012年度	① 事務行政(22-25)採用試験等におけるエントリーシート方式の導入等 ④ 職員の政治的行為の制限に関する条例、労使関係に関する条例の制定	③ 職員の給与カット率の拡大、幹部職員への「定額制」の導入、役職間の給料月額の「重なり」幅の縮減、住居手当の見直し、技能労務職員の給与水準の見直し
2013年度	② 人事評価制度に相対評価を導入	③ 旅費制度の見直し（日当の廃止や宿泊料の減額など）
2014年度		③ 55歳を超える職員の昇給抑制制度の導入
2015年度		③ 課長代理級の管理職手当の見直し、保育士給料表・幼稚園教育職給料表の導入、技能労務職員の早期退職特例制度の実施
2016年度		③ 国の給与制度の総合的見直しに準じた制度見直し
2017年度		③ 人事委員会による技能労務職相当職種民間給与調査の結果報告 ③ 技能労務職員給与検討有識者会議の開催及び意見のとりまとめ
2019年度		③人事委員会が技能労務職相当職種民間給与調査を実施
2020年度		③人事委員会から技能労務職相当職種民間給与調査の結果報告 ③技能労務職員の給与について人事委員会勧告による行政職との均衡を考慮した給与改定とする方針

①職員採用試験の抜本的見直し等　（1／3）

多様な人材を確保するため、政令市で初めて大学卒等採用試験においてエントリーシート方式を導入し、教養試験を廃止するなど、民間企業志望の大学生等も受験しやすい試験を実施。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>項　目</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">職員採用</td><td>新規・中途採用　事務行政</td><td>試験区分を見直し、民間企業等で実施されている受験者の意欲・行動力を問うエントリーシート方式を導入し、すべての試験区分において教養試験を廃止【政令市初】

民間企業の採用試験で行われる能力検査の代表的なものであるSPI3を試験問題として採用

民間企業の就職活動のスケジュールにあわせて、試験実施日程を早期化【政令市初】
※早期化は2020年度まで実施</td><td>・採用試験実施状況（大学卒等）

<table>
<tr><th></th><th>年度</th><th>申込者数</th><th>合格者数</th><th>入庁者数</th><th>倍率</th></tr>
<tr><td>2021年度</td><td>・22-25歳
・26-34歳</td><td>1,924名
1,071名</td><td>302名
100名</td><td>173名
70名</td><td>6.4倍
10.7倍</td></tr>
<tr><td>2020年度</td><td>・22-25歳
・26-34歳</td><td>1,176名
773名</td><td>282名
31名</td><td>216名
29名</td><td>4.2倍
24.9倍</td></tr>
<tr><td>2019年度</td><td>・22-25歳
・26-34歳</td><td>1,321名
665名</td><td>150名
29名</td><td>118名
24名</td><td>8.8倍
22.9倍</td></tr>
<tr><td>2018年度</td><td>・22-25歳
・26-34歳</td><td>1,604名
817名</td><td>122名
42名</td><td>104名
41名</td><td>13.1倍
19.5倍</td></tr>
<tr><td>2017年度</td><td>・22-25歳
・26-34歳</td><td>1,527名
1,302名</td><td>77名
49名</td><td>67名
47名</td><td>19.8倍
26.6倍</td></tr>
<tr><td>2016年度</td><td>・22-25歳
・26-34歳</td><td>1,304名
1,307名</td><td>53名
30名</td><td>48名
28名</td><td>24.6倍
43.6倍</td></tr>
<tr><td>2015年度</td><td>・22-25歳
・26-34歳</td><td>1,354名
1,472名</td><td>104名
40名</td><td>93名
38名</td><td>13.0倍
36.8倍</td></tr>
<tr><td>2014年度</td><td>・22-25歳
・26-34歳</td><td>1,604名
1,614名</td><td>65名
60名</td><td>56名
53名</td><td>24.7倍
26.9倍</td></tr>
<tr><td>2013年度</td><td>・22-25歳
・26-34歳</td><td>1,394名
1,493名</td><td>65名
50名</td><td>57名
47名</td><td>21.4倍
29.9倍</td></tr>
<tr><td>2012年度</td><td>・22-25歳
・26-34歳</td><td>1,679名
2,000名</td><td>106名
79名</td><td>100名
71名</td><td>15.8倍
25.3倍</td></tr>
<tr><td>2011年度</td><td>・22-32歳
・社会人経験者</td><td>1,213名
2,182名</td><td>45名
31名</td><td>41名
27名</td><td>27.0倍
70.4倍</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>中途採用</td><td>多様な人材の確保に向けて、社会人経験者区分採用試験の実施・拡充</td><td>・社会人経験者区分採用の拡大（事務行政・社会福祉・保育士）

2011年度 27名 ▶ 2012年度 101名 ▶ 2013年度 65名 ▶ 2014年度 68名 ▶ 2015年度 87名 ▶ 2016年度 65名 ▶ 2017年度 80名 ▶ 2018年度 82名 ▶ 2019年度 58名 ▶ 2020年度 85名 ▶ 2021年度 103名</td></tr>
</table>

①職員採用試験の抜本的見直し等　（2／3）

追加

多様な人材を確保するため、政令市で初めて大学卒等採用試験においてエントリーシート方式を導入し、教養試験を廃止するなど、民間企業志望の大学生等も受験しやすい試験を実施。

■申込状況等比較（行政職）

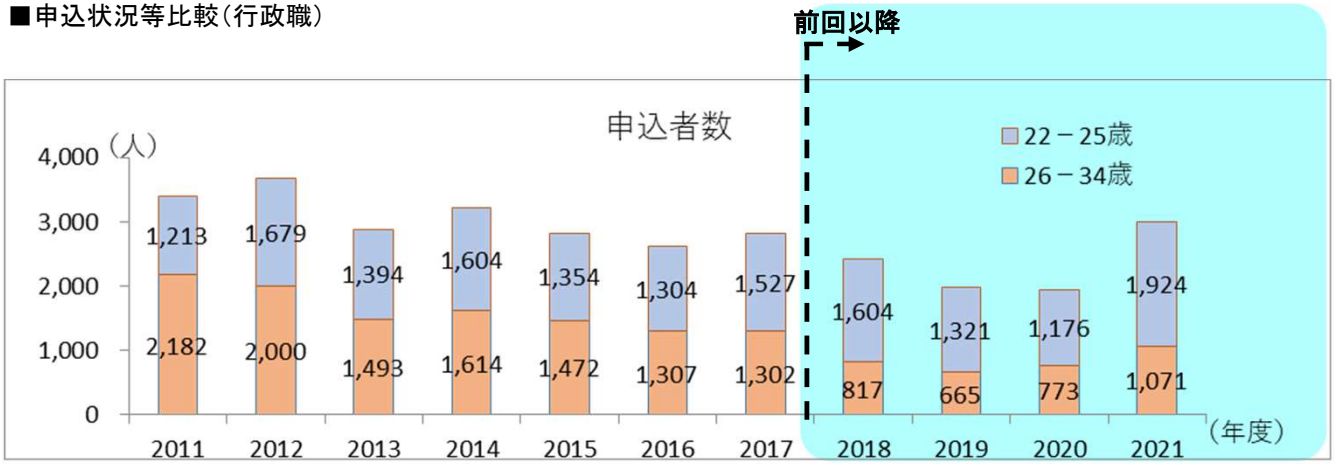

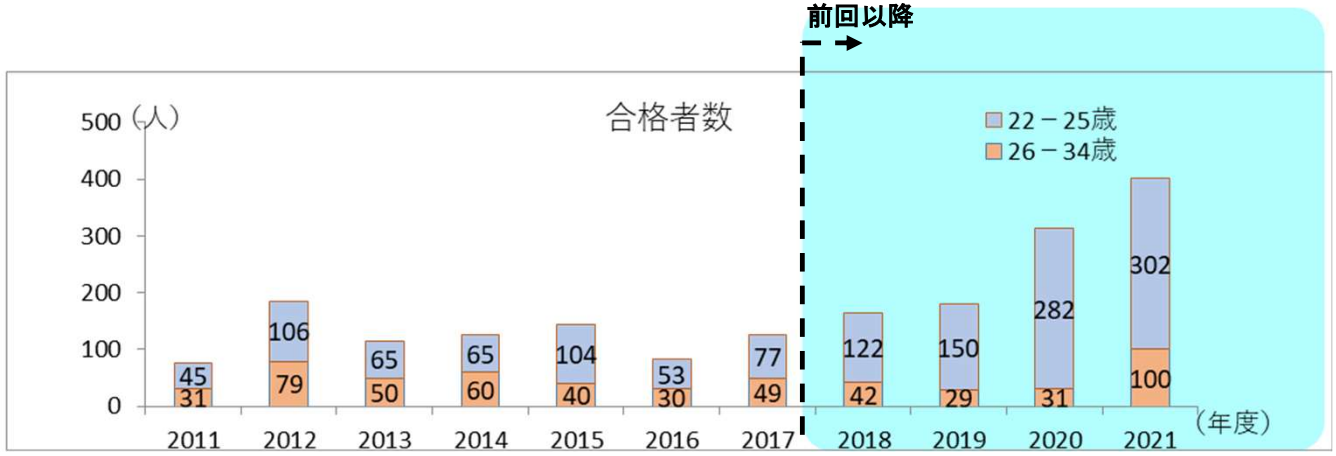

①職員採用試験の抜本的見直し等　（3／3）

（前頁からの続き）

	項　目	内　容
人事異動	女性職員の積極的な登用	2008年度 8.6% ▶ 2013年度 12.4% ▶ 2017年度 17.3% ▶ 2022年度 21.6% 他都市 （2013年度）： 横浜市12.6%、名古屋市10.6%、京都市11.0%、神戸市10.7% （2017年度）： 横浜市16.8%、名古屋市11.3%、京都市14.1%、神戸市12.8% （2022年度）： 横浜市20.1%、名古屋市13.1%、京都市15.0%、神戸市17.4%
	大阪府との人事交流の拡大	2011年度 36名 ▶ 2014年度 76名 ▶ 2017年度 76名 ▶ 2022年度 94名 ・人事交流の拡大に加え、組織の共同設置やカウンターパート部門職員の相互併任等により、積極的に人事面での府市連携を推進。 ≪府市併任職員数≫ 2011年度： 37名（事業連携37名） 2014年度：247名（共同設置100名、一体運営28名、事業連携119名） 2017年度：304名（共同設置134名、一体運営39名、事業連携131名） 2022年度：1,137名（共同設置1,034名、一体運営45名、事業連携58名）

②相対評価の導入

相対評価を政令市で初めて本格的に導入。
なお、絶対評価が3.0点以上（期待レベルに達した）の職員のうち、一定数が下位の区分に分布（下表の　　）しているほか、相対評価の全ての区分において、絶対評価との乖離がある。

相対評価と絶対評価の分布　（2021年度実施結果）

絶対＼相対	第１区分	第２区分	第３区分	第４区分	第５区分	総人数
4.0以上	1					1
3.75以上 4.0未満	100	18	2		1	121
3.5以上 3.75未満	661	1,491	610	5	7	2,774
3.25以上 3.5未満	73	1,470	6,882	420	71	8,916
3.0以上 3.25未満		22	1,477	1,001	391	2,891
2.75以上 3.0未満			9	96	203	308
2.5以上 2.75未満			1	10	47	58
2.25以上 2.5未満					10	10
2.0以上 2.25未満					5	5
総人数	835	3,001	8,981	1,532	735	15,084

期待レベルを上回った
期待レベルに達した
期待レベルを下回った

③給与制度改革　（1／3）

職員の給与制度の改革を進めた結果、ラスパイレス指数（96.7）　は政令市中、最も低い水準となっている。（2021年4月1日現在）。

項　目	他都市状況　※	内　容
職員の給与カットの実施	京都市：給料（▲2.5%～▲6%） 横浜市・名古屋市・神戸市：カット未実施	平成24年度 ・給料月額　▲3%～▲14% ・管理職手当　▲5% ・退職手当　▲5% 平成25年度 ・給料月額　▲3%～▲14% ・管理職手当　▲5% ・退職手当　▲5%相当　（国を上回る支給率の引下げ） 平成26年度 ・給料月額　▲3%～▲14% ・管理職手当　▲5% 平成27年度～平成29年度 ・給料月額　▲1.5%～▲6.5% ・管理職手当　▲5% 平成30年度～令和3年度 ・給料月額　▲4.5%～▲6.5% ・管理職手当　▲5% 令和4年度 ・管理職手当　▲5% ※平成29年度まで、医師等一部職種を除く全職員が対象 ※平成30年度から、医師等一部職種を除く部長級以上の職員が対象

③給与制度改革　（2／3）

追加

（前頁からの続き）

項　目	他都市状況　※	内　容
幹部職員への「定額制」の導入	政令市初	部長級及び局長級について、職務・職責をより明確に反映させた給与体系とするため、昇給を前提とした号給構成を撤廃し、給料月額の定額制を導入
役職間の給料月額の「重なり」幅の縮減	例えば、大阪市の行政職給料表4級（係長級）と5級（課長代理級）との重なり幅は、横浜市・名古屋市・京都市・神戸市のいずれの重なり幅よりも小さい	「職務給の原則」の徹底を図るため、各級の最高号給をカット
住居手当の見直し	横浜市・名古屋・京都：実施済 神戸市：未実施	「持ち家」にかかる手当区分を廃止 効果額：▲17億円
技能労務職員の給与水準の見直し	賃金センサスの考慮は政令市初	・民間の同一の職種又は相当する職種の水準との均衡を考慮した大阪府の技能労務職給料表に切り替え。その後、民間の給与カーブを考慮した改定を実施 ・人事委員会の調査結果を分析したところ、明確な較差は認められなかったことなどから、調査による給与改定は行わないこととし、今後当分の間は人事委員会勧告による行政職との均衡を考慮した給与改定により民間準拠を実施

③給与制度改革　（3／3）

（前頁からの続き）

項　目	他都市状況　※	内　容
旅費制度の見直し	京都市：実施（日当・食卓料のみ） 横浜市・名古屋市・神戸市：未実施	日当・食卓料の廃止、宿泊料の減額
55歳を超える職員の昇給抑制制度の導入	京都市：実施 横浜市・名古屋市・神戸市：未実施	55歳を超える職員については、標準以下の人事評価では昇給しないこととすることで、高齢層職員の昇給を抑制する制度を導入
課長代理級の管理職手当の見直し	横浜市・京都市は非管理職の課長補佐であり、手当は不支給 名古屋市・神戸市は相当する職位がない	課長代理を非管理職と位置付けたことに伴い、課長代理への管理職手当を廃止（超過勤務手当の支給対象）
保育士給料表、幼稚園教育職給料表の導入	民間の保育士、幼稚園教諭の給与水準との均衡を考慮した職種独自の給料表の導入は政令市初	行政職と同じ給料表の適用を受けていた保育士、小中学校の教員と同じ給料表の適用を受けていた幼稚園教諭について、職種独自の給料表への切り替えを実施
技能労務職員の早期退職特例制度の実施	横浜市・名古屋市・京都市・神戸市：未実施	技能労務職員の人員削減を促進するため、早期退職をする技能労務職員に支給する退職手当に、通常の早期退職を上回る加算を実施（2015年～2019年）
国の給与制度の総合的見直しに準じた制度見直し	各政令市で国に準じた見直しを実施	国が地域間の給与配分の適正化の観点から俸給表水準の引下げと地域手当の見直しを実施したことに伴い、本市においても給料表水準と地域手当の見直しを実施

※　他都市状況については、2022年4月1日現在

④職員の政治的行為の禁止、服務規律の厳格化

2012年3月に大阪市服務規律刷新プロジェクトチームを設置し、服務規律の厳格化と職員の意識や組織風土の刷新に取り組んでいる。

数値目標設定期間における不祥事案の発生・処分件数

	2012年6月～2013年5月	2013年7月～2014年6月	2014年8月～2015年7月	2015年9月～2016年8月	2016年10月～2017年9月	当初からの増減
数値目標	96	99	87	70	50（安全運行関係除く）	―
個別重点項目喫煙等	64	36	7	41	26	▲51
一般服務関係兼業等	13	14	27			
一般非行関係わいせつ行為等	42	32	31	11	15	▲27
安全運行関係	14	13	12	15	13	▲1
計	133	95	77	67	54	▲79
数値目標達成状況	×	○	○	○	○	―

➡ 全体の処分件数は大幅に減少しており、全庁的な取組による一定の成果は表れたといえるが、依然として不祥事は発生しており、今後もさらなる不祥事の削減に向けて取り組んでいくことが必要

懲戒処分件数の推移

年　度	件　数
2009年度	201件
2010年度	208件
2011年度	130件
2012年度	210件
2013年度	176件
2014年度	203件
2015年度	105件
2016年度	97件
2017年度	66件
2018年度	73件
2019年度	63件
2020年度	68件
2021年度	63件

Ⅲ【人事】（４）公募制度

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
行政の施策推進や学校運営にあたって、内部職員の登用のみでは市民・利用者の視点や経営感覚が足りない点があった。 （次頁に続く）	外部人材登用（職員からの募集を含む）による職員の意識改革、組織の活性化や民間視点・経営感覚の導入。 （選考方法） 職務経歴書・実績調書・論文等による書類選考を経て、市長・副市長・外部有識者・本市所属長等による面接選考により決定	大阪市の内部の人材だけでなく、外部の人材も対象とした公募を実施。職員基本条例(2012.6～)、市立学校活性化条例(2012.7～) （公募の実施状況） ・2011年度 24区役所の区長 ・2012年度～2013年度 危機管理監、福祉局長、健康局長、港湾局長、行政委員会事務局長、経済戦略局長、都市計画局長、都市整備局長、建設局長（計9局長） 119校の校長 ・2014年度～2018年度 総務局長、環境局長、会計管理者兼会計室長、市政改革室長、経済戦略局長、契約管財局長、福祉局長、健康局長、建設局長、港湾局長、行政委員会事務局長、交通局長、危機管理監、経済戦略局長、水道局長、政策企画室長、財政局長、都市計画局長、こども青少年局長、都市整備局長、会計管理者兼会計室長、行政委員会事務局長 （計22局長） 18区役所の区長 270校の校長	2012年度 （区長） ・公募24区長中18名の外部人材が就任 （但し、後に1名が分限免職となるほか、任期を待たず2名が退職、2名が異動） 2013年度～2014年度 （局長） ・公募9局長中2名の外部人材が就任 （校長） ・公募119校長中23名の外部人材の校長が就任 （但し、後に1名が懲戒免職となるほか、任期を待たず3名が退職） 2015年度～2018年度 （区長） ・公募18区長中5名の外部人材が就任 （局長） ・公募22局長中2名の外部人材が就任（予定含む） （校長） ・公募270校長中11名の外部人材の校長が就任

Ⅲ【人事】（４）公募制度

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き）		・2019年度～2022年度 人事室長、総務局長、 契約管財局長、福祉局長、 環境局長、建設局長、港湾局長、 健康局長、ICT戦略室長、 経済戦略局長、都市整備局長、 福祉局長、環境局長（計13局長） 20区役所の区長 190校の校長	2019年度～2022年度 （区長） ・公募20区長中10名の外部人材が就任 （局長） ・公募13局長中1名の外部人材が就任 （校長） ・公募190校長中５名の外部人材の校長が就任（予定含む）

人材の公募（1／2）

幹部ポストは市役所内部だけでなく、外部人材も対象として公募。

＜応募者数＞　　＜就任者数＞

区長

・2011年度　24区役所の全区長の公募を実施
・2012年度　18名の外部人材が区長に就任
・2015年度～　18区役所の区長の公募を実施
・2016年度～　5名の外部人材が区長に就任
・2018年度～　20区役所の区長の公募を実施
・2019年度～　10名の外部人材が区長に就任

（参考）他都市の状況
新潟市　7区長の公募を実施(2名の外部人材を登用)
堺市　1区長の公募を実施(外部人材を登用)
その他　横浜市・川崎市・千葉市で庁内公募実績あり

（但し、後に1名が分限免職となるほか、任期を待たず2名が退職、2名が異動）

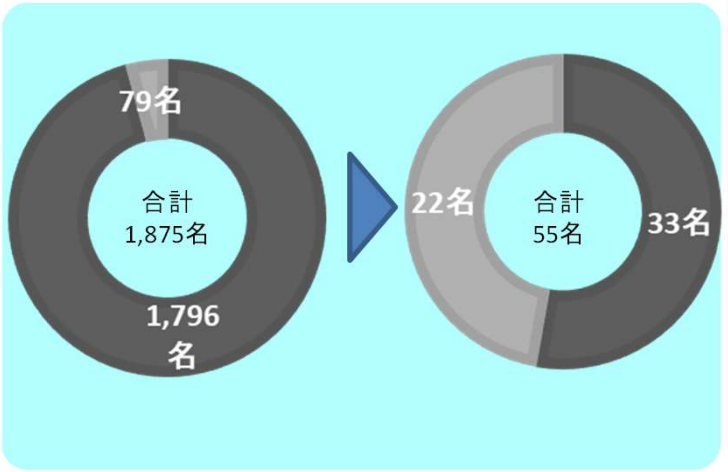

局長

・2012年度～　26局中9局の局長の公募を実施
・2013年度～　2名の外部人材が局長に就任
（行政委員会事務局長、経済戦略局長）
・2015年度～　22局の局長の公募を実施
2名の外部人材が局長に就任
（都市整備局長、行政委員会事務局長）
・2018年度～　13局の局長の公募を実施
1名の外部人材が局長に就任
（経済戦略局長）

（参考）他都市の状況
政令市では大阪市のみ

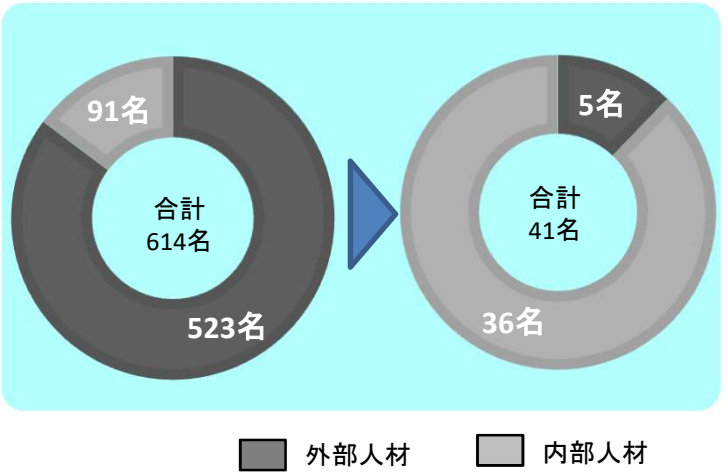

（次頁に続く）

人材の公募（2／2）

幹部ポストは市役所内部だけでなく、外部人材も対象として公募。

（前頁からの続き）

＜応募者数＞　　＜就任者数＞

校長	・2012年度～　443校長中119校の校長の公募を実施 ・2013年度～　23名の外部人材が校長に就任 ・2014年度～　11名の外部人材が校長に就任 ・2019年度～　5名の外部人材が校長に就任 （予定含む） （参考）他都市の状況 横浜市・新潟市・堺市などで校長公募を実施 **（但し、後に1名が懲戒免職となるほか、任期を待たず6名が退職）**	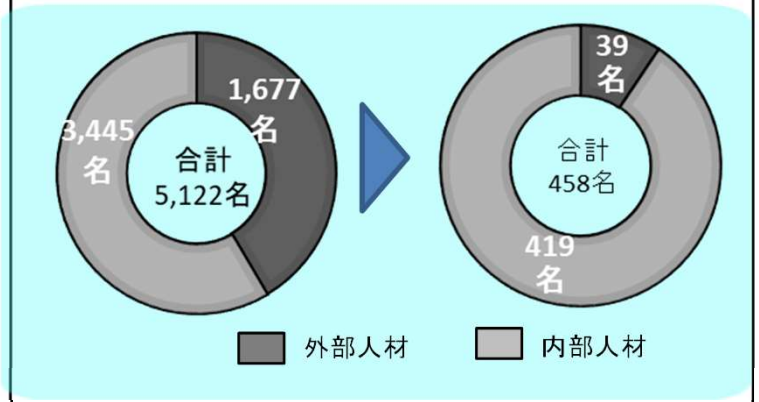

公募人材の成果・不祥事案（1／2）

公募により任用された外部人材については、外部の視点や民間の経営感覚で様々な独自施策に取り組むなど、一定の成果。一方で、外部人材による不祥事案も発生。

【公募区長・公募校長の主な実績例】

主な実績例	取　組　内　容
教育活動支援事業（北区）	中学校部活動に対し、プロスポーツ選手など各分野の専門家の派遣や、小・中学生を対象にクラシック、ミュージカル、能楽等の芸術鑑賞会を通じ、本物に触れる機会を提供し、自分の夢や目標を見つけ出し、未来につなげる人材育成を促進する。
エリア価値の向上に向けた地域活性化事業（大正区）	地域資源である千島公園一帯を活用した定期的なマーケットの開催や、空き家リノベーションによる新たな魅力創出スポットを巡るまち歩き企画など、大正エリアの価値を向上させ持続可能なまちをめざす実証実験を実施。
すみのえ情報局の開設・運用（住之江区）	区民や区内の多様な団体等が情報発信者となり、地域活動や地域の魅力などを動画、写真、記事等で発信できるポータルサイト「すみのえ情報局」を運営し、新たな情報発信基盤として活用。
梅香小学校（此花区）	英語力向上のため全学年で英語授業の実施、ＩＣＴ（電子黒板機能付き液晶プロジェクター）を活用した授業の実施
新高小学校（淀川区）	「安心・安全な学校づくり」に向け、大学と連携を図り校内に安心委員会を設置し、児童が主体的にいじめについて考え行動するピアサポート活動を進めている
東粉浜小学校（住吉区）	エネルギー教育として、「電気のはたらき」（南海電鉄）等の外部教育資源を活用した「社会に開かれた教育課程」による取り組みを進めている
今津小学校（鶴見区）	キャリア教育として、企業の協力を得て、仕事への憧れが持てるような体験活動や出前授業などを多く実施している

（次頁に続く）

公募人材の成果・不祥事案（2／2）

公募により任用された外部人材については、外部の視点や民間の経営感覚で様々な独自施策に取り組むなど、一定の成果。一方で、外部人材による不祥事案も発生。

（前頁からの続き）

【不祥事案】

事　案　概　要	処分の内容
[淀川区長]　2012年8月、ツイッター上で、不適切な投稿を行った。 2013年10 月、ツイッターに不適切な内容の投稿をし、本市の信用を失墜。	2012年8 月　口頭注意 2013年11 月　減給1月
[東住吉区長]　経歴に関する情報提供があり、事実確認を行うなかで、本人が虚偽の回答を繰り返した。また、年金記録に係る文書を改ざんして本市に提出。	2013年4 月分限免職
[東成区長]　2012 年10 月から12 月までにかけて、女性部下職員の私生活等に関する不適切な発言を行うとともに、不適切な行為を行った。	2013年9 月　減給1 月
[福島区長]　部下職員の不適正事務が発覚した際に、妥当な調査を行わず、適切な報告を怠った。	2019年6 月　戒告
[大和田小学校長]　応募の際に虚偽の職歴を記載した受験申込書を提出し、選考合格後に偽造した職歴証明書を提出した。また、PTA会計預かり金を学校外に持ち出す不適正な金銭の取り扱いを行い、金銭の提示を命じた職務命令に違反した。	2014年7 月　懲戒免職

よりよい公募制度に向けた改善

不祥事や退職等の事態が発生したこと等を受け、2013年12月に市長を座長とする「公募制度のあり方検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、2014年6月に課題や対応策を盛り込んだ「公募制度のあり方について」を公表し、改善策に沿った運用を実施。

【主な改善策】

①採用プロセスの改善等
　選考方法（論文・面接手法）の改善や面接スキルの向上により、優秀な人材を見極めるとともに、効果的な広報戦略、採用基準の明確化等を図る。

②適格性を欠く場合の対応策
　現に就いている職(ポスト)にふさわしくない場合、内部人材、外部人材を問わず当該職(ポスト)を解任する。

③優秀な人材確保に向けた対応策
　特に優秀な外部人材の中途採用や任期延長などにより優秀な人材を確保していく。

外部人材の状況＜改善前＞

	採用
区長	18名
局長	2名
校長	23名

懲戒免職	分限免職	任期満了前退職	他の職へ異動
	1名	2名	2名
1名		6名	

運用の改善後は、区長及び局長については、公募により任用された外部人材の不祥事や退職等の事態は発生していない。

Ⅲ　行財政改革

【業務執行の刷新】
（５）　市町村との連携強化、市町村支援等
（６）　サービス改善（動物園など）
（７）　区役所への権限移譲
（８）　補助金等の見直し
（９）　市民利用施設の見直し
（10）　ＩＣＴの徹底活用
（11）　働き方改革

Ⅲ【業務執行の刷新】（５）市町村との連携強化、市町村支援等〔新規〕

①水道の基盤強化

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
【府域水道の現状】 ・節水型社会の進展等により、多量使用者を中心に水需要の減少傾向が続いており、今後も、本格的な人口減少社会の到来等により、需要増は見込みがたい状況 ・このため、施設能力と水需要とのかい離が拡大 ・府域内の各水道事業体では、本市に限らず、他の地域においても、人口減による水需要の減少に加え、施設の老朽化の進行に伴う更新需要の増加から、経営環境の悪化が想定 ・将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするためには、地域の実情に応じた広域連携を推進することが重要	【広域化（府域一水道）】 ・府域の中核となる水道事業体として、水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大や人材不足による技術継承の困難さなど様々な課題を抱える他の水道事業体に対し、ハード・ソフトの両面において必要な支援を行うことで、府域の水道事業の基盤強化に寄与 【浄水場の施設能力の適正規模化】 ・効率的な事業運営の観点から、浄水施設の耐震化の進展に合わせて施設能力の適正規模化を図る	・大阪府及び府内全水道事業者、水道用水供給事業者が参画する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」において、府域一水道に向けた水道のあり方について検討・協議 ・本市浄水場の施設能力の適正規模化と府域内の他の浄水場との連携について検討	・持続可能な府域水道事業の構築に向けた府と府内の全水道事業体の共通認識として「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」をとりまとめ（2020年3月） ・上記報告書を踏まえ、府域水道の基盤強化のための実施計画として、大阪府が「大阪府水道基盤強化計画（仮称）」を策定予定（2023年3月予定） ・施設の有効活用を図る観点から、守口市と庭窪浄水場を共同化するため「庭窪浄水場施設共同化に関する基本協定書」を締結（2019年12月）

厳しい水需要の動向　（１／２）　＜Why＞

長引く景気低迷と節水意識の浸透により、水需要は減少傾向。
今後もこの傾向は続くものと見込まれる。

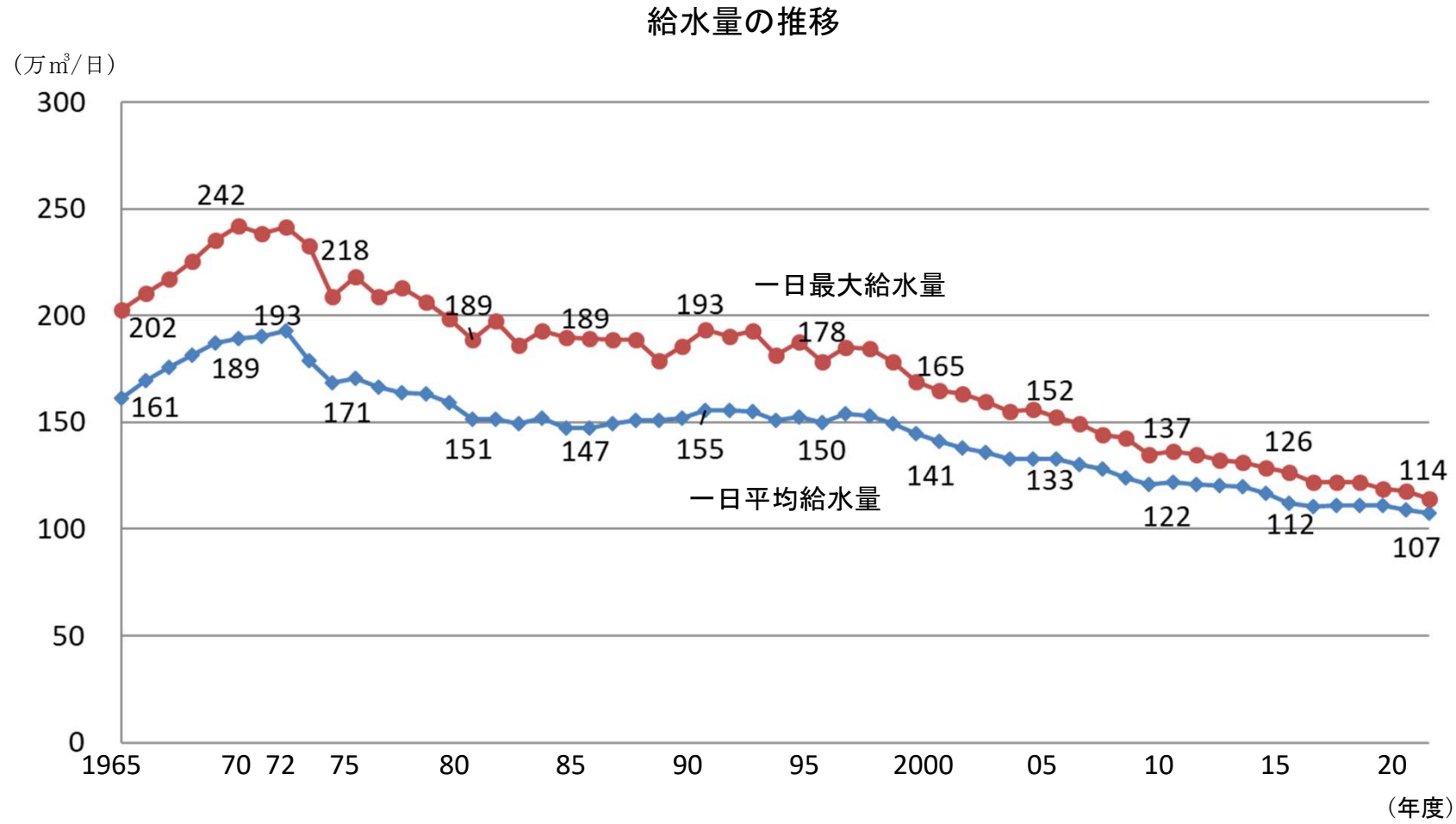

厳しい水需要の動向　（２／２）　＜Why＞

水需要の減少傾向が続き、施設能力との差（＝最大施設稼働率）がかい離。
需要に見合った施設能力へとダウンサイジングする必要がある。

施設能力と給水量の推移

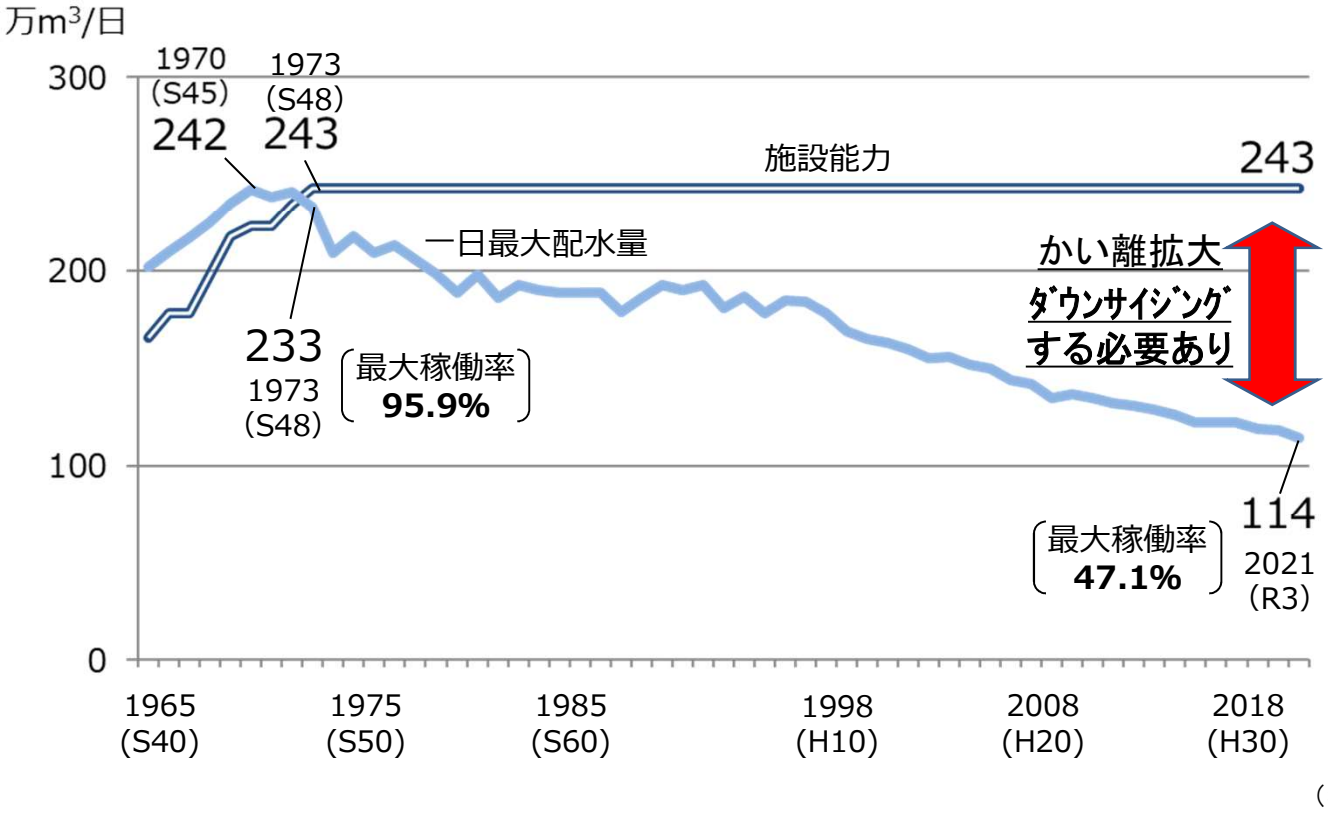

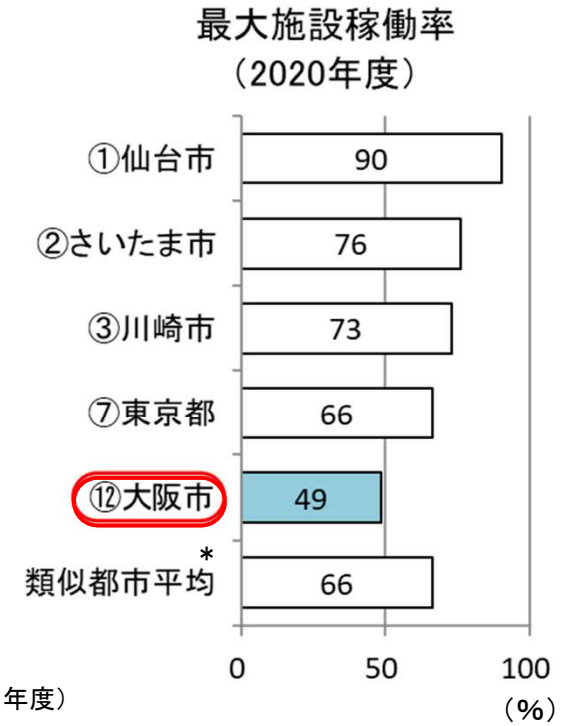

＊対象は、規模、事業内容から東京都とおおむね給水人口100万人以上の12政令指定都市の13都市としている。

大阪市と守口市による浄水場の共同化

＜Outcome＞

淀川系浄水場最適配置の最初の具体的取組みとして、大阪市の庭窪浄水場施設を守口市と共同化するための基本協定書を2019年12月に締結し、2024年度の共同化開始を目指す。

事業スキーム

- 庭窪浄水場の施設は、両市で共同所有し、取水から浄水処理までを行う。
- 守口市の浄水施設は整備を行わず配水場化する。
- 送水管を新設し、庭窪浄水場から守口市の配水場へ送水する。
- 運転・維持管理等は大阪市が代表して行う

想定メリット

- 両市において、投資及び維持管理コストの削減等のメリットが得られる。
- 事業基盤の強化や広域化の推進につながる。

今後のスケジュール

- 2024年度の共同化開始を目途として、整備や手続きを実施する。

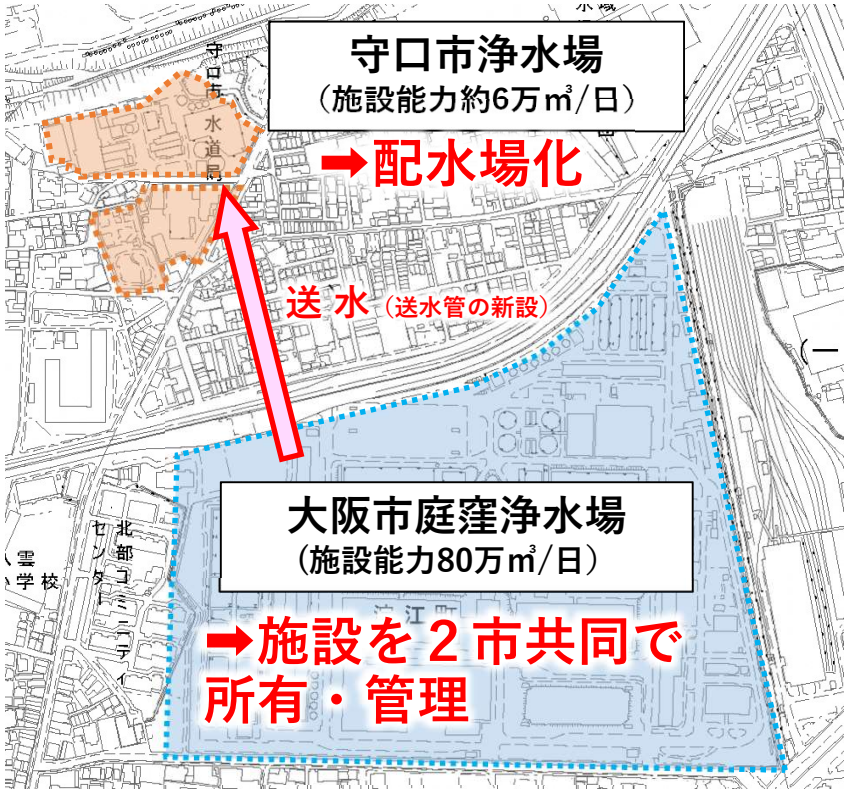

■庭窪浄水場の施設能力

現在		共同化後
大阪市 80万m^3/日	▶	大阪市 74.07万m^3/日 守口市　5.93万m^3/日

Ⅲ【業務執行の刷新】（５）市町村との連携強化、市町村支援等〔新規〕

②大阪府市下水道ビジョンの取組（府市連携した市町村支援等）

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・大阪府内の下水道事業は、市町村と協力しながら広域的・効果的に事業展開を進めてきた結果、下水道普及率は96.9%（令和3年度末）に達しており、住民の安全で快適な暮らしを支えている。 ・一方、多くの府内市町村で下水道施設が概成しているが、今後、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、施設老朽化に伴う改築更新事業の増大、職員数の減少等により、下水道事業の経営環境はさらに厳しさを増すことが想定される。	・大阪府と大阪市（以下、府市）が連携し、府市それぞれの強みを生かすことにより、「府市の下水道事業の更なる発展」と「府内市町村の下水道事業の持続性確保に貢献」により、府域全体の下水道事業の発展を目指す。	・令和３年12月に、府市が連携して行う府内市町村への支援を含めた今後30年の下水道事業実施の方向性を定めた「大阪府市下水道ビジョン」を策定。 ・令和４年２月に、ビジョンに掲げた取組を着実に推進するとともに、必要に応じてビジョンの内容を見直すため、「大阪府市下水道ビジョン推進会議」を設置。同推進会議には、12のテーマ別のWGを設け、府市連携して取り組んでいる。 ※12のテーマ ①官民連携、②府内市町村下水道事業の持続性確保、③ストックマネジメント、④技術力向上、⑤下水道PR、⑥治水対策、⑦地震対策、⑧部品共有化、⑨下水道用地のまちづくりへの活用、⑩技術開発、⑪処理場空間の多様な活用、⑫国際貢献・海外展開	今後、ビジョンに定めた12のテーマについて議論し、取り組んでいく。 （めざすアウトカム） ・民間活用の推進 ・広域化・共同化の推進（事務の共同発注等） ・職員技術力向上（府・市町村） ・施設の強靭化（浸水、地震）等

■大阪府市下水道ビジョンについて

＜ビジョンの目的＞

府市の下水道事業の更なる発展とともに、**府内市町村の下水道事業の持続性確保に貢献**し、

府域全体の下水道事業の発展を目指す。

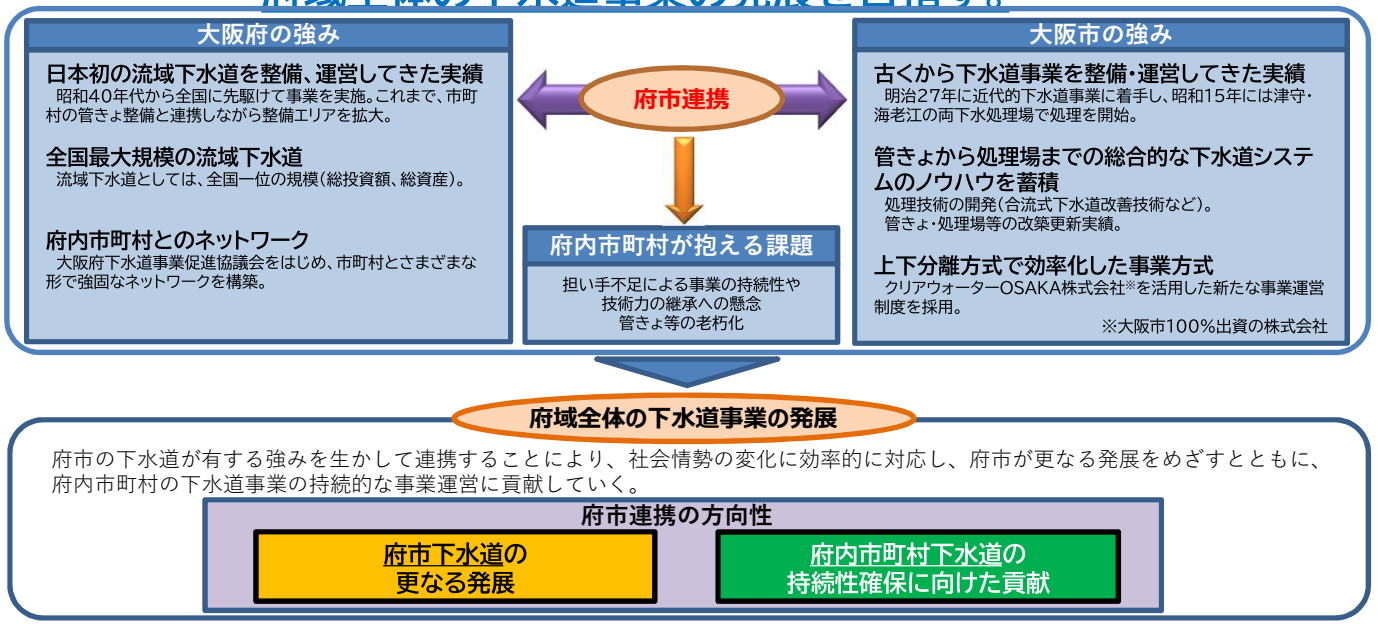

＜府域全体の下水道事業の発展のための３つのビジョン＞

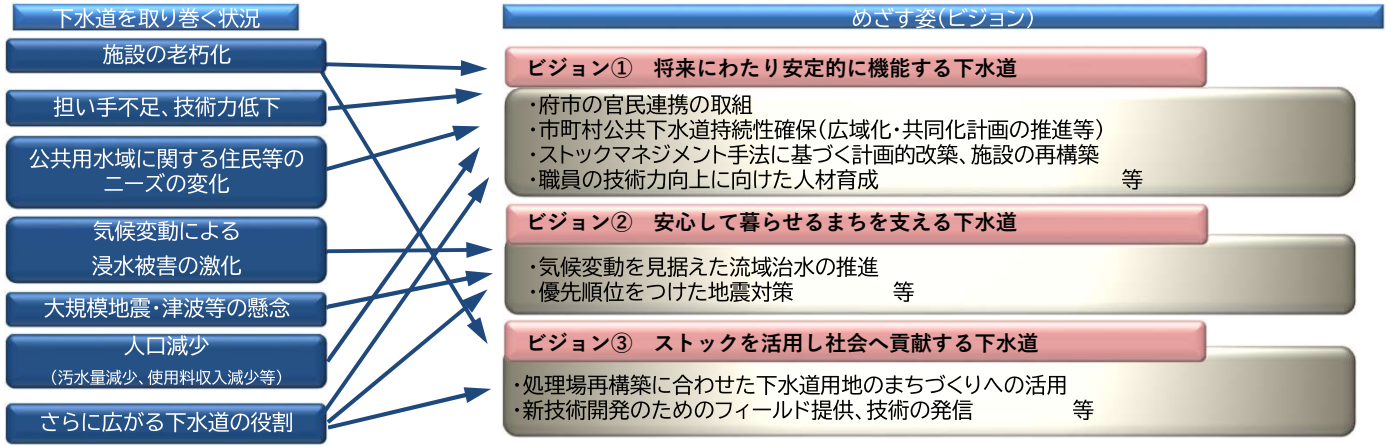

Ⅲ【業務執行の刷新】（６）サービス改善（動物園など）

<table>
<tr><th>＜Why＞</th><th>＜Vision＞</th><th>＜What＞</th><th colspan="3">＜Outcome＞</th></tr>
<tr><td rowspan="8">・市民利用施設において、利用者の視点でサービスが提供されていない。

・サービス水準が低い。</td><td rowspan="7">【「規制・サービス改革部会」の設置】
・2013年2月に府市統合本部に「規制・サービス改善部会」が設置され、サービス改善の取組を実施する。

【アンケートの実施】
・天王寺動物園、美術館、自然史博物館、東洋陶磁美術館、中央図書館、市立大学学術情報総合センターをモデル施設として、利用者アンケートを実施(2013年3月～4月)
・利用者アンケートで寄せられた意見の整理等を通して、現場主体による自己点検を行い、サービス改善を実施

【今後の展開】
・府と市で情報共有しながら、他施設におけるサービス改善にも活かしていく。</td><td>【サービス改善策(別紙)】
・利用者のアメニティに関わるトイレ、開館日・開館時間、案内表示のサービス改善を実施</td><td>トイレの改修</td><td>開館日・開館時間の延長等</td><td>案内表示の改善・設置</td></tr>
<tr><td>①天王寺動物園</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>②美術館</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>③自然史博物館</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>④東洋陶磁美術館</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>⑤中央図書館</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>⑥大阪公立大学図書館
※2021年度まで：市立大学学術情報総合センター</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">・「職員による課題改善タスクフォース」を設置し、職員で改善の取組を実施する。

・官民連携手法を導入する。</td><td>⑦天王寺公園
【サービス改善策(2014年度～の取組は別紙)】
・すぐできる日常的な改善を職員が実施</td><td colspan="3">・開園時間の延長

・園路補修、不用物撤去など</td></tr>
<tr><td>・エントランスエリアを魅力創造・管理運営する民間事業者を募集(2014年1月)

・動物園ゲートエリア魅力向上事業を実施する民間事業者を募集（2017年3月）</td><td colspan="3">・エントランスエリアの無料化（2015年4月～）
・エントランスエリア開園時間の延長（2015年10月～）
・民間事業者による運営（2015年10月～）

・民間事業者による運営（2019年4月～）</td></tr>
</table>

①～⑥　モデル施設におけるサービス向上の取組　（1／2）

アンケートと「職員による課題改善タスクフォース」を経て、以下の見直しを行った。

	主なサービス向上の取組（予定を含む）		
	トイレの改修	開館日・開館時間の延長等	案内表示の改善・設置等
①天王寺動物園	・先行改修整備・建替 ・整備基本計画の策定 ・整備基本計画に基づく改修整備（2015年度～）	・5月・9月の土日祝時間延長（午後6時まで） ・ナイトZOOの開催（2015年度～、年間約15日間） ・元日の臨時開園 ・ゴールデンウィーク期間中等の臨時開園	・わかりやすい案内表示の設計 ・トイレの案内表示の改善 ・喫煙スペースの明示等の改善 ・わかりやすい案内表示の設置（2015年度）
②美術館	・地下展覧会室の和式トイレの洋式化（2021年度） ・美術館の大改修に合わせた改修（工事予定期間：2022年度～2023年度）	・夜間開館の実施（2014・2017・2021・2022年度） ・ゴールデンウィーク期間中の臨時開館（2015年度～2019・2022年度） ・早朝開館（2018年度） ・お盆期間の臨時開館（2015年度～） ・年末年始臨時開館（2018・2021年度） ・シルバーウィーク期間中等の臨時開館（2021・2022年度） ・クリスマス期間の臨時開館（2018年度） ・春休み期間の臨時開館（2018年度）	・天王寺ゲートに案内表示の設置 ・館内案内板の一部改修 ・JR天王寺駅の美術館案内表示の設置 ・エリアにおける統一的な案内表示の作成（2015年度）
③自然史博物館	・1階・2階トイレの改装及び洋式化（2014年度）	・春休み期間の臨時開館（2014・2015・2018・2021年度） ・ゴールデンウィーク期間中の臨時開館（2014年度～※コロナ感染拡大防止対策のための臨時休館年度を除く） ・お盆期間の臨時開館（2016年度～）	・公園内案内図の充実 ・南門・西門のイベント看板の更新、地下鉄長居駅3号出口看板改修　（2015・2022年度） ・花と緑と自然の情報センター内外　の案内表示の充実および改修（2017・2021年度） ・公園内の案内看板の充実（2017年度）

①～⑥　モデル施設におけるサービス向上の取組　（2／2）

	主なサービス向上の取組（予定を含む）		
	トイレの改修	開館日・開館時間の延長等	案内表示の改善・設置等
④東洋陶磁美術館	・地下1階、1階、2階和式トイレの洋式化（2013年度）	・ゴールデンウィーク期間中の臨時開館（2014年度～2019年度） ・お盆期間の臨時開館（2016・2017年度） ・光のルネサンス会期中の夜間延長（午後7時まで、2014年度～2019年度）	・館内案内表示の充実 ・屋外固定看板・移動式看板の充実（2015年度） ・館周辺での案内看板の充実（2017年度）
⑤中央図書館	・1階・地下1階女子トイレの洋式化・地下1階男子トイレの洋式化	・開館日の増 中央図書館：4日間 地域図書館：2日間 ・年末開館（12月28日）：2014年～ ・蔵書点検日の見直し	・子ども向け表示の設置 ・1階休憩スペース案内表示の設置 ・外国語案内の追加 ・障がい者向けサービス案内の追加 ・公衆無線LAN環境の整備・充実（中央図書館ほか23館） ・図書館返却ポストの設置（市役所・平野区役所） ・飲み物の利用緩和 ・情報発信の充実（デジタルアーカイブのオープンデータ化、Twitter、Facebookでの情報発信の開始）
⑥大阪公立大学図書館 ※　2021年度まで：市立大学学術情報総合センター ※　一般利用者登録制度の対象である杉本キャンパスと中百舌キャンパスの図書館情報を記載	（杉本） ・障がい者用トイレへの洗浄トイレの設置（10か所） ・ユニバーサルシート設置（1台）	（杉本） ・早朝開館（午前8時30分～） ・土曜日の開館時間延長（午後7時まで） ・日曜日の開館（午前10時～午後5時まで） （中百舌鳥） ・早朝開館（午前8時30分～） ・日曜日の開館（午前10時～午後5時まで）	（杉本） ・エレベータ前サインの充実 ・Twitterで開館情報等を発信 ・図書館返却ポストの利用可能時間拡大(開館中も投函可)

⑦ 天王寺公園

「天王寺・阿倍野地区」の核となる天王寺公園において、官民連携の取組みなどにより公園全体の魅力を向上させ、エリア全体の集客力を強化する。

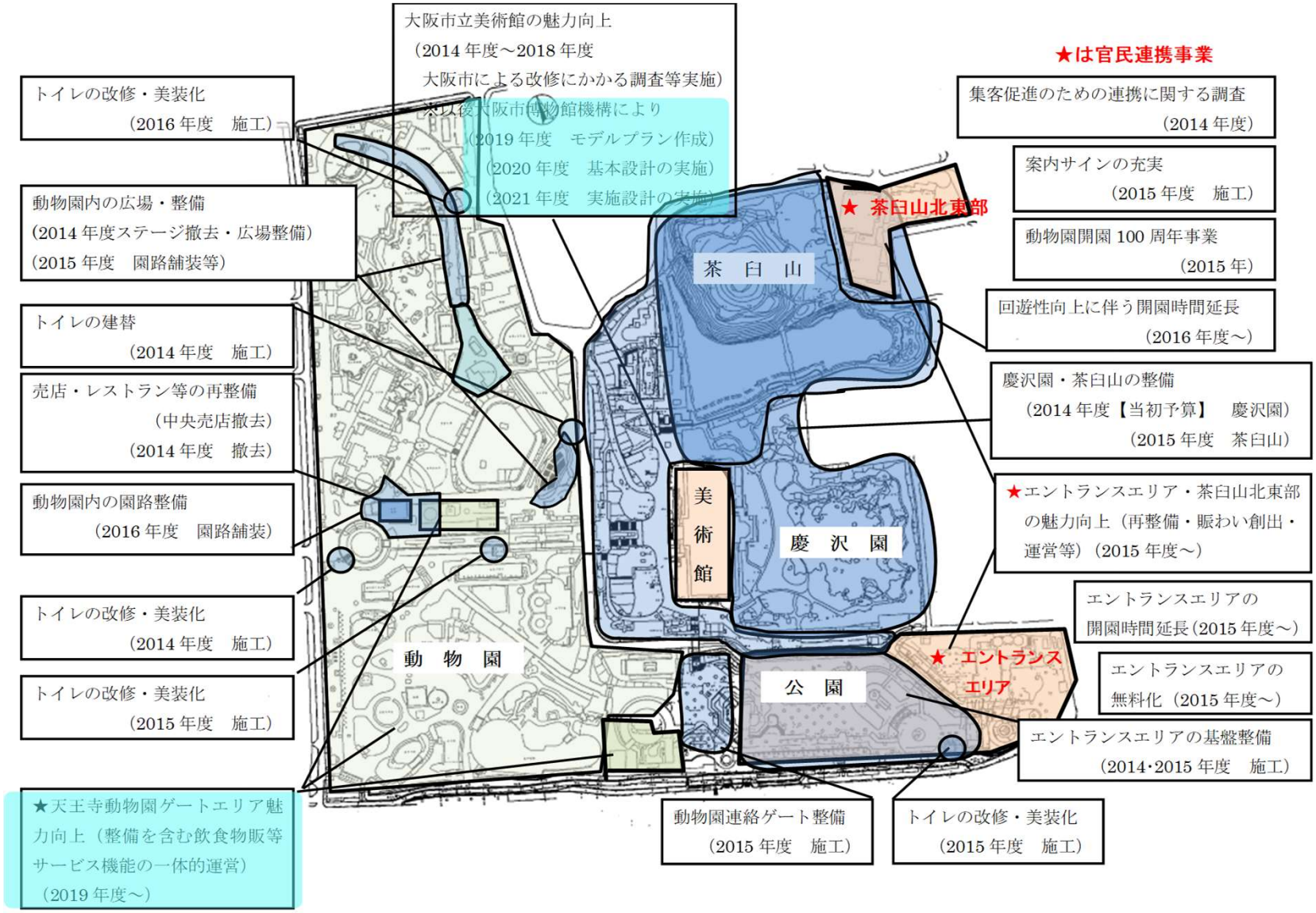

⑦ 天王寺公園　エントランスエリア魅力創出・管理運営事業　取組みの効果 （P123の再掲）

リニューアル前

リニューアル後

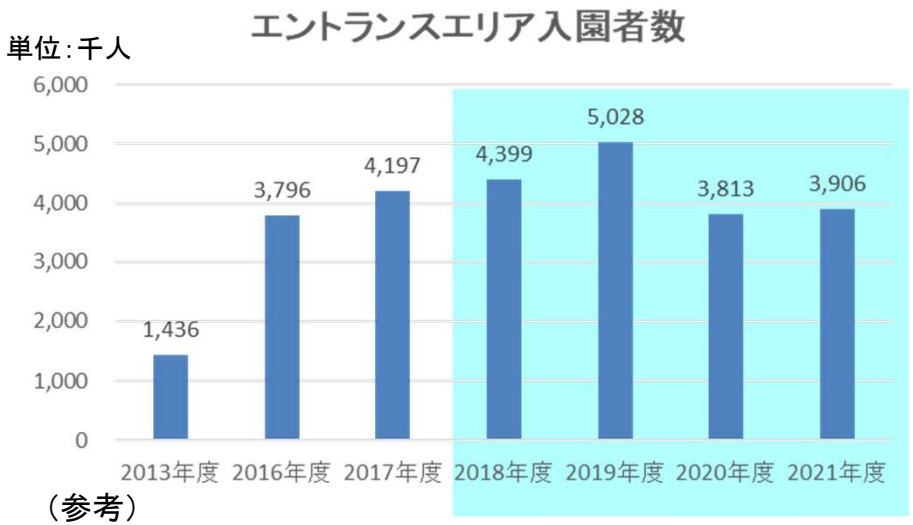

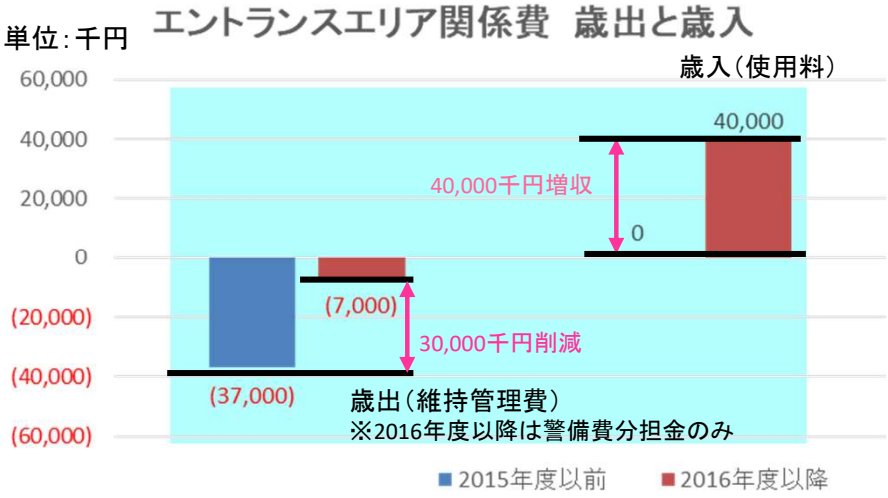

（参考）
エントランスエリア
◆ 無料化：2015.4.1～
◆ 再整備工事のため閉鎖：2015.4.1～2015.9.30
◆ リニューアルオープン：2015.10.1

Ⅲ【業務執行の刷新】（７）区役所への権限移譲

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
各区役所の予算編成や組織編成は、市役所（局）主導。 このため、各区の住民に身近な施策・事業が全区一律になりがちであり、必ずしも地域の実情に合った区政の展開とはなっていなかった。	地域の実情をよく知る区役所が、自らの権限と責任のもと、区の特性や実情に合った施策・事業を決定・展開できるようにする。	①区長の位置付けの変更	・区長が住民に身近な施策・事業の実質的な責任者となり、局長を指導監督 （区シティ・マネージャー制の導入）
		②区長の予算編成権の強化	・区長のマネジメントのもと、区の特性や地域の実情に応じた予算が編成できる仕組みを構築 ・区長が編成した予算 【2012年度】約50億円（一般会計予算の0.3%）▶【2014年度】約270億円（一般会計予算の1.6%）▶【2017年度】約260億円（一般会計予算の1.5%）▶【2022年度】約290億円（一般会計予算の1.6%）
		③区長の組織編成権の強化	・区長のマネジメントのもと、区の特性や地域の実情に応じた施策・事業が展開できる区役所組織を編成できる仕組みを構築

①　区長の位置付けの変更

2012年8月～

・区長を住民に身近な施策・事業の実質的な責任者に位置付け、区の区域内の基礎自治に関する施策・事業について、局は区長（区シティ・マネージャー（区CM））の補助組織として、区長（区CM）の指揮監督を受ける。（「区CM制」の導入）【大阪市事務分掌規則第1条の2】

Before

局長（各局）

・局長は区長より上位の格付け

区　　長

・区役所事務を指揮監督
【例】地域振興、戸籍・住民基本台帳事務、国民健康保険事務、老人・障がい者福祉に関する事務

・区長は局長より下位の格付け
（北区・中央区・西成区を除く）

After

区　　長

「区長」として
・区役所事務を指揮監督
【例】地域振興、戸籍・住民基本台帳事務、国民健康保険事務、老人・障がい者福祉に関する事務

「区CM」として
・住民に身近な施策・事業全般を指揮監督
【例】防災、防犯、子育て支援、道路や公園の維持管理

局長（各局）

・局長は区域内の基礎自治に関し区長（区CM）の補助組織として、区長の指揮監督を受ける

②　区長の予算編成権の強化

区の施策・事業に係る財源を区に配分し、区長（区CM）が地域の特性に応じた予算を編成。

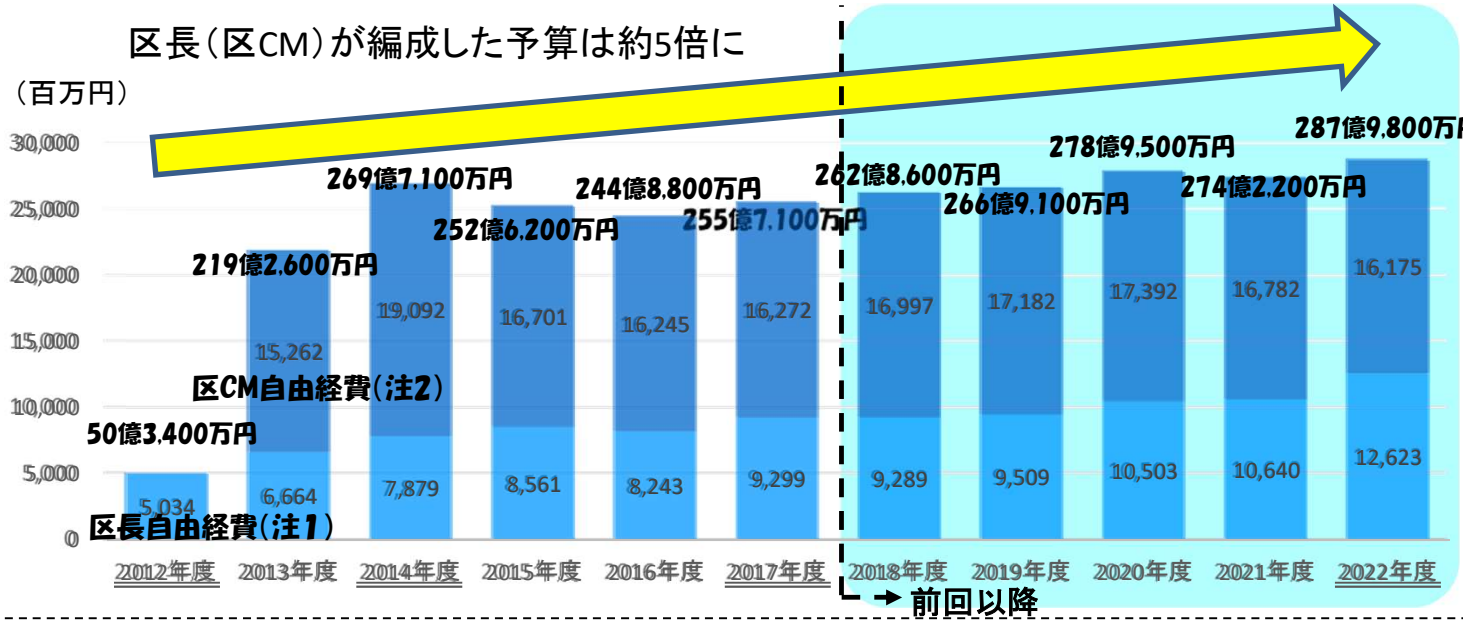

（注1）区役所が自ら事業を 実施するための経費
（注2）区長（区CM）の決定権のもと局が区内で事業を実施するための経費

（参考）他都市の状況

○区役所自主事業予算が 一般会計予算に占める割合

2012年度予算

①横浜市	0.159%
②大阪市	**0.101%**
③川崎市	0.092%
④堺市	0.064%
⑤さいたま市	0.060%
⑤福岡市	0.060%

←（2014年度は0.338%に、2017年度は0.397%に、2022年度は0.556%に上昇）

※「区役所のあり方について」（新潟市2013年3月より）

区長自由経費のうち施設維持管理経費を除いた区役所自主事業予算の比較

年度	自主事業予算額
2012年度	1,530百万円（0.101%）
2014年度 区CM自由経費（19,092百万円）を含む	5,679百万円（0.338%） 24,771百万円（1.473%）
2017年度 区CM自由経費（16,272百万円）を含む	6,989百万円（0.397%） 23,261百万円（1.320%）
2022年度 区CM自由経費（16,175百万円）を含む	10,247百万円（0.556%） 26,422百万円（1.434%）

③　区長の組織編成権の強化

区役所の組織編成や人事に関する区長の裁量を拡大。

Before

○ 24区役所とも、画一的な4課体制。

（全区共通）
- 総務課
- 市民協働課
- 窓口サービス課
- 保健福祉課

After

○ 区長の裁量を拡大。
- 課や職（ポスト）の新設・改廃、名称・事務分担の変更

【例 】
・政策共創課（西淀川区）
・まち魅力課（旭区）
・教育文化課（住吉区）

- 区役所内の人事異動

【例 】
・住民ニーズに対応するため保健福祉課の体制を強化する必要が生じた場合、区長の裁量により総務課の職員を異動させることが可能となった

※ただし、職の新設・改廃は各区に配分された数の枠内に限る。
また、人事異動においては、昇任や所属間での異動は除く。

（参考）人員配置に関する他都市の状況
横浜市：係員のみ配置権あり
名古屋市：係員のみ配置権あり
京都市：係員のみ配置権あり
神戸市：係員の配置権あり
※2022年11月大阪市調べ

Ⅲ【業務執行の刷新】（８）補助金等の見直し

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・補助金等の財源の多くは市民の税金であり、選択と集中により、使い方を政策目的にあわせて最適化することが求められている。	・必要性・妥当性・有効性・公平性といった視点から、補助金等のあり方を見直す。 ・「補助」とは、あくまで自主的に公益的事業を行うことに対する行政からの「支援」であるという考え方を明確化してあり方を見直す。	・交付手続は補助金等交付規則を制定して明確化した（2006年度～）。 ・しかし、補助金等全般がどうあるべきか、統一的な観点から論じられたことはなかった。 ・そこで、「補助金等のあり方に関するガイドライン」をとりまとめた（2007年３月）。 ・さらに、「市政改革プラン（2012年７月策定）」に基づき、80項目の補助金等について、有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないか等を検証。	【見直し額】 約5.31億円のうち約3.87億円（72.9%） ⇒３年間の見直し額9.3億円

補助金等の見直し（1／3）

「補助金等のあり方に関するガイドライン」（2007年3月策定）に基づき補助金等の見直しを行ってきたが、さらに市政改革プラン（2012年7月策定）に基づき、団体運営補助等の補助金等（80項目）について見直しを実施。

○削減効果額

合計　**9億3,300万円**

（2012～2014年度累計）

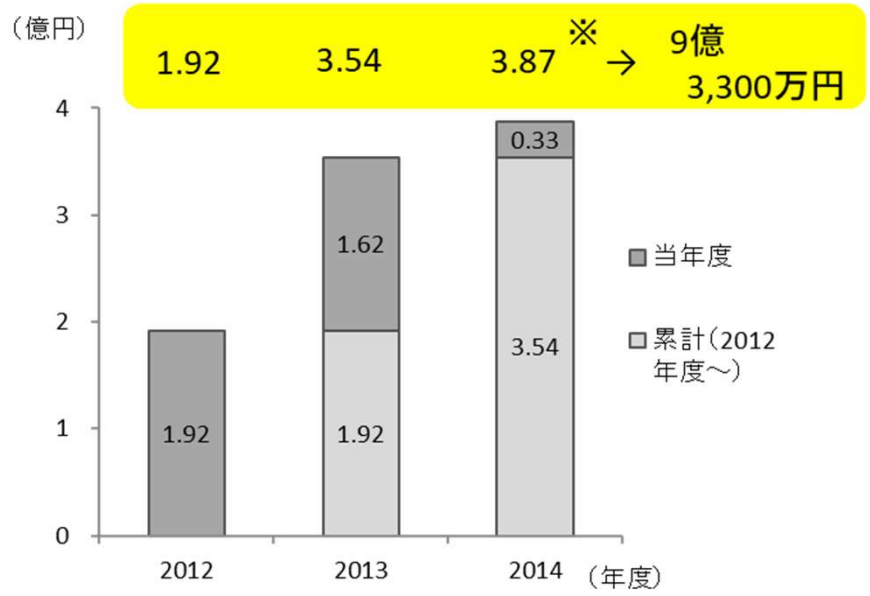

※　2014年度削減効果額　3.87億円は2014年度補助金等予算額（394億円）の0.98%に相当

○見直し項目数

	種　別	項目数	見直し結果	
A	補助金（団体運営補助）	14	廃止	12
			廃止（事業補助に転換）	2
B	補助金（施設運営補助）	11	見直し済	2
			廃止	6
			補助率等の見直し	2
			他制度への移行	1
C	分担金	5	廃止	3
			存続	2
D	国関係法人等への支出	50	廃止	50
合　計		**80**		**80**

補助金等の見直し（２／３）

■ 補助金等の見直し

○ 公益法人等の団体に対する運営補助、施設運営に対する補助等（８０項目）について、透明性の確保の観点などから見直しを実施し、2014年度には2012年度と比較して3.9億円を削減。

※削減額は2014年度一般財源ベース（単位：百万円）

・ 団体運営補助【全14項目 ▲190百万円】

主な項目【交付先】	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
（公財）大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター管理運営事業補助金 【(公財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター】	52	100%	2012～2014年度	廃止(2012～2013年度は経過措置として減額のうえ継続)
UNEP支援事業補助金 【（公財）地球環境センター】	35	100%	2012～2014年度	廃止（2012年度に事業補助に転換）

・ 施設運営補助【全11項目　▲175百万円】

主な項目　【交付先】	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
家庭保育・ベビーセンター助成事業補助金 【家庭保育及びベビーセンター実施者】	99	100%	2012～2013年度	保育ママ事業(個人実施型)へ移行(2012年度は経過措置として減額のうえ継続)
大阪人権博物館運営費補助 【（公財）大阪人権博物館】	51	100%	2012～2013年度	2012年度は経過措置として継続

・その他、国関係法人等への支出（賛助会費）等【全55項目　▲22百万円】

主な項目　【交付先】	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
(財)アジア太平洋観光交流センター会費等50項目 【(財)アジア太平洋観光交流センター】	11	100%	2012年度	廃止

補助金等の見直し（3／3）

○見直しの対象とした補助金等（80項目）（1／5）

A. 補助金（団体運営補助）　【14項目】

■廃止　（12項目）

（単位：千円）

	項目（補助対象）	補助対象	削減効果額	削減率
1	学校法人に対する補助金	(財)大阪府私学総連合会	▲26,500	100%
2	義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金	学)大阪中華学校	▲27,500	100%
3	大阪市消費生活合理化協会運営補助金	大阪市消費生活合理化協会	▲1,230	100%
4	大阪ホームレス就業支援センター事業補助金	大阪ホームレス就業支援センター運営協議会	▲4,500	100%
5	私立保育園連盟運営補助金	(社)大阪市私立保育園連盟	▲14,700	100%
6	大阪市ユースオーケストラ運営補助金	大阪市ユースオーケストラ	▲1,840	100%
7	(公財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター管理運営事業補助金	(財)大阪市中小企業勤労者福祉サービスセンター	▲52,000	100%
8	住民参加による街づくりの促進のための助成	フレッシュ鶴橋再開発連絡協議会	▲500	100%
9	PTA協議会運営補助金	大阪市PTA協議会	▲1,200	100%
10	男女共同参画推進にかかる地域女性団体活動補助金	大阪市地域女性団体協議会	▲3,354	100%
11	大阪第一人権擁護委員協議会事業補助金	大阪第一人権擁護委員協議会	▲2,300	100%
12	UNEP支援事業補助金（(公財)地球環境センター活動支援補助金）	(公財)地球環境センター	▲34,749	100%
計			▲170,373	

■廃止のうえ、事業補助に転換　（2項目）

（単位：千円）

	項目（補助対象）	補助対象	削減効果額	削減率
1	児童遊園活動費補助金	関係児童遊園及びちびっこ広場運営委員会	▲4,240	27%
2	住宅地区改良事業等におけるまちづくり協議会助成	各住宅改良地区まちづくり協議会	▲14,735	50%
計			▲18,975	

○見直しの対象とした補助金等（80項目）（2／5）

B. 補助金（施設運営補助）　【11項目】（うち2項目は見直し済）

■廃止　（6項目）

（単位：千円）

	項目（補助対象）	補助対象	削減効果額	削減率
1	大阪人権博物館運営費補助	(財)大阪市人権博物館	▲51,323	100%
2	指定老人憩の家運営補助金	老人憩の家運営委員会委員長	▲255	100%
3	家庭保育・ベビーセンター助成事業補助金	家庭保育及びベビーセンター実施者	▲98,639	100%
4	民間保育所賃料等補助金	社会福祉法人　外	▲7,180	100%
5	港湾労働者福利厚生事業補助金	(財)大阪港湾福利厚生協会	▲3,000	100%
6	シルバーボランティアセンター運営事業補助金	(社)大阪市老人クラブ連合会	▲2,815	100%
計			▲163,212	

■補助率等を見直し　（2項目）

（単位：千円）

	項目（補助対象）	補助対象	削減効果額	削減率
1	障がい者職業能力開発訓練施設運営助成	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	▲7,464	12%
2	点字図書館運営補助金（情報文化センター）	(社福)日本ライトハウス	▲4,663	7%
計			▲12,127	

■他制度に移行　（1項目）

（単位：千円）

	項目（補助対象）	補助対象	削減効果額	削減率
1	精神障がい者社会復帰施設運営補助金	大阪市管轄社会復帰施設	0	－
計			0	

○見直しの対象とした補助金等（80項目）（3／5）

C. 分担金　【5項目】

■廃止　（3項目）

（単位：千円）

	項目（補助対象）	補助対象	削減効果額	削減率
1	地方財務協会分担金	地方財務協会	▲600	100%
2	近畿地区幹線道路協議会分担金	近畿地区幹線道路協議会	▲100	100%
3	(一財)アジア太平洋観光交流センター事業にかかる分担金	(一財)アジア太平洋観光交流センター	▲10,647	100%
計			▲11,347	

■存続　（2項目）

（単位：千円）

	項目（補助対象）	補助対象	削減効果額	削減率
1	（財）自治体国際化協会への分担金	（財）自治体国際化協会	－	－
2	（財）地域創造分担金	（財）地域創造	－	－
計			－	

○見直しの対象とした補助金等（80項目）（４／５）

D. 国関係法人等への支出　【50項目】

■廃止　（50項目）

（単位：千円）

	項目（補助対象）	補助対象	削減効果額	削減率
1	地方自治研究機構会費	地方自治研究機構会	▲ 135	100%
2	公務人材開発協会会費	公務人材開発協会	▲ 20	100%
3	(財)人権教育啓発推進センター会費	(財)人権教育啓発推進センター	▲ 500	100%
4	(社)日本租税研究協会年会費	(社)日本租税研究協会	▲ 210	100%
5	全国収用委員会連絡協議会賛助会費	全国収用委員会連絡協議会	▲ 40	100%
6	全国土地収用研究会会費	全国土地収用研究会	▲ 35	100%
7	(財)関西空港調査会会費	(財)関西空港調査会	▲ 150	100%
8	統計研究会会費	統計研究会	▲ 59	100%
9	(財)都市みらい推進機構会費	(財)都市みらい推進機構	▲ 200	100%
10	(財)都市計画協会会費	(財)都市計画協会	▲ 380	100%
11～13	(社)土木学会会費	(社)土木学会会費	▲ 90	100%
14・15	関西ライフライン研究会法人会費	関西ライフライン研究会	▲ 40	100%
16	日本国民年金協会普通会員費	日本国民年金協会	0	100%
17	(財)アジア太平洋観光交流センターにかかる会費	(財)アジア太平洋観光交流センター	▲ 3,000	100%
18	(社)日本観光振興協会にかかる会費	(社)日本観光振興協会	▲ 703	100%
19	(社)日本公園緑地協会 会費	(社)日本公園緑地協会	▲ 400	100%
20	(独)国際観光振興機構にかかる会費	(独)国際観光振興機構	▲ 500	100%
21	全国都市公園整備促進協議会会費	全国都市公園整備促進協議会	▲ 50	100%
22	大阪都市公園協議会　会費	大阪都市公園協議会	▲ 10	100%
23	大都市公園緑地問題協議会会費	大都市公園緑地問題協議会	▲ 100	100%
24	(公財)廃棄物・3R研究財団への会費	(公財)廃棄物・3R研究財団	▲ 200	100%
25	火力原子力発電技術協会会費	火力原子力発電技術協会	▲ 31	100%
26	日本ボイラ協会会費	日本ボイラ協会	▲ 48	100%
27	日本博物館協会会費	日本博物館協会	▲ 28	100%
28	公共建築協会会費	公共建築協会	▲ 5	100%

（次ページに続く）

○見直しの対象とした補助金等（80項目）（５／５）

D. 国関係法人等への支出　【50項目】

■廃止　（50項目）

（前ページからの続き）

（単位：千円）

	項目（補助対象）	補助対象	削減効果額	削減率
29	全国市街地再開発協会会費	全国市街地再開発協会	▲ 240	100%
30	(社)日本電気協会年会費	(社)日本電気協会	▲ 25	100%
31	近畿旅客船協会会費	近畿旅客船協会	▲ 25	100%
32・33	(社)地盤工学会会費	(社)地盤工学会	▲ 113	100%
34	(社)日本交通計画協会会費	(社)日本交通計画協会	▲ 100	100%
35	(社)日本河川協会会費	(社)日本河川協会	▲ 30	100%
36	(社)日本道路協会会費	(社)日本道路協会	▲ 300	100%
37	日本旅客船協会会費	日本旅客船協会会費	▲ 42	100%
38	海上保安協会会費	海上保安協会	▲ 100	100%
39	海難防止研究会会費	海難防止研究会	▲ 200	100%
40	ウォーターフロント開発協会会費	ウォーターフロント開発協会	▲ 100	100%
41	近畿旅客船協会会費	近畿旅客船協会	▲ 5	100%
42	(社)日本外航客船協会会費	(社)日本外航客船協会	▲ 300	100%
43	日本港湾協会会費	日本港湾協会	▲ 900	100%
44	日本旅客船協会会費	日本旅客船協会	▲ 10	100%
45	近畿港湾協議会会費	近畿港湾協議会	▲ 96	100%
46	港湾海岸防災協議会会費	港湾海岸防災協議会	▲ 380	100%
47	港湾都市協議会会費	港湾都市協議会	▲ 176	100%
48	国際港湾協会会費	国際港湾協会	▲ 1,047	100%
49	国際港湾協会日本会議会費	国際港湾協会日本会議会	▲ 20	100%
50	国際航路協会日本支部会費	国際航路協会日本支部会	▲ 153	100%
計			▲11,296	

2014年度　削減効果額　合計　（A～D合計）	3億8,700 万円

Ⅲ【業務執行の刷新】（９）市民利用施設の見直し

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・社会福祉施設や地域利用施設等を含む一般施設は、築後30年以上経過したものが約4割以上。 ・今後、設備更新や大規模改修など維持保全経費の負担が、本市財政の大きな課題。 ・特に、市民利用施設（全286施設）については、比較4都市（神戸市・京都市・名古屋市・横浜市）の人口あたりの施設規模（床面積や収容人数など）の平均値と比べると、屋内プールやスポーツセンターなど、過剰な水準となっている施設も多々あり、必要性や有効性を見直すべき。	・「比較4都市の水準並みに」、「民間にできることは民間に」、「施策目的ごとの施設提供から施設の全体最適化」などの観点から、施設の必要性・有効性、行政と民間の役割分担等を点検・精査。 ・施設の廃止・縮小・転用や機能統合など抜本的な見直しを行い、維持管理費の縮減や効率化を図る。	・比較4都市と①施設規模の状況、②施設の設置目的の達成状況、③官民の役割分担、④施設間での機能重複、⑤施設配置の妥当性などを検証し、見直し対象施設（74施設）をリストアップ。 ・必要に応じて各施設の設置条例を改正し、見直しを実施。	・見直し対象施設（74施設）のうち、（A：27施設　B：29施設）を見直し済。 A：2012～2017年度 B：2012～2022年度 ①廃止　A：16施設　B：16施設 ②民間事業者による運営 A：3施設　B：4施設 ③施設の位置付け変更による管理負担抑制 A：2施設　B：2施設 ④受益者負担（利用料金）の引き上げ等 A：3施設　B：3施設 ⑤機能集約等 A：3施設　B：3施設 ⑥収支改善等 A：0施設　B：1施設 ・残る（A：47施設　B：45施設）についても、引き続き検討中。

見直し対象施設と進捗状況

本市市設建築物のファシリティマネジメント推進のため、従来から資産流動化プロジェクト施設チームにより見直しを進めてきたが、2011年12月以降は改革プロジェクトチームを中心に市民利用施設のあり方を検討。

市民利用施設全286施設から「比較4都市の水準並み(注)に」、「民間にできることは民間に」、「施策目的ごとの施設提供から施設の全体最適化」などの観点から、施設の必要性・有効性、行政と民間の役割分担等を点検・精査し、見直し対象施設74施設を抽出。うち2018年３月末時点で27施設を見直し済、2022年11月末時点で29施設を見直し済み。

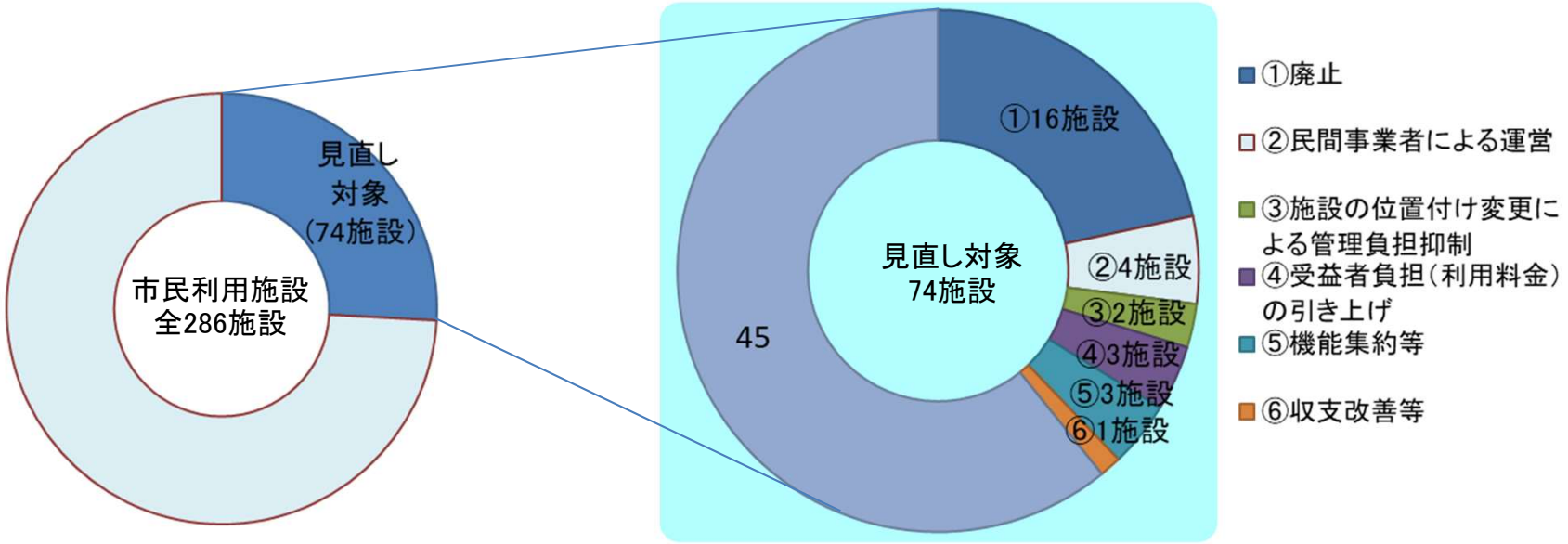

注：比較4都市（横浜市・名古屋市・京都市・神戸市）における人口当たりの施設規模（床面積や収容人数など）の平均規模と同等のもの

見直し実施済み施設 【29施設】　※2017年度末は27施設

①廃止 【16施設】

	施設名	市政改革プラン策定時（2012年）の見直し計画	見直し済みの状況
1	弁天町市民学習センター	廃止	廃止
2	城北市民学習センター	廃止	廃止
3	伊賀青少年野外活動センター	廃止	廃止
4	環境学習センター	廃止　（ただし、自然体験観察園は維持）	廃止　（自然体験観察園と別館は、本市で活用）
5	いきいきエイジングセンター	廃止	廃止
6～15	市民交流センター（10カ所）	廃止	廃止（2016年度から）
16	子育ていろいろ相談センター	廃止	廃止（2015年3月末閉鎖）

②民間事業者による運営 【4施設】

	施設名	見直し計画	見直し済みの状況
17	びわ湖青少年の家	廃止	民間事業者による運営（廃止、売却）
18	舞洲野外活動施設	廃止し、売却等を実施	民間事業者による運営廃止（廃止、売却・賃貸）
19	北港ヨットハーバー	条例施設としては廃止し、収支均衡させ民間移管	民間事業者による運営廃止（廃止、売却・賃貸）
20	リフレうりわり	有償貸付で民間経営に委ねるスキームの実現	民間事業者による運営（廃止、有償貸付）

③施設の位置付け変更 【2施設】

	施設名	見直し計画	見直し済みの状況
21	南港魚つり園	条例施設としては廃止	施設の位置付け変更（設置条例の廃止）による管理負担抑制
22	南港野鳥園	条例施設としては廃止	施設の位置付け変更（設置条例の廃止）による管理負担抑制

④受益者負担（利用料金）の引き上げ等 【3施設】

	施設名	見直し計画	見直し済みの状況
23	総合生涯学習センター	受益者負担（利用料金）の引き上げ等を検討	2014年4月より、受益者負担（利用料金）の引き上げ等
24	阿倍野市民学習センター	受益者負担（利用料金）の引き上げ等を検討	2014年4月より、受益者負担（利用料金）の引き上げ等
25	難波市民学習センター	廃止	2014年4月より、受益者負担（利用料金）の引き上げ等

⑤機能集約等 【3施設】

	施設名	見直し計画	見直し済みの状況
26	こども文化センター	施設のあり方や他の施設への機能集約等を検討	2016年4月移転（クレオ大阪西）
27	クレオ大阪（北）	廃止（業務は区役所・区民センター等で実施）	2015年4月より男女共同参画と子育て支援を推進する「男女共同参画センター子育て活動支援館」として移転オープン
28	クレオ大阪（西）	廃止（業務は区役所・区民センター等で実施）	こども文化ｾﾝﾀｰを移転させたうえで業務継続

：廃止　：民間事業者による運営（廃止、売却等）

Ⅲ　行財政改革【業務執行の刷新】・市民利用施設の見直し

見直し実施済み施設【29施設】　※2017年度末は27施設

⑥収支改善等【3施設】

	施設名	見直し計画	見直し済みの状況
29	クラフトパーク	収支均衡、できない場合は普通財産で貸付	2015年度から、収支均衡での施設経営を実施 ※2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による減収補填あり

見直し検討中施設【45施設】　※2017年度末は47施設

	施設名	市政改革プラン策定時（2012年）の見直し計画	見直し計画の変更内容	見直しの検討状況
1～15	屋内プール（15カ所）	24カ所　⇒　9カ所	「一般施設の将来ビジョン」（2018年3月策定）を踏まえ、施設総量の抑制から、持続可能な施設マネジメントに向けた取組に転換。（2018年7月）	・今後は、「市政改革プラン3.1」の取組である、「施設のあり方検討のためのガイドライン」に基づき、施設のあり方を検討。
16～21	スポーツセンター（6カ所）	24カ所　⇒　18カ所		
22～27	子ども・子育てプラザ（6カ所）	24カ所　⇒　18カ所		
28～35	老人福祉センター（8カ所）	26カ所　⇒　18カ所		
36、37	クレオ大阪（4カ所）	5カ所　⇒　1カ所	中央館以外の4館については、市の施設の全体最適化の中で、多機能化・複合化による活用を図る。（2015年2月）	・北部・西部館（クレオ大阪北・西）は、見直し済。（見直し済施設⑤） ・南部・東部館（クレオ大阪南・東）は、多機能化・複合化を検討。
38	青少年センター	施設のあり方や他の施設への機能集約等を検討	料金改定や供用時間の変更等により、業務代行料を負担しない形で施設運営を行う。（2015年2月）	・マーケットサウンディングの状況を踏まえ、行政財産として存続し、指定管理者への業務代行料を負担しない形で施設運営を実施。
39	住まい情報センター	区レベルでの実施の観点で整理。センター機能は、施設の全体最適化の中で検討。住まいのミュージアムは効果的・効率的運営を図る。	—	・住まい情報センターの機能について整理し、全体最適化を図り効果的・効率的な運営を実施。 ・住まいのミュージアムについては、都市魅力創造戦略に資する施設として効果的・効率的運営を実施。
40、41	水の館ホール、陳列館ホール	収支改善策と併せて、存廃も検討	—	・収支均衡の実現（公園全体での指定管理者によりホールの管理運営にかかる業務代行料を負担しない形で施設運営を実施（2020年度～））※2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による休業指示に伴う補填あり
42	芸術創造館	青少年センターとの統合、フルコストでの収支均衡を検討	コスト縮減や利用促進策等を実施し、フルコストでの事業設計を検討する。（2015年2月）	・新たな利用促進策による収入増の取組などにより、収支改善。
43	社会福祉研修・情報センター	府市における社会福祉研修事業等の事業統合、財政負担の縮減にむけた事業スキームを検討	—	・余裕床の活用に向け、本市事業への活用や一部有償貸付（2015年4月から2016年12月まで）を実施。 ・2022年度現在、他部局への使用承認含め活用を実施
44	愛光会館	大阪府母子福祉センターとの統合検討 区保険福祉センター等へ機能移転	—	・大阪府母子福祉センターが愛光会館以外の施設へ移転するため機能統合しない。 ・区保健福祉センターへの機能移転はせず、2016年度以降も指定管理施設として事業を継続し、局事業として実施
45	社会福祉センター	増収策や管理経費の縮減を図る。有償貸付で民間経営に委ねるスキームの検討	—	・増収策として、2014年度より可能な団体に使用料負担の有償化を実施。

Ⅲ【業務執行の刷新】（10）ＩＣＴの徹底活用

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
活力と魅力のある大阪を実現するためには、急速に普及が進むICTの活用が有効であり、ICTを徹底活用し、市民サービス向上と行政運営の効率化の取組を進めること必要である。 これまでの実績として、ほぼ全ての定型業務にシステムの導入を行い、併せて庁内パソコンの整備も行ってきたが、クラウド、モバイルなどといった近年のICTの発展によって、ペーパーレス化やテレワークなどのより一層のICT活用による業務改善・効率化を行うことが可能となっている。 また、システムの安全性・信頼性を確保しつつ、投資効果を高めていく取組も進めていく必要がある。 （次頁に続く）	・「大阪市ICT戦略」及び「大阪市ICT戦略アクションプラン」に基づき全庁的なICT活用を推進する。 ・行政運営にかかる業務遂行においてICTの徹底活用を進め、効果的・効率的な行政運営をめざす。 ・システムの集約の実現性を検討して、効率的なシステム運用及び経常経費の圧縮をめざす。 ICT戦略　第１版 2015年度策定 ICT戦略アクションプラン （2015年度～2017年度） ICT戦略　第２版 2018年度策定 ICT戦略アクションプラン （2018年度～2020年度） ICT戦略　第３版 2021年度策定 ICT戦略アクションプラン （2021年度～2023年度）	①アクションプランの策定・進捗管理	アクションプラン（2015年度～2017年度） 取組件数目標達成 目標：70件⇒達成：74件（2017年度） アクションプラン（2018年度～2020年度） 取組件数目標達成 目標：29件⇒達成26件（2020年度） アクションプラン（2021～2023年度） 取組中：31件（2021年度）
		②データ活用の推進 ・オープンデータの取組	オープンデータ専用サイトの構築 （2015年度） オープンデータデータセット数 112セット（2015年度） 19,605セット（2017年度） 70セット（2018年度） ※機械判読性の高いデータのみに精査 オープンデータ専用サイトの再構築 263セット（2021年度）
		・EBPMの推進	クルマのビッグデータを活用した実証実験（2015年度～2016年度） 生活保護のビッグデータ分析の実施 （2016年度～2017年度） データ可視化結果をオープンデータ専用サイトへ掲載(2021年度～)

Ⅲ【業務執行の刷新】（10）ＩＣＴの徹底活用

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き）		③行政のデジタル化 ・タブレット端末の短期貸与及びタブレット端末の活用方法を各所属で検討	タブレット端末短期貸与事業稼働率 目標：60%⇒達成：約70%（2017年度） タブレット端末導入所属数 全51所属中30所属（2017年度） 全53所属中34所属（2021年度） ※タブレットが必要な所属での導入が概ね完了したことから、2021年7月末をもって短期貸与を終了。
		・庁外からのメール・スケジュール等の確認環境の構築	Outlookスケジューラー活用推進の取組み率：約80%、活用による業務効率化（職員アンケート）91% コミュニケーション基盤（メール、スケジュール、チャット、Web会議）の更新（2018年度） BYODの導入　課長級以上の導入率：78.7%（2021年度）
		・「大阪市統合基盤システム等整備計画」に基づいた住民情報系基幹システムの基盤統合の完了	大阪市統合基盤システム等整備効果額（住民情報系基幹システムの経常経費削減額） 約4.2億円（2011年度～2017年度）
		・テレワーク環境の構築	テレワーク環境の導入（2018年度） テレワーク可能ユーザ数 50人（2018年度） 4,600人（2020年度） 9,000人（2021年度）
（次頁に続く）			

Ⅲ【業務執行の刷新】（10）ＩＣＴの徹底活用

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き）		・行政手続きのオンライン化	大阪市行政オンラインシステムの運用開始（2020年度） オンライン化手続き数 約300件（2020年度） 約600件（2021年度） スマートフォン専用アプリ「スマートOSAKA」の運用を開始（2021年度）
		・AI等の最先端技術の活用	AIを活用した音声認識ツールの検証・導入（2017年度～） ・AIを活用したファイル高速検索システムの検証（2019年度～）
		④ICTを利用した行政サービスの強靭化 ・無線LANアクセスポイントの設置を開始	無線LANアクセスポイント設置数 本庁舎：1拠点（47か所）、区役所：4拠点（10か所）、分庁舎：2拠点（9か所）（2016～2017年度） 分庁舎：4拠点（2018年度） 区役所：11拠点、分庁舎：6拠点（2019年度） 区役所：9拠点、分庁舎：4拠点（2020年度）
（次頁に続く）		・ネットワーク基盤の再整備	ネットワーク基盤の設計完了・機器入替 22拠点（2021年度） 40拠点（2022年度見込み）

Ⅲ【業務執行の刷新】（10）ＩＣＴの徹底活用

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
（前頁からの続き）		⑤まちのスマート化 ・都市インフラのデジタル化の推進	インフラ施設の維持管理・施工監理等におけるICT活用（2021年度） インフラ部局横断的な連携の推進（2021年度）

①　アクションプランの策定・進捗管理

＜What、Outcome＞

アクションプラン（2015年度～2017年度）に設定した合計74件を実施。期間中に設定した目標件数70件を上回った。

2018年度以降５回にわたりアクションプランの見直しを行い、新たな取組を実施している。

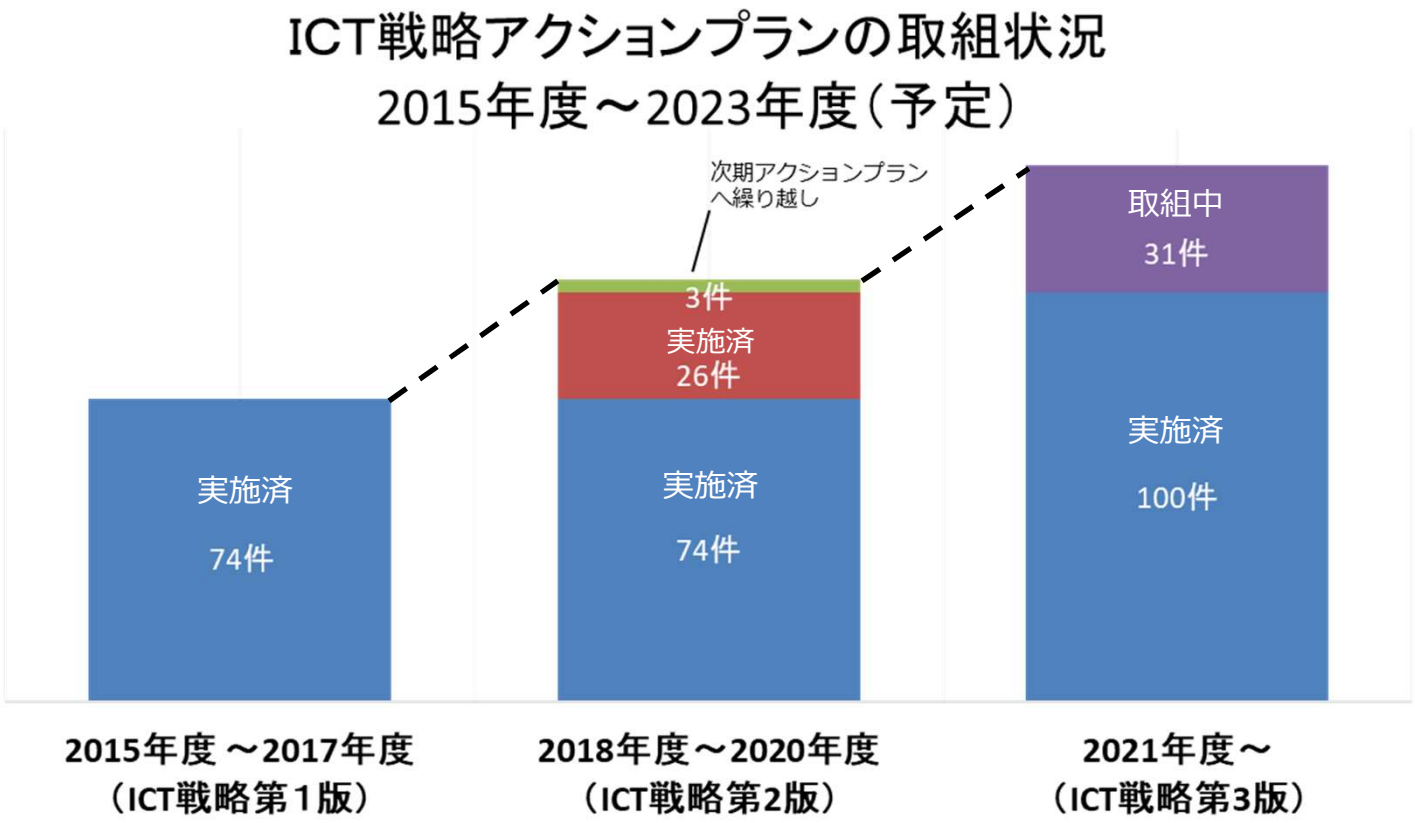

②　データ活用の推進（オープンデータの推進）

＜What、Outcome＞

2015年1月　「大阪市オープンデータの取り組みに関する指針」策定
2016年3月　大阪市オープンデータポータルサイト開設
2017年1月　大阪市ホームページリニューアルに合わせ、CMSと連携
　→　データセット数は約100件から約20,000件へ大幅増加（ただし、主に機械判読性が低いPDFファイル等）

2018年度　CSVを中心とした機械判読性の高いデータに特化したポータルサイトとして
　　リニューアル（データセット数は70件に精査）
2020年度　オープンデータの質・量を向上させる研修等を実施（データセット数は211件に増加）
2021年度　大阪市オープンデータポータルサイト再構築（データセット数は263件に増加）
　→　ポータルサイトの再構築に伴い経年の推移を動的に閲覧することが可能となった

データセット数の推移（2018年度精査後）

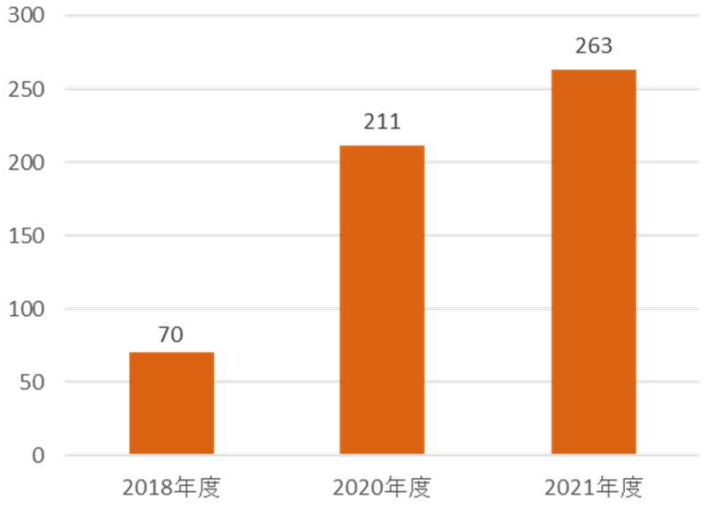

▼オープンデータポータルサイト(再構築後)

②　データ活用の推進（※EBPMの推進）

＜What、Outcome＞

【これまでの主な取組】

・クルマのビッグデータを活用した実証実験（2015～2016年度）
・生活保護のビッグデータ分析（2016年度～2017年度）（全国初）

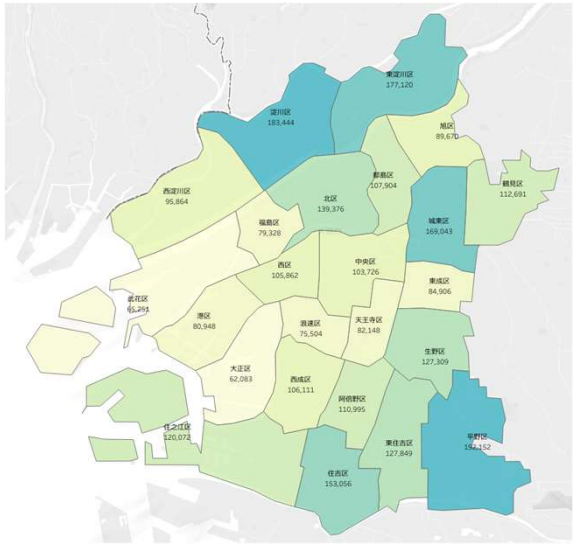

【新たな取組例】
BIツールによるデータ可視化を実施(2021年度～)

・データを可視化し、経年の推移を動的に閲覧する等、深掘り分析をすることで、EBPMの浸透に向けて活用

▼可視化例
・区別人口-国勢調査 - 2020
・区別年齢5歳階級別人口 - 国勢調査2020年
・区別人口/世帯数 - 国勢調査2020年
・人口ピラミッド

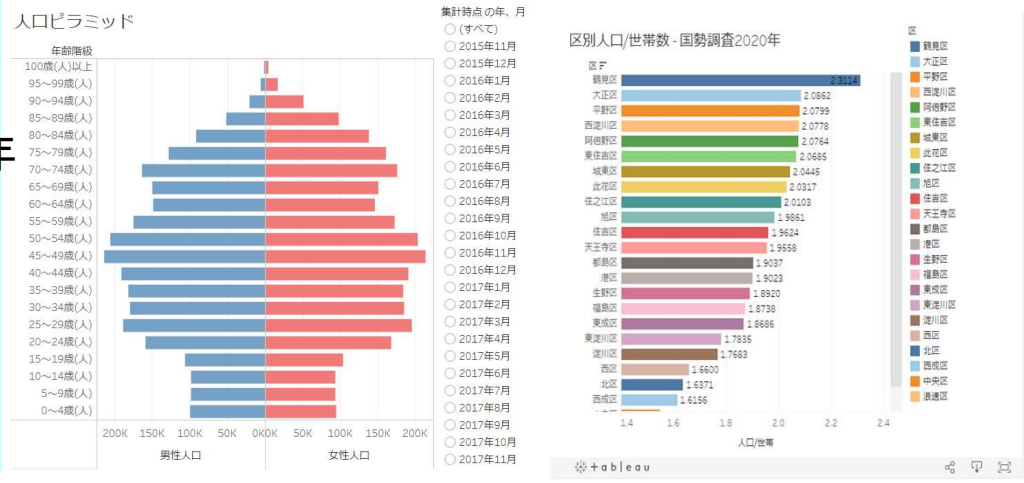

※EBPM（Evidence Based Policy Making）･･･施策の企画及び立案において、データを客観的な証拠として、施策の効果指標や科学的根拠等として活用すること

③　行政のデジタル化
（タブレット端末の短期貸与及びタブレット端末の活用検討（各所属）＜What、Outcome＞

- タブレット端末短期貸与事業及び、所属における活用を促すためのモデル事業の取組みにより、タブレットが必要な所属での導入が概ね完了したことから、2021年度をもって両事業を終了。今後は各所属において自律的にタブレットの活用によりデジタル化を推進。

タブレット端末所属導入率

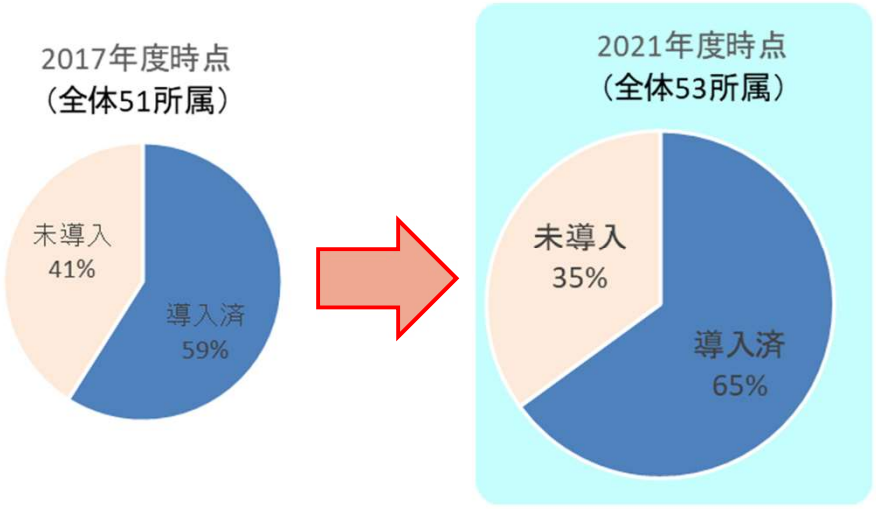

タブレット端末短期貸与稼働率

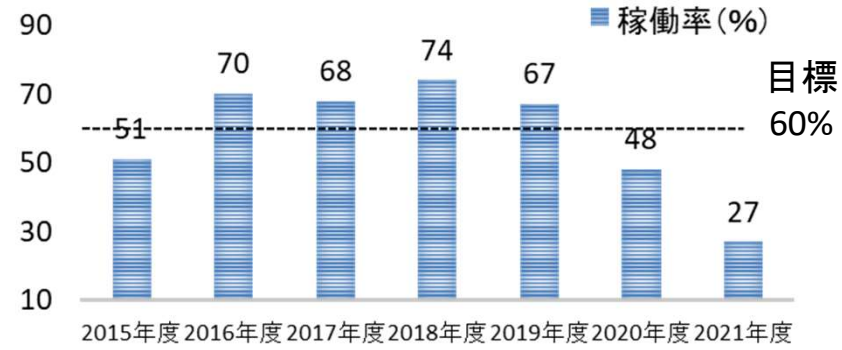

※2017年6月1日より貸与台数を7台→10台へ変更

モデル事業

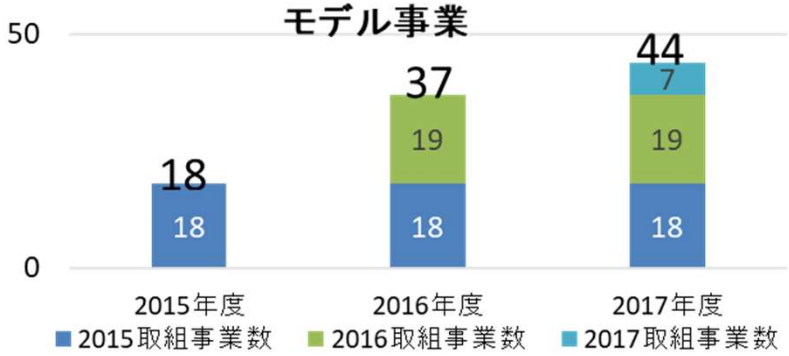

※モデル事業：ICT戦略室の行っている短期貸与を利用し、各所属が自発的に担当業務でのタブレット端末の使い方を検討した事業

③　行政のデジタル化
（庁外からのメール･スケジュール等の確認環境の構築）　＜What、Outcome＞

･各局のスケジューラ活用は80%を超えており、進んでいる。
･効率化の実感は高く、単なる作業効率化だけでなく、マネジメントの観点でも効果が出でいる。
･ 2018年度からは、災害発生時にも確実かつ迅速に連絡を取り合える環境を整備することを踏まえ、コミュニケーション基盤の更新に併せて、自身のスマートフォン（BYOD※）からでも庁内のメール、スケジュール等を確認できる仕組みやWeb会議機能（オンライン上での会議）を構築した。

※BYOD(Bring Your Own Device)･･･個人所有端末（個人で所有しているスマートフォンなどの情報端末）を業務で使用する行為

これまでの主な取り組み

- 2016年6月～　スケジューラ利用の推進、ルール整備
- 2016年1月、2017年1月　全課アンケート実施（2回）
- 2016年7月～2017年1月　利用状況調査（システムより）
- 2018年6月～　コミュニケーション基盤の更新
  BYOD運用開始
  Web会議運用開始

▼BYODの概念図

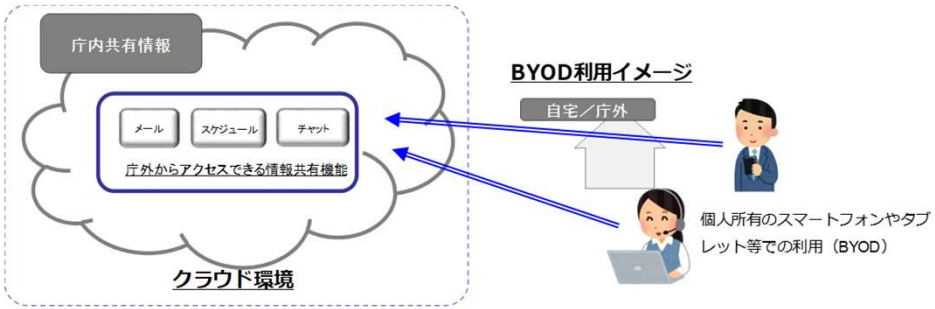

各所属における活用推進の取り組み率
（2016年11月アンケートより）

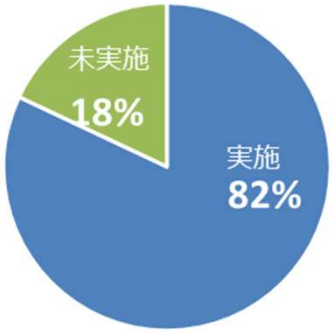

スケジューラ活用状況
（課長アンケートより）

課長級以上におけるBYOD導入率
（課長級以上：約1,200人）

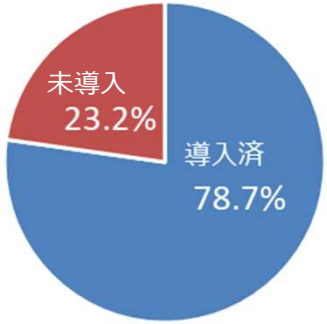

③　行政のデジタル化
（「大阪市統合基盤システム等整備計画」に基づいた
住民情報系基幹システムの基盤統合）

＜What、Outcome＞

大阪市統合基盤システム等整備効果額（住民情報系基幹システムの経常経費削減額）は予算額比較で、4.2億円であった。

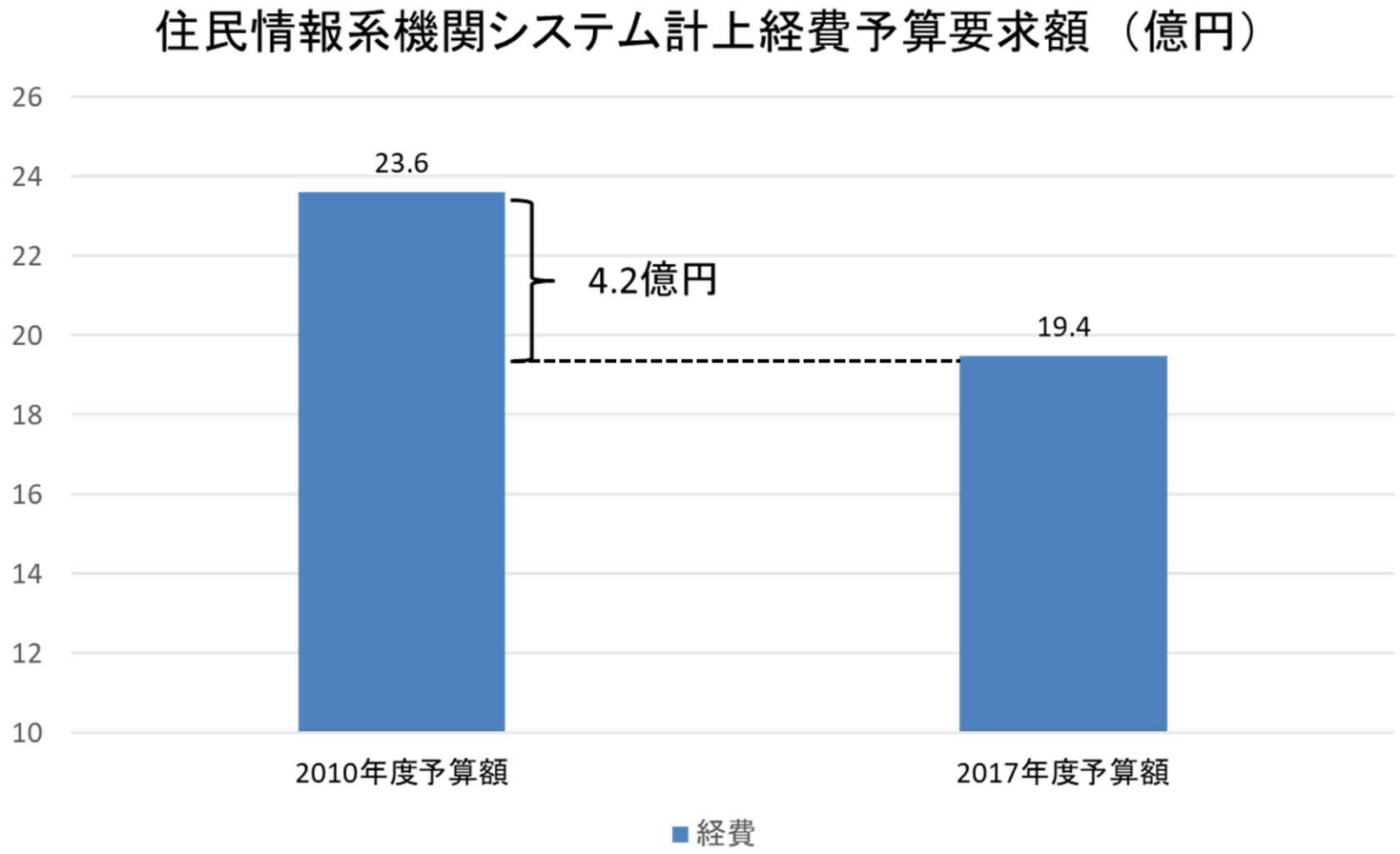

追加

③　行政のデジタル化
（テレワーク環境の構築）

＜What、Outcome＞

テレワーク制度の導入に伴い、庁外から安全に庁内情報ネットワークにアクセスするテレワーク環境を2018年度に構築した。2021年度には、場所に制約されない柔軟な働き方の実現のため、本格的なテレワーク基盤を構築し、運用している。

▼テレワーク概念図

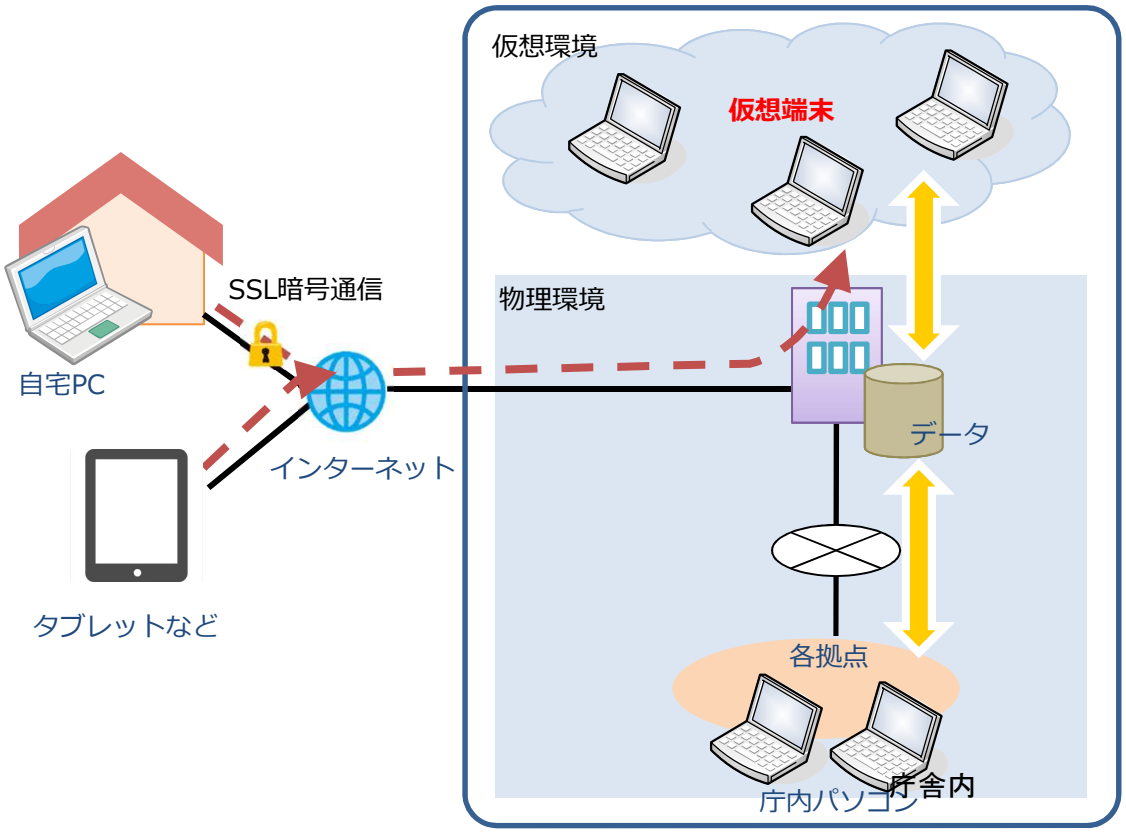

テレワーク可能ユーザ数の推移

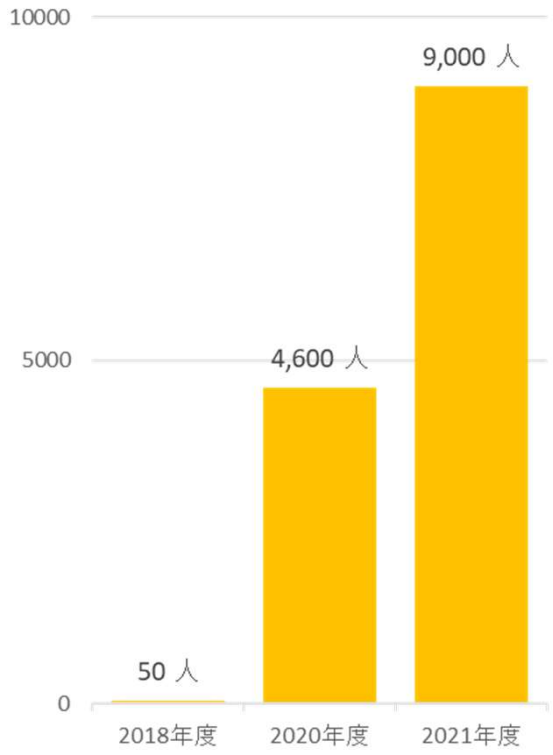

追加

③　行政のデジタル化
（行政手続きのオンライン化）

＜What、Outcome＞

多くの行政手続きをいつでも自宅等から簡単に申請できるシステムとして、2020年8月より「大阪市行政オンラインシステム」の運用を開始。

・2018年5月　「大阪市行政手続きオンライン化推進計画」策定
・2020年8月　「大阪市行政オンラインシステム」運用開始
　　「大阪市行政手続きオンライン化推進計画（別冊）
　　リモートでの行政サービスの実現に向 けて」を策定
・2021年4月　スマートフォン専用アプリ「スマートOSAKA」運用開始

主な手続き内容（2021.4～2022.3）	申請件数
水道使用開始・中止申込	約61,000
コロナ営業時間短縮金関連申請	約39,000
子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金）	約12,000
保育施設等利用申込	約12,000
福祉関連事業者等集団指導関連手続き	約10,000

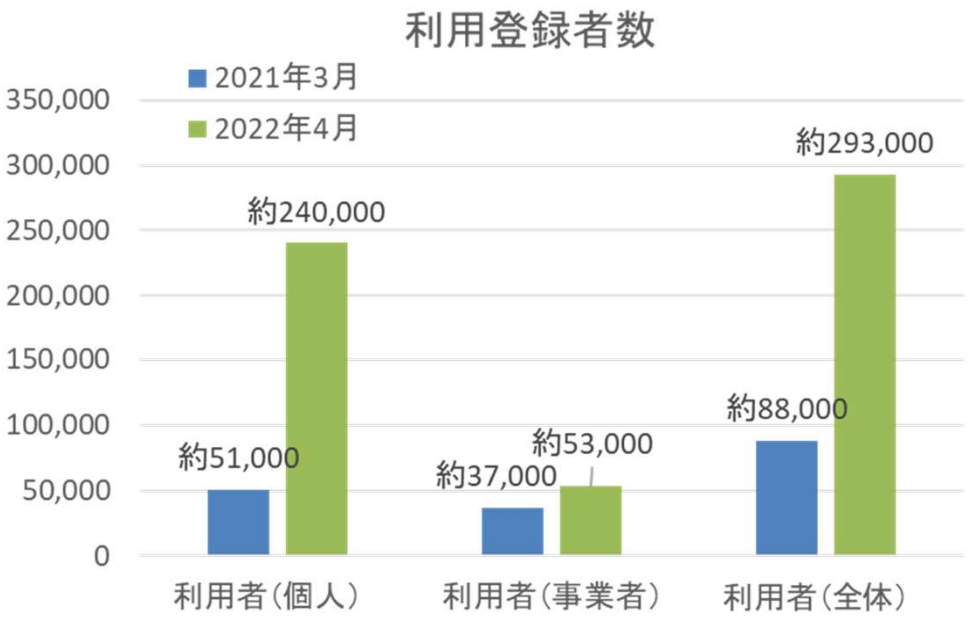

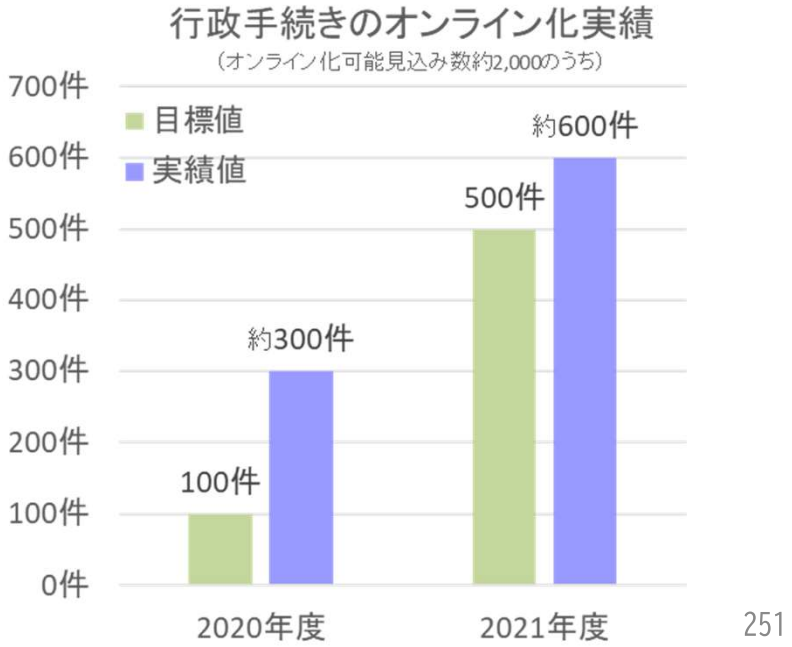

③　行政のデジタル化
（AI等の最先端技術の活用）

追加

＜What、Outcome＞

ＡＩ(自然言語処理や機械学習等)を活用したツールによる実証実験及び導入を行っている。

【取組事例】
・音声認識・多言語翻訳アプリの検証・導入（2017年度～）
・戸籍事務における業務支援AIの検証（2018年度）
・音声認識ツールによる議事録作成支援の検証・導入（2018年度～）
・高速ファイル検索システムの検証（2019年度～）

▼高速ファイル検索システム

・ ＡＩを活用したツールにより、所属内のファイルサーバ等の大容量なデータの中から検索ワードの関連性や類似性を学習しながら目的のフォルダ・ファイルを高速に検索するシステム

④　ICTを利用した行政サービスの強靭化
（無線LANアクセスポイントの設置及びネットワーク基盤の再整備）＜What、Outcome＞

無線LANアクセスポイントの設置は2016年度から整備を開始し、所属庁舎の整備を完了。
また、無線LAN環境の拡大に伴い、2020年度から大容量かつ高速な通信に対応できる新たなネットワーク基盤の設計に着手し、2021年度から本庁舎・区役所等で機器の更新を行い、整備範囲を拡大中である。

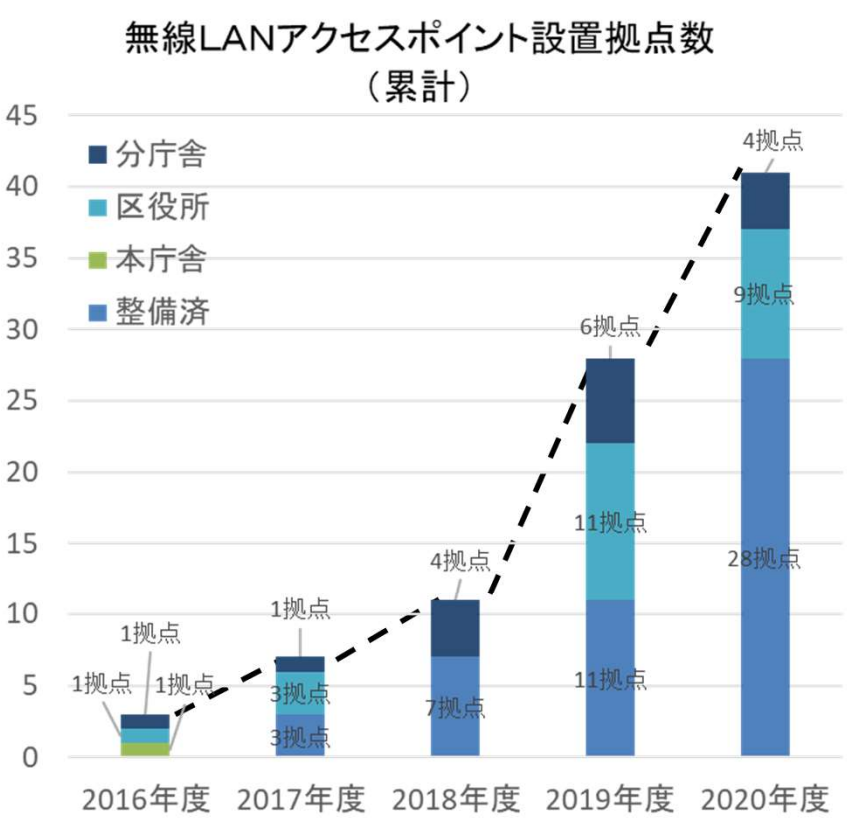

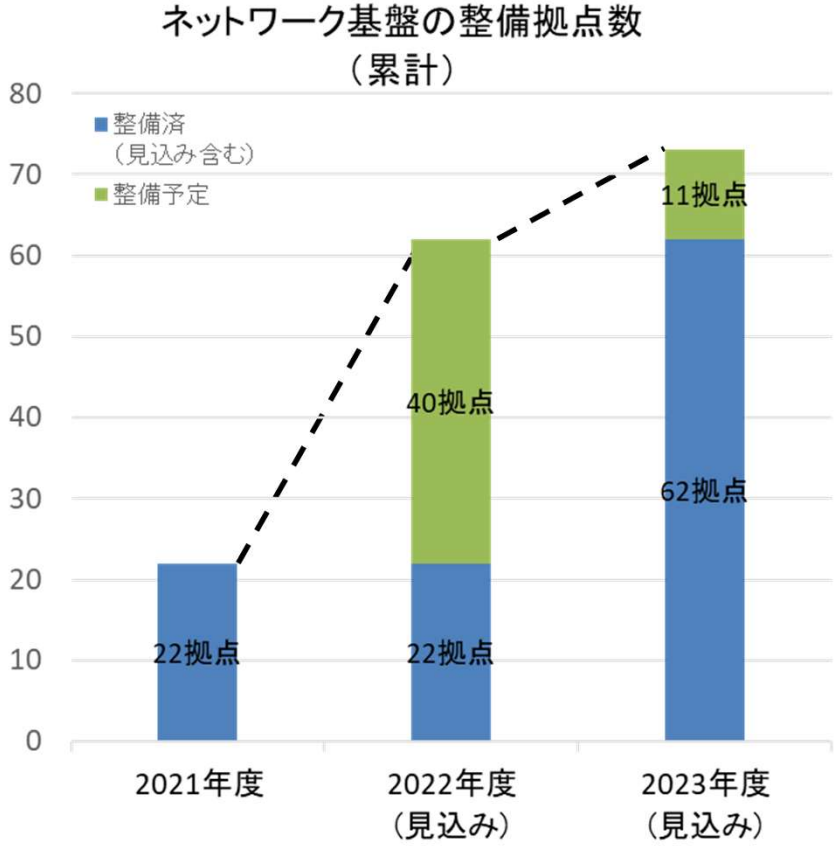

追加

⑤　まちのスマート化
（都市インフラのデジタル化の推進）

＜What、Outcome＞

● インフラ施設の維持管理・施工監理等におけるICT活用

・ドローン活用による安全かつ効率的な維持管理

- 立ち入り困難な場所（大阪港の防潮堤等）の安全かつ効率的な維持管理作業

・移動三次元測量（MMS※等）を活用した道路現況の測量

- モービルマッピングシステムを活用した道路現況の測量による、区域線測量等にかかる維持管理業務の効率化

・配水管布設工事施工監理システムの構築

- タブレット等を用いた遠隔でのリアルタイムな施工状況の確認や関係書類の作成・通知の効率化

● インフラ部局横断的な連携の推進

・インフラ分野の関係部局による
「都市インフラへのICT活用を検討するワーキンググループ（WG）」を設置

【取組み項目】

- インフラ分野関係局におけるデジタル技術を活用した取組の情報共有
- 都市・まちDXの推進に向けた新たな取組みの検討・推進

※MMS（Mobile Mapping System）・・・車載装置（レーザ測距装置、デジタルカメラ等）により周辺地物の3次元データを連続的に取得できるシステム

Ⅲ【業務執行の刷新】（11）働き方改革

＜Why＞	＜Vision＞	＜What＞	＜Outcome＞
・2003年の次世代育成支援対策推進法や2015年の女性活躍推進法などの制定に伴い、職員が働きやすい職場づくりが必要。 ・国においても働き方改革実行計画が取りまとめられた。	・全ての職員が「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を確保でき、育児や介護をしながらでも職業生活との両立ができ、働きやすいと実感できる職場環境づくりを実施していく。	①トップからのメッセージ発信	・イクボス宣言（2016年5月） →市長、副市長、所属長一同が実施
		②多様化するニーズに合わせた柔軟な働き方の推進	・時差勤務制度の導入（2016年7月） ・テレワークのモデル実施（2020年度から本格実施） ・休憩時間の選択制の導入（2020年度から全庁舎に拡充）
		③管理職の意識啓発	・イクボス研修、階層別研修の実施（2016年～） ・イクボス説明書の発行（2017年1月）
		④長時間労働の是正	・時間外勤務縮減の指針の改訂（2016年6月、2019年4月） ・ノー残業デーの追加 ・ワーク・ライフ・バランス推進期間の設定（2015年～） ・時間外勤務の上限規制（2019年4月）

働き方改革（ワーク・ライフ・バランスの推進）

＜What＞

職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、全庁をあげて働き方改革を推進

全体方針等

特定事業主行動計画の改訂（ 2021年３月）
・次世代育成支援法、女性活躍推進法の取組みを記載。

イクボス宣言（2016年５月）
・市長、副市長、所属長一同による宣言を実施。

ワーク・ライフ・バランス推進プランの策定（2016年５月）
・市全体で実施するワーク・ライフ・バランスに関する取組みを策定。

多様化するニーズに合わせた柔軟な働き方の推進

時差勤務制度の導入（2016年７月）
・職員の希望に（2020年度からは最大１時間の範囲で９種類）応じて、公務に支障のない範囲で５種類の勤務時間を選択可能とする。

テレワークの推進（2015年～人事室、2017年～全所属モデル実施、2020年～本格実施）
・育児、介護などの理由がある職員について、（2020年度からは理由を問わず）在宅勤務を可能とする。

休憩時間の選択制の導入（2018年２月）
・職員の希望に応じて、公務に支障のない範囲で３種類（2020年度からは７種類）の休憩時間を選択可能とする。※市役所本庁舎のみ（2020年度から全庁舎に拡充）

管理職の意識啓発

イクボス研修・階層別研修（2016年～）
・課長級に対して、イクボスの意識を醸成するため、新規で研修を実施。
各階別研修でワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施。

イクボス説明書（2017年１月）
・上司と部下とのコミュニケーションを促進するための手引書を作成し、庁内ポータルに掲載。

長時間労働の是正

時間外勤務の縮減にかかる指針の改訂（2016年６月、 2019年４月）
・ノー残業デーの追加のほか、一定の時間外勤務をした職員に対する所属長の報告義務等を記載。
・時間外勤務に上限時間を設けるとともに総務局によるモニタリングを制度化（2019年４月）

ワーク・ライフ・バランス推進期間の設定（2015年～）
・７～８月を推進期間として設定し、定時退庁の促進ややむを得ない時間外勤務について朝への振替を推進。

各所属においても独自の取組みを実施
（ノー残業デーの追加、休暇促進のための記念日休暇の設定など）

Ⅳ　新型コロナウイルス感染症対策

１　新型コロナウイルス感染症対策 主な取組み

２　各年度の取組み（令和２年度～４年度）

（参考）新型コロナウイルス感染症対策における財政規模<一般会計>

1　新型コロナウイルス感染症対策
主な取組み

新型コロナウイルス感染症対策　主な取組み

第1波から第7波までの取組み（第1波）

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第１波 R2/1/29 ～6/13	（本市の施策） ・大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 ・保健所の体制強化（随時） ・学校園の臨時休校 ・受診相談センターの運営　（Ｒ２年度３回補正） ・十三市民病院の新型コロナ専門病院化 ・保健所等における健康観察体制の強化など　（Ｒ２年度３回補正） ・本市主催イベントの中止、本市施設の休館 ・ＰＣＲ検査に係る公費負担の追加（自己負担分等）　（Ｒ２年度３回補正） ・救急搬送用資器材の整備　（Ｒ２年度３回補正） ・市民病院における医療用資材の確保　（Ｒ２年度３回補正） ・学校教育ＩＣＴ活用事業【継続中】　（Ｒ２年度３回補正）	（本市の施策） ・学校給食費の無償化【継続中】（Ｒ２年度当初） ・水道料金及び下水道使用料の基本料金全額減免　（Ｒ２年度当初） ・本市施設のキャンセル料免除　（Ｒ２年度13回補正） ・メールによるＤＶ相談 （国等の施策） ・特別定額給付金の支給　（Ｒ２年度２回補正） ・休業要請支援金の支給　（Ｒ２年度１回補正）

新型コロナウイルス感染症対策　主な取組み

第1波から第7波までの取組み（第2波）

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第２波 R2/6/14 ～10/9	（本市の施策） ・災害時避難所等への感染防止対策用備品の確保 （Ｒ２年度３回補正） ・受診相談センターの運営　（Ｒ２年度７回補正） ・保健所等における健康観察体制の強化など （Ｒ２年度７回補正） ・地域外来・検査センターの設置　（Ｒ２年度７回補正） ・児童福祉施設、障がい者支援施設などにおけるマスク・消毒液等の確保など　（Ｒ２年度３回補正） ・個室化促進改修費等補助金の創設など （Ｒ２年度３回補正） ・障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援 （Ｒ２年度３回補正） ・特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの充実など　（Ｒ２年度3回補正） ・保護施設の事業継続に向けた支援（Ｒ２年度７回） ・介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助　（Ｒ２年度７回） ・学校の感染拡大防止対策及び学習保障等に係る体制の整備 （Ｒ２年度７、13回補正）	（本市の施策） ・ミナミの一部地域に対する時短要請への協力金 （Ｒ２年度６回補正） ・本市施設の使用料・利用料金の減免 （Ｒ２年度13回補正） ・少人数利用・飲食店応援キャンペーン （Ｒ２年度13回補正） ・「大阪の人・関西の人　いらっしゃい！」キャンペーン （Ｒ２年度７回補正） ・ＭＩＣＥ開催支援事業（Ｒ２年度７回補正） （国等の施策） ・子育て世帯への臨時特別給付金の支給 （Ｒ２年度３回補正） ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 （Ｒ２年度４回補正） ・住居確保給付金の対象拡大 （Ｒ２年度３回補正） ・国民健康保険料・介護保険料の減免 （Ｒ２年度３回補正）

新型コロナウイルス感染症対策　主な取組み

第1波から第7波までの取組み（第3波）

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第３波 R2/10/10 ～R3/2/28	（本市の施策） ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 （Ｒ２年度12回補正） ・ＰＣＲ検査体制の強化（高齢者施設等におけるＰＣＲ検査の実施など） （Ｒ２年度13回補正） ・自宅療養者への配食サービス事業 （Ｒ２年度13回補正） ・入院医療費公費負担　（Ｒ２年度13回補正） ・新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金の創設　（Ｒ２年度13回補正） ・障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援　（R2年度第13回補正）	（本市の施策） ・飲食店等に対する感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金の支給（府市共同） （Ｒ２年度９、10、11、13回補正） ・飲食店等への水道料金、下水道使用料の支払猶予及び特例減免　（Ｒ３年度当初） ・ミナミで買い物！応援キャンペーン （Ｒ２年度13回補正） ・未就学児を養育する世帯への特別給付金の支給 （Ｒ２年度７回補正） ・ひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給 （Ｒ２年度13回補正） ・大阪城西の丸庭園野外公演事業 （Ｒ２年度13回補正）

新型コロナウイルス感染症対策　主な取組み

第1波から第7波までの取組み（第4波）

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第４波 R3/3/1 ～6/20	（本市の施策） ・まん延防止等重点措置における飲食店見回り調査、市民への呼びかけ（府市共同） ・受診相談センターの運営　（Ｒ３年度当初） ・ＰＣＲ検査体制の充実　（Ｒ３年度当初） ・保健所等における健康観察体制の強化など（Ｒ３年度当初） ・自宅療養者への配食サービス事業　（Ｒ３年度当初） ・入院医療費公費負担　（Ｒ３年度当初） ・新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金　（Ｒ３年度当初） ・新型コロナウイルスワクチン接種事業　（Ｒ３年度当初） ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加（新型コロナワクチン大規模接種会場の設置）　（Ｒ３年度８回補正） ・家庭での保育の協力依頼 ・学校教育ＩＣＴ活用事業　（Ｒ３年度当初） ・障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援　（Ｒ３年度当初） ・施設等の個室化改修支援事業補助、簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助　（Ｒ３年度当初） ・小中学校における各家庭でのオンライン学習等	（本市の施策） ・飲食店等に対する営業時間短縮協力金（府市共同）及び上乗せ協力金（市単独）の支給　（Ｒ３年度２回補正） ・飲食店に対する上乗せ協力金分支給（市単独）　（Ｒ３年度６、７回補正） ・飲食店等への水道料金、下水道使用料の支払猶予及び特例減免　（Ｒ３年度当初）

新型コロナウイルス感染症対策　主な取組み

第1波から第7波までの取組み（第5波）

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第５波 R3/6/21 ～12/16	（本市の施策） ・家庭での保育の協力依頼 ・新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金の追加　（Ｒ３年度４回補正） ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加（時間外や休日における個別接種費用の上乗せ）　（Ｒ３年度11回補正）	（本市の施策） ・飲食店等に対する上乗せ協力金の支給（Ｒ３年度９、10回補正） ・新型コロナウイルス感染症対策設備整備促進事業（Ｒ３年度３回補正） ・買い物応援キャンペーン　（Ｒ３年度４回補正） ・「大阪いらっしゃいキャンペーン2021」（おおさか観光消費喚起事業）　（Ｒ３年度当初） ・大阪文化芸術創出事業　（Ｒ３年度当初） （国等の施策） ・子育て世帯生活支援特別給付金の支給（Ｒ３年度３、８回補正） ・生活困窮者自立支援金の支給（Ｒ３年度８回補正、R4年度当初）

新型コロナウイルス感染症対策　主な取組み

第1波から第7波までの取組み（第6波）

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第６波 R3/12/17 ～R4/6/24	（本市の施策） ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加 （３回目接種の前倒し）　（Ｒ３年度12回補正） ・新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金の追加　（Ｒ３年度10、12回補正） ・受診相談センターの運営　（Ｒ４年度当初） ・ＰＣＲ検査体制の継続　（Ｒ４年度当初） ・保健所等における健康観察体制の強化など　（Ｒ４年度当初） ・自宅療養者への配食サービス事業　（Ｒ４年度当初） ・入院医療費公費負担　（Ｒ４年度当初） ・新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金　（Ｒ４年度当初） ・新型コロナウイルスワクチン接種事業　（Ｒ４年度当初） ・就労系障がい福祉サービス事業所への支援　（R3年度15回補正） ・障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援　（R4年度当初） ・施設等の個室化改修支援事業補助、簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助　（R4年度当初）	（本市の施策） ・所得減少世帯に対する臨時特別給付金　（Ｒ３年度15回補正） （国等の施策） ・令和３年度子育て世帯への臨時特別給付　（Ｒ３年度13、14回補正） ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金　（Ｒ３年度14回補正）

新型コロナウイルス感染症対策　主な取組み

第1波から第7波までの取組み（第7波）

	感染拡大防止対策	市民生活の確保、事業者への支援
第７波 R4/6/25 ～9/26	（本市の施策） • 新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金（Ｒ４年度１回補正） • 高齢者施設等への支援　（Ｒ４年度２回補正） • 受診相談センターの運営　（Ｒ４年度４回補正） • ＰＣＲ検査体制の継続　（Ｒ４年度４回補正） • 保健所等における健康観察体制の強化など（Ｒ４年度４回補正） • 自宅療養者への配食サービス事業（Ｒ４年度４回補正） • 入院医療費公費負担　（Ｒ４年度４回補正）	（本市の施策） • 上下水道料金の減額による市民生活への支援（Ｒ４年度２回補正） •「大阪いらっしゃいキャンペーン2022」（国内旅行消費喚起事業）（Ｒ４年度当初） • 所得減少世帯に対する臨時特別給付金（Ｒ４年度当初） • 大阪文化芸術創出事業　（Ｒ４年度当初） • 大阪城天守閣を中心とした集客促進事業（90周年記念事業）（Ｒ４年度当初） （国等の施策） • 令和４年度子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（Ｒ４年度３回補正） • 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（Ｒ４年度当初） • 生活困窮者自立支援金の支給（Ｒ４年度2回補正）

２　各年度の取組み（令和２年度～４年度）

令和２年度

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部（継続）

➢　市内での新型コロナウイルス感染者の確認を受け、令和2年2月28日（金）に新型コロナウイルスに関する対策本部を設置。

＜大阪市危機管理指針に基づく本部会議＞

第1回（令和2年2月28日）
第2回（令和2年3月3日）
第3回（令和2年3月12日）
第4回（令和2年3月18日）
第5回（令和2年4月3日）

＜新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく本部会議＞

第1回（令和2年5月1日）
第2回（令和2年5月22日）
第3回（令和2年12月4日）
第4回（令和3年1月13日）
第5回（令和3年2月4日）
第6回（令和3年2月26日）
第7回（令和3年4月2日）
第8回（令和3年4月23日）
第9回（令和3年9月29日）

令和２年度

保健所の体制強化

- コロナ対策の専門グループを新設し、感染拡大の都度、体制を拡充

＜令和2年5月18日～＞コロナ対策の専門グループを新設　51名
（令和2年5月17日以前はコロナ対策以外の既存の感染症対策を行うグループで対応）

以降、感染拡大の都度、体制を拡充

＜令和3年7月15日～＞陽性者1,000人/日を想定し、体制を拡充
（第5波に向け、応援職員及び民間派遣を増強）

＜令和3年12月6日～＞陽性者1,700人/日を想定し、体制を拡充
（第6波に向け、応援職員及び民間派遣を増強）

＜令和4年5月9日～＞陽性者1万人/日を想定し、体制を拡充
（第7波における職員最大人数409名、民間派遣・委託を含めると1,000人超体制に）

令和２年度

十三市民病院の新型コロナウイルス感染症専門病院化

- 十三市民病院の新型コロナウイルス感染症専門病院化
  ＜令和2年5月1日～＞　専門病院として運用開始

フェーズに応じた病床確保を実施
＜令和4年10月末現在＞
・大阪市立十三市民病院　　軽症中等症病床77床（フェーズ5　（緊急確保病床含む）　）
・大阪市立総合医療センター　重症病床23床（フェーズ5（緊急確保病床含む））
　　軽症中等症病床68床（フェーズ5　（緊急確保病床含む）　）

令和２年度

新型コロナ受診相談センターの運営　3億9，200万円（第3回補正）

４億１，０００万円（第７回補正）

➢　市民から受診や検査について相談を受ける「新型コロナ受診相談センター」を設置

「新型コロナ受診相談センター」
・症状の重い方や重症化リスクがある方を対象とした医療の専門的な相談

〇受電体制の強化

感染状況に応じて「新型コロナ一般相談センター」「高齢陽性者専用ダイヤル」「高齢者専用ダイヤル」を設置

「新型コロナ一般相談センター」
・新型コロナに関する一般的な相談
「高齢陽性者専用ダイヤル」※感染ピーク時にのみ設置
・65歳以上の陽性者を対象とした専用ダイヤル
「高齢者専用ダイヤル」※感染ピーク時にのみ設置
・65歳以上の方を対象とした専用ダイヤル

令和２年度

＜令和2年2月4日～＞計3回線
　受診相談センター（3回線）

以降、感染拡大の都度、回線を増設

＜令和3年9月1日～＞計70回線　第5波ピーク時における増設
　受診相談センター（70回線）

＜令和4年5月9日～＞計320回線　陽性者1万人/日を想定した増設
　受診相談センター（70回線）、一般相談センター（250回線）【新設】

＜令和4年8月1日～＞計538回線　第7波ピーク時における増設
　受診相談センター（78回線）、一般相談センター（400回線）、
　高齢陽性者専用ダイヤル（60回線）【新設】
　※高齢陽性者専用ダイヤルは令和4年7月28日から10回線を先行設置

＜令和4年10月1日～＞計388回線
　受診相談センター（88回線）、一般相談センター（300回線）

＜令和4年12月1日～＞計608回線　第８波の到来とインフルエンザとの同時流行に備えた増設
　受診相談センター（88回線）、一般相談センター（470回線）、
　高齢者専用ダイヤル（50回線）

令和２年度

PCR検査に係る公費負担の追加（自己負担分等）

8億3，600万円（第3回補正）

１億９，０００万円（第７回補正）
４５億５，９００万円（第13回補正）

➢ 新型コロナウイルスに係るPCR検査を実施し新規感染のまん延を防止する。また、医療機関における検査の保険適用後の自己負担について公費負担を行う。

【PCR検査場での行政検査】
＜令和2年3月9日＞　・市内にPCR検査場を設置し運用開始（最大5か所）
令和4年10月末現在　全て閉鎖

【地域外来検査センターの設置】
＜令和2年7月14日＞　・市内に地域外来検査センターを設置し運用開始
令和4年10月末現在　5か所

【診療・検査医療機関における検査】
＜令和2年4月1日＞　・行政検査の委託契約によるPCR検査を開始
＜令和2年10月30日＞　・大阪府による診療・検査医療機関の指定開始
令和4年10月末現在　市内1,085か所

【高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査】
＜令和3年2月1日＞　・従事者向け検査の受付を開始（高齢者・障がい者の入所施設の一部）
＜令和3年4月1日＞　・検査対象の拡大（高齢者・障がい者の入所施設すべて）
＜令和3年7月1日＞　・検査対象の拡大（高齢者・障がい者の通所系・訪問系等事業所及び保護施設を追加）

令和２年度

保健所等における健康観察体制の強化など　　2億1，800万円（第3回補正）

２億３，６００万円（第７回補正）

➢ 新型コロナウイルス感染症にかかる疫学調査や自宅療養者に対し健康観察を行う。また、入院勧告・措置をした患者の入院調整・搬送等を行う。

【ハーシス代行入力】
＜令和4年5月9日＞　・民間委託の活用による処理能力の強化
・インターネットFAX導入による発生届送受信の円滑化
・新システム「感染症対応業務管理システム」導入に伴う入力業務の削減・効率化
＜令和4年8月1日＞　・AI-OCRを活用した発生届の自動読み込みによる入力業務の負担軽減化

【搬送体制の強化】
＜令和2年8月28日＞　・民間救急による患者搬送委託開始（当初1台から、感染拡大の都度、台数を追加し4台に）
＜令和4年7月1日＞　・更なる搬送台数の強化（9台）及び民間救急による24時間体制の患者搬送を開始

令和２年度

【疫学調査・健康観察】
＜令和3年7月15日＞　・ステージ（新規感染者数）に応じた疫学調査開始
以降、感染拡大の都度、体制を拡充
＜令和4年1月31日＞　・緊急連絡先等を記載したSMSを送信し、重症化リスクの低い感染者の受動的対応を開始
＜令和4年7月22日＞　・陽性者1万人/日を想定し、ファーストタッチ（電話による疫学調査）のさらなる重点化を実施

【パルスオキシメーターの貸与】
＜令和3年2月18日＞　・事業開始（40歳以上の方、39歳以下で重症化リスクのある方に貸与）
＜令和3年5月12日＞　・自宅療養者全員に貸与（運用変更）
＜令和4年1月31日＞　・新規陽性者にSMSを送信し希望者のみに貸与（運用変更）
＜令和4年8月1日＞　・配送業務の委託化
＜令和4年11月16日＞　・大阪府ワンストップ窓口による受付開始（配食サービスとの同時申込みが可能に）

【高齢者入所施設等への対応】
＜令和4年5月9日＞　・施設から保健所への報告専用メールを新設
・施設からの入院調整用の直通電話を保健所に新設
＜令和4年6月17日＞　・新型コロナウイルス感染症感染制御・業務継続支援チームの募集開始
令和4年11月末現在　登録数23人

市民病院における医療用資材の確保　　6億2，100万円（第3回補正）

- サージカルマスク、N95マスク、ガウン、フェイスシールドなどを本市としても確保し供給

令和２年度

新型コロナウイルスワクチン接種事業　　15億3，500万円（第12回補正）

➢　新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する市民に対し、本市が設置する会場及び医療機関において接種を実施する。

【初回接種（1回目・2回目接種）】
＜令和3年3月1日＞　　・ワクチンコールセンターの開設
＜令和3年4月14日＞　・高齢者施設入所者の接種を開始
＜令和3年5月24日＞　・高齢者（65歳以上）の接種を開始
以降、国が示す接種方針に基づき、順次、接種対象者を拡大

【追加接種（3回目接種）】
＜令和3年12月1日＞
・2回目接種完了から原則8か月以上経過した方の接種を開始
以降、国が示す接種方針に基づき、接種時期を前倒しするとともに順次、接種対象者を拡大
＜令和4年3月25日＞
・12歳から17歳までの方の接種を開始

【追加接種（4回目接種）】
＜令和4年5月25日＞
・4回目接種開始

令和２年度

以降、国が示す接種方針に基づき、接種時期を前倒しするとともに
順次、接種対象者を拡大

【オミクロン株対応ワクチンの接種（令和4年秋開始接種）】
・令和4年9月26日の週より接種開始
以降、国が示す接種方針に基づき接種を実施

令和4年10月末現在　取扱個別医療機関　約1,700か所

これまで開設してきた集団接種会場
・各区集団接種会場（40会場）（令和3年5月24日～8月2日）
・インテックス大阪（令和3年6月7日～9月26日）
・城見ホール（令和3年6月26日～令和4年8月28日）
・OCAT（令和3年8月30日～令和4年8月28日）
・扇町プール（令和3年9月27日～ ）
・やすらぎ天空館（令和3年9月27日～ ）
・中央スポーツセンター （令和3年9月27日～11月21日）
・心斎橋BIGSTEP（令和3年9月27日～令和4年4月24日)
・オスカードリーム（令和4年1月31日～ ）
・西淀川区役所(令和4年2月21日～3月11日)

令和２年度

新型コロナウイルス感染症軽症者等自宅療養者への配食サービス事業
8，400万円（第13回補正）

- 新型コロナウイルス感染症による自宅療養中の患者に対し、外出せずに自宅療養に専念できるよう、配食サービスを実施する。

＜令和3年1月17日＞　・事業開始　配送能力100食/日（委託業者1社）

以降、感染拡大の都度、配送能力を拡充

＜令和4年2月1日＞　・配送能力900食/日に拡大（委託事業者3社）

＜令和4年7月1日＞　・配食能力を12,500件/日に拡大（委託業者5社）
・大阪府ワンストップ窓口による受付を開始

＜令和4年12月１日＞　・配送能力を17,500件/日に拡大（委託業者7社）

令和２年度

新型コロナウイルス感染症患者入院医療費公費負担
4億5，700万円（第13回補正）

- 新型コロナウイルス感染症患者の入院に要する費用の保険適用後の自己負担分を公費負担

新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金
3億4，000万円（第13回補正）

- 感染拡大の影響による病床ひっ迫を回避するため、対象医療機関へ協力金を支給することで受入医療機関の拡充を行う。

〔病床運用期間〕
令和3年1月1日～令和4年6月30日　※制度終了
期間中858床を確保
（うち69床は阪和住吉総合病院が専門病院として令和3年9月30日～令和4年9月30日まで運用）
※市内全体の新型コロナ病床数1,583床（令和4年6月30日時点）

令和２年度

学校園の臨時休校（令和2年度）

（幼稚園）

- 臨時休業措置：2月29日～3月13日
- 臨時休業延長：3月14日～3月22日
- 臨時休業延長：3月23日～3月24日
  （3月25日～4月7日春季休業）
- 臨時休業措置：4月8日～4月19日
- 臨時休業延長：4月20日～5月6日
- 臨時休業延長：5月7日～5月10日
- 臨時休業延長：5月11日～5月31日
- ＜幼稚園再開：6月1日＞
- 分散登園・短縮保育：6月1日～6月12日
- 短縮保育　　：6月15日～6月19日
- 通常保育　　：6月22日～

（小学校・中学校）

- 臨時休業措置：2月29日～3月13日
- 臨時休業延長：3月14日～3月22日
- 臨時休業延長：3月23日～3月24日
  （3月25日～4月7日春季休業）
- 臨時休業措置：4月8日～4月19日
- 臨時休業延長：4月20日～5月6日
- 臨時休業延長：5月7日～5月10日
- 臨時休業延長：5月11日～5月31日
- （5月11日から週1日・2日の登校）
- ＜学校再開：6月1日＞
- 分散登校　：6月1日～6月12日
- 通常登校　：6月15日～

令和２年度

本市関連施設の休館及び使用料・利用料の返還（令和2年度）

- 令和2年2月27日「第2回新型コロナウイルスに関する所属長連絡会議」を受けて、一部の市有施設等の休館を決定し、その後は大阪府の方針に準じて対応

  ＜府方針＞

  ＊府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館

  ＊府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート等の貸施設の原則休館

- 令和2年5月14日「第16回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」を受けて、5月16日以降一部市有施設等を開館

  ＜府方針＞

  ＊5月16日以降、府が使用制限等を要請しない施設区分の府有施設は、準備が整い次第、順次開館

- 本市所管施設使用料・利用料の返還（2月25日依頼、4月3日通知）

  新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として行事の中止や延期による施設利用のキャンセルの申し出があった場合には、施設使用料・利用料については、全額還付、キャンセル料は徴収しない等の配慮を行うよう各所属へ周知

令和２年度

本市主催イベントの中止又は延期（継続）

- 令和2年2月19日付「新型コロナウイルス拡大防止に向けた対応について（依頼）」に基づき、一部の本市主催行事等を中止又は延期することを決定し、その後は大阪府の方針に準じて対応

  ＜府方針＞

  ＊府主催（共催）の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期

- 上記のほか府の通知文を受け令和2年度に11件、令和3年度に18件、令和4年度に8件の通知文を各所属へ通知

	感染防止安全計画策定　※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限　※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率　※2	100%　※4　※5	大声なし：100%、大声あり：50%　※5　※6

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の２週間前までを目途に大阪府に提出すること
◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より１年間保管すること
◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと

※1　イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む
※2　収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（最低１m）を確保し、大声なし：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
※3　参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
※4　安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提
※5　同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%（大声あり）、100%（大声なし）
※6　「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
※7　飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

令和２年度

保育提供の縮小

- 外出自粛要請により、自宅待機・在宅勤務等の増加が想定されることや感染防止の観点から、保育の提供を縮小
  縮小期間　　：令和2年4月8日～5月6日
  縮小期間延長：令和2年5月7日～5月31日
- 令和2年6月1日以降は、保育の提供の縮小（登園自粛等）は行わないが、6月30日まで保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方に、家庭での保育の協力を依頼

メールによるDV相談（継続）

- 配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門相談員によるこれまでの電話相談に加え、メールによる相談を新たに受付
  受付開始日：令和2年5月7日
- メール相談件数

令和２年度	410件（DV相談154件、その他相談256件）
令和３年度	247件（DV相談171件、その他相談76件）
令和４年度（10月末まで）	133件（DV相談88件、その他相談45件）

令和２年度

学校給食費の無償化　77億　400万円

- 令和３年度実施に向けて検討することとしていた学校給食費の無償化を前倒しすることとし、全児童生徒（小中学校）を対象に実施

上下水道料金の減免措置　76億6，900万円（影響額）

- すべての市民・事業者を対象に上下水道料金の基本料金の減免を実施
- 減免額１カ月あたりの基本料金相当額　1,540円（税込み）（水道：935円、下水：605円）
- 減免期間　令和２年７月検針分から９月検針分まで（３カ月間）

中小事業者等への緊急支援（休業要請支援金に係る本市分担金）　92億5，300万円（第1回補正）

- 休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする「休業要請支援金」を大阪府と共同で支給
  - 支給金額：中小企業 100万円、個人事業主 50万円
  - 支給開始：令和2年5月12日
  - 申請期間：令和2年4月27日から令和2年5月31日まで（Web登録後の申請書類提出期限 令和2年6月20日まで）
  - 支給件数：27,450件（4月27日～5月31日時点）

令和２年度の学校給食費について

・趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた学校休業等をふまえ、保護者の経済的負担軽減等の観点から、緊急的な措置として、学校給食費の無償化を前倒しすることとし、令和２年度に限り、全児童生徒（小・中学校）の学校給食費を徴収しないこととする。そのために必要な条例改正と予算案の修正を行う。

なお、令和２年度中に公平性や合理性の観点もふまえ、対象範囲や無償化の手法など、さらに研究を進め、具体的な制度設計を行い、令和３年度からの本格実施につなげる。

・現予算案（歳入）

款：諸収入　項：雑入　目：学校給食事業収入

小学校	児童給食費	5,171,856千円
	教職員給食費	396,372千円
中学校	生徒給食費	2,533,014千円
	教職員給食費	219,681千円
合　計	児童生徒給食費	7,704,870千円
	教職員給食費	616,053千円

77億円の歳入減

・修正予算案（歳入）

款：諸収入　項：雑入　目：学校給食事業収入

小学校	児童給食費	0千円
	教職員給食費	396,372千円
中学校	生徒給食費	0千円
	教職員給食費	219,681千円
合　計	児童生徒給食費	0千円
	教職員給食費	616,053千円

・条例改正（案）

大阪市学校給食の実施及び学校給食等の管理に関する条例（平成25年条例第93号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（令和２年度の学校給食費の徴収に関する特例）

３　令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第３条第１項の規定にかかわらず、徴収しない。

令和２年度

特別定額給付金の支給　2，772億6，500万円（第2回補正）

- 市民一人につき10万円を支給
- 支給開始：令和２年６月中旬（オンライン申請分は、5月28日）
  - 5月11日　オンライン申請受付開始
  - 5月22日　申請書送付（郵送分）開始
  - 5月28日　オンライン申請分支給開始
  - 7月　　郵送申請分等支給開始
  - 8月25日　申請締切日（消印有効）
- 令和３年３月31日　事業終了

救急搬送用資器材の整備　9億3，800万円（第3回補正）

- 救急隊員の感染防止衣 約35万着、感染防止用車内保護シート 約6万個、アイソレーター 14台など救急活動用資器材を購入

令和２年度

学校教育ICT活用事業　96億1，100万円（第3回補正）

- 「１人１台端末」の年度内実現、オンライン教育の実施に向けた環境整備
- 令和5年度に達成予定だった、全小中学校の児童生徒を対象とした、学習者用端末の一人１台環境を令和２年度に前倒しで実現
  全体整備台数：181,944台
  （内訳）既整備分：22,056台
  令和2年度当初予算計上分：46,877台
  令和2年度補正予算案計上分：113,011台
- 緊急時の家庭でのオンライン学習環境を整備するため、就学援助世帯等で、自宅にWi-Fi環境が整っていない家庭に対して、モバイルルータを貸与し、通信使用料を負担
- 全小中学校にオンライン学習などを円滑に行えるよう、Webカメラ、マイクスピーカーなどの通信装置を整備

特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの充実など　11億7，800万円（第3回補正）

- 特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用の増に対応するため、追加的な利用に係るサービス給付を行うとともに、利用者負担を免除

令和２年度

マスク・消毒液等の確保など　　11億2，200万円（第3回補正）

➢　児童福祉施設、障がい者支援施設など

【児童福祉施設】（７億４，５００万円）

➢　こども用マスク・消毒液等の購入や施設の消毒に必要な経費を補助等（1施設・事業あたり50万円、10/10補助）

施設・事業　計　1,490か所

⇒民間保育所・認定こども園・地域型保育事業(645か所)、認可外保育施設(379か所)、児童養護施設等(129か所)、公立保育所[一時預かり等含む](140ヵ所)、地域子育て支援拠点・一時預かり等(208か所)、こども相談センター(2か所)

【障がい者支援施設】（２億７，４００万円）

➢　感染防止用マスク・消毒液の確保や施設の消毒に必要な経費を補助

障がい福祉サービス事業所等(8,152か所)、保護施設等(18か所)

＜５月26日～＞

障がい福祉サービス事業所等にマスク60万枚を配付

＜6月、8月配付＞

保護施設に手指消毒用エタノール（13か所/約10,800L）

国民健康保険料・介護保険料の減免　　16億9，000万円（第3回補正）

➢新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、国の制度に基づき、市基準を策定し、減免を実施

令和２年度

個室化促進改修費等補助金の創設など　　3億3，000万円（第3回補正）

- 感染が疑われる者を空間的に分離するための個室化に要する改修費等を補助（1施設・事業あたり800万円、10/10補助）
  児童養護施設・乳児院・ファミリーホーム等(14か所)、児童相談所[一時保護所](2か所)
- 多床室の個室化に係る改修経費を補助（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等：上限1床あたり97.8万円、10/10補助）
  （障がい者施設：3/4補助・設置者負担1/4）
  （実績）特別養護老人ホーム（2か所）、養護老人ホーム（1か所）、障がい者支援施設（1か所）

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助
6億2，349万円（第7回補正）

- 介護施設等において居室に簡易陰圧装置や換気設備を設置する工事等に必要な費用を補助

令和２年度

障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援

5億3，550万円（第3回補正）
1億5，042万円（第7回補正）
2億8，993万円（第13回補正）

- 感染者が発生した障がい福祉サービス事業所等に対し、感染症対策経費等のサービス提供の継続に必要な費用を補助

災害時避難所等における消毒液の確保　　1億4，800万円（第3回補正）

- 新型コロナ感染症対策として、出水期の災害時避難所での感染症対策に万全を期すため、アルコール消毒液を配備）

令和２年度

子育て世帯への臨時特別給付金の支給　　30億7，500万円（第3回補正）

- 子育て世帯への生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人につき1万円の一時金を支給
  支給開始：7月上旬
  対象児童数：289,600人

住居確保給付金の対象拡大　　2億4，000万円（第3回補正）
16億1，869万円（第7回補正）

- これまでの対象に加えて、個人の責や都合によらない休業等により収入が減少し、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方も対象に加えて支給

令和２年度

ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給　33億8，100万円（第4回補正）

➢ 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給する。

（１）支給対象者

【児童扶養手当受給世帯等への給付】基本給付

①令和２年６月分の児童扶養手当の支給を受けている者

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】追加給付

上記①・②基本給付の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者

（２）給付額

【児童扶養手当受給世帯等への給付】

１世帯５万円、第２子以降１人につき３万円

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

１世帯５万円

申請期間　令和３年２月28日（日）（消印有効）まで

令和２年度

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金の支給

➢　新型コロナウィルス感染症拡大を受け、大阪府が実施した営業時間短縮要請に応じた事業者に対し、大阪府と大阪市の共同事業として、協力金を支給。

<大阪ミナミ地区の一部区域>（8月6日～8月20日）　２１億７，０００万円（第６回補正）

➢　支給金額：１事業所あたり最大30万円（日額2万円×15日間）

<北･中央区>（11月27日～12月15日）　１５０億２，２００万円（第９回補正）

➢　支給金額：１事業所あたり最大58万円（（日額2万円×19日間）+20万円（市独自上乗せ））

<市内全域>（12月16日～12月29日）　４２１億６，８００万円（第10回補正）

<市内全域>（12月30日～1月11日）　３８８億８，０００万円（第11回補正）

<市内全域>（1月12日･13日）　４３億２，０００万円（第13回補正）

➢　支給金額：１事業所あたり最大156万円（（日額4万円×29日間）+40万円（市独自上乗せ））

令和２年度

学校の感染拡大防止対策及び学習保障等に係る体制の整備

23億4，100万円（第7回補正）
5億3，100万円（第13回補正）

- 学校保健特別対策事業費補助金(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)を活用し、感染拡大防止や3密対策、こどもの学習保障等を目的とし、学校の規模に応じ200万～500万円の予算を配当
- 小学校：292件、中学校：131件、高等学校：21件

未就学児を養育する世帯への特別給付金の支給

61億　700万円（第7回補正）

- 新型コロナ禍における子育て世帯に向けた新たな独自支援として、０歳から５歳児の未就学児を養育する世帯に対し、対象児童一人につき５万円の一時金を支給
  支給開始：10月末頃
  対象児童数：約121,600人

令和２年度

府内宿泊者へのキャッシュレスポイント還元事業（「大阪の人・関西の人いらっしゃい！」キャンペーン事業に係る大阪観光局への分担金）　2億9，900万円（第7回補正）

- 関西２府４県在住の方で、キャンペーン事務局から認証を受けた府内宿泊施設の特典付き宿泊割引プラン（1人1泊7,000円（税抜）以上）を利用された宿泊客に対し、１人１泊につき2,500円のキャッシュレスポイントを還元する観光キャンペーンを大阪府と協調して実施。
- キャンペーン参加人数　71,404人（R2.8.20時点）
- 予算上限（20万泊）に達したことからR2.9.25 0時で新規受付終了
  ※新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を踏まえ、キャンペーン期間中に利用自粛の呼びかけやポイント還元の停止を実施

MICE開催支援事業（インテックス大阪の施設基本使用料の半額免除）　7億3，500万円（第7回補正）

- 新型コロナウイルス感染症収束後の社会経済活動の再開に伴い、地域経済の活性化が大いに期待できるMICEを大阪に呼び込み、大阪からMICEを再起動させるとともに、MICE開催に伴う主催者や出展者の感染症対策にかかる新たな費用負担の軽減を図る。
- インテックス大阪で開催されるMICEの施設基本使用料を半額免除（令和２年７月～令和３年３月）

大阪からMICEを再起動

「インテックス大阪」の施設基本使用料 原則半額

インテックス大阪

・世界最高峰のMICE　G20の開催
・日本最大級の国際展示場
・総展示面積は約70,000㎡
・見本市・展示会、コンベンション、その他イベント
　などの様々なMICEに利用可能

目的

・MICE再開による大阪の経済活性化
　➢新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の共生

実施期間

令和２年７月～令和３年３月末まで

詳細は、インテックス大阪ホームページで公表します

令和２年度

ひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給

19億8，900万円（第13回補正）

➢　ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中でその生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、給付金の基本給付の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付（再支給分）の支給を実施する。

（１）支給対象者

①令和２年６月分の児童扶養手当の支給を受けている者

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

※令和２年12月11日時点では基本給付の申請を行っていない者についても、基本給付（再支給分）を併せて申請することにより支給。

（２）給付額

１世帯５万円、第２子以降１人につき３万円（基本給付に同じ。）【追加給付を行わない】

令和２年度

ミナミで買い物応援キャンペーン事業　　2億3，000万円（第13回補正）

- 休業要請等による影響を受けたミナミ地区において、新しい生活様式に対応した店舗利用を促進するとともに、小売店舗等の支援を目的として、感染防止対策を行ったミナミ地区の小売店舗等でのキャッシュレス決済による商品等の購入者に対して、決済金額の一部をポイント付与する「ミナミで買い物！応援キャンペーン」を実施。
- 対象期間：令和2年11月16日から12月31日
  ポイント付与割合：決済金額の20%
  付与上限：期間中、決済事業者1社につき、1人あたり3,000円分
  決済事業者数：2社（PayPay、楽天ペイ）
  決済回数：457,706回　付与人数：135,814人　付与金額：134,709千円　一人当たり付与額：992円

少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業　2億1，600万円（第13回補正）

- 新しい生活様式の定着をめざして、4人以下での飲食など、条件を満たして飲食をした利用者にポイントを還元する「『少人数利用』飲食店応援キャンペーン」を実施（市はミナミ地区でのポイント上乗せ分を負担）
- 対象期間：令和2年9月18日から11月15日
  ポイント付与割合：予約1件につき2,000円分（ミナミ地区は更に2,000円分上乗せ）
  オンライン予約サイト数：８サイト
  ミナミ利用実績：93,484回
  ポイント換算値：186,968千円

令和２年度

大阪城西の丸庭園野外公演事業　1億5，300万円（第13回補正）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、エンターテインメント業界において、通常の興行が困難な状態に陥っていることから、エンターテインメント業界の活動を支援するとともに、コロナ感染症の拡大に配慮した野外での公演開催という新しい生活様式に基づくレジャーを市民へ普及・浸透させることを目的に実施。
  - ・実施日程：令和２年10月24日、29日、30日、11月4日（４公演）
  - ・実施場所：大阪城西の丸庭園

市民利用施設等における減収に対する補填等　34億7，600万円（第13回補正）

- 市民利用施設等（スポーツ施設、区民センターなど）に係る新型コロナウイルスの影響等による減収相当額を補填

市民利用施設等における減免等　23億4，000万円（第13回補正）

- 新型コロナウイルス感染症防止対策や社会活動の維持に向けた本市施設利用者負担の軽減を目的とした本市施設の使用料・利用料金の減免措置等を実施

新型コロナウイルス感染症にかかる本市施設の使用料・利用料金の減免について

◆ 目的

新型コロナウイルス感染症防止対策や社会活動の維持に向けた、本市施設利用者負担の軽減

◆ 減免について

（1）対象施設　：本市の行政財産施設（屋内施設のみ）　83か所

【対象施設】 区民センター、生涯学習センター、男女共同参画センター など

（2）対象者　：すべての利用者

（3）適用条件　：施設の利用にあたり、収容定員の縮小や間隔の確保などの利用制限を受けていること

※イベントや集会等の有料・無料を問わない

※スポーツ施設におけるスポーツ活動は除く

（4）減免率　：原則、規定の使用料・利用料金の5割を免除

（5）減免期間　：令和2年7月15日（水）から令和3年3月31日（水）まで

令和３年度

新型コロナ受診相談センターの運営　　**③8億400万円**

（令和２年度から継続）

PCR検査体制の充実　　**③ 96億6，800万円**　　拡充

（令和２年度から継続）

保健所等における健康観察体制の強化など　　**③9億8，000万円**

（令和２年度から継続）

新型コロナウイルス感染症軽症者等自宅療養者への配食サービス事業
③18億5，100万円　　拡充

（令和２年度から継続）

令和３年度

新型コロナウイルス感染症患者入院医療費公費負担　③4億5，700万円

２９億７，４００万円（第12回補正）

（令和２年度から継続）

新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金
③6億6，000万円

（令和２年度から継続）

４６億６，０００万円（第４回補正）
１１７億８，０００万円（第10回補正）
７４億４，４００万円（第12回補正）

新型コロナウイルスワクチン接種事業　③167億3，000万円　拡充

（令和２年度から継続）

５３億１，５００万円（第８回補正）
１０５億１，３００万円（第11回補正）
２９億　３００万円（第12回補正）

令和３年度

まん延防止等重点措置における飲食店見回り調査等（令和3年度）

- まん延防止等重点措置区域である大阪市内の飲食店（20時以降通常開店する店舗を除く約４万店）に対し、感染防止対策の徹底を要請するため訪問する見回り調査を大阪府・大阪市の職員により実施

  【実施内容】

  令和３年４月５日～令和３年４月11日 20班（40人）体制（府・市職員）

- まん延防止等重点措置期間、大阪市内繁華街において、往来者に対し、外出自粛の呼びかけを実施

  【実施内容】

  令和３年４月15日～令和３年５月５日（毎日19:30～20:30）

  大阪府１名・大阪市１名・府警1名の５班体制

ガイドライン遵守徹底のための見回り調査(案)について

【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 】

（ 令和2年3月28日（令和3年4月1日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定 ）

各要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、**原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行うこと。**

【見回り調査（案）】

4/5～5/5　「見回り隊」により、飲食店ごとに見回り調査を実施し、次の項目を確認。
確認の結果、遵守できていない場合は、是正を依頼。

- 「アクリル板等の設置」
- 「CO2センサーの設置（換気の徹底）」
- 「 消毒液の設置（手指消毒の徹底）」
- 「マスク会食の徹底」 等

⇒ 今後、大阪市内の全ての飲食店等に対して実地に働きかけを行う。

繁華街（大阪市内）における外出自粛の呼びかけについて

1．目　的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域である大阪市内の繁華街において、外出自粛の呼びかけを行う。

2．期　間

令和3年4月15日（木）～5月5日（水）19:30-20:30※土日祝日含む

3．呼びかけ場所

大阪市内の繁華街（ミナミ地区・キタ地区・天王寺・京橋など）

4．体　制

大阪府職員1名・大阪市職員1名・大阪府警察1名の
合計3名で班を構成（5班体制で実施）。

令和３年度

学校教育ICT活用事業　③ 53億2，800万円 拡充（② 71億1，200万円）

- 最新のＩＣＴ機器を活用し、協働学習や個別学習の充実を図るとともに、子どもの個性や状況に応じた学びを推進
  - ・１人１台の学習者用端末を、普段の授業や家庭学習などで、日常的に活用し、多様な学習の機会と場を提供
  - ・クラウドサービス上のデジタルドリルを活用した個に応じた学習や、教科書に掲載されているＱＲコードを読み取り、動画コンテンツを視聴するなどの思考を深める学習などに活用
  - ※１人１台の端末整備は令和２年度補正予算により前倒し実施（85億7,800万円）
- 学校におけるＩＣＴ教育が円滑に進むよう、ＩＣＴ教育アシスタント（ＩＣＴ支援員）を増員して配置（令和２年度：８人　→　令和３年度：37人）

令和３年度

個室化促進改修費等補助金の創設など　　③4億7，100万円

（令和２年度から継続実施）

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助
③4億　751万円

（令和２年度から継続実施）

障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援　③4億　637万円

・（令和２年度から継続実施）

令和３年度

学校給食費の無償化　　③ 60億500万円 拡充（② 77億500万円）

➢ 無償化制度

・新型コロナウイルス感染拡大による厳しい社会情勢を踏まえ、令和２年度に限り小中学校の全児童生徒の保護者から学校給食費を徴収しないこととした措置を令和３年度も継続実施

・令和４年度以降の学校給食費の無償化制度については、様々な観点から検討を進め、令和３年度の上半期をめどに方針を決定

令和３年度

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への上下水道料金の特例減免

③ 71億2，400万円　新規

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞が生じ、さらに営業時間短縮要請等により経営状況が非常に厳しくなっている市内飲食店等に対し、安心して事業活動を行えるよう支援するため、令和３年１月から３月に検針を行う水道料金及び下水道使用料の減免を実施

  【対象】
  大阪市水道局と直接給水契約がある、
  ・酒類を提供している飲食店等
  ・酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社等
  【特例減免の内容】
  令和元年と令和２年の売上額を比較して、
  ・売上額の減収率が50%以上→対象期間の水道料金等を全額減免
  ・売上額の減収率が30%以上50%未満→対象期間の水道料金等を半額減免

令和３年度

（参考）感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金の支給

- 令和２年度に大阪市内の酒類の提供を行う飲食店等を対象に大阪府が実施した休業要請等にご協力いただいた事業者へ、協力金の本市支給事務を引き続き実施

令和３年度

MICE開催支援事業　　③ 11億2，400万円

※施設基本使用料半額減免相当額の歳入の減（４億７，４００万円）を含む

- 地域経済活性化への貢献が期待されるＭＩＣＥの再起動・活性化を推進するため、ＭＩＣＥ業界への不安解消策として、感染症対策に対応した施設整備を行うとともに、大阪が安心・安全なＭＩＣＥ開催地であることを積極的に情報発信
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に対応した環境整備
    インテックス大阪の換気設備、空調設備の更新
  - ・安心・安全なＭＩＣＥ開催地であることをＷｅｂ等で発信
- 日本最大級の国際展示場であるインテックス大阪で開催される様々なＭＩＣＥについて、施設基本使用料を半額にし、主催者等の感染症対策経費の負担軽減を図るなど、ＭＩＣＥの大阪での開催を支援
  - ・インテックス大阪の施設基本使用料を半額免除（令和３年４月～令和４年３月）

令和３年度

おおさか観光消費喚起事業　　③ 5億5,000万円 新規

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況が続く府内観光関連事業者を支援するため、令和２年６月から令和３年１月にかけて「大阪の人・関西の人いらっしゃい！」キャンペーンを府市共同で実施（令和２年９月に上限と設定していた20万泊に到達）
- 令和３年度においても、未だ厳しい経営状況が続いている観光関連産業を支援するため、観光に対する需要喚起を図り、府内の観光消費を促進
- 対象となる宿泊プランを利用して府内に宿泊する旅行者に対して、府内の登録店舗で利用できる大阪独自のクーポンを配布する（誘客事業）とともに、府内旅行業者が造成した対象バスツアーを利用して旅行した府民に対し、旅行後に大阪独自のクーポンを配布する（送客事業）キャンペーンを府市共同で実施（府市１：１で負担）
- クーポン還元額の想定は、１人１泊（回）につき3,000円で、全体では30万泊（回）分

令和３年度

大阪文化芸術創出事業　　③ １億5，000万円　新規

- 様々なイベントの中止・延期など、新型コロナの影響を受けている大阪の文化芸術団体等の支援及び、大阪にゆかりあるアーティストの公演機会の創出と鑑賞機会の提供を府市共同で実施（府市１：１で負担）
  ・公演等の自粛を余儀なくされたアーティストや演芸人等に対し、大阪での公演会場費を支援　など
- 会場費支援事業
  交付決定数　　第1期210件　第2期272件
- 活動推進事業　　文化芸術支援プログラム2021として実施
  活動創出66公演・鑑賞者数142,810人

令和３年度

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金の支給
137億円　（第2回補正）

- 緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮等の要請に協力した飲食店に対し、営業時間短縮協力金及び上乗せ協力金を支給。

子育て世帯生活支援特別給付金の支給　23億　400万円（第3回補正）

- 低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童１人当たり一律５万円の給付金を支給。

新型コロナウイルス感染症対策設備整備促進事業
46億1，000万円（第3回補正）

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むため、ＣＯ２センサー、パーティションを購入・設置したした市内の飲食店等に対し、購入費を支援（府の支援金（上限10万円）を超える額に対し、10万円を上限に上乗せ支援）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、
低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行います

支給額	児童１人当たり、一律 **５万円**
対象者	**18歳未満の児童(障がいのある児童は20歳未満)の養育者で、** • **令和3年度分の住民税均等割が非課税の方** • **令和3年1月以降に家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方（家計急変者）** ※年齢：令和3年3月31日時点 ※非課税相当の収入例（年収：3人世帯で205.7万円以下　4人世帯で255.7万円以下　など） （申請が必要な方） **16歳から18歳未満の児童のみの養育者**や、**家計急変者**　など （申請が不要な方） 児童手当又は特別児童扶養手当を受給されている非課税の方

令和３年度

買い物応援キャンペーン事業

23億7，800万円（第4回、第16回補正）

- 市内小売店舗等を支援するとともに、新しい生活様式に対応した店舗の利用を促進するため、キャッシュレス決済によるポイント還元を通じた需要喚起策を実施。

  キャンペーンの概要

  ・キャッシュレス決済を活用したポイント還元
  （還元率：20%、上限：3,000円）
  ・対象：市内全域の「飲食」「宿泊」を除く小売店舗等
  ・キャンペーン期間：１か月間（令和３年12月）

令和３年度

飲食店に対する上乗せ協力金の支給（第6回、第7回、第9回、第10回補正）

- 度重なる営業時間短縮要請や、今般の緊急事態措置（4月25日～5月31日）により多大な影響を受けている市内の飲食店に対し、協力金を支給。（日額１万円～２万５千円を府の協力金に上乗せ）
  ７０億４，３００万円（第６回補正予算）
- 緊急事態措置の延長（6月1日～6月20日）に伴い、市内の酒類提供飲食店に対し協力金を支給。（日額１万円～２万５千円を府の協力金に上乗せ）　**３９億円**　**（第７回補正予算）**
- まん延防止等重点措置に基づく営業時間短縮要請（6月21日～7月11日）に伴い、市内の飲食店等に対し協力金を支給。（府の協力金の日額が３万円～３万９千円の場合に、４万円との差額（日額１千円～１万円）を上乗せ）
  ６３億９，５００万円（第９回補正予算）
- 営業時間短縮要請の継続（7月12日～8月1日）に伴い、市内の飲食店等に対し協力金を支給。
  （府の協力金の日額が３万円～３万９千円の場合に、４万円との差額（日額１千円～１万円）を上乗せ）
  ６０億６，４００万円（第10回補正予算）
- 緊急事態措置（8月2日～8月31日）に伴い、多大な影響を受ける市内の酒類提供飲食店に対し協力金を支給。（日額１万円～２万５千円を府の協力金に上乗せ）
  ５７億４，０００万円（第10回補正予算）
- 緊急事態措置（9月1日～9月30日）に伴い、多大な影響を受ける市内の酒類提供飲食店に対し協力金を支給。（日額１万円～２万５千円を府の協力金に上乗せ）

令和３年度

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給
79億1，700万円（第8回補正）

➢ 感染症の影響が長期化することに伴い、生活困窮する世帯に支援金を支給。

・対象

社会福祉協議会が行う緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（借入限度額に達している世帯や再貸付不承認とされた世帯）※国が定める収入等の要件を満たす必要あり

・支給額（月額）

〈国基準〉単身世帯：６万円、２人世帯：８万円、３人以上世帯：１０万円

〈本市独自加算〉世帯人員４人目以降１人につき２万円（上限１０万円）

令和３年度

子育て世帯への臨時特別給付事業　　39億7，000万円（第8回補正）

- ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童１人当たり一律５万円の給付金を支給。

令和３年度

子育て世帯への臨時特別給付事業　（第13回、第14回補正）

- 児童を養育している者の年収が９６０万円以上（※１）の世帯を除き、０歳から高校３年生までのこどもたち（※２）に１人当たり５万円の現金を支給。

１７７億　　５００万円（第13回補正予算）

（※１）扶養親族等が児童２人と年収１０３万円以下の配偶者の場合の目安
（※２）平成１５年４月２日から令和４年３月３１日までの間に出生した児童

- １０万円を一括して現金支給するため、対象のこども１人当たり５万円の給付金を追加。

１７４億５，１００万円（第14回補正予算）

令和３年度

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
580億1，100万円（第14回補正）

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し、１世帯当たり10万円を支給するもの。
- 想定世帯数　約57万4,200世帯

【スケジュール】

令和4年1月18日	コールセンター開設及び専用HP開設
2月1日	区役所窓口開設
2月6日	申請書類等順次送付開始
2月25日	給付金支給開始
6月1日	令和４年度の非課税世帯へもプッシュ型で支給することとする運用改善
9月30日	申請期限
12月31日	支給決定期限
令和5年3月31日	事業終了予定

令和３年度

所得減少世帯に対する臨時特別給付金　　58億1，300万円（第15回補正）

➢ コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少しているにも関わらず、国の制度である非課税世帯向け臨時特別給付金を受けることができない課税世帯に対し、本市独自の支援策として１世帯当たり10万円を支給するもの

【対象】（想定世帯数　約5万7,000世帯）

①基準日（令和３年12月10日）において本市の住民基本台帳に記録されている世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少したこと

③すべての世帯構成員の所得の合計について、令和元年に比して令和２年の所得が３割以上減少していること

④住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の対象世帯でないこと

令和４年度

新型コロナ受診相談センターの運営　④13億1，600万円（③8億400万円）

（令和２年度から継続）

４５億１，６００万円（第４回補正）

PCR検査体制の継続　　④83億7，200万円（③ 96億6，800万円）

（令和２年度から継続）

３３億４，９００万円（第４回補正）

保健所等における健康観察体制の強化など
④16億300万円（③9億8，000万円）

（令和２年度から継続）

４３億７，２００万円（第４回補正）

新型コロナウイルス感染症軽症者等自宅療養者への配食サービス事業
④22億5，600万円（③18億5，100万円）

（令和２年度から継続）

６１億７，４００万円（第４回補正）

令和４年度

新型コロナウイルス感染症患者入院医療費公費負担
④41億5，000万円（③4億5，700万円）

（令和２年度から継続）

２１億６，０００万円（第４回補正）

新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金
④13億8，000万円（③6億6，000万円）

（令和２年度から継続）

８２億５，０００万円（第１回補正）

新型コロナウイルスワクチン接種事業
④116億8，300万円（③167億3，000万円）

（令和２年度から継続）

令和４年度

学校教育ICT活用事業　④ 65億8，900万円 拡充（③ 53億2，800万円）

- ＩＣＴ機器を活用し、個別学習や協働学習の充実を図るとともに、子どもの個性や状況に応じた学びを推進
  - １人１台の学習者用端末を、普段の授業や家庭学習などで日常的に活用し、多様な学習の機会と場を提供
  - クラウドサービス上のデジタルドリルや協働学習支援ツールを効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを推進
- 危機管理対応下での学びの保障の重要性に鑑み、すでに各教員が習得したオンライン学習のノウハウを高め、効果的な学習活動を進めていくほか、日常的にアプリケーション等を活用するなど、ＩＣＴを活用した学習指導の充実を図るため、ＩＣＴ教育アシスタントを増員して配置（令和３年度：37人→令和４年度：65人）

令和４年度

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給事業

④ 29億5,800万円
8億4，800万円（第2回補正）

（令和３年度から継続実施）

令和４年度

個室化促進改修費等補助金の創設など　　④2億5，482万円

（令和２年度から継続実施）

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備設置等に対する補助
③2億3，282万円

（令和２年度から継続実施）

障がい福祉サービス事業所等の事業継続に向けた支援
④4億1，269万円
46億4，700万円（第2回補正）

（令和２年度から継続実施）

令和４年度

所得減少世帯・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
④ 524億3，600万円

※当初予算額に、令和３年度３月補正予算の繰越分（４９８億４，４００万円）を含む

➢ 所得減少世帯に対する臨時特別給付金　④ ６１億２，８００万円

※当初予算額に、令和３年度３月補正予算の繰越分（５７億２，４００万円）を含む

・コロナ禍における社会情勢の変化により、所得が減少し、暮らしに不安を抱えているにもかかわらず、国の支援が届きにくい「課税世帯」に対し、本市独自の支援策として１世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給

【対象世帯】

・基準日（令和３年12月10日）時点で本市の住民基本台帳に記録されている世帯であって、世帯全員の所得の合計について、令和２年分が令和元年分に比して30%以上減少している世帯
（住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（国の制度）の対象世帯を除く）

【申請期限】

・ 令和４年９月30日

➢ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金　④ ４６３億８００万円

※当初予算額に、令和３年度３月補正予算の繰越分（４４１億２，０００万円）を含む

・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対して、１世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給

【対象世帯】

・基準日（令和３年12月10日）において住民基本台帳に記録されている者であって、世帯全員の令和３年度分又は令和４年度分の住民税均等割が非課税である世帯（令和４年度分の住民税均等割が非課税である世帯については、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は除く。）

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、上記の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

【申請期限】

・令和４年９月30日

令和４年度

学校給食費の無償化　　④ 64億6，600万円（③ 60億500万円）

- 新型コロナウイルスの収束が見通せない中、経済的影響を受けた保護者等の負担軽減として、全児童生徒（小中学校等）の保護者等から学校給食費を徴収しないこととした措置について、令和4年度も継続
- 令和5年度以降の学校給食費の無償化制度については、引き続き様々な観点から検討

国内旅行消費喚起事業　　④10億円　拡充　（③ 5億5,000万円）

- 大阪府と共同で、観光に対する需要喚起を図り、特別な旅づくりにより集客を促進するとともに、府内での消費を促すことで、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況が続く観光関連事業者等を支援
- 大阪独自のクーポン等の配布に加え、観光資源の魅力を引き出す期間限定の魅力的なプレミアム感のある体験コンテンツ（特別な旅づくり）を実施するなど、大阪の魅力を全国へ発信

令和４年度

大阪文化芸術創出事業　　④ 3億円 拡充 （③ 1億5，000万円）

- 様々なイベントの中止・延期など、新型コロナの影響を受けている大阪の文化芸術団体等の支援、及び大阪にゆかりあるアーティストの公演機会の創出と鑑賞機会の提供を大阪府と共同で実施（府市1：1で負担）
- 会場費支援事業（令和4年10月31日現在）
  文化芸術活動に影響を受けているアーティストや演芸人などに対し、舞台公演・作品展示などの実施にかかる費用の一部について、予算規模を拡充のうえ引き続き支援
  交付決定数　第1期281件　第2期314件　第3期324件
- 活動推進事業
  大阪にゆかりのあるアーティスト・演芸人・楽団・劇団等による公演を実施し、公演機会や活動の場をさらに創出するとともに、市民の方に文化芸術の鑑賞機会を提供
  9月から順次プログラムを実施中

令和４年度

大阪城天守閣を中心とした集客促進事業（90周年記念事業）

④2億6，300万円　新規

- 大阪城天守閣の復興９０周年を締めくくるイベントを、市民や各種団体、事業者等の参加を得て開催することで大阪への集客を促進し、コロナからの復興の機運を醸成

＜大阪城天守閣復興90周年記念イベント「大阪城夢祭」＞

新型コロナウイルス感染症により社会経済活動は大きな影響を受け、観光産業においても甚大な打撃を被ったため、大阪城天守閣の復興90周年を締めくくるイベントを大阪城公園全域で開催し、新しい生活様式の実践はもとより、多様性の尊重など、今現在の社会に求められる新たな概念や価値観を取り入れ、先駆的かつ創造的な取り組みとなるよう工夫をしながら、コロナ感染症からの復興の機運を醸成するとともに、全国から集客を図り、大阪観光産業の復興を図ることを目的とする。

・実施内容：大阪城天守閣復興90周年記念イベント「大阪城夢祭」の開催

・実施期間：令和４年10月15日～23日

＜「大阪・尼崎・岸和田　三城同盟　参城キャンペーン」＞

新型コロナウィルスの終息を見据えて、大阪の観光におけるシンボル的な存在である大阪城を核とし、縁のある城郭と連携し、それぞれの関係性をふまえたキャンペーンを実施。それにより大阪城天守閣の入館者を呼び戻すとともに、市民や近隣の人々の外出や移動を促し、大阪市に観光客を誘引する。

・実施内容：「大阪・尼崎・岸和田　参城キャンペーン」スタンプラリーの実施

・実施期間：令和４年４月１日～令和５年３月31日（予定）

令和４年度

（参考）大阪府飲食店等に対する営業時間短縮協力金に係る上乗せ協力金

- 大阪府が実施した営業時間短縮要請等にご協力いただいた飲食店等に対して、令和３年度に受付した上乗せ協力金の支給事務を引き続き実施

令和４年度

商品券を活用した需要喚起事業

107億6，200万円（第2回、第6回補正）

➢　市内小売店舗等への支援として、プレミアム付き商品券の発行を通じた需要喚起策を実施

商品券の概要

・額面総額：１口 13,000円分（販売価格 10,000円＋プレミアム分 3,000円）
・購入上限：１人あたり４口まで購入可能
・対象店舗：市内の登録店舗（飲食店、宿泊施設、旅行業等を除く）
・利用期間：令和４年１１月～令和５年２月（予定）

上下水道料金の減額による市民生活への支援

78億3，900万円（第2回補正）

➢　新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰などの影響を受けている市民等に対し、生活支援として上下水道料金に係る基本料金を減額

令和４年度

子育て世帯生活支援特別給付金　　46億8，500万円（第3回補正）

- 国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に基づき、低所得の子育て世帯に対して、児童１人当たり一律５万円の給付金を支給

（参考）新型コロナウイルス感染症対策における財政規模<一般会計>

令和2年度予算（当初＋補正）

≪一般会計≫大阪市新型コロナウイルス感染症緊急対策における財政規模（令和3年3月現在）

			歳　出	特　定　財　源			一般財源
				国庫支出金	府支出金	その他	
令和元年度			5 億円	1 億円	0 億円	△2 億円	6 億円
令和2年度	当初予算（学校給食費の無償化）					△77 億円	77 億円
	補正予算	第１回（急施） 休業要請支援金	93 億円				93 億円
		第２回（急施） 特別定額給付金	2,773 億円	2,773 億円			
		第３回 感染拡大防止の取組、生活に困っている方への支援など	213 億円	100 億円	7 億円		106 億円
		第４回（急施） ひとり親世帯への臨時特別給付金	34 億円	34 億円			
		第６回 営業時間短縮協力金 <大阪ミナミ地区の一部区域>（8月6日～8月20日）	22 億円		11 億円		11 億円
		第７回 感染拡大防止の取組、生活に困っている方への支援など	196 億円	32 億円	27 億円	△7 億円	144 億円
		第７回 地方創生臨時交付金の計上		236 億円			△236 億円
		第９回 営業時間短縮協力金 <北・中央区>（11月27日～12月15日）	150 億円		88 億円		62 億円
		第10回（急施） 営業時間短縮協力金 <市内全域>（12月16日～12月29日）	422 億円		278 億円		144 億円
		第11回（急施） 営業時間短縮協力金 <市内全域>（12月30日～1月11日）	389 億円		253 億円		136 億円
		第12回（急施） 新型コロナウイルスワクチン接種事業	15 億円	15 億円			
		第13回 感染拡大防止の取組、社会経済活動の回復に向けた取組など	179 億円	52 億円	45 億円	△25 億円	107 億円
		第13回 地方創生臨時交付金の計上		125 億円			△125 億円
		第13回 執行状況の精査等による減額	△69 億円	△29 億円	△10 億円		△30 億円
		小　　計	4,416 億円	3,339 億円	697 億円	△32 億円	412 億円
	計		4,416 億円	3,339 億円	697 億円	△109 億円	489 億円
令和元年度・令和２年度　合計			4,421 億円	3,340 億円	697 億円	△111 億円	495 億円

※ 端数調整の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある

令和3年度当初予算

新型コロナウイルス感染症対策関連経費　一覧表

【単位：百万円】

区分/所掌		事　　項	事業費	所要税等（本市負担）
①感染拡大防止の取組			36,459	8,063
	経戦	スポーツ施設における空調設備改修経費等	397	105
	福祉	個室化改修に対する補助(介護施設・障がい者支援施設等)	491	6
		簡易陰圧装置・換気設備設置に対する補助(介護施設・障がい者支援施設等)	420	4
		事業継続のための支援(介護・障がい福祉サービス事業所等)	406	65
		障がい支援区分認定審査会経費	77	77
	健康	新型コロナウイルスワクチン接種事業	16,730	0
		ＰＣＲ検査体制の充実	9,643	4,881
		新型コロナウイルス感染症軽症者等自宅療養者への配食サービス事業	1,850	0
		保健所等における健康観察体制の強化など	1,069	89
		新型コロナ受診相談センターの運営	804	0
		新型コロナウイルス感染症患者受入病床拡充協力金	660	660
		新型コロナウイルス感染症患者入院医療費公費負担	457	115
	こども	児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策事業	1,640	776
		新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業	436	218
		児童いきいき放課後事業(3密回避のため活動室を追加確保)	140	101
		こどもの見守り強化事業補助金	68	0
	教育	学校教育ＩＣＴ活用事業	527	527
		学力向上支援サポーター配置事業	313	209
		スクールサポートスタッフ配置事業	272	202
		学校保健推進事業等	56	28
②生活に困っている方への支援			595	6,295
	経戦	中小企業支援のためのセーフティネット保証の認定等にかかる体制強化	40	40
		外国人のための相談窓口の体制強化	13	6
	福祉	生活保護相談窓口の体制強化等	313	179
		生活困窮者自立支援事業の体制強化	185	46
		一時生活支援事業の受入体制の整備	30	8
		国民健康保険傷病手当金の支給事務	5	5
	健康	新型コロナウイルス感染症に対応した自殺予防電話相談事業	9	5
	教育	学校給食費の無償化	0	6,005
③社会経済活動の回復に向けた取組			8,637	9,360
	経戦	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への上下水道料金特例減免措置	7,124	7,124
		MICE開催支援事業(インテックス大阪の施設基本使用料の半額免除　など)	650	1,373
		おおさか観光消費喚起事業(大阪独自クーポンの配布による需要喚起と観光関連産業の支援)	550	550
		大阪文化芸術創出事業(文化芸術団体等への支援及び文化芸術活動の公演機会の創出)	150	150
		大阪産業局事業交付金(中小企業ＤＸ加速化支援事業　など)	70	70
		芸術活動振興事業助成金の拡充	63	63
		大阪・暁・プロジェクト(赤絵を活用した集客促進事業　など)	27	27
		芸術創造館ショーケース事業(アーティストに対する活動再開支援事業)	4	4
④その他			3,721	3,677
	各所属	市民利用施設等における減収に対する補填	3,721	3,677
合　計　①＋②＋③＋④			49,413	27,394

1ページ

令和3年度予算（当初＋補正）

≪一般会計≫新型コロナウイルス感染症対策における財政規模（令和4年3月現在）

（単位：億円）

			歳　出	特定財源			一般財源
				国庫支出金	府支出金	その他	
令和元年度			5	1	0	△ 2	6
令和２年度			3,599	3,315	252	△ 110	142
令和３年度（見込）			2,438	1,673	171	△ 64	659
当初予算		感染拡大防止の取組、社会経済活動の回復に向けた取組など	494	233	51	△ 64	274
補正予算	第２回	営業時間短縮協力金＜市内全域＞（令和3年3月1日～3月31日）	137	50			87
	第３回（急施）	子育て世帯生活支援特別給付金の支給、感染症対策設備整備促進事業	69	23			46
	第４回	患者受入病床拡充協力金、買い物応援キャンペーン事業など	159	10			149
	第６回	酒類提供飲食店への支援（4月25日～5月31日）	70				70
	第７回（急施）	酒類提供飲食店への支援（6月1日～6月20日）	39				39
	第８回（急施）	新型コロナウイルスワクチン接種事業、生活困窮者自立支援金の支給など	172	169			3
	第９回（急施）	飲食店等への支援（6月21日～7月11日）	64				64
	第10回	飲食店等への支援（7月12日～8月31日）、患者受入病床拡充協力金	236				236
	第11回	新型コロナウイルスワクチン接種事業	105	105			
	第12回	新型コロナウイルスワクチン接種事業、患者受入病床拡充協力金など	133	51			82
	第13回	子育て世帯への臨時特別給付事業	177	177			
	第14回（急施）	子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	755	755			
	第15回	所得減少世帯に対する臨時特別給付金、学校の感染拡大防止対策など	64	3			61
	第16回	地方創生臨時交付金の追加		145			△ 145
		執行状況の精査等による減額	△ 429	△ 51	△ 4		△ 374
予備費		まん延防止等重点措置における飲食店見回り調査等業務	1				1
R2→R3繰越		営業時間短縮協力金など	192	3	124		65
令和元年度～令和３年度　合計			6,042	4,989	423	△ 176	806

※端数調整の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある

令和4年度当初予算

新型コロナウイルス感染症対策関連経費　一覧表

（単位：百万円）

		歳　出	特定財源			所要税等（本市負担）
			国庫支出金	府支出金	その他	
①感染防止の取組		37,326	20,778	6,282	261	10,005
健康	新型コロナウイルスワクチン接種事業	11,883	11,883	0	0	0
健康	ＰＣＲ検査体制の継続	8,349	4,143	0	0	4,206
各所属	学校・社会福祉施設における感染拡大防止等の取組	4,287	1,498	1,082	0	1,687
健康	新型コロナウイルス感染症患者入院医療費公費負担	4,150	3,111	0	0	1,039
健康	新型コロナウイルス感染症軽症者等自宅療養者への配食サービス事業	2,256	0	2,256	0	0
健康	保健所等における健康観察体制の強化など	1,642	0	1,603	0	39
健康	新型コロナウイルス専用病院協力金交付事業	1,380	0	0	0	1,380
健康	新型コロナ受診相談センターの運営	1,316	0	1,316	0	0
教育	小中学校におけるスクールサポートスタッフ等の配置	576	188	0	0	408
教育	学校教育ＩＣＴ活用事業	518	0	0	0	518
各所属	その他（スポーツ施設における空調設備改修、救急活動用資機材の購入　など）	1,189	175	25	261	727
②生活に困っている方への支援		6,111	5,081	345	△ 6,466	7,150
福祉	生活困窮者自立支援金支給事業	2,958	2,851	0	0	107
市民	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	2,188	2,188	0	0	0
市民	所得減少世帯臨時特別給付金支給事業	404	0	0	0	404
福祉	生活保護相談窓口の体制強化等	230	0	172	0	57
福祉	生活困窮者自立支援事業の体制強化	219	25	139	0	55
教育	学校給食費の無償化	0	0	0	△ 6,466	6,466
各所属	その他	111	18	34	0	60
③社会経済活動の回復に向けた取組		1,691	0	0	0	1,691
経観	国内旅行消費喚起事業	1,000	0	0	0	1,000
経観	大阪文化芸術創出事業	300	0	0	0	300
経観	大阪城天守閣を中心とした集客促進事業（80周年記念事業）	283	0	0	0	283
経観	その他	128	0	0	0	128
④その他		2,568	46	0	0	2,522
各所属	市民利用施設等における減収に対する補塡	2,568	46	0	0	2,522
合　計		47,697	25,906	6,627	△ 6,205	21,369

令和4年度予算（当初＋補正）

≪一般会計≫新型コロナウイルス感染症対策・物価高騰対応における財政規模
（令和4年11月現在）

（単位：億円）

			歳　出	特　定　財　源			一般財源
				国庫支出金	府支出金	その他	
令和４年度（見込）			**1,426**	**737**	**229**	**△ 62**	**522**
当初予算		感染防止の取組、生活に困っている方への支援など	477	259	66	△ 62	214
補正予算	第１回	患者受入病床拡充協力金	83				83
	第２回	商品券を活用した需要喚起事業、上下水道料金の減額による市民生活への支援など	199	8	46		145
	第３回	子育て世帯生活支援特別給付金	47	47			
	第４回	受診相談センターの運営、保健所における健康観察体制の強化など	206	49	116		40
	第５回	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	318	318			
	第６回	商品券を活用した需要喚起事業（追加発行）	42				42
	第８回	新型コロナウイルスワクチン接種事業	55	55			

※ 端数調整の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある

Ⅴ　その他

新公会計制度の導入

①分野：　－

②タイプ
- ☐　政策イノベーション
- ☑　執行の刷新

③改革スタイル
- ☐　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
市　会計室

⑤時期
2015年度（導入）

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
旧来の官庁会計である現金主義・単式簿記は、次のような課題を抱えている。 ・資産・負債に関するストック情報が不十分 ・減価償却費等のコスト情報が不十分 ・財務情報の開示に関する一定のルールがなく、説明責任を果たせない ・予算（Plan）と執行（Do）が重視され、検証（Check）や見直し（Action）が十分ではない	全国的にも先進性の高い大阪府と同様の新公会計制度（発生主義・複式簿記・日々仕訳）を導入する。 財務諸表を作成し、従来の官庁会計では見えにくかったストック情報やコスト情報を明らかにする。 各事業部門が自ら財務諸表を分析し、フルコスト情報等を把握して事業の分析や改善に生かせるよう、職員一人ひとりの能力を向上させる。	・財務諸表作成基準等の策定 ・システム改修の実施 ・事業別財務諸表の作成単位の決定 ・新公会計制度や財務諸表の基礎知識等に関する職員研修の実施 ・上記の財務諸表作成基準等に基づく資産・負債の評価及び公有財産台帳の整備 ・市民・議会・投資家等に対し、より詳細な財務情報の公開 ・財務諸表の全市的な活用に向けた環境の整備	・職員研修の実施実績 4,400人(2013年度) 12,500人 (2014～2017年度) 6,700人 (2018～2021年度) （各課長級、会計事務従事職員、新規採用者などを対象） ・2015年度 政令市初の本格的な新公会計制度の運用を開始 開始BSの作成・公表 ・2016年度～ 財務諸表の作成・公表 決算の要点等を市民向けに分かりやすくまとめた解説資料の作成・公表 活用方策（財務諸表等の汎用的な活用例や施策・事業のフルコスト検証シートなど）の作成・周知

市税・使用料の減免措置の見直し

①分野：　－

②タイプ
- ☐　政策イノベーション
- ☑　執行の刷新

③改革スタイル
- ☐　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
- 市　財政局・契約管財局

⑤時期
- 2012年度～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
市税や不動産使用料・貸付料の減免措置を通じた財政的支援については、その目的と減免額（支援額）を明らかにして透明性を確保する必要がある。 また、本来の目的とは異なる名目の下での隠れた支援や見えにくい支援は、排除していく必要がある。	市税、不動産使用料等の減免措置について、減免（財政的支援）の目的と減免額（支援額）を公表する。 また、減免（財政的支援）の必要性を再点検するとともに、その効果を検証する。	・減免措置状況の公表 ・減免措置の見直しの実施 （2012年度） （2015年度） （2016年度）	・市税の減免措置の見直し →減免項目88件中、 （2012～2013年度） ・廃止61件 基準等見直し11件 ・減免額 見直し前15.0億円 →見直し後10.6億円 （2012～2017年度） ・廃止62件 基準等見直し11件 ・減免額 見直し前15.0億円 →見直し後6.3億円 ・不動産使用料の減免措置の見直し →減免件数1,424件中、 （2012～2013年度） ・減免率見直し・減免廃止97件 ・減免額 見直し前72.7億円 →見直し後70.5億円 （2012～2014年度） ・減免率見直し・減免廃止198件 ・減免額 見直し前72.7億円 →見直し後58.8億円 ※全項目一覧は下記を参照。 ・付属資料2（市税の減免措置の見直し） ・付属資料3（使用料の減免措置の見直し）

外郭団体改革（その１）

①分野：　－

②タイプ
- ☐　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☐　投資・予算
- ☐　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
- 市　総務局

⑤時期

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・「民間でできることは民間に」という市政改革の方針に沿って、外郭団体のあり方や市としての関与を抜本的に見直す （次頁に続く）	【外郭団体の必要性の精査】 （2012～2019年度） ・外郭団体への資本的関与（出資・出えん）や人的関与（役職員の派遣）が本市の施策目的を達成する上で真に必要かどうかを改めて精査し、その結果に基づき、廃止、民営化、広域化などの見直しを行う	・「外郭団体見直しの方向性について」策定（2012年7月） ・「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例」制定（2013年3月） ・「同条例施行規則」制定（2013年7月） ・「大阪市外郭団体指定に関する基準について」制定（2013年7月） ・「外郭団体関与・監理見直し計画」策定（2014年2月） ・「外郭団体関与・監理見直し計画(更新版)」策定（2015年2月） ・「外郭団体の方向性について」策定(2017年3月) ・行政目的･施策の達成のための実効性のある監理を目指して、2020年度からの新たな外郭団体等の監理の仕組みを構築し、「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱」及び「大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程」を制定（2020年1月）。同規程に基づき、外郭団体の必要性を精査。	・2014年4月1日現在で、2011年度と比較して48.6%の減 72団体→37団体 （▲35団体） ・2014年4月1日現在で、2005年度と比較して74.7%の減 146団体→37団体 （▲109団体） ・2015年3月末現在、32団体 ・2016年3月末現在、27団体 ・2018年3月末現在、26団体 ・2020年3月末現在、14団体

外郭団体改革（その２）

改革前の課題 （Why）	改革の方向性 （Vision）	何をどう改革したか （What）	主な成果 （Outcome）
（前頁からの続き）	【外郭団体との随意契約の見直し】 （2012～2014年度） ・外郭団体との競争性のない随意契約について、外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう、徹底した見直しを行う	・「外郭団体への競争性のない随意契約による事業委託の見直しについて」策定 （2012年7月）	・2013年度決算において、2010年度決算と比較して、 金額は87.5%の減 321億円→40億円 （▲281億円） 件数は94.2%の減 325件→19件 （▲306件） ・2014年度決算において、2010年度決算と比較して、 金額は88.8%の減 321億円→36億円 （▲285億円） 件数は96.0%の減 325件→13件 （▲312件）

都市計画道路・公園等の見直し

①分野：　まちづくり
②タイプ
　☐　政策イノベーション
　☑　執行の刷新

③改革スタイル
　☐　投資・予算
　☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
　☐　組織・経営形態
　☐　権限移譲

④担当部局
　市　計画調整局

⑤時期
　2012年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・2012年4月時点で、都市計画道路は総延長約450kmのうち約85km（約19%）、市営の都市計画公園・緑地は総面積約992haのうち約133ha（約13%）が事業未着手であった。 ・本市の厳しい財政状況の中、現計画の道路や公園・緑地の整備には事業の長期化が予想され、計画区域内の建築制限の長期化が懸念された。	・都市計画道路や公園・緑地が主に決定された高度成長期からの社会経済状況の変化を踏まえて、事業未着手の計画について整備の必要性を改めて検証し、真に必要と判断されるもの以外は計画の見直しを行うこととした。	・都市計画道路については、事業未着手路線である延長約85kmのうち、約40%に相当する延長約34kmについて、計画を見直した（2013.4実施） ・都市計画公園・緑地（市営）については、未着手である面積約133haのうち、約56%に相当する面積約74haについて、計画を見直した（2014.4実施）	・都市計画道路については、今後必要と見込んでいた事業費及び必要年数の削減効果が見込める （9800億⇒5700億 △4,100億円） （70年以上⇒約30年） ・都市計画公園・緑地については、今後必要と見込んでいた事業費及び必要年数の削減効果が見込める （4140億⇒460億 △3,680億円） （240年⇒約30年） ・見直しにより、長期化してきた建築制限が解除された。

条例・審査基準の見直し

①分野：　規制緩和

②タイプ
- ☑ 政策イノベーション
- ☐ 執行の刷新

③改革スタイル
- ☐ 投資・予算
- ☑ 条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐ 組織・経営形態
- ☐ 権限移譲

④担当部局
- 市　市政改革室
- 政策企画室
- 総務局
- （規制・サービス改革部会）

⑤時期
- 2013年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・大阪が再び力強く成長する都市となるためには、これまでの仕組みを大きく転換し、不必要な規制等があれば緩和・撤廃していくなど、民間の活動を促進する環境等を整備していく必要。 ・市の条例や規則についても、業規制の観点から、規制緩和について検討が求められていた。	・府市統合本部のもとに設置した「規制・サービス改革部会」において、条例・審査基準の点検を実施。	・2013年度の取組みにおいて、規制条例（109）、審査基準（443）を対象に、部会から各所属に対して、国基準や政令市との比較・点検を依頼するとともにヒアリングを実施し、見直し（5条例等12項目、6審査基準）を行った。 【見直しを行う項目】 ・5条例等12項目 ⇒建築物における駐車施設の附置に関する条例など ・6審査基準 ⇒指定外・区域外就学の許可基準を見直し等 ・2017年度も、規制条例（171）等を対象に同様の取組を実施し、1条例の廃止等を行った。	・例えば、駐車場附置義務条例の緩和については、既存駐車施設の有効利用や、店舗事業者等の建築物の建替えの促進などが今後期待されるなど、業規制の観点での緩和を行うことで、大阪の産業の活性化等につながる。 ・これらの取組みによって条例等による不必要な規制は解消された。今後は各所属のマネジメントにより継続的に所管条例等の点検を実施する。

条例・規則

条例名	改善内容	期待される効果
建築物における駐車施設の附置に関する条例	・建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置義務及び基準（建築物を建築する際に必要な駐車場１台当たりの床面積）のほか、建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置義務及び基準や、駐車施設等の附置の特例措置。 ⇒25年度実施の実態調査結果に基づき、改正（緩和）済み	供給過剰となっている都心部の既存駐車施設の有効利用が図られ、将来の駐車施設の需給バランスが是正される。
普通河川管理条例	・河川敷地に設置した工作物の所有権の移転に伴う河川敷地の占用許可（占用許可制の廃止）のほか、許可が得られない場合の撤去及び原状回復義務、行為の許可にあたって立てた保証人の連帯責任、許可の取消等による損害に対する補償を行わない旨の規定、沿岸地使用者による河川の損害防止工事等の実施の権限及び同工事を本市が委託施工した場合の手数料の納付等、行為の許可を受けた者の義務の不履行に対する代執行。 ⇒改正済み（規定の緩和）	・他水準に緩和したことにより、手続きの簡素化など事業者等への負担感の軽減が図られる。

その他にも、以下の条例・規則の改正等を行った。
-大阪市高速鉄道及び中量軌道乗車料条例（記名の乗車券を他人に使用させた者に対する過料（1,000円以下））
⇒改正済み（削除）
-大阪市自動車運送乗車料条例（記名の乗車券を他人に使用させた者に対する過料（1,000円以下））
⇒改正済み（削除）
-印鑑条例施行規則 （登録の申請（印鑑登録申請書の記載事項に「本籍地又は国籍」「世帯主氏名」を設定））
⇒改正済み（削除）
-大阪市個人の市民税に係る特例給付金の支給に関する条例 ⇒ 廃止済み

審査基準

審査基準名	改善内容	期待される効果
駐車施設等承認／ 共同駐車場指定	・建築物敷地から敷地外駐車場までの距離について規定 ・共同駐車場の承認の条件（対象規模）を規定。 ⇒前頁の条例改正にあわせ、改正（緩和）済み	・駐車場を確保する際の店舗等と駐車場の距離範囲を大阪市のバス停勢圏（直線距離 350m、徒歩7~8分以内）にすることにより、周辺の既存駐車場の有効活用を図り、「グランドデザイン・大阪」において「人」を重視した「自動車を抑制し、都心部を人に開放する、歩いて楽しい都市」の実現に向けたまちづくりを促進する。
小学校及び中学校における指定外・区域外就学の許可	・児童・生徒の学校指定の変更（指定外就学）・区域外就学の許可については、教育上真にやむを得ず、希望する学校への登校及び下校の安全に支障がないと認められる場合に限ると定めている。 ⇒改正済み（学校選択制導入に伴う変更）	・指定外・区域外就学の許可基準を見直し、学校選択制を導入したことにより、次の点について効果が期待できる。 ①子どもや保護者が学校を選択することができること。 ②子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校の教育活動等、学校教育に関心を持ち、より積極的に関わろうとすることが期待できる　等

その他にも、以下の審査基準を改正した。

-工作物の所有権の移転に伴う河川敷地の占用許可（普通河川管理条例にかかる改正（9条の削除）に関わり、同条に基づく審査基準についても改正（条例改正については前頁参照））
⇒改正（廃止）済み

-化製場外における処理禁止の特例の許可化（製場外における処理禁止の特例許可申請について、原則許可しない旨定めている）
⇒改正（緩和）済み

-行政財産の目的外使用許可（使用を許可することができる範囲の基準として、「隣接」を要件としているほか、使用を許可しない相手方の基準として、「市内又は近接市町村に住所又は事務所を有しない者」と定めている）
⇒改正済み（隣接要件・地域要件の規定削除）

市政情報の見える化（オープン市役所など）

①分野：　雇用／産業

②タイプ
- ☐　政策イノベーション
- ☑　執行の刷新

③改革スタイル
- ☐　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
- 市　　政策企画室

⑤時期
- 2012年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・市政運営の透明性を確保するとともに、市民との情報共有を一層進める必要がある。 ・例えば、重要事項の意思決定の場である政策会議（現・戦略会議）等について、会議自体は非公開で開催しており、大阪市の方針や施策の決定にあたり、具体にどのような議論が行われているか（プロセス）までは公表していなかった。 （議事要旨・資料は事後ホームページに掲載）	・施策の発端から決定・実行までの施策プロセスを「見える化」することにより、市政運営の透明性の確保と、市民の市政参加の促進を図り、市民本位の開かれた市政を実現する。	・「オープン市役所」として、施策プロセスの情報公開にかかる4つの柱を定めた。 ①施策プロセスの見える化 - 施策カルテの作成 （施策の概要、きっかけは何か、今後の予定など） - 戦略会議・副首都推進本部会議などの庁内会議 内容の公表（プレスオープン及び事後の公表） - 要綱・要領等の公表 ②予算編成過程の公表 （予算編成の基本的な考え方や各所属の予算要求状況、市長ヒアリングなど） ③公金支出情報の公表 （支払日、支払額、支払内容など） ④市民の声の見える化 （原則、全件公表） ・上記の取組み以外に、大阪市特別顧問及び特別参与の職務実施状況について、府と同様に別途公表。	・市政の透明性や、市民との情報共有が一層高まり、市民本位の開かれた市政の実現に向け前進した。 大阪市がどのように施策を決定し進めていくのかわかりやすいと肯定的に答えた市民の割合 2012年度　56% 2013年度　60% 2014年度　59% 2015年度　59% 2016年度　76% 2017年度　72% （市政モニターアンケートより） ・公開で実施した戦略会議の回数 2012年度：17件/ 18件 2013年度：10件/ 14件 2014年度：8件/ 13件 2015年度：4件/ 5件 2016年度：7件/ 9件 2017年度：3件/ 5件 2018年度：2件/ 4件 2019年度：6件/ 8件 2020年度：3件/ 4件 2021年度：3件/ 3件

生活保護の適正実施

①分野：　－

②タイプ
- ☑ 政策イノベーション
- ☐ 執行の刷新

③改革スタイル
- ☐ 投資・予算
- ☑ 条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐ 組織・経営形態
- ☐ 権限移譲

④担当部局
市　福祉局

⑤時期
生活保護行政特別調査プロジェクトチームの設置（2009年９月）以降順次実施

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・2013年に改正された生活保護法では、これまでの本市の提案・要望事項が数多く盛り込まれた。しかしながら、医療費の一部自己負担の導入、高齢者向けの新たな生活保障制度の創設、不正受給対策推進のための福祉事務所のさらなる権限強化など、法改正に反映されなかった要望事項や法改正後、新たに発生した課題等が存在するため、さらなる制度改正が必要である。	【生活保護制度の抜本的改革】 ・国への制度改革提案・要望 【生活保護の適正化に向けた取組の推進】 ・不正受給対策 ・医療扶助の適正化 ・就労自立支援	・市独自の抜本的改革提案をはじめ、あらゆる機会を通じて国に対して制度改革提案・要望を実施 ・不正受給調査専任チームを全区に設置 ・被保護者への適正受診支援事業に取り組み、医療扶助を適正化 ・総合就職サポート事業 ・ハローワークの常設窓口を区役所に設置	・2018年通常国会において改正法案が審議され、生活保護法が改正された。 ・被保護世帯 2015年7月から2022年9月まで86カ月連続で対前年同月比マイナス ・生活保護費 予算額は2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にプラスに転じたが、2013年度以降は対前年度比マイナス傾向である。 (予算額) 2020年度　2,741億円 2021年度　2,779億円 2022年度　2,730億円 (2012年度→2022年度▲240億円)

被保護世帯の動向

- 2015年7月から86ヶ月連続で対前年同月比マイナス
- 高齢者世帯は、2021年１月以降、対前年同月比で減少傾向にある。
- 稼働年齢世帯は、2022年5月以降、対前年同月比でやや増加傾向にある。

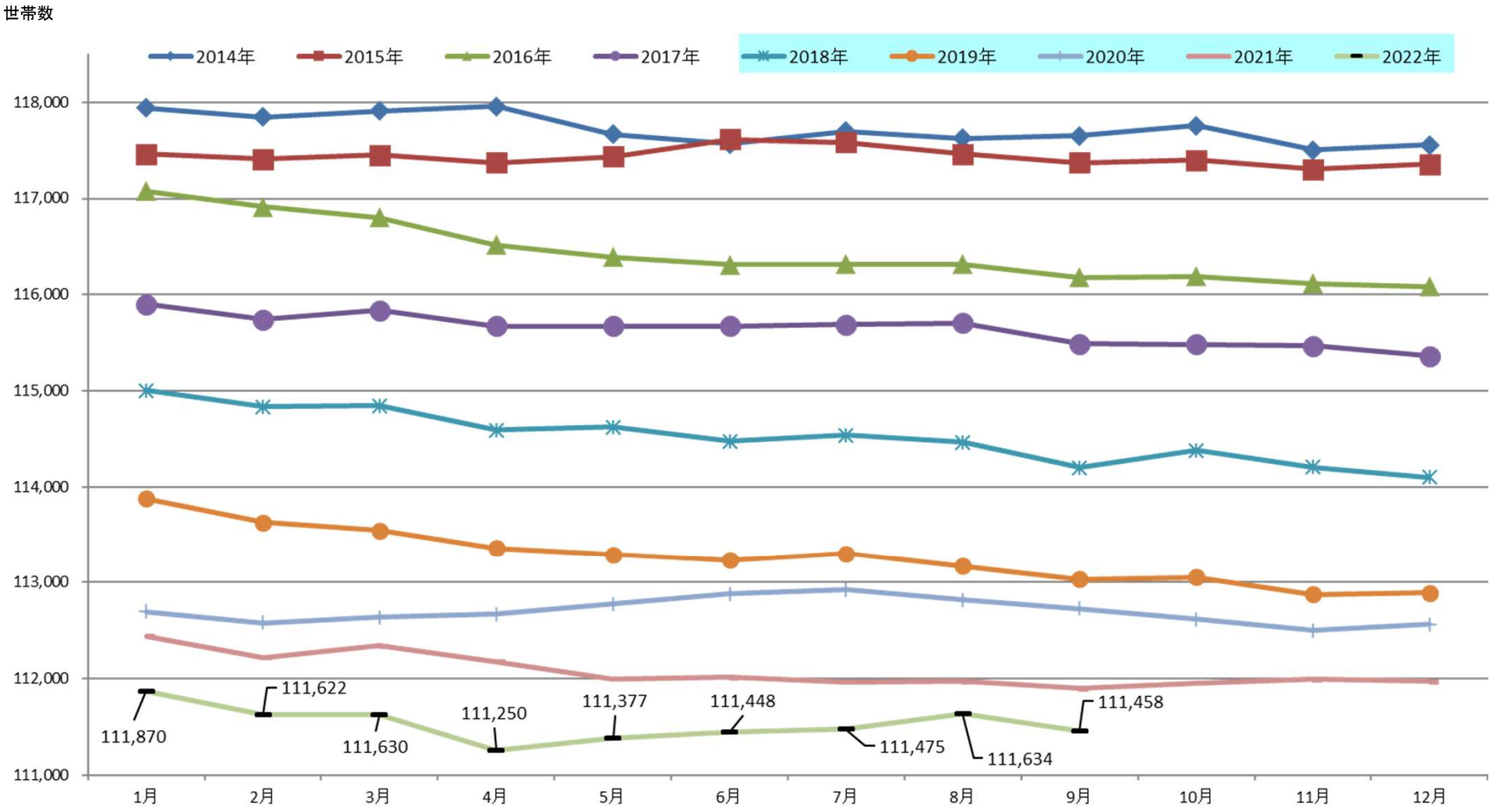

大阪市の高齢者世帯数の推移

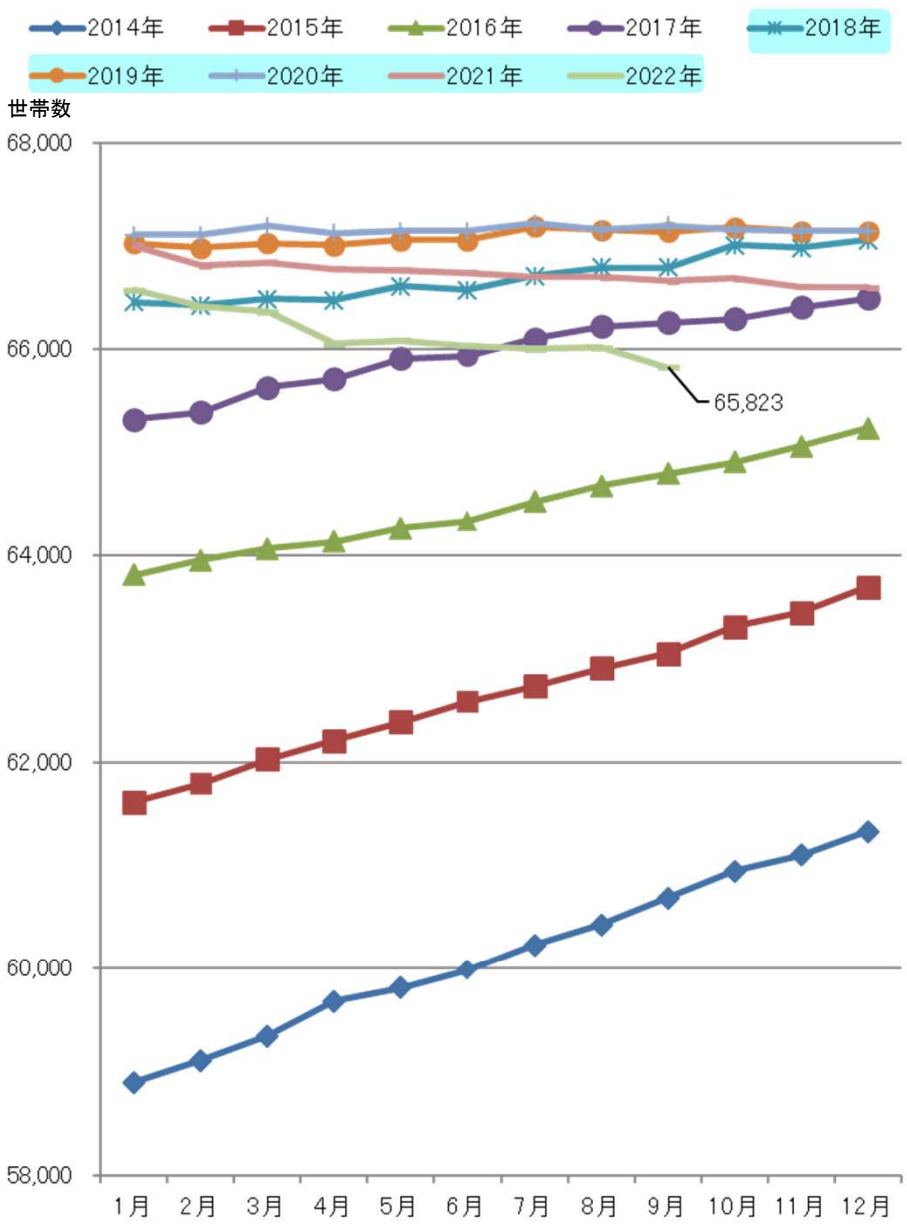

大阪市の稼働年齢層世帯（高齢者世帯以外）数の推移

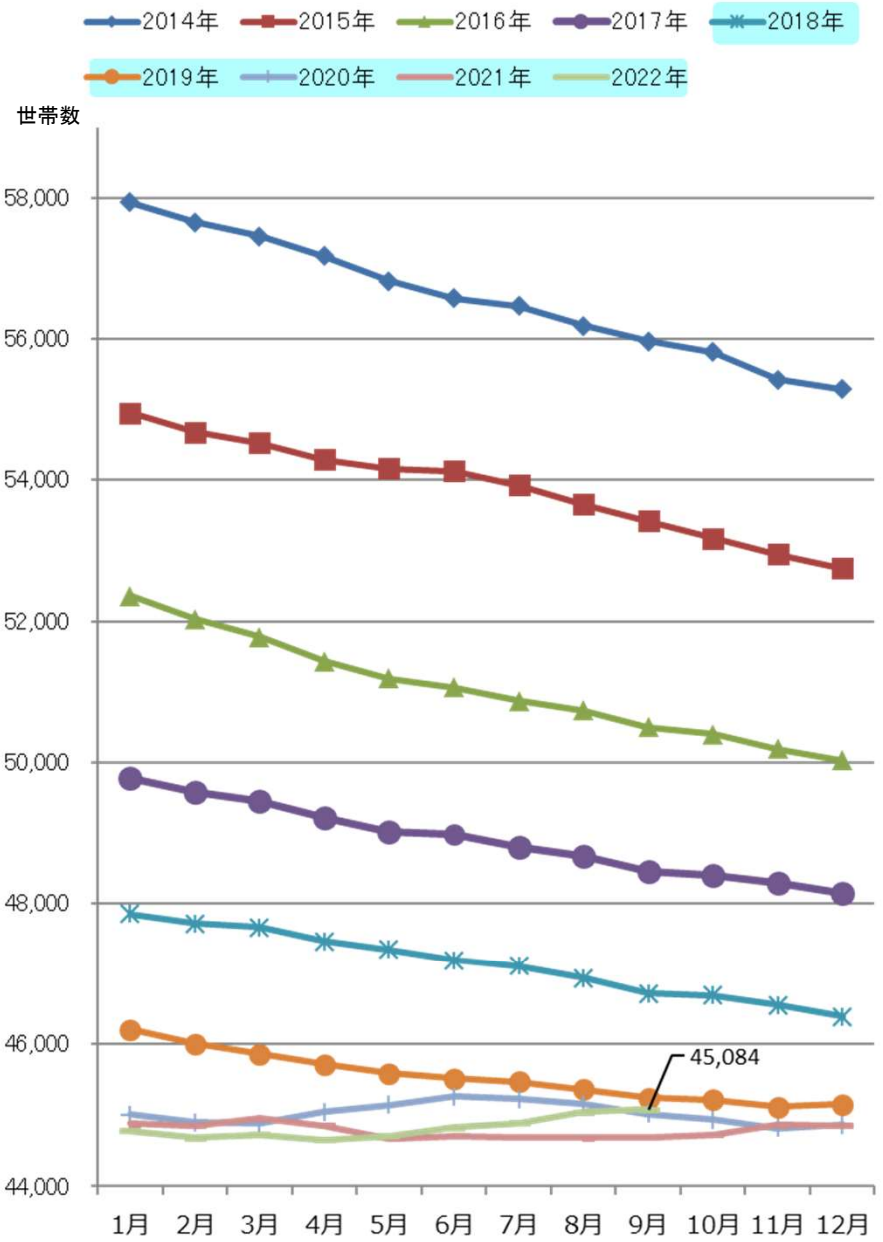

生活保護費の動向

- 予算額は2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にプラスに転じたが、2012年度以降は対前年度比マイナス傾向である。

予算額の推移

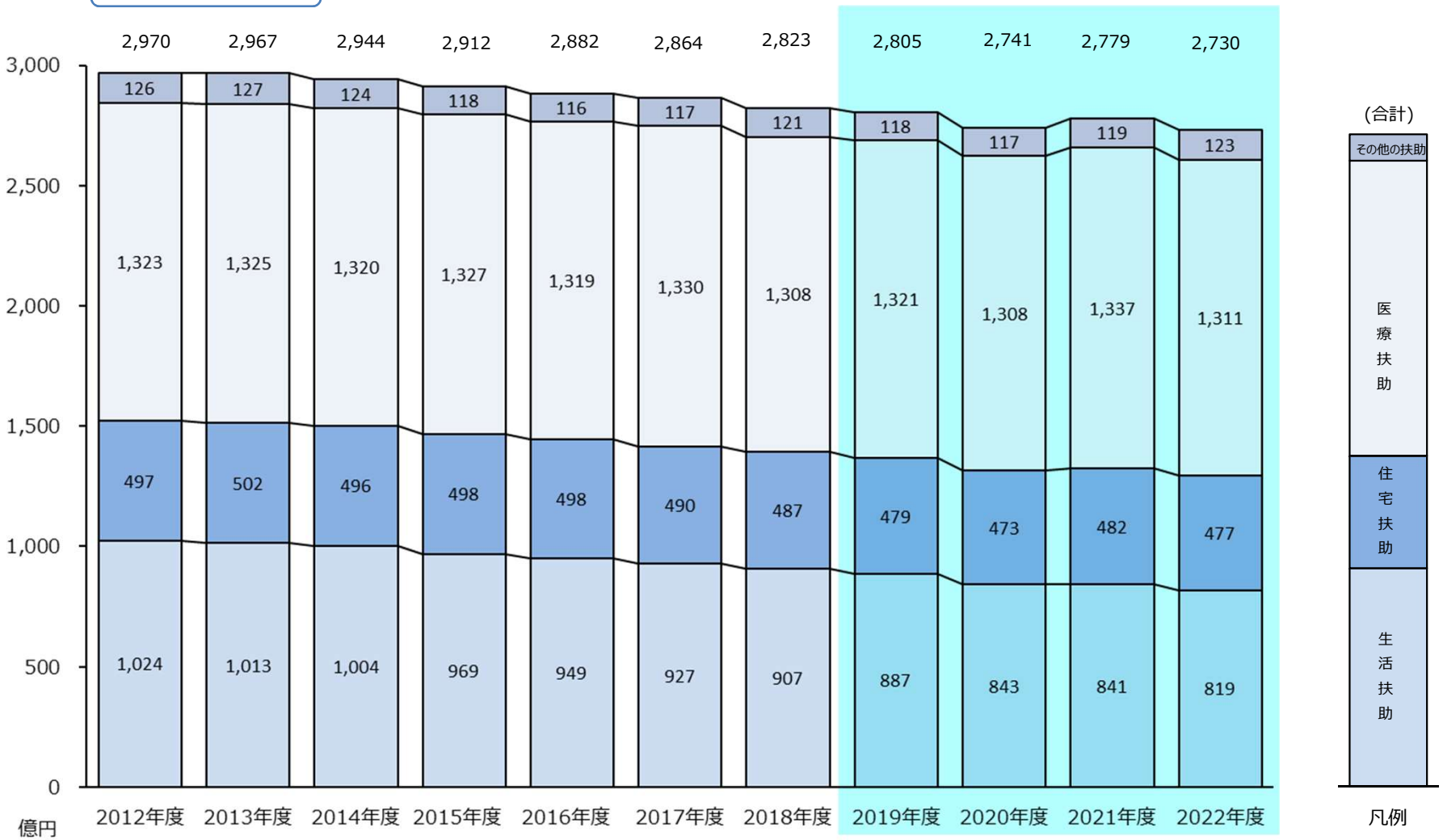

決算額の推移

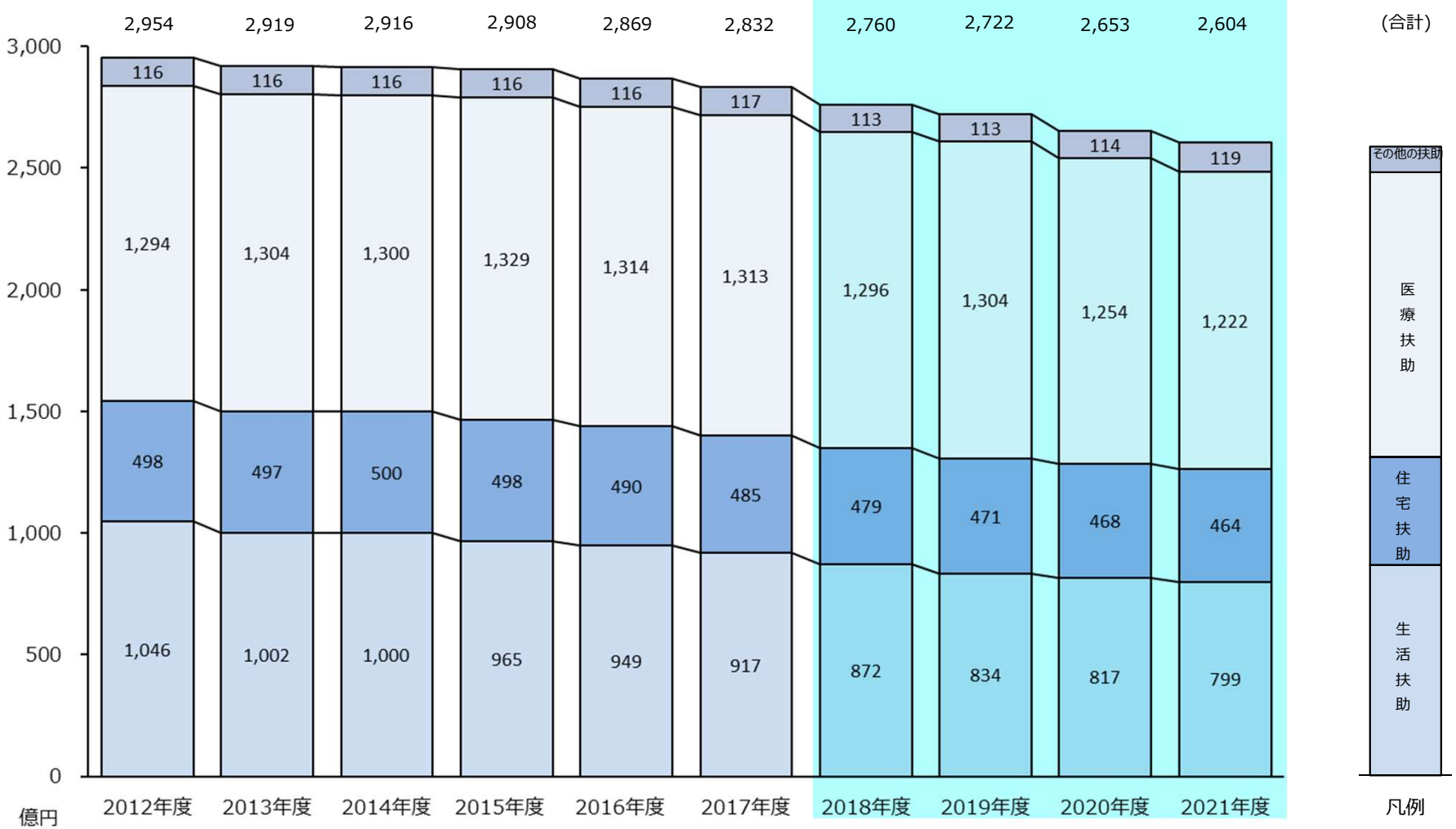
2,954
2,919
2,916
2,908
2,869
2,832
2,760
2,722
2,653
2,604
(合計)
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
億円
116
116
116
116
116
117
113
113
114
119
1,294
1,304
1,300
1,329
1,314
1,313
1,296
1,304
1,254
1,222
498
497
500
498
490
485
479
471
468
464
1,046
1,002
1,000
965
949
917
872
834
817
799
2012年度
2013年度
2014年度
2015年度
2016年度
2017年度
2018年度
2019年度
2020年度
2021年度
その他の扶助
医療扶助
住宅扶助
生活扶助
凡例

ダイバーシティ（その１）

①分野：　－

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☑　投資・予算
- ☐　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
- 市　市民局

⑤時期
女性の活躍促進プロジェクトチーム設置（2013年10月）以降順次実施

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
女性の活躍促進 ・大阪の女性の就業状況は、全国に比べ、いわゆるＭ字型カーブの谷が深く、その後の回復も鈍い傾向	・女性の就業支援	・若者・女性の就労等トータルサポート事業（2016年～） ・しごと情報ひろば総合就労サポート事業（2019年～） 求職者の ニーズ等に応じた就労相談や企業とのマッチングなど、ワンストップで切れ目なく総合的に支援を実施 コミュニケーション能力等スキルを向上させるセミナー等を実施	・トータルサポート事業で支援を行った女性の就職者数 2016年度：1,171人 2018年度：1,332人 ・総合就労サポート事業で支援を行った女性の就職者数 2019年度1,220人 2021年度：832人
・企業における女性の活躍促進への理解が十分進んでいない	・女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への支援(表彰・認証)	・「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証制度 「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」などについて積極的に推進する企業等を認証	・女性活躍リーディングカンパニー認証件数（累計） 2014年度：60件 2017年度：359件 2021年度：682件
・固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス推進の意義、重要性について社会全体として広めていく必要がある	・女性の活躍促進に向けた意識改革の推進	・「大阪市女性活躍施策検討プロジェクトチーム」を設置(2017年～2018年) 市と企業・経済団体の女性職員が参加し、官民協働により、働く女性を支援する方策について検討し、市長へ施策提言	・2018年度：市長への施策提言をふまえ具体的に事業化した、市長と企業トップによる宣言リレー動画の配信
		・女性活躍推進情報サイトにおける仕事と家庭の両立実現に向けた情報の発信や啓発動画の作成 ・仕事と家庭の両立支援のための講座の実施	・女性活躍推進情報サイトの閲覧数 2021年度：97,567件 ・仕事と家庭の両立支援講座開催回数 2021年度：4回
・地域における女性のさらなる活躍が求められている	・地域で活躍する女性の支援	・女性チャレンジ応援拠点 地域で活躍し貢献したい女性を発掘、育成、支援するとともに、地域課題を解決するため起業したい女性等の支援を実施	・女性チャレンジ応援拠点の利用者数 2016年度：366人 2019年度：1,358人 2021年度：550人

ダイバーシティ（その２）　〔追加〕

①分野：　－

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☐　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
- 市　市民局

⑤時期
大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例施行（2016年）以降順次実施

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
ヘイトスピーチへの対処 ・特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が、在日韓国・朝鮮人をはじめ多くの外国人が居住している大阪市内において現実に行われていた	・人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせるような言動「ヘイトスピーチ」を、大阪市は「許さない」という姿勢を明確にし、市民等の人権を擁護し、ヘイトスピーチを抑止する	・大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例施行（2016年） 条例に基づき大阪市ヘイトスピーチ審査会を設置し、ヘイトスピーチ該当性などについて調査審議 ・ヘイトスピーチに該当する場合、プロバイダへの削除要請等の拡散防止措置及びヘイトスピーチの概要等を公表	・取扱件数 2021年度末時点:64件 ・終了件数 2021年度末時点:32件 (うちヘイトスピーチに該当する案件：11件) ・ヘイトスピーチに該当する案件について、概要等の公表を行い、市民にヘイトスピーチの実態をつぶさに伝え啓発することで、申出件数、情報提供の着信通数ともに、初年度（2016年度）をピークに、その後、大幅に減少（年度平均で初年度の２割以下） ・条例の合憲性等に関する訴訟で勝訴（2022年２月15日　最高裁判決）

ダイバーシティ（その３）　〔追加〕

①分野：　－

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☐　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
- 市　市民局

⑤時期
公的な証明制度の創設（パートナーシップ宣誓証明制度）（2018年～）以降順次実施

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
LGBTなどの性的マイノリティ支援 ・LGBTなどの性的マイノリティが生きづらさを感じ、周囲から差別的な扱いを受けるなど性の多様性についての理解が進んでいない	・性のあり方に関係なく、だれもがありのまま受け入れられ、自分らしく生きることができる社会をめざし、性のあり方の多様性についての理解を深める	・公的な証明制度の創設（パートナーシップ宣誓証明制度）（2018年～） LGBTなどの性的マイノリティの当事者が、パートナーとして相互に協力し合う旨を宣誓したことを大阪市として公に証明（2022年から、対象を子等にも拡大し、ファミリーシップ制度として制度拡充） ・先進的・先導的に推進する事業者等の認証制度の創設（大阪市LGBTリーディングカンパニー認証制度）（2019年～） 性的マイノリティの当事者が直面している課題等の解消に向けた取組を、先進的・先導的に推進する事業者等について、大阪市が認証	・宣誓を行った組数 2021年度末時点:389組 ・認証件数（累計） 2021年度末時点：32件 ・2022年度に、大阪府、堺市、貝塚市、枚方市、茨木市、富田林市、大東市、交野市と「パートナーシップ宣誓証明制度の自治体連携に関する協定」を締結し事務手続きを軽減

ダイバーシティ（その４）　〔追加〕

①分野：　－

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☐　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
市　市民局

⑤時期
大阪市多文化共生指針の策定（2020年）　以降順次実施

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
多文化共生 ・近年、外国人材の受入れが進む中、外国人住民数が急増するとともに、国籍も多様化し、外国人住民が抱える課題・ニーズも複雑・多様化している ・2025年の大阪・関西万博開催を契機に、就労・留学など様々な目的での流入に伴い、地域社会において外国人のさらなる増加が見込まれる	・外国人住民が、様々な分野において行政サービスを着実に受け、相談ができる環境整備 ・外国人住民も、地域社会の一員として安心して生活し、自分らしく暮らせるまちづくりの推進	・大阪市多文化共生指針の策定（2020年） 行動計画を策定し、多文化共生推進本部にて進捗管理 行政や生活情報の多様な言語、やさしい日本語による情報提供などを実施 ・より身近な地域における住民の相互理解、参加・交流など、多文化共生のまちづくりに向けた取組方策の検討	・行政・生活情報の多言語化 市ホームページで外国人向け生活情報が母語で提供できている外国人住民の割合 2019年度：３言語、76.1% 2020年度：４言語、87.4% なお、ホームページは、機械翻訳（89言語）での対応あり ・やさしい日本語の活用 2020年：20区役所、12局・室 2021年：24区役所、18局・室

密集住宅市街地整備の推進

①分野：　まちづくり

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☑　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☑　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
市　都市整備局　他

⑤時期
2012年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・JR大阪環状線外周部を中心として密集住宅市街地が形成されており、大規模な地震時には、老朽化した住宅の倒壊や延焼による大火の危険性があり、道路が狭く避難や消火活動が困難であるなど様々な課題を抱えている。これまでも各種取り組みを進めてきたが、十分に改善されていない状況にある。 (面積：約1,300ha、大阪市域面積（約22,300ha）の約6%を占める） 図表１（優先地区の区域）	これまでの大震災の経験から市民の防災意識が高まるとともに、区ごとの主体的な取り組みが求められていることから、地域防災力を強化しつつ、地域の実情をよく把握している区の意向を踏まえ、地域や市民との協働による地域特性に応じた市街地の不燃化促進や避難経路の確保の取り組みを、エリアを限定して重点的に実施する。	・関係区長・所属長で構成する「密集住宅市街地整備推進プロジェクトチーム」を設置し（2012.11～）、「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」を策定した。（2014.4） 〇不燃領域率（燃え広がりにくさ）や地区内閉塞度（避難のしやすさ）等についての目標を設定し、2020年度までの達成を目指す。 〇区の地域防災計画の策定や防災訓練の実施などのソフト面の取り組みと、モデルエリアでの老朽住宅の建替えや除却の重点的な実施などのハード面の取り組みを効果的・効率的に進める。	・これまでの継続的な取り組みに加え、重点整備エリア（約410ha）における建替建設費や除却費補助の間取りや建築年次の要件緩和による補助対象の拡大（重点整備事業）、区画整理手法を用いた公図混乱の解消を行う（福島区モデルエリア）とともに、防災骨格となる都市計画道路の整備を行うなど、エリアを限定した集中的な取り組みを実施した結果、2020年度末までに半数以上となる11防災街区で２指標を達成（1,333haのうち692ha解消）するとともに、優先地区の防災骨格形成率を80%以上確保した。

密集住宅市街地整備の推進

①分野：　まちづくり

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☑　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☑　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
市　都市整備局　他

⑤時期
2012年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・		・2020年度までの取り組みや優先地区における進捗状況を踏まえ、災害に強いまちづくりに向けて「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」を策定した。（2021.3） ○不燃領域率（燃え広がりにくさ）や地区内閉塞度（避難のしやすさ）等についての目標を設定し、2030年度までの達成を目指す。 ○平常時の備えと発災時を想定した訓練への支援や地域の地区防災計画の改定支援などのソフト面の取り組みと、重点対策地区での老朽住宅の建替えや除却に対する支援の強化などのハード面の取り組みを効果的・効率的に進める。 図表２（密集住宅市街地整備の目標） 図表３（密集住宅市街地整備プログラムに基づく今後の取り組み）	・2020年度末までに２指標を達成することができなかった10防災街区（重点対策地区：約640ha）における建替建設費や除却費に対する補助内容の拡充や区画整理手法を用いた公図混乱の解消を行う（重点整備事業）とともに、防災骨格の形成に資する都市計画道路の整備を行うなど、地区を限定した集中的な取り組み（2021年度予算：4億82百万円）を実施している。（2021.4～） 図表４（2021年度からの集中的な取り組み）

優先地区の区域 【図表1】

特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地
約1，300ha（優先地区）

【参考】「地震時等に著しく危険な密集市街地」
（H24.10 国土交通省公表）

全国	東京都	大阪府	大阪市
5,745ha	1,683ha	2,248ha	1,333ha

※ なお、抽出の方法、基準は自治体毎に異なる。

密集住宅市街地整備プログラムに基づく今後の取り組み（2021.4～） 【図表3】

整備の方向性と主な具体的取組

（1）密集住宅市街地の防災性の向上

① 市街地の不燃化の促進

重点対策地区（約640ha）において、延焼危険性及び避難困難性に対する最低限の安全性の確保を早期に図るため各種施策を集中的に展開

- ○ 老朽住宅の除却・建替えに対する支援の強化
- ○ 公図のずれを解消するために土地区画整理手法を活用した事業を実施
- ○ 狭あい道路の拡幅整備に対する支援を実施

② 都市計画道路の整備の推進

優先地区（約1,300ha）において、延焼遮断や救助・消防活動及び避難の空間確保を行うため防災骨格の形成に資する道路など都市計画道路の整備を推進

- ○ 防災骨格の形成に向けた都市計画道路の重点整備
- ○ 防災街区内の都市計画道路の整備

（2）地域防災力の向上

発災時には、地域における防災活動が不可欠となるため、各区において、地域防災力の向上に向けた取組を推進

- ○ 平常時の備えと発災時を想定した訓練（平常時の備えについての啓発、消火・避難訓練への支援）
- ○ 防災に対する機運の醸成（地区防災計画の改定支援、防災意識の啓発）

密集住宅市街地整備の目標 【図表2】

不燃領域率・地区内閉塞度の目標

「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」（2014.4～2021.3）

優先地区の21カ所の防災街区（※１）のうち、半数以上において①と②両方の指標について目標を達成

「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」（2021.4～2031.3）

重点対策地区の10カ所の防災街区（※１）のうち、全てにおいて①と②両方の指標について目標を達成

①不燃領域率　40%以上（不燃領域率が40%になると市街地大火への拡大が大幅に抑制される）
②地区内閉塞度　レベル2（地区内閉塞度レベル2とは、避難確率が97%以上であり閉塞危険性が低い）

不燃領域率　：市街地の燃えにくさを表す指標で、建物の不燃化割合や空地の状況から算定する
地区内閉塞度：被災場所から避難路等周縁部まで避難できる確率を5段階で評価したもの
※1防災街区とは、避難路や緊急交通路・主要河川等で構成される延焼遮断帯により囲まれた街区

防災骨格形成率の目標

「大阪市密集住宅市街地重点整備プログラム」（2014.4～2021.3）

優先地区の防災骨格形成率を80%以上確保

「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」（2021.4～2031.3）

優先地区の防災骨格形成率を83%以上確保

防災骨格形成率：骨格路線（※2）の整備完了延長／骨格路線全延長
※2骨格路線とは、防災上骨格となる都市計画道路（鉄道・河川等を除く）

2021年度からの集中的な取り組み 【図表4】

○ **密集住宅市街地重点整備事業**

■ **重点対策地区（約640ha）**

- ・民間老朽住宅建替支援事業
- ・狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度
- ・防災空地活用型除却費補助制度
- ・地籍整備型土地区画整理事業

2020年度末までの達成状況	21防災街区中 → 11防災街区で達成 防災骨格形成率 → 80%を達成

：重点対策地区

：2020年度末までに２指標を達成した防災街区（692ha）

○地域に密着した相談窓口のモデル設置

○防災骨格の形成に向けた都市計画道路の重点整備

グローバルイノベーション創出支援拠点

①分野：　まちづくり

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☑　投資・予算
- ☐　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
- 市　経済戦略局

⑤時期
- 2013年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・大阪の経済は長期にわたって低迷しており、大阪の成長・発展に向けて、新しいビジネスプロジェクトが創出される環境の整備・充実が求められていた。	・2013年にまちびらきし、注目を集める「うめきた」において、大阪・関西のポテンシャルを最大限に活用しながら、グローバルに活躍する人材・資金・情報等を呼び込み、イノベーションにつながるプロジェクトが継続的に創出される拠点を形成する。	・2013年4月、うめきたに、「大阪イノベーションハブ（OIH）」を開設。 ・OIHでは、国内外の起業家や投資家を惹きつけるための、国際ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ会議Hack Osakaをはじめとしたプロモーションや、様々な人材交流・コミュニティ形成イベントを実施するとともに、世界市場に向けた新事業開発プロジェクトの創出・推進を支援。 ・ベンチャー企業の創出を支えるファンドへの出資（2014年度 5億円） ・2021年度より機動的な事業実施のため、大阪産業局事業交付金化。 ・OIHでは大阪府市連携により事業を実施。	・2013年度から2021年度までに、445件の事業化プロジェクトの創出・推進を支援。 また、国際ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ会議Hack Osakaの来場者は年々増加しており、2022年2月の開催時には、801人（オンライン含む）が来場。 ・2013～2021年度のイノベーション創出支援補助金交付件数：83件 ・2020年7月、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム（構成団体：大阪府、大阪市、京都府、京都市、兵庫県、神戸市等）」が内閣府によりグローバル拠点都市に選定。 ・大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアムにおけるスタートアップ設立件数163社、5億円以上調達のスタートアップ件数73社等に貢献（2022年3月末現在）

グローバルイノベーション創出支援事業の概要

国際展開・人材発掘事業

世界からイノベーション人材や投資家を集め、
イノベーションの成功確率を高める

イノベーション支援事業

プロジェクト創出のプロセスをトータルで支援

情報発信	コミュニティ形成・連結	プロジェクト創出

国際プロモーション

- 英語での情報発信
- 国際イノベーション会議

国内外の起業家予備軍や
新規事業担当者に認知される

○情報発信　　等

大阪発の国際的テックカンファレンスを立ち上げ、プロジェクトを世界へ発信

○国際イノベーション会議

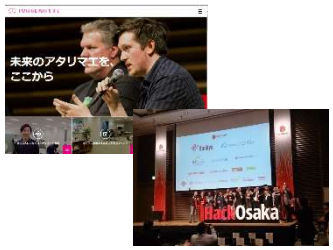

人材交流やワークショップによる起業家マインドの醸成

- 海外ワークショップ
- イノベーション人材のコミュニティ形成

多様なプレイヤーが混ざり合う場の形成

○多様なワークショップ
（シリコンバレー・深セン）　　等

ニーズの顕在化から新しいビジネスモデルを構築

- ニーズ顕在化プログラム

・SPのもと、企業や大学等の人材や技術を組み合わせ、プロジェクト創出

・新事業と投資家とのマッチング

- プロジェクト創出プログラム

潜在ニーズを顕在化し、多様なプレイヤーとのコラボレーションによりプロジェクトを創出

○ピッチイベント
○オープンイノベーション
○アイデアソン・ハッカソン　　等

OIH MEMBERS（イノベーション創出の場を形成）

プレイヤー　　パートナー

イノベーション創出支援補助金

グローバルに通用するプロジェクトの創出

エリアマネジメント活動促進制度の創設

①分野：　まちづくり

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☐　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
- 市　計画調整局

⑤時期
- 2013年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・再開発地区などを中心に、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み、いわゆるエリアマネジメントの機運が高まっていた。 （うめきた先行開発地区、西梅田地区、大阪ビジネスパーク地区など）	・欧米等で成果を上げている、特定の地区を対象にその地区内の資産保有者等から集める資金をもとに、地区の発展に資する組織づくり及び資金調達の仕組み＝BID制度の導入。 ⇒別紙1、別紙2参照	・2013年7月に「大阪版BID制度検討会」を設置し、議論。 ・「大阪市エリアマネジメント活動促進条例」の施行。（2014.4） ・（一社）グランフロント大阪TMOを都市再生推進法人に指定。（2014.7） ・うめきた先行開発地区において、大阪版BID制度適用を開始。（2015.4）	・うめきた先行開発地区において、華やかで賑わいのある歩行者空間を創出。 ・道路占用許可特例の対象となる歩道の歩行者交通量の増加。 （2013：42,768人 ⇒2017：48,842人） ・歩行者空間が魅力的であると感じる人の割合の増加。 （2013：63% ⇒2017：80%）

（別紙1）

■エリアマネジメント活動促進制度の実施イメージ

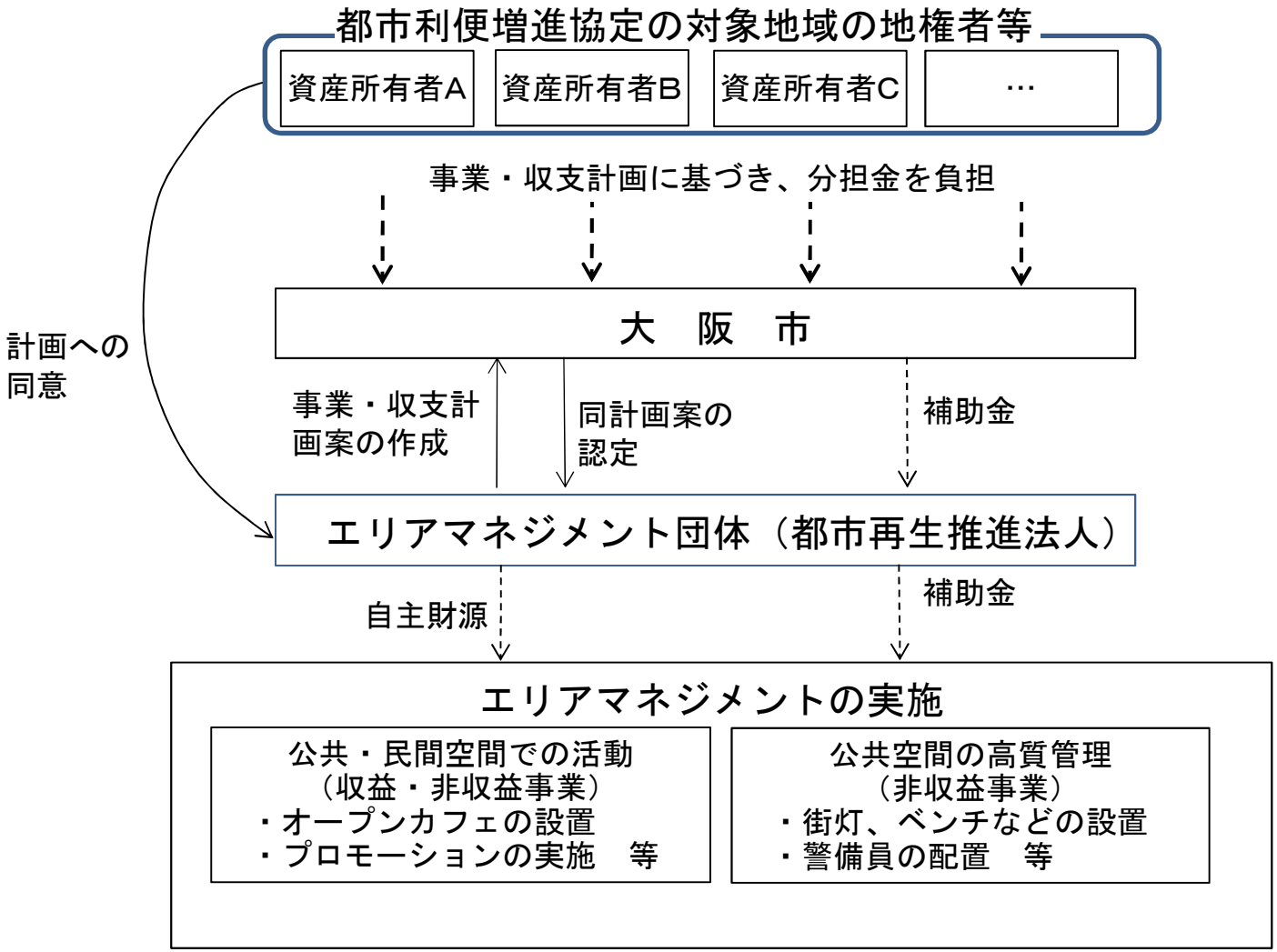

エリアの付加価値向上、ブランド化

（別紙2）

■エリアマネジメントの展開イメージ

第１段階

■地元まちづくり組織に　よる自主的な維持・管理

地権者等で構成した会員組織が、協定に基づいて負担金を徴収し、基盤施設の維持管理などを自主的に実施。

→
『うめきた先行開発地区』
『西梅田地区』
『大阪ビジネスパーク地区』
等で実施

第２段階

■現行法を前提とした大阪版BID制度の創設

・エリアマネジメント団体は公物管理者等との協定に基づいた事業計画と収支計画を策定（行政が認定）

・行政は地方自治法に基づく分担金を地権者等から公平・公正に徴収して、エリアマネジメント団体に活動資金として交付

第３段階

■日本版BID制度の創設

・2018年6月に、地域再生法の改正により、日本版BID制度（地域再生エリアマネジメント負担金制度）が創設。

・エリアマネジメント団体はイベント等の受益を算定して、活動計画を策定（行政が認定）

・行政は活動計画（要議会議決）と負担金条例に基づく負担金を、受益者から徴収して、エリアマネジメント団体に活動資金として交付

※2023年度から適用予定

今後の展開

■制度の適用拡大

・日本版BID制度及び大阪版BID制度について、適用地区や活動内容など制度適用を拡大

・必要に応じて、負担金制度ガイドラインの充実や、エリアマネジメント団体に対する公益法人みなし規定追加などを国へ要望

現在の取組み段階

御堂筋のあり方の抜本的な見直し

①分野：　まちづくり

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☐　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
市　計画調整局

⑤時期
2012年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・大阪駅周辺地区や中之島地区、御堂筋沿道の隣接街区では、土地の高度利用を伴った都市開発が活発に展開されている。 ・この中で、ビルの高規格化や多様化に対応しづらい形態規制（建築物高さ制限60mなど）が行われていた御堂筋沿道では建替えが進まず、周辺地域と比べ相対的な地位が一層低下していた。 ・キタとミナミを結ぶ大阪都心の中央に位置しながら、そのポテンシャルが充分に発揮されていない状況であり、エリアの再構築に向けた早急な対応が必要となっていた。	・2012年度に大阪市都市計画審議会に専門部会を設置。 ・御堂筋エリアのビジョン及びゾーン毎の特性をふまえた将来像や規制緩和を含む誘導方策の方向性等を策定。（2013.3）。 - 御堂筋エリアのビジョン 「大阪の伝統と革新がうみだす世界的ブランド・ストリート　歩いて楽しめ、24時間稼働する多機能エリアへ」 - ゾーン毎の将来像 【淀屋橋～本町間の沿道】 「上質なにぎわいと風格あるビジネス地区」 【本町～長堀間の沿道】 「特別な時間を愉しむことができる落ち着きある複合地区」	・新しい御堂筋のルールである地区計画及び御堂筋デザインガイドラインを策定（2014.1）。 - 淀屋橋から中央大通間；高さ制限等の形態制限の緩和（100m超の建築物の建設可能に） - 中央大通から長堀間；建築物の高層部において賃貸レジデンスの誘導が可能に - 建物低層部でのにぎわいづくりをはじめ、貢献内容に応じた容積率の緩和 -御堂筋らしい落ち着きのある色彩や素材による質の高い外観を誘導 -建物の低層部への店舗等の積極誘導 ・民間主体によるセットバック部分等でのにぎわい創造実証事業の実施（2013年度）と利活用に関する官民のルールづくり（2014.7） ・既存ビル等を対象としたにぎわい空間創出補助制度の確立（2014.7） （別紙参照）	・2014年の地区計画の変更以降、これまで御堂筋沿道建築物15件の建替えによるにぎわいづくりの誘導

御堂筋のあり方の抜本的な見直し　～何をどう改革したか（What）～

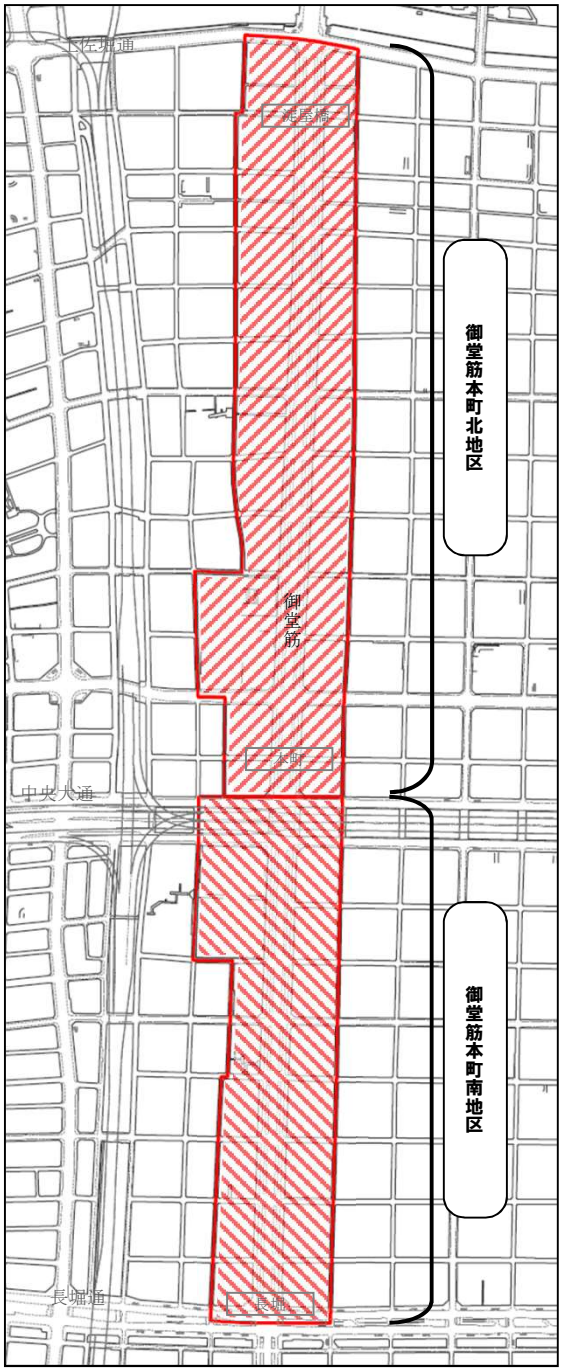

御堂筋本町北地区

緩和前

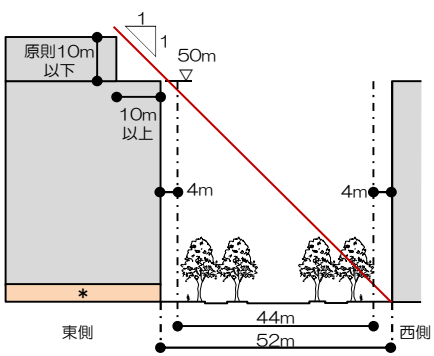

＊金融系店舗、カフェ、コンビニ等が多い

緩和後

オフィスビルの建替促進

- 良質なオフィス空間の確保や複合用途への対応 → 形態制限緩和等
- 統一感とヒューマンスケールのまちなみの誘導 → デザイン誘導強化
- 「上質な」にぎわい空間を積極的に誘導 → 容積ボーナス
  - セットバック利活用：にぎわい創造実証事業の実施と利活用に関する官民のルールづくり
  - 既存ビル等を対象としたにぎわい空間創出補助制度

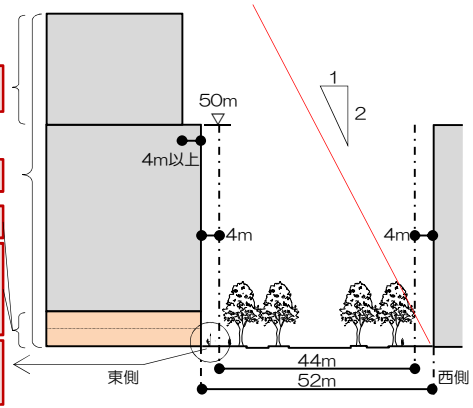

御堂筋本町南地区

緩和前

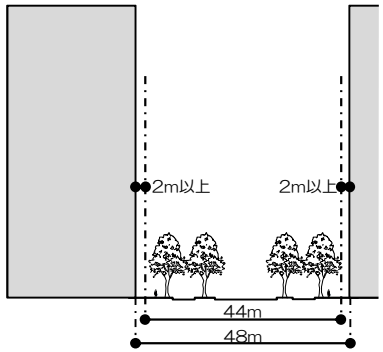

緩和後

オフィスビル等の建替促進

- グレード感のある賃貸レジデンスの導入を可とする。徹底したデザインのコントロール → 立体用途規定
  （建築物最上階から、建築物の階数の1/3以内）
- 足元でのにぎわいや憩いのあるまちなみの誘導 → デザイン誘導強化
- 「高級な」にぎわい空間を積極的に誘導 → 容積ボーナス
  - 既存ビル等を対象としたにぎわい空間創出補助制度

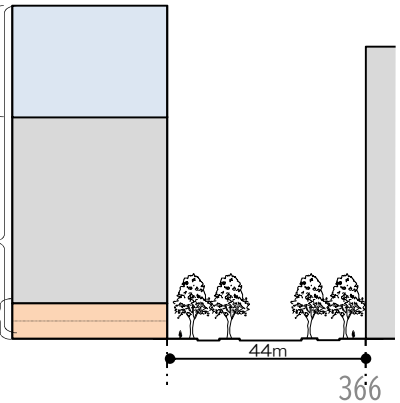

なんば駅周辺における空間再編推進事業 〔新規〕

①分野：　まちづくり

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☑　投資・予算
- ☐　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
- 市　計画調整局
- 建設局

⑤時期
- 2018年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・大阪ミナミの中心に位置するなんば駅周辺は、多くの国内外の来街者が行き来する場所であり、大阪のミナミの玄関口の重点エリアとして、世界の都市間競争に打ち勝つため、都市魅力の向上や活性化を推進する必要がある。 ・一方で、現状においては、空間の大半を車道やタクシー待機場が占め、車中心の空間となっている駅前広場や、歩道が狭い上に放置自転車が多いなんさん通りなど、来街者が歩きにくい空間となっている。 ・地元においては、2008年にまちづくりの検討が開始され、2011年には、周辺の町会、商店街、企業等の27団体が参加する「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」を設立し、まちづくり構想を策定。2015年度には、官民で「なんば駅前広場空間利用検討会」を設置し、2016年度には、民主体で空間再編の基本計画が策定された。	・なんば駅周辺の道路空間を、車中心の空間から人中心の空間へと再編し、世界を惹きつける観光拠点として上質で居心地の良い空間の創出を図る。	・交通機能の再配置と滞留空間の創出等 〔駅前広場〕 24時間歩行者専用の空間 〔なんさん通り北区間〕 時間帯規制と車両通行許可の運用（昼間は歩行者専用の空間） 〔なんさん通り南区間〕 24時間貨物車両のみ通行可として歩車分離 ※周辺に荷捌き停車帯を設置 ・整備イメージ 〔駅前広場〕 中央は利活用エリア、外周部は歩行者の通行空間とし、上質感・落ち着きを感じさせる空間を形成 〔なんさん通り〕 駅前広場からのにぎわいを連続させるとともに、無電柱化の実施と歩道拡幅等により歩行環境を改善 ※なお、2021年に、空間再編後の道路線形を具現化し、交通荷捌きの運用や安全性、歩行者空間の利活用を検証する社会実験を実施。	・2022年7月に「なんば駅周辺における空間再編推進事業整備プラン」を策定し、なんば駅周辺における道路空間の整備方針や整備形態、管理・運営の考え方等を定めた。 ・その後、2022年9月に工事着手、同11月8日に御堂筋からの車両の流入を禁止し、駅前広場の本格工事に着手。 ・今後、2023年秋頃の駅前広場の整備完成、2025年3月には駅前広場からなんさん通りの整備完成を予定。

■交通機能の再配置

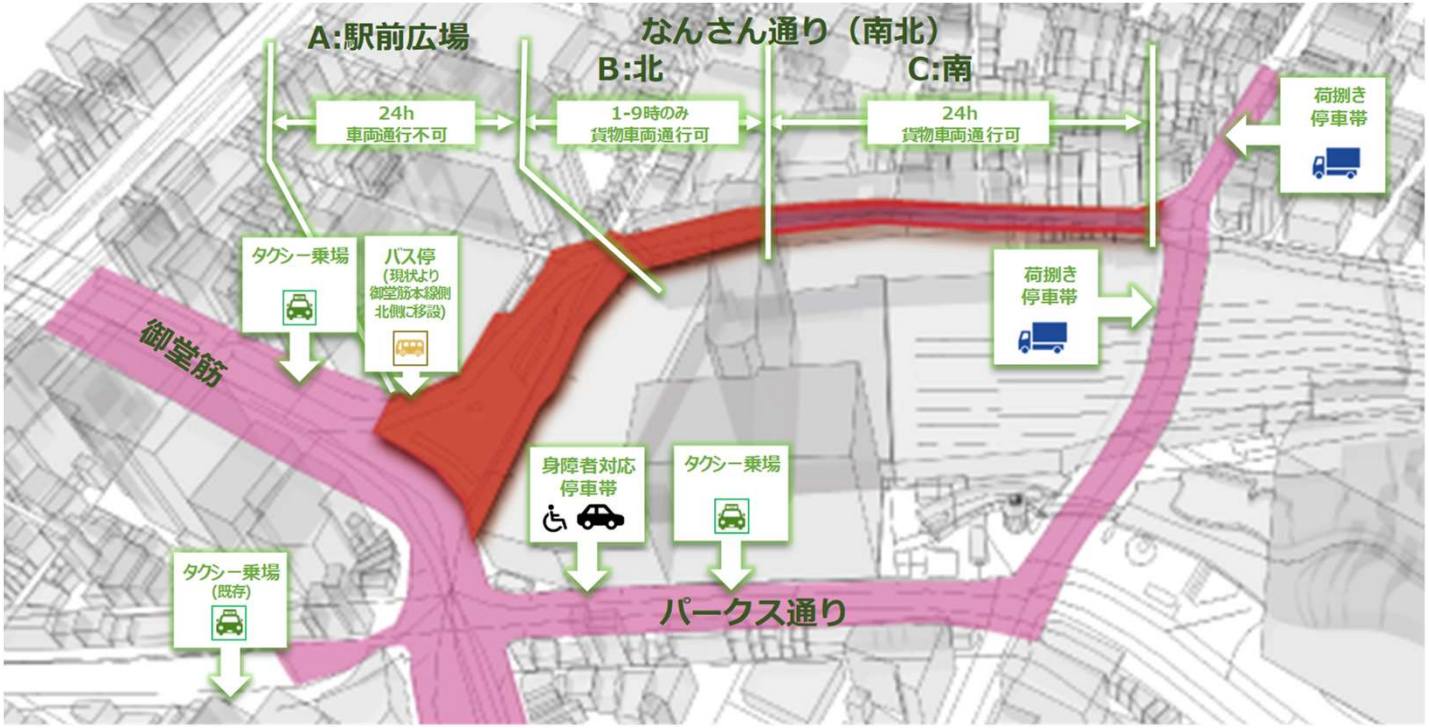

〔現状〕

〔2021 社会実験時の様子〕

■整備イメージ

駅前広場

なんさん通り

御堂筋道路空間再編事業 〔新規〕

①分野：　まちづくり

②タイプ
- ☑ 政策イノベーション
- ☐ 執行の刷新

③改革スタイル
- ☑ 投資・予算
- ☐ 条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐ 組織・経営形態
- ☐ 権限移譲

④担当部局
市　建設局

⑤時期
2019年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・大阪市内中心部の骨格をなす御堂筋を「周辺道路と一体管理」し、道路とまちが一体となって、御堂筋及び周辺のまちづくりを進めていくために、1958年から国が管理していた御堂筋を2012年に大阪市に移管されることとなった。 ・近年、御堂筋沿道には商業施設やホテルなど賑わい施設が進出するなどまちも大きく変化し、人々が御堂筋に対して求める機能も、憩いや賑わいなど多様化してきている中、国が管理している時代から御堂筋の道路空間再編や御堂筋の将来に関する議論がなされてきた。 ・御堂筋完成80周年記念事業では、コンセプトを「みちから未来を考える」とし、過去、現在、未来を見つめながら、人中心のみちへと空間再編をめざす今後の御堂筋のあり方や、民間と連携したまちづくりのあり方などを議論した。	・2019年3月に、車中心から人中心のみちへと空間再編をめざす今後の御堂筋のあり方や公民連携したまちづくりのあり方など、今後御堂筋がめざすべき姿を示した「御堂筋将来ビジョン」を策定した。 ・将来ビジョンでは、御堂筋完成100周年（2037年）をターゲットイヤーとして、都心部全体の交通ネットワークの再編や人と多様なモビリティが安全に共存できる空間・仕組みづくりに関する検討を進めながら、段階的に将来ビジョン「人中心～フルモール化」をめざしていくこととしている。	・将来ビジョン実現に向けたファーストステップとして、まずは千日前通から道頓堀川区間の側道歩行者空間化を進めていくこととしており、整備効果に加え、側道閉鎖に伴う渋滞や荷捌きなど、周辺地域に与える影響などを慎重に検証のうえ、順次北側に展開し、淀屋橋までの整備を進めていくこととしている。 ・また広がった歩行者空間の利活用としては、民間主体で清掃活動をはじめとしたきめ細やかな日常の維持管理活動や、花植え活動などに取り組み、美しい街並みを創出していけるよう、民間が活動しやすい仕組み・制度などについて公民で意見交換する場を構築していくこととしている。	・2021年3月に、千日前通から道頓堀川区間の側道歩行者空間化を完成した。現在、長堀通から道頓堀川までの区間の整備を行っており、2025年3月に完成予定。 ・2020年10月に、公民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進し、高質な道路空間の維持を目的に、道路協力団体を指定した。 ・2021年2月に、民間の創意工夫を活用して歩行者にとって快適で楽しめる空間形成、公民連携によるにぎわい創出を促進するため、御堂筋を歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を導入した。 ※側道歩行者空間化の整備を実施するとともに、様々な制度を導入しながら、公民連携による空間の利活用の取り組みを進めていく予定。

■御堂筋将来ビジョン（段階的な整備ステップ）

現　状　　側道歩行者空間化　　人中心～フルモール化

■側道歩行者空間化　計画断面構成

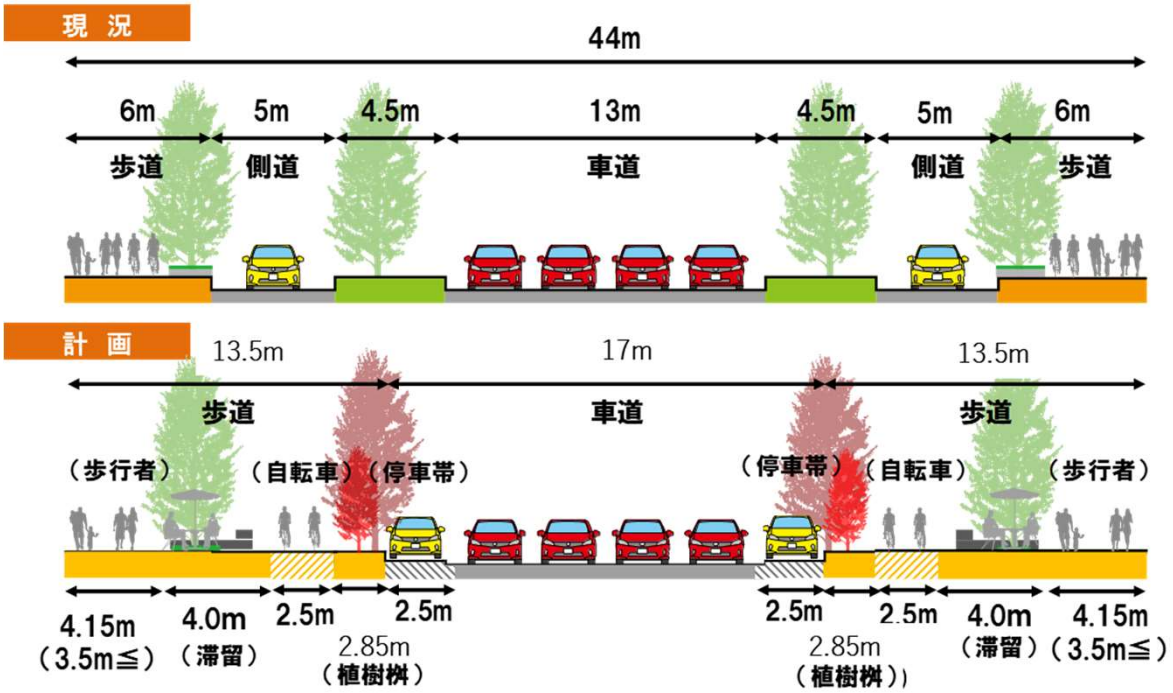

■道路協力団体の取り組み（街園再整備）

■歩行者利便増進道路のイメージ

中之島通歩行者空間化（公園化）事業 〔新規〕

①分野：　まちづくり

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☑　投資・予算
- ☐　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
- 市　建設局

⑤時期
- 2020年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・中之島東部エリアは、種々の公共施設、文化施設、歴史的構造物が集積しており、年間を通じて、多くの人が訪れる文化・集客ゾーンとなっている。 ・中之島通は、中之島東部エリアに位置し、中之島公園の中心部を通る道路で、多数の方々に利用されている道路である。歩行者・自転車利用者が車道を乱横断する状況が見受けられ、交通安全上の課題がある。 ・2020年7月の「こども本の森中之島」が開館に伴い、今後さらなる利用者の増加が想定され、エリア全体の回遊性向上や一体的な空間利用が求められている。	・中之島通を歩行者空間化（公園化）し、中之島通の交通安全対策及び中之島エリア全体の回遊性向上、中之島公園の一体的な空間の創出を図るため、人中心の通りとして整備する。	・車の通行をとめるなど、歩行者空間化（公園化）することにより交通安全性を向上させる。 ・中央公会堂前は、「中之島公園再整備基本計画」を踏まえ、中央公会堂を引き立てるような「文化・芸術の交流の場」とし、また安全で快適な歩行者ネットワークを形成することで、地域の魅力向上・回遊性の向上を図る。	・2021年4月に、第1期歩行者空間化工事（東西道路区間）を完了した。現在、第2期工事（中央公会堂周辺）を進めており、2023年3月に完成予定。 ・2021年11月に、生まれ変わった中之島公園で、ウィズコロナ時代の新しい生活様式に対応したオープンエリアの憩い空間の形成と、中之島周辺エリアの活性化を推進する取組みを実施するイベント「中之島モダンシーン」を実施した。

■整備前の中之島通

■整備箇所

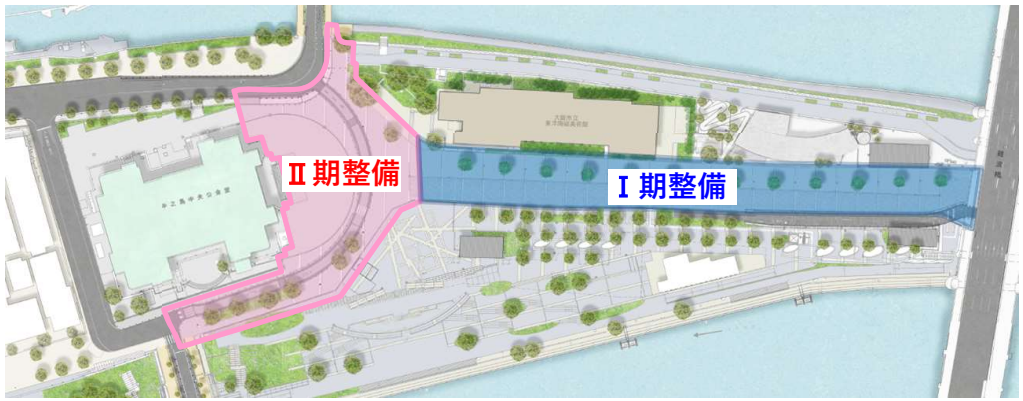

■整備後（イメージ）

Ⅰ期整備（東西道路）

Ⅱ期整備イメージ（中央公会堂周辺）

みんなで公園活用事業（パークファン）　〔新規〕

①分野：　まちづくり

②タイプ
- ☑　政策イノベーション
- ☐　執行の刷新

③改革スタイル
- ☐　投資・予算
- ☑　条例・規則・運用ﾙｰﾙ
- ☐　組織・経営形態
- ☐　権限移譲

④担当部局
市　建設局

⑤時期
2020年～

改革前の課題（Why）	改革の方向性（Vision）	何をどう改革したか（What）	主な成果（Outcome）
・公園は多様な機能をもった公共施設であり、そのポテンシャルを発揮するためにはこれまで以上により一層柔軟に使いこなすことが求められている。 ・コロナ禍においても、3密を避けながら様々な活動を展開できる、都市の貴重なオープンスペースとしても公園は注目されている。 ・大公園では、民間活力導入による魅力向上を図ってきているが、地域の身近な公園は、利用者層や使い方が限定的となっている。	・これまでの一般的な公園の使い方に加え、都市の貴重なオープンスペースという公園の特性を活かしながら、多種多様な人々が自らのアイディアで公園を活用（パークファンとよぶ）できるような新しい取り組みを進めていく。	・2020年度花博開催30周年記念イベントにおいて「公園でこんなことができる」といったアイディアを募集し、100件以上の応募があった。その中のいくつかを体験いただく実験的試行を行った。 ・2021年度からはより身近な公園での展開を目指し、近隣公園や地区公園といった、中規模公園のうち9公園のモデル公園を対象として試行実施した。 ・2022年は市内全域に展開し実施している。 ・行政が実施者の企画運営、公園の使用許可、広報などを支援する中で、継続的に実施するために必要な活動支援の方法について検討を行った。	・活躍していただいた実施者に加えて、プログラム参加者へのヒアリングを通じて、パークファンを実施することによる効果として、公園が子育て・教育、健康増進などと社会解決の場や地域コミュニティが活性化される場となることがわかった。 ・各種マニュアルの作成や事務手続きの簡素化などを行ったことにより、プログラム実施者が継続的に実施できる手法の整備につながった。 ・パークファンをきっかけに、多様な人々が多様なアイディアで公園を使うプログラムが実施され、対象箇所が拡大された。

みんなで公園活用事業（パークファン）

多種多様な人々が生活の様々な場面で公園を活用し、自らのアイデアで多様な活動をする
→ 市民生活がより豊かなものとなり、都市が魅力的になる。

2020年度　花博30周年記念イベントにおける公園活用プログラム
具体的なニーズの把握（100件以上のアイディア）及び
「公園でこんなことができる」を体験いただく実験的試行

絵本の読み聞かせ

2021年度　公園活用事業（パークファン）：モデル公園で実施
自由な発想による公園活用を身近な公園の中の
モデル公園9公園で11プログラム試行実施

アナログプリントでつくる
青空美術館

2022年度　大阪市内全域へ展開
：近隣・地区公園（約100公園）を対象
公園活用のための枠組みを検討
例）ワンストップ窓口、マニュアルの整備、情報発信の強化など

公園であそぼう

付属資料

付属資料１　施策・事業のゼロベースの見直し

付属資料２　市税の減免措置の見直し

付属資料３　使用料の減免措置の見直し

付属資料４　外郭団体との競争性のない随意契約の見直し

（付属資料1）

施策・事業のゼロベースの見直し

市政改革プラン（2012年7月策定）に基づき、所要一般財源１億円以上の施策・事業（１０９項目）について見直しを実施。

○点検・精査の視点

① 施策･事業自体の必要性
　㋐ 現役世代への重点的な投資
　㋑ 行政が関与する領域か民間に任せる領域か
　㋒ 施策目的の社会経済環境への適合性
　㋓ 全市一律に実施すべきか、区の特性等に応じて実施すべきか
② 事業の内容の有効性と実施方法の最適性
　㋐ 事業内容の施策目的に対する整合性･有効性
　㋑ 行政サービスの内容を住民の選択にさらす ～サービスの受け手が選択できる環境を整備～
　㋒ 民間活用の拡大
　㋓ 民間活用における競争性の追求
　㋔ 活動支援を行っている場合の支援と効果の関係の明確化
③ 応分の負担(受益と負担の再検討)

○施策・事業の水準等についての基本的な考え方

■基本原則
① 大阪府内で統一的に実施されている施策・事業については、その水準に合わせる。
② その他の施策・事業については、４指定都市（横浜市・名古屋市・京都市・神戸市）の標準的な水準に合わせる。

（付属資料1）

○見直しの対象とした施策・事業（109項目）（1／3）

（億円）

	事務事業名	2012～2014年度削減効果額	2012～2015年度削減効果額
1	海外事務所運営経費	1.68	同左
2	IBPC大阪ネットワークセンター運営	0.90	同左
3	企業等誘致・集積推進事業	0.95	同左
4	職員疾病対策事業（旧裁量予算分）	0.68	同左
5	職員被服貸与事業	0.50	0.55
6	公立大学法人大阪市立大学運営費交付金（大学）	4.41	同左
7	市民交流センター管理運営	5.62	同左
8	男女共同参画センター管理運営	0.43	0.58
9	市民交流センター改修整備	1.55	同左
10	地域活動団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業	1.81	同左
11	各所整備費　各局分	0.55	同左
12	コミュニティ系バス運営費補助	8.37	同左
13	大阪シティエアターミナル（OCAT）ビルの公的施設管理運営補助	0.51	同左
14	大阪バイオサイエンス研究所	4.50	6.19
15	総合健康診査事業（ナイスミドルチェック）	1.40	同左
16	小児ぜん息等医療助成事業	2.59	同左
17	環境科学研究所（検査・研究業務、栄養専門学校）	0.23	同左
18	市営交通料金福祉措置（敬老パス）	27.77	37.65
19	大阪市社会福祉協議会交付金	0.87	1.05
20	各区社会福祉協議会交付金	4.62	同左
21	地域生活支援事業	3.75	同左
22	地域福祉活動推進事業	3.72	同左
23	民生委員連盟交付金	0.05	同左
24	軽費老人ホームサービス提供費補助金	0.79	同左
25	食事サービス事業（ふれあい型）	0.54	同左
26	高齢者住宅改修費給付事業	0.09	同左
27	老人憩の家運営助成 事業費（常設分）	0.55	同左
28	高齢者地域活動支援事業 運営委託	1.45	同左
29	舞洲障がい者スポーツセンター	0.51	0.54
30	委託老人福祉センター	0	同左

（次ページへ続く）

（付属資料1）

○見直しの対象とした施策・事業（109項目）（2／3）

（前ページからの続き）　　（億円）

	事務事業名	2012～2014年度削減効果額	2012～2015年度削減効果額
31・32	国民健康保険事業会計繰出金	7.79	同左
33	水道料金福祉措置	23.11	同左
34	下水道料金福祉措置	13.36	同左
35	施設指導及び助成費　民給	1.02	同左
36	児童いきいき放課後事業　子どもの家事業	1.25	同左
37	留守家庭児童対策	−0.72	同左
38	子育て活動支援事業	0.33	同左
39	ファミリー・サポート・センター事業	1.37	同左
40	1歳児保育特別対策費	6.84	同左
41	市営交通料金福祉措置	2.21	同左
42	水道料金福祉措置	2.02	同左
43	下水道料金福祉措置	1.16	同左
44	公立保育所管理運営費　公立保育所一般管理費	0.41	同左
45	公立保育所管理運営費　延長保育事業	0.01	同左
46	公立保育所管理運営費　職員補充対策費	0.07	同左
47	公立保育所管理運営費　長時間保育対策費	0.25	同左
48	公立保育所管理運営費　保育所運営体制変更対応	0.24	同左
49	公立保育所管理運営費　新ニーズ対応臨任職員の非常勤化実施事業 （子育て相談及び地域交流推進のための非常勤嘱託職員の雇用経費）	0.24	同左
50	子育ていろいろ相談センター　管理運営費	0.07	0.63
51	教育相談事業	0.03	同左
52	青少年野外活動施設管理運営費	1.14	同左
53	保育料の軽減	1.51	同左
54	(社)大阪フィルハーモニー協会助成	0.68	1.10
55	競技スポーツ振興事業	0.80	同左
56	スポーツセンター管理運営	0	同左
57	プール管理運営	0	同左
58	都市基幹公園等整備（天王寺動植物公園整備）	0.10	同左
59	(財)文楽協会運営補助金	0.13	0.52
60	地方独立行政法人大阪市立工業研究所運営費　人件費関連	0.49	同左

（次ページへ続く）

○見直しの対象とした施策・事業（109項目）（3／3）

（前ページからの続き）

（億円）

	事務事業名	2012～2014年度削減効果額	2012～2015年度削減効果額
61	貿易促進センター事業補助	1.16	同左
62	大阪市貿易促進事業補助	4.53	同左
63	特別会計繰出金　市場　企業債利息、特別会計繰出金　市場　一般会計補助金（業者指導監督経費）	0.45	同左
64・65	特別会計繰出金　食肉市場事業　行政指導監督等経費	1.58	同左
66	特別会計繰出金　食肉市場事業　集荷対策(経常)	−0.68	同左
67	環境学習センター（生き生き地球館）の運営	1.41	同左
68	屋内プール管理運営事業	0.06	同左
69	焼却処分事業	8.13	同左
70	管路輸送事業	0.48	同左
71	新婚世帯向け家賃補助	21.31	30.12
72～75	下水道事業会計繰出金 （支払利息相当分・減価償却費相当分・収益的収支人件費相当分・物件費相当分）	2.08	同左
76	高速鉄道事業会計繰出金　児童手当費用負担相当額補助	5.69	同左
77	水道事業会計補助金　地方公営企業に係る児童手当に要する経費	0.85	同左
78～99	病院事業会計への繰出金　総合医療センター、十三市民病院、住吉市民病院	7.39	同左
100	外国青年招致事業	0.18	同左
101	学校元気アップ地域本部事業	1.52	同左
102	多様な体験活動の実施	1.97	同左
103	学校給食協会交付金	1.20	同左
104	中学校昼食事業	1.20	同左
105・106	一般維持運営費	0.25	同左
107	生涯学習センター	2.56	同左
108	音楽団事業及び音楽堂貸し出し事業	0.52	同左
109	市会関係一般費（政務調査費）	0	同左

※各項目の削減効果額は四捨五入しているため、各項目の和と削減効果額合計は必ずしも一致しない。

（次ページへ続く）

（付属資料1）

○見直しの対象とした施策・事業（追加項目）

（前ページからの続き）　　（億円）

	事務事業名	2012～2014年度削減効果額	2012～2015年度削減効果額
追加	大阪マラソンの開催	0.10	同左
追加	住まい情報センター他	―	0.01
追加	キッズプラザ運営補助	0.18	0.32

2012 ― 2014年度 削減効果額 合計	**211億1,800万円**

2012 ― 2015年度 削減効果額 合計	**233億7,500万円**

※各項目の削減効果額は四捨五入しているため、各項目の和と削減効果額合計は必ずしも一致しない。

（付属資料２）

市税の減免措置の見直し

市政改革プラン（2012年7月策定）に基づき、市税の減免措置について見直しを実施。

○見直し結果

合計88件の減免について見直しを行い、62件を廃止。

	結　果	件数（2012～2013）	件数（2012～2017）
A	廃止	61	**62**
B	継続または一部見直し	27	**26**
合　計		**88**	**88**

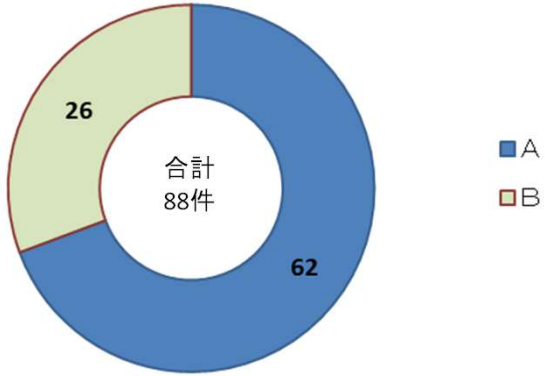

（付属資料２）

○市税の減免のうち、見直しの対象としたもの （１／３）

A. 減免を廃止したもの 【62件】

	項　　目	区　分
1	公共事業実施のため使用収益できない土地	固定資産税・都市計画税
2	道路予定地	
3	物納の許可を受けた固定資産	
4	沈没船舶	
5	一定の条件を満たしているマンションの児童の遊び場	
6	障がい者職業能力開発訓練施設	
7	非課税となる福祉施設等の建築中の敷地等	
8	中小企業会館	
9	研究開発型産業高度化促進施設	
10	地域産業集積活性化対策施設	
11	公益社団法人・公益財団法人所有の港湾労働者施設	
12	公益社団法人・公益財団法人所有の学校給食を実施するための施設	
13	都市計画自動車ターミナル	
14	本市補助を受け商店街振興組合等が整備したコミュニティ施設	
15	大阪沖縄会館	
16	公益社団法人・公益財団法人所有のがん予防検診施設	
17	公益社団法人・公益財団法人所有の結核予防施設	
18	公益社団法人・公益財団法人所有の公害健康被害検査施設	
19	柔道整復師会館	
20	府医師会館	
21	府歯科医師会館	
22	中沢記念野球会館（高校野球連盟）	
23	講道館　大阪国際柔道センター	
24	住吉武道館	
25	労働組合が専らその用に供する固定資産	
26	救急医療機関所有の病院・診療所	
27	非課税となる診療施設のための看護師宿舎	
28	学校法人以外の幼稚園	
29	障がい者小規模作業所等	
30	公益社団法人・公益財団法人所有の海外技術者研修施設	

（次ページに続く）

（付属資料２）

○市税の減免のうち、見直しの対象としたもの （２／３）

（前ページからの続き）

	項　　目	区　分
31	能楽堂・能舞台	固定資産税・都市計画税
32	在日外国人のための公民館的施設	
33	公益社団法人・公益財団法人所有の中国残留邦人等支援施設	
34	土地改良区が本来の用に供する事務所等の敷地	
35	本市補助を受け事業協同組合等が整備したコミュニティ施設	
36	苅田土地改良記念会館	
37	平野区画整理記念会館	
38	瓜破会館及び瓜破西会館	
39	大阪弁護士会館	
40	司法書士会館	
41	府道高速大阪東大阪線の土地のうち船場センタービル敷地部分	
42	オーク200のうち本市補助を受け整備された公共的施設の用に供する家屋	
43	天満・天神繁昌亭	
44	領事館	
45	学生・生徒〔所得65万円・125万円以下〕 → 学生・生徒	個人市民税
46	相続人〔単身者：所得115万円・145万円以下〕 → 相続人	
47	公益事業に係る事務所等所有者	
48	一般社団・財団法人（非営利型法人）	法人市民税
49	清算中の法人	
50	宗教法人・社会福祉法人 （※）	軽自動車税
51	教科書の発行の事業の用に供する施設	事業所税
52	劇場等に係る施設	
53	指定自動車教習所	
54	酒類の保管のための倉庫	
55	タクシー事業用施設で保有台数250台以下のもの	
56	織物の保管の用に供する施設	
57	ビルメンテナンス事業の用に供する施設	
58	列車内における食堂等の事業の用に供する施設	
59	古紙回収事業の用に供する施設	
60	家具の保管の用に供する施設	
61	倉庫業の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業の用に供する上屋で3万㎡未満のもの	
62	簡易宿所営業の用に供する施設	

※宗教法人への減免は廃止、社会福祉法人への減免は継続。

（付属資料２）

○市税の減免のうち、見直しの対象としたもの （３／３）

Ｂ．減免を継続または一部見直したもの 【26件】

	項　　目	区　分
1	災害により損害を受けた固定資産	固定資産税・都市計画税
2	生活扶助受給者所有の土地・家屋	
3	低所得者所有の土地・家屋	
4	本市が取得した固定資産	
5	本市事業により移転補償の対象となった固定資産	
6	仮換地指定前に使用収益できない土地	
7	仮換地に他人の工作物等がある土地	
8	過小宅地となるため仮換地を指定せず金銭清算される土地	
9	大阪ドーム（スタジアム部分）	
10	地域振興会が本来の用に供する固定資産	
11	一定の条件を満たしているマンション集会所	
12	老人憩の家	
13	児童遊園の用に供する固定資産	
14	公衆浴場	
15	災害被災者	個人市民税
16	生活扶助受給者等	
17	失業者〔単身者：所得115万円・145万円以下〕 → 失業者	
18	所得減少者〔単身者：所得115万円・145万円以下〕 → 所得減少者	
19	障がい者・未成年者・寡婦(夫)〔所得150万円以下〕 → 障がい者・未成年者・寡婦（夫）	
20	認可地縁団体(収益事業を行わない場合)	法人市民税
21	特定非営利活動法人(収益事業を行わない場合)	
22	公益社団・財団法人(収益事業を行わない場合)	
23	被災車両	軽自動車税
24	身体障がい者等専用車両（自己所有）	
25	身体障がい者等専用車両（生計同一人所有）	
26	身体障がい者等専用車両（特殊仕様車両）	

（付属資料3）

使用料の減免措置の見直し

市政改革プラン（2012年7月策定）に基づき、市有不動産の使用料等の減免措置について、見直しを実施。（2014年度末取組み完了。）

〇使用料の減免案件と見直し結果
合計1,424件の減免について点検を行い、結果を公表。

	結　果	補　足	件数（2012～2013年度）	件数（2012～2014年度）
A	減免率見直し・減免廃止	減免率の見直し・減免を廃止	97	198
B	要検証	引き続き検討を行い、適切な取扱いを検証	239	0
C	点検対象外	「行政からの支援」ではなく、原則として減免継続	24	24
D	減免継続	現行のまま減免を継続	1,050	1,183
E	事業終了	事業終了により減免廃止	14	19
合　計			**1,424**	**1,424**

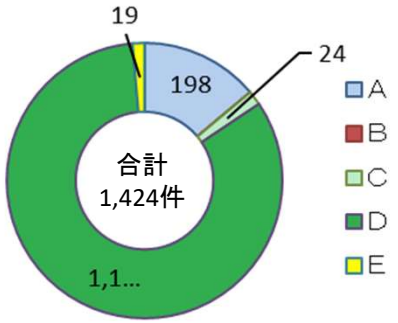

（付属資料3）

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの （1／6）

A. 減免率見直し・減免廃止 【97件】(2014年8月時点) →【198件】(2014年度末取組み完了時点)

	項　　目	件数 (2012～13年度)	件数 (2012～14年度)
1	施設用地（大阪人権博物館）	1	同左
2	大学と連携した人材育成中核拠点（NPO大学コンソーシアム大阪・NPO関西社会人大学院連合）	2	同左
3	その他児童福祉施設	1	同左
4	事務所（（社）大阪市母と子の共励会）愛光会館	1	同左
5	保育所	54	同左
6	事務所（（社）福島産業会）	1	同左
7	事務所（公益財団法人地球環境センター）鶴見緑地公園内	1	同左
8	港湾労働者住宅等（（財）大阪港湾福利厚生協会）	8	同左
9	荷さばき地等（舞洲埋立地）	1	同左
10	荷さばき地等（港湾局賃貸地）	13	同左
11	貯炭場・車庫（港湾局賃貸地）	5	同左
12	事務所（大阪市漁協（協））	1	同左
13	倉庫等（港湾局賃貸地）	4	同左
14	事務所・倉庫等（港湾局賃貸地）	3	同左
15	事務所（公益財団法人大阪市学校給食協会）	1	同左
16	事務所（大阪市経済局関係団体協議会）大阪産業創造館内	—	1
17	在宅サービスセンター・ステーション（区在宅サービスセンター）	—	20
18	在宅サービスセンター・ステーション（地域在宅サービスステーション）	—	41
19	その他高齢者福祉施設（認知症高齢者グループホーム）	—	1
20	その他高齢者福祉施設（小規模多機能型居宅介護施設）	—	1
21	事務所（社会福祉センター）	—	5
22	事務所（社会福祉センター）	—	2
23	障がい者福祉施設	—	30
計		97	198

（付属資料3）

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの （2／6）

B. 要検証 【239件】（2014年8月時点） →【0件】（2014年度末取組み完了時点）

	項　　目	件数 （2012～2013年度）	件数 （2012～2014年度）
1	福利厚生施設（ヴィアーレ大阪）	1	—
2	国際学校（学校法人大阪YMCA）	1	—
3	事務所（大阪市経済局関係団体協議会）大阪産業創造館内	1	—
4	在宅サービスセンター・ステーション（区在宅サービスセンター）	26	—
5	在宅サービスセンター・ステーション（地域在宅サービスステーション）	42	—
6	その他高齢者福祉施設（認知症高齢者グループホーム）	1	—
7	その他高齢者福祉施設（小規模多機能型居宅介護施設）	1	—
8	事務所（社会福祉センター）	10	—
9	事務所（社会福祉センター）	4	—
10	障がい者福祉施設	52	—
11	大阪バイオサイエンス研究所	1	—
12	研究施設（大阪大学）	1	—
13	障がい者福祉施設付帯駐車場（社会福祉法人ライフサポート協会）	1	—
14	会館・港湾関係車両施設（（財）大阪港湾福利厚生協会）	3	—
15	社団法人事務所（もと幼児教育センター内）	1	—
16	学校売店・食堂	92	—
17	幼稚園（北恩加島幼稚園）	1	—
計		239	0

（付属資料3）

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの （3／6）

C. 点検対象外 【24件】

	項　　目	件数
1	寝屋川護岸敷地用地（大阪府）	1
2	鉄道高架軌道施設敷地（阪神電気鉄道㈱）	5
3	広場（西日本電信電話㈱）	1
4	記念碑（大阪府立夕陽丘高等学校）	1
5	無料低額宿泊所（生活ケアセンター）	1
6	道路・通路	1
7	傾斜地管理	1
8	砂防ダム（大阪府八尾土木事務所）	1
9	通路（豊中市立第17中学校通学路）	1
10	公共水路（八尾工場内）	1
11	広場（湊町地区開発協議会）	1
12	阪神高速道路上空占用（（独）日本高速道路保有・債務返済機構）	8
13	ペデストリアンデッキ（コスモスクエア海浜緑地）	1
計		24

D. 減免継続 【1,050件】（2014年８月時点） →【1,183件】（2014年度末取組み完了時点）

	項　　目	件数 （2012～2013年度）	件数 （2012～2014年）
1	事務所（大阪市立高等学校教育研究会）東高等学校内	1	同左
2	事務所（大阪市立高等学校校長会）東高等学校内	1	同左
3	事務所（大阪市立高等学校体育連盟）東高等学校内	1	同左
4	事務所（大阪市立高等学校文化連盟）東高等学校内	1	同左
5	事務所（大阪市立小学校長会）もと幼児教育センター	1	同左
6	事務所（大阪市立中学校校長会）もと幼児教育センター	1	同左
7	事務所（大阪市立幼稚園長会）もと幼児教育センター	1	同左
8	学校施設（理学部附属植物園）	2	同左
9	博物館（大阪商工会議所）大阪産業創造館内	1	同左
10	国立文楽劇場（独立行政法人日本芸術文化振興会）	1	同左

（次ページへ続く）

（付属資料3）

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの （4／6）

D. 減免継続 【1,050件】(2014年8月時点) →【1,183件】(2014年度末取組み完了時点)

（前ページからの続き）

	項　　目	件数 (2012～2013年度)	件数 (2012～2014年度)
11	宣言塔(大阪福島納税貯蓄組合連合会)	1	同左
12	集会所・会館	193	同左
13	地域コミュニティ関連用地(倉庫・広場等)	249	同左
14	資材置場(阪神高速道路(株))	1	同左
15	複合交通センター・交通広場(OCAT)	1	同左
16	多目的ドーム(京セラドーム大阪)	1	同左
17	その他高齢者福祉施設(シルバー人材センター)	5	同左
18	その他高齢者福祉施設(軽費老人ホーム)	2	同左
19	その他高齢者福祉施設(生活支援ハウス)	1	同左
20	特別養護老人ホーム	53	同左
21	老人憩の家	247	同左
22	保護施設(救護施設、更生施設)	6	同左
23	無料低額診療施設(社会医療センター)	1	同左
24	共同浴場	6	同左
25	障がい者福祉施設(障がい者職業指導センター・職業リハビリテーションセンター)	2	同左
26	障がい者福祉施設(障がい者ケアホーム)	1	同左
27	売店・店舗等	1	同左
28	看護専門学校	3	同左
29	その他児童福祉施設	1	同左
30	その他児童福祉施設	3	同左
31	青少年野外活動センター	2	同左
32	学校施設(幼稚園昼食実行委員会)	2	同左
33	航空機騒音測定器(共同利用施設)	1	同左
34	防潮堤点検階段(仮設)住之江工場内	1	同左
35	農園(瓜破霊園内)	1	同左

（次ページへ続く）

（付属資料3）

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの （5／6）

D. 減免継続 【1,050件】(2014年8月時点) →【1,183件】(2014年度末取組み完了時点)

（前ページからの続き）

	項　　目	件数 (2012～2013年度)	件数 (2012～2014年度)
36	アーケード(長吉銀座商店街振興組合)	1	同左
37	活動拠点施設(NPO法人、社会福祉法人等)	11	同左
38	賃貸住宅(大阪市住宅供給公社)	10	同左
39	道路・通路(西日本旅客鉄道㈱)	1	同左
40	防犯カメラ	9	同左
41	防犯活動拠点、駐車場	19	同左
42	水防倉庫、事務所(淀川左岸水防事務組合)、無線基地局	24	同左
43	作業所(高速道路建設工事)阪神高速道路㈱	2	同左
44	倉庫(市岡緑陰道路愛護会外)	1	同左
45	EVからホームへの接道(西日本旅客鉄道㈱)	1	同左
46	アーケード(西天銀座商店街)	1	同左
47	専門職大学院サテライト教室(中之島図書館内)	1	同左
48	大阪外環状鉄道の整備に必要な工事ヤードとして使用	1	同左
49	観測施設(独立行政法人産業技術総合研究所)	1	同左
50	児童遊園	126	同左
51	教育訓練施設(鶴浜埋立用地)	1	同左
52	警察施設(住之江警察署)	1	同左
53	多目的ホール・展示場等(ATC)	1	同左
54	水防施設(大阪府西大阪治水事務所)	1	同左
55	震度計(大阪府)	21	同左
56	防犯カメラ	14	同左
57	大阪国際平和センター	1	同左
58	記念碑(市立東商業高等学校同窓会等)	3	同左
59	地震観測装置(関西地震観測研究協議会)	1	同左
60	大阪外環状鉄道の整備に必要な工事ヤードとして使用	1	同左

（次ページへ続く）

（付属資料3）

○ 市有不動産の使用料減免のうち、見直しの対象としたもの （6／6）

D. 減免継続 【1,050件】(2014年8月時点） →【1,183件】(2014年度末取組み完了時点）

（前ページからの続き）

	項　　目	件数 （2012～2013年度）	件数 （2012～2014年度）
61	福利厚生施設（ヴィアーレ大阪）	—	1
62	国際学校（学校法人大阪YMCA）	—	1
63	在宅サービスセンター・ステーション（区在宅サービスセンター）	—	6
64	在宅サービスセンター・ステーション（地域在宅サービスステーション）	—	1
65	事務所（社会福祉センター）	—	5
66	事務所（社会福祉センター）	—	2
67	障がい者福祉施設	—	22
68	障がい者福祉施設付帯駐車場（社会福祉法人ライフサポート協会）	—	1
69	社団法人事務所（もと幼児教育センター内）	—	1
70	学校売店・食堂	—	92
71	幼稚園（北恩加島幼稚園）	—	1
計		**1,050**	**1,183**

E. 事業終了 【14件】(2014年8月時点） → 【19件】(2014年度末取組み完了時点）

	項　　目	件数 （2012～13年度）	件数 （2012～2014年度）
1	事務所（もと東淀川人権文化センター）	1	同左
2	その他高齢者福祉施設（シルバーボランティアセンター）	1	同左
3	観測機器（(財)地域地盤環境研究所）	12	同左
4	大阪バイオサイエンス研究所	—	1
5	研究施設（大阪大学）	—	1
6	会館・港湾関係車両施設（(財）大阪港湾福利厚生協会）	—	3
計		**14**	**19**

（付属資料4）

外郭団体との競争性のない随意契約の見直し

市政改革プラン（2012年7月策定）に基づき、外郭団体との競争性のない随意契約について見直しを実施。（2014年度で目標達成により取組終了）

○見直しの状況

	2010年度決算（A）	2013年度決算（B）	2014年度決算（C）	削減状況（A）－（B）	削減状況（A）－（C）
金額	321億円	40億円	36億円	▲281億円（▲87.5%）	▲285億円（▲88.8%）
件数	325件	19件	13件	▲306件　（▲94.2%）	▲312件　（▲96.0%）

（見直しの内訳）

（金額の単位：百万円）

	団体名	2010年度決算（A）		2013年度決算（B）		2014年度決算（C）		（A）－（B）		（A）－（C）	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	(公財)大阪国際交流センター	8	28	0		0		▲ 8	▲ 28	▲ 8	▲ 28
2	(一財)大阪市男女協働参画のまち創生協会	3	12	0		0		▲ 3	▲ 12	▲ 3	▲ 12
3	大阪外環状鉄道(株)	0	0	1	58	1	127	1	58	1	127
4	(社福)大阪社会医療センター	1	7	0		0		▲ 1	▲ 7	▲ 1	▲ 7
5	(社福)大阪市社会福祉協議会	26	2,096	0		0		▲ 26	▲ 2,096	▲ 26	▲ 2,096
6	(一財)大阪市環境保健協会	18	579	0		0		▲ 18	▲ 579	▲ 18	▲ 579
7	(公財)大阪市救急医療事業団	3	385	1	108	1	96	▲ 2	▲ 277	▲ 2	▲ 289
8	(一財)大阪スポーツみどり財団	13	676	0		0		▲ 13	▲ 676	▲ 13	▲ 676
9	(公財)大阪市博物館協会	3	767	2	271	2	44	▲ 1	▲ 496	▲ 1	▲ 723
10	(一財)大阪国際経済振興センター	5	796	0		0		▲ 5	▲ 796	▲ 5	▲ 796
11	大阪市信用保証協会	1	10	0		0		▲ 1	▲ 10	▲ 1	▲ 10
12	アジア太平洋トレードセンター(株)	3	157	3	74	1	26	0	▲ 83	▲ 2	▲ 131
13	(公財)大阪市都市型産業振興センター	10	707	0		0		▲ 10	▲ 707	▲ 10	▲ 707

（次ページに続く）

（付属資料4）

（外郭団体との競争性のない随意契約の見直しの内訳）

（前ページからの続き）　　（金額の単位：百万円）

	団体名	2010年度 決算（A）		2013年度 決算（B）		2014年度 決算（C）		（A）－（B）		（A）－（C）	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
14	(一財)環境事業協会	15	1,601	0		0		▲ 15	▲ 1,601	▲ 15	▲ 1,601
15	大阪市住宅供給公社	17	359	0		0		▲ 17	▲ 359	▲ 17	▲ 359
16	(財)大阪市建築技術協会	5	5,275	0		0		▲ 5	▲ 5,275	▲ 5	▲ 5,275
17	大阪市街地開発(株)	0	0	2	7	0		2	7	0	0
18	大阪市道路公社	3	14	0		0		▲ 3	▲ 14	▲ 3	▲ 14
19	(一財)都市技術センター	18	646	0		0		▲ 18	▲ 646	▲ 18	▲ 646
20	クリスタ長堀(株)	0	0	2	95	1	92	2	95	1	92
21	大阪地下街(株)	1	14	1	10	1	14	0	▲ 4	0	0
22	大阪港埠頭(株)	1	15	0		0		▲ 1	▲ 15	▲ 1	▲ 15
23	(株)大阪港トランスポートシステム	1	7	0		0		▲ 1	▲ 7	▲ 1	▲ 7
24	(株)海遊館	1	88	0		0		▲ 1	▲ 88	▲ 1	▲ 88
25	交通サービス(株)	40	3,693	0		0		▲ 40	▲ 3,693	▲ 40	▲ 3,693
26	大阪運輸振興(株)→大阪シティバス(株)※	8	3,821	2	2,597	2	2,442	▲ 6	▲ 1,224	▲ 6	▲ 1,379
27	㈱大阪メトロサービス	6	820	4	610	4	712	▲ 2	▲ 210	▲ 2	▲ 108
28	(株)大阪水道総合サービス	30	1,546	0		0		▲ 30	▲ 1,546	▲ 30	▲ 1,546
29	(一財)大阪市教育振興公社	10	4,335	1	140	0		▲ 9	▲ 4,195	▲ 10	▲ 4,335
30	(財)大阪市都市工学情報センター	49	200	0		0		▲ 49	▲ 200	▲ 49	▲ 200
31	(財)大阪城ホール	2	36	0		0		▲ 2	▲ 36	▲ 2	▲ 36
32	(株)湊町開発センター	1	9	0		0		▲ 1	▲ 9	▲ 1	▲ 9
33	(財)大阪市消防振興協会	1	436	0		0		▲ 1	▲ 436	▲ 1	▲ 436
34	大阪港埠頭ターミナル(株)	1	5	0		0		▲ 1	▲ 5	▲ 1	▲ 5
35	(財)大阪市農業センター	1	11	0		0		▲ 1	▲ 11	▲ 1	▲ 11
36	(財)大阪観光コンベンション協会	4	129	0		0		▲ 4	▲ 129	▲ 4	▲ 129
37	(公社)大阪港振興協会	3	98	0		0		▲ 3	▲ 98	▲ 3	▲ 98
38～61	(社福)各区社会福祉協議会	13	2,772	0		0		▲ 13	▲ 2,772	▲ 13	▲ 2,772
	合　　計	325	32,150	19	3,970	13	3,553	▲ 305	▲ 28,180	▲ 312	▲ 28,597

※2014年4月社名変更